

令和 6 年 9 月 定例会 (9 月 2 日 開 会)
9 月 19 日 閉 会

池 田 町 議 会 会 議 録

令和6年9月池田町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1 3
○応招・不応招議員.....	1 4

第 1 号（9月2日）

○議事日程.....	1 5
○本日の会議に付した事件.....	1 6
○出席議員.....	1 6
○欠席議員.....	1 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 6
○事務局職員出席者.....	1 6
○開会及び開議の宣告.....	1 7
○諸般の報告.....	1 7
○会議録署名議員の指名.....	1 8
○会期の決定.....	1 9
○町長あいさつ.....	1 9
○認定第1号より認定第5号まで、議案第32号の一括上程、説明.....	2 1
○報告第19号、報告第20号の一括上程、報告.....	6 2
○監査委員による令和5年度の決算審査意見について.....	6 3
○認定第1号より認定第5号、議案第32号まで質疑.....	7 0
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 3
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 4
○散会の宣告.....	7 6

第 2 号（9月3日）

○議事日程.....	7 7
○本日の会議に付した事件.....	7 8
○出席議員.....	7 8
○欠席議員.....	7 8

○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	7 8
○ 事務局職員出席者.....	7 8
○ 開議の宣告.....	7 9
○ 議案第 3 5 号の上程、説明、質疑.....	7 9
○ 議案第 3 6 号より議案第 3 8 号まで、一括上程、説明、質疑.....	8 4
○ 議案第 3 9 号の上程、説明、質疑.....	8 5
○ 議案第 4 0 号の上程、説明、質疑.....	8 6
○ 議案第 4 1 号より議案第 4 3 号まで、一括上程、説明、質疑.....	8 7
○ 認定第 1 号より認定第 5 号まで、議案第 3 2 号、議案第 3 5 号より議案第 4 3 号まで、委員会に付託.....	9 5
○ 請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	9 5
○ 散会の宣告.....	9 6

第 3 号（9月5日）

○ 議事日程.....	9 7
○ 本日の会議に付した事件.....	9 7
○ 出席議員.....	9 7
○ 欠席議員.....	9 7
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	9 7
○ 事務局職員出席者.....	9 7
○ 9 月定例議会一般質問一覧表.....	9 8
○ 開議の宣告.....	1 0 0
○ 一般質問.....	1 0 0
中 山 眞 君.....	1 0 0
大 厩 美 秋 君.....	1 1 6
矢 口 結 以 君.....	1 2 4
三 枝 三七子 君.....	1 4 4
山 崎 正 治 君.....	1 6 0
○ 散会の宣告.....	1 7 9

第 4 号 (9月6日)

○ 議事日程.....	1 8 1
○ 本日の会議に付した事件.....	1 8 1
○ 出席議員.....	1 8 1
○ 欠席議員.....	1 8 1
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 8 1
○ 事務局職員出席者.....	1 8 1
○ 開議の宣告.....	1 8 2
○ 一般質問.....	1 8 2
服 部 久 子 君.....	1 8 2
薄 井 孝 彦 君.....	1 9 8
大 出 美 晴 君.....	2 1 6
安 部 誠 君.....	2 2 5
○ 散会の宣告.....	2 3 5

第 5 号 (9月19日)

○ 議事日程.....	2 3 7
○ 本日の会議に付した事件.....	2 3 7
○ 出席議員.....	2 3 7
○ 欠席議員.....	2 3 8
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 3 8
○ 事務局職員出席者.....	2 3 8
○ 開議の宣告.....	2 3 9
○ 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	2 3 9
○ 認定第 1 号より認定第 5 号及び議案第 3 2 号について、討論、採決.....	2 5 4
○ 議案第 3 5 について、討論、採決.....	2 5 8
○ 議案第 3 6 号より議案第 3 8 号について、討論、採決.....	2 6 0
○ 議案第 3 9 号について、討論、採決.....	2 6 1
○ 議案第 4 0 号について、討論、採決.....	2 6 2
○ 議案第 4 1 号より議案第 4 3 号について、討論、採決.....	2 6 3

○ 請願・陳情書について、討論、採決.....	2 6 4
○ 日程の追加.....	2 7 1
○ 同意第 2 号について、上程、説明、採決.....	2 7 1
○ 同意第 3 号について、上程、説明、採決.....	2 7 2
○ 諮問第 1 号について、上程、説明.....	2 7 3
○ 発議第 5 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7 4
○ 発議第 6 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7 5
○ 発議第 7 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7 7
○ 発議第 8 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7 8
○ 発議第 9 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 8 0
○ 発議第 1 0 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 8 2
○ 日程の追加.....	2 8 3
○ 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	2 8 4
○ 日程の追加.....	2 8 4
○ 議会運営委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	2 8 5
○ 日程の追加.....	2 8 5
○ 議員派遣の件.....	2 8 5
○ 町長あいさつ.....	2 8 6
○ 議長あいさつ.....	2 8 7
○ 閉会の宣告.....	2 8 7
 ○ 署名議員.....	 2 8 9

池田町告示第 9 0 号

令和 6 年 9 月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

池田町長 矢 口 稔

1 . 期 日 令和 6 年 9 月 2 日（月） 午前 1 0 時

2 . 場 所 池田町役場議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（ 1 1 名）

1 番	矢 口 結 以 君	2 番	三 枝 三七子 君
3 番	安 部 誠 君	4 番	山 崎 正 治 君
5 番	大 厩 美 秋 君	6 番	中 山 眞 君
7 番	大 出 美 晴 君	8 番	和 澤 忠 志 君
9 番	薄 井 孝 彦 君	1 0 番	服 部 久 子 君
1 1 番	横 澤 は ま 君		

不応招議員（ なし ）

令和 6 年 9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 6 年 9 月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 2 日 (月曜日) 午前 1 0 時開会

諸般の報告

報告第 1 4 号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第 1 5 号 議員派遣結果報告について

報告第 1 6 号 例月出納検査結果報告 (6 ・ 7 ・ 8 月)

報告第 1 7 号 令和 5 年度池田町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 1 8 号 令和 5 年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

会期 - 9 月 2 日 (月) から 1 9 日 (木) までの 1 8 日間

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 認定第 1 号 令和 5 年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 令和 5 年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号 令和 5 年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 令和 5 年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 令和 5 年度池田町水道事業会計の決算の認定について

議案第 3 2 号 令和 5 年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について

一括上程、説明

日程第 5 報告第 1 9 号 池田町財政健全化判断比率の報告について

報告第 2 0 号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について

日程第 6 監査委員による令和 5 年度の決算審査意見について

決算審査意見に対する質疑

日程第 7 認定第 1 号より認定第 5 号、議案第 3 2 号まで質疑

日程第 8 議案第 3 3 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 9 議案第 3 4 号 北アルプス広域連合規約の変更に関する協議について

上程、説明、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 1 名）

1 番	矢 口 結 以 君	2 番	三 枝 三七子 君
3 番	安 部 誠 君	4 番	山 崎 正 治 君
5 番	大 厩 美 秋 君	6 番	中 山 眞 君
7 番	大 出 美 晴 君	8 番	和 澤 忠 志 君
9 番	薄 井 孝 彦 君	1 0 番	服 部 久 子 君
1 1 番	横 澤 は ま 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	矢 口 稔 君	副町長兼総務課長事務取扱	宮 澤 達 君
教 育 長	山 崎 晃 君	住 民 課 長	寺 嶋 秀 徳 君
健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君	振 興 課 長	下 條 浩 久 君
建設水道課長	山 本 利 彦 君	会計管理者兼会計課長	丸 山 光 一 君
学校保育課長	井 口 博 貴 君	生涯学習課長	大 澤 孔 君
総務課長補佐 兼 総 務 係 長	滝 沢 健 彦 君	監 査 委 員	中 村 一 雄 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 岸 寛 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	---------	-----------	-----------

開会 午前 10 時 00 分

開会及び開議の宣告

○議長（横澤はま君） おはようございます。

令和 6 年 9 月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は、令和 5 年度一般会計及び特別会計の決算の認定等を御審議願う予定になっております。

各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができるよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年 9 月池田町議会定例会を開会します。

なお、丸山会計課長より、忌引のため、本日途中退席し、そして 9 月 6 日までということの欠席の届出がありました。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違いとして、議長において会議録を修文させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（横澤はま君） 諸般の報告を行います。

報告第14号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告いたします。

報告第15号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第16号 例月出納検査結果報告（6月・7月・8月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第17号 令和5年度池田町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告を願います。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） おはようございます。

それでは、報告第17号 令和5年度池田町水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

これは令和5年度池田町水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰越ししましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

今回、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、繰越した建設改良費は、中区第二配水池送水ポンプほか更新工事で、機材調達に日数を要したこと、また、降雪、降雨のため、配水管布設工事の補修、舗装、復旧に不測の日数を要したことにより、3,802万円を翌年度に繰り越したものであります。

なお、繰越予算に係る財源は、損益勘定留保資金を充てることとしております。

以上、報告第17号の説明をいたしました。

○議長（横澤はま君） 報告第18号 令和5年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

○議長（横澤はま君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、9番、薄井孝彦議員、10番、服部久子議員を指名します。

会期の決定

- 議長（横澤はま君） 日程２、会期日程の決定を議題にします。

会期日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願っております。

議会運営委員長から報告を求めます。

中山議会運営委員長。

〔議会運営委員長 中山 眞君 登壇〕

- 議会運営委員長（中山 眞君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

８月27日に開催しました議会運営委員会において、令和６年９月池田町議会定例会の会期及び議事日程について協議いたしました。

会期は本日９月２日から９月19日までの18日間とし、議事日程はお手元に配付のとおりといたしましたので、よろしくお願いします。

議会運営委員会の報告を申し上げます。他の議員に補足の説明がありましたらお願いします。

以上。

- 議長（横澤はま君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおり決定しました。

町長あいさつ

- 議長（横澤はま君） 日程３、町長あいさつ。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただき、御礼申し上げます。

令和6年度も中盤を迎え、この夏も高温、そして多くの雨が降ったように思います。10年に約10%ずつ土砂災害が増えているというデータがあります。まさしく近年は気候が大きく変わってきたと感じているところです。

先週末には台風10号が九州地方に上陸し、その影響が様々な地域で広がっています。当町と災害時相互応援協定を締結している岐阜県池田町でも約50ヘクタールの広さで河川の氾濫等による浸水が確認され、災害救助法が適用されるなど、大きな被害が出ております。

当町としても協定にのっとり、岐阜県池田町災害対策本部に電話連絡を行い、情報交換を行ったところであります。現在までのところ、水位は低下してきているとのこと。引き続き支援体制について必要に応じて連絡を取り合ってまいりたいと思います。長野県池田町として、被災された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を祈念いたします。

また、昨日9月1日は、関東大震災が発災してから101年目の年となります。そして今では防災の日として定められております。町といたしましても地震災害への備えはもちろん、地震と大雨災害等、同時に起こった場合の対応をどうするのか町全体で考えていかななくてはならないと強く感じているところであります。

本定例会は、令和5年度の各会計の決算議案の認定を中心に、また、令和6年度後半に向けての行政執行に必要な補正予算等を提案いたしますので、御審議、御決定をお願いいたします。

今議会に提案いたします議案は、報告案件7件、認定案件5件、議案は条例、補正予算案等12件であります。提案いたします議案等については、十分に御審議いただき、認定及び御決定いただきますようお願いを申し上げます。なお、最終日には追加案件も予定しております。

以上、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

認定第1号より認定第5号まで、議案第32号の一括上程、説明

- 議長（横澤はま君） 日程4、認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和5年度池田町水道事業会計の決算の認定について、議案第32号 令和5年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

- 町長（矢口 稔君） 認定第1号から認定第5号及び議案第32号について一括提案理由の説明を申し上げます。

この認定等案件は、令和5年度の一般会計ほか3つの特別会計並びに上水道、下水道事業会計に対して予算執行結果の認定と剰余金処分の議決をいただくため提案するものであります。

地方自治法の規定により、監査委員の審査に付した決算に監査委員の意見をつけ、併せて主要な施策の成果説明書も提出いたしましたので、御審査、御審議をお願い申し上げます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の指標となる健全化判断比率及び資金不足比率については、この決算認定とは別に報告いたします。

以下、決算の主要事項を報告し、提案説明といたします。

初めに、認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度池田町一般会計予算では、新型コロナウイルス対策に係る各種事業、子育て世帯や住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金事業、災害復旧事業、てるてる坊主のふるさと応援寄附金経費などにおいて、13回の補正を行い、総額4億9,048万7,000円の追加補正予算を編成しました。

決算額は、歳入総額52億8,111万9,000円、歳出総額52億1,003万4,182円で、歳入歳出差引残額は7,108万4,818円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は2,113万9,000円、実質収支額は4,994万6,000円で、そのうち地方自治法に基づく基金積立金として、財政調整基金に2,500万円の積立てを行う決算となりました。

決算の主な項目について申し上げます。

歳入では、町税の収入済額は9億6,095万6,821円で、前年度対比0.3%の減で、歳入全体の18.2%を占めました。

町民税は、収入額4億6,047万2,890円となり、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつあるものの、法人税、現年課税分収入額が25%減少したことで、前年度対比は金額で1,243万9,174円の減収となりました。

固定資産税は、収入額4億247万4,664円で、前年度対比1.9%増、軽自動車税は4,131万6,477円で、前年度比2.1%増となっております。

地方譲与税は、6,316万3,000円で、前年度対比0.2%の増、地方消費税交付金は2億3,915万5,000円で、前年度対比1.3%の増となりました。

地方交付税は、23億8,393万7,000円で、歳入全体の45.1%を占めていますが、前年度対比では特別交付税が増えたことにより、0.4%増となっています。

分担金及び負担金では、5,477万580円で、前年度対比3.2%の増となりました。

使用料及び手数料は、5,976万3,272円で、前年度対比0.3%の増で、新型コロナウイルス感染症対策により公共施設の利用が減っていましたが、少しずつ回復がされている状況であります。

国庫支出金は、5億4,097万6,067円で、前年度対比23.9%の減であります。子育て世帯または非課税世帯に対しての臨時特別支援事業、新型コロナウイルス追加接種事業、マイナンバーカードに関する事業などにおいて、事業の縮小や皆減などにより収入が減ったことが主な要因でございます。

県支出金は、3億2,050万9,144円で、前年度対比9.3%の減となりました。国政選挙及び県議会議員選挙に関する委託金、医療介護総合確保基金事業などの交付額の減少及び第6波事業者支援交付金の皆減によるものが主な理由でございます。

財産収入は、収入額884万960円で、令和4年度における普通財産の譲渡代金が大きかったため、令和5年度は前年度対比で62.7%減となりました。

寄附金は、1億2,158万3,000円で、ふるさと応援寄附金が5.3%減少したことなどにより、前年度対比2.0%の減となりましたが、ふるさと応援寄附金は昨年度に続き1億円を超える収入実績がありました。

繰入金は、2,921万4,000円、前年度対比76.3%減と大幅に減りましたが、これは前年度に起債の繰上償還をするため、減債基金より1億1,500万円を繰入れしたことが主な原因でござ

ざいます。

なお、令和５年度も慎重な財政運営を行ってまいりましたが、結果として昨年度に続き、財政調整基金から繰入れをせず、その他の基金においても大きな繰入れを行わずに決算することができました。

町債は、総務債など６科目より借換債を主なものとして、起債借入れを行っています。収入額は２億１,９７０万円で、前年度対比５５.５％の減、全体収入の場合では４.２％となっております。

歳入全体では、令和４年度と比較して、額として５億５,１３０万２,１７５円、率では９.５％減の５２億８,１１１万９,０００円の決算となりました。

次に、歳出について主な項目を申し上げます。

議会費は、支出済額５,５２９万２,７６５円、前年度比０.６％の減でした。

議員報酬につきましては、令和５年４月より議員定数が１名減となり、また、議員改選まで報酬を１０％削減してきましたが、改選後からは規定の報酬額を支出してございます。

総務費は、９億７,３２８万６,８６４円で、前年度対比６.３％減、歳出全体では１８.７％の支出でございます。

主な支出としては、職員及び会計年度任用職員の人件費、庁舎管理等の経常経費のほか、基金への積立金、てるてる坊主のふるさと応援基金に係る経費であります。基金への積立では、減債基金へは５,０００万円、公共施設等整備基金に２億２,２８０万円、てるてる坊主のふるさと応援基金には５,４２９万４８６円を積立てすることができました。

民生費では、１５億６,８７８万１,２８９円で、子育て世帯への臨時特別給付金の増などにより、前年度対比６.５％、額では９,５２６万１,２６３円の支出増となり、歳出全体に占める割合は３０.１％でございました。主なものは、国保及び後期高齢者特別会計への繰出金、後期高齢者医療療養給付費及び介護保険広域連合に係る負担金、児童手当などの経常的支出のほか、電力・ガス・食品等の価格高騰による緊急支援給付金事業、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、子育て世帯支援などに関して臨時特別給付金を支出してございます。

衛生費は、２億６,４４６万８,５７６円で、前年度対比１２.５％の減となりました。減少した主な要因については、新型コロナウイルスワクチン接種及び予防接種に関する事業実績が減ったことによるものであります。

労働費は、５６５万８,０００円で、前年度支出とほぼ変わらず、主なものは勤労者生活資金等預託金に関連する支出となっております。

農林水産業費は、2億7,676万1,256円、前年度対比17.2%の減でございました。減額の主な要因としては、土地改良費での農業農村整備事業負担金の減少及び事業終了に伴い、工事費の支出がなくなったためであります。

商工費は、1億4,672万7,713円、前年度対比29.1%の減でございました。減少した主な要因は、令和4年度に給付を行いましたコロナ交付金に係る事業のうち、令和5年度では池田町中小企業事業継続支援給付金事業がなくなったためであります。

土木費は、4億4,334万1,415円で、前年度対比9.6%の増となりました。道路橋梁維持に関する点検、施設修繕、工事費が増えたためでございます。また、下水道事業会計には前年度と同額の2億9,000万円を負担金として支出しました。

消防費は、1億8,717万2,501円を支出し、前年度対比6.8%の増でありました。北アルプス広域連合常備消防費負担金や各分団への交付金、団員報酬、費用弁償などが主な支出であります。なお、団員報酬につきましては、消防団員の処遇改善の一つとして、各自の個人口座へ振込みをさせていただきました。

教育費は、4億5,489万3,491円の支出をしてございます。小・中学校費は一般施設修繕費、工事費などにより支出額が増えたものの、教育総務費、事務局費ではコロナ交付金関連事業の皆減、社会教育費は美術館指定管理委託料等が減少となったため、前年度対比では1.4%の減となりました。主な支出としては、教育委員会各施設の維持管理に係る経常経費のほか、小・中学校の管理及び教育振興に関する経費、美術館、創造館の指定管理料、池田松川施設組合に係る負担金であります。

公債費は、7億7,681万6,309円の支出となり、借換債による償還額等が少なかったため、前年度対比27.5%減で、額にして2億9,490万796円の減となりました。

災害復旧費は、5,683万4,003円で、令和4年度に比べ、大きな繰越事業がありませんでしたので、前年度対比71.3%の減となりました。なお、令和6年度へ繰越しをして事業を実施するための繰越明許費は事業費ベースで、総額3,163万7,000円となりました。

以上、令和5年度一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

次に、認定第2号 令和5年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は、前年度から繰越金608万5,240円、歳出は、事業執行がありませんでしたので、そのまま同額を令和6年度へ繰り越す決算であります。

次に、認定第3号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

であります。

歳入決算額は 9 億 8,771 万 9,058 円で、前年度対比 4.0% 減、歳出決算額は 9 億 8,574 万 7,673 円で、3.1% 減でございました。差引残額は 197 万 1,385 円で、このうち 60 万円を国保財政調整基金へ積み立てることといたしました。

歳入では、国保税収入は、1 億 6,443 万 2,528 円で、前年度対比 4.4% 減となりました。

県支出金は、7 億 2,471 万 2,454 円の収入済額で、前年度対比 3.9% の減、また、歳入全体で占める割合は 73.4% となりました。

基金繰入金は、前年度と同額の 2,400 万円を国保財政調整基金より繰り入れております。

歳出は、保険給付費が 7 億 724 万 286 円で、前年度対比 3.8% 減となりました。

次に、認定第 4 号 令和 5 年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は 1 億 6,636 万 8,766 円で、前年度対比 4.3% の増、歳出総額は 1 億 6,586 万 8,620 円で、前年度対比 4.2% の増となり、差引残額 50 万 146 円の決算となりました。

歳入の主な内容は、保険料として 1 億 2,364 万 6,480 円、一般会計繰入金は 4,199 万 2,712 円でありました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金 1 億 6,496 万 8,092 円が主な支出となります。

認定第 5 号 令和 5 年度池田町水道事業会計の決算の認定について説明を申し上げます。

収益的収入では、水道事業収益 2 億 4,622 万 5,043 円、支出では水道事業費 1 億 9,568 万 7,943 円、資本的収入 222 万 2,000 円、資本的支出は 3,582 万 4,252 円でありました。

令和 5 年度の純利益は 4,938 万 2,089 円で、令和 5 年度末処分利益剰余金は 5 億 2,788 万 8,985 円となりました。

最後に、議案第 32 号 令和 5 年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についてでございます。

本議案につきましては、決算剰余金の処分について議決が必要とされ、単年度に発生した剰余金を資本金に組み入れることを議決いただくことになります。

それでは、決算状況を申し上げます。

収益的収入では下水道事業収益 6 億 1,891 万 8,029 円、支出では下水道事業費 3 億 6,849 万 6,693 円、資本的収入 3 億 5,218 万 4,000 円、資本的支出は 6 億 6,163 万 92 円でありました。

令和 5 年度の純利益は 2 億 4,518 万 6,945 円で、令和 5 年度末処分利益剰余金は 5 億 2,657 万 6,914 円となりました。剰余金処分額として議会の議決による資本金への組入れ額は 1,410

万円でございます。また、条例第5条による処分額として、減債積立金に2,600万円を積立てし、差引き翌年度繰越利益剰余金は4億8,647万6,914円の予定でございます。

以上、認定第1号から第5号及び議案第32号について、一括提案理由の説明を申し上げます。

御審議の上、御認定及び議案第32号中の剰余金処分について御決定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は会計管理者及び担当課長にいたさせます。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

補足の説明を求めます。

認定第1号より第4号について。

丸山会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 丸山光一君 登壇〕

○会計管理者兼会計課長（丸山光一君） おはようございます。

それでは、認定第1号から認定第4号までの補足の御説明を申し上げます。

決算書につきましては、事項別明細書により金額の大きなものを中心に御説明させていただきますが、町長の提案説明と重なるところもあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書8ページを御覧ください。

歳入、款1町税でございますが、町税全体の収入済額は9億6,095万6,821円で、対前年度比0.29%の減、金額では276万2,713円の減となっております。また、徴収率は97.94%で、対前年度比0.3%の増となっております。不納欠損額は37件分の34万4,642円を処分しております。収入未済額は1,983万6,068円となり、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

次に、町税の主な内訳を申し上げます。

項1町民税、目1個人の収入済額は4億895万990円で、徴収率は98.18%、対前年度比0.37%の増でございます。不納欠損は3件、額にして4万4,142円の処分を行っています。

目2の法人の収入済額は5,152万1,900円で、対前年度比24.86%の減、額にして1,704万6,000円の減となっております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税の収入済額は3億9,900万364円で、徴収率は

97.36%、対前年度比0.42%の増でございます。不納欠損29件、額にして27万500円を処分しております。

次に、項3軽自動車税の収入済額は4,131万6,477円で、徴収率は97.35%、対前年度比0.18%の増でございます。不納欠損は5件、額にして3万円を処分しております。

次に、9ページを御覧ください。

項4町たばこ税の収入済額は5,669万2,790円で、対前年度比2.49%の増となりました。

款2地方譲与税の収入済額は6,316万3,000円で、対前年度比0.23%の増となっております。譲与基準は項1の地方揮発油譲与税、項2の自動車重量譲与税ともに一定の割合を町道の延長及び面積で案分され、国から譲与されるものでございます。

10ページを御覧ください。

款6法人事業税交付金は、対前年度比33.72%増で1,985万1,000円の収入となりました。

款7地方消費税交付金の収入済額は2億3,915万5,000円で、対前年度比1.3%の増となっております。県に納付されます地方消費税の2分の1相当額が市町村に対して交付され、交付基準は、国勢調査人口及び事業所統計の従業者数で案分されて交付されるものでございます。

11ページを御覧ください。

款9地方特例交付金では、個人住民税などの減収補填及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填として、774万3,000円の収入がありました。

款10地方交付税の収入済額は、23億8,393万7,000円で、対前年度比0.39%増となっております。当町の地方交付税は一番大きな財源で、歳入決算額の45.14%を占めております。

11ページです。款12分担金及び負担金の収入済額は5,477万580円で、対前年度比3.2%の増となっておりますが、13ページ、ちょっと飛びますが、備考欄最上段に記載の農業農村整備事業過年度地元分担金が多かったものによるものであります。

13ページから15ページとなりますが、款13使用料及び手数料の収入済額は5,976万3,272円、対前年度比0.3%増で、全体としては大きな変化はありませんが、交流センター使用料は51.8%の増、新規として、15ページ最上段の放課後総合プラン使用料は160万6,688円の収入がありました。

款14国庫支出金の収入済額は5億4,097万6,067円で、対前年度比23.9%、額にして1億6,984万2,431円の減となっております。大幅に減少した主な理由として、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業、公共土木施設災害復旧事業、個人番号交付事務及び社会保障税番

号制度システム整備に関するもの、デジタル基盤改革支援補助事業、電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援事業、非課税世帯等に対する臨時特別給付事業などにおいて、事業規模の縮小、皆減に伴い、補助金または負担金の交付額が少なくなったためでございます。

また、収入未済額の914万4,387円につきましては、社会保障税番号システム整備事業、農林水産業施設災害復旧事業などの費用として、翌年度への繰越明許費の未収入特定財源となります。

項 1 国庫負担金は 2 億6,926万8,359円の収入で、対前年度比24.5%の減でございます。主なものとしまして、16ページ、目 1 民生費国庫負担金、節 2 障害者福祉負担金は前年度対比4.0%増の 1 億2,910万4,300円が収入済額で、また、節 3 児童手当負担金は前年度より375万4,666円少ない6,968万3,322円の収入となっております。

16ページ中段下になりますが、目 2 衛生費国庫負担金、節 2 新型コロナウイルスワクチン接種負担金では1,645万8,827円が、目 3 災害復旧費国庫負担金では過年度分及び繰越分を含めて4,165万9,309円がそれぞれ収入となっております。

次に、17ページ、項 2 の国庫補助金は 2 億6,890万1,099円の収入で、前年度対比で22%減となります。主な収入として17ページ、新型コロナウイルス対策に関係して、目 1 総務費国庫補助金、節60地方創生臨時交付金では、2 億1,480万5,099円が収入となっております。

18ページ、目 4 土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業に関係する補助金として1,359万1,000円が交付されています。

19、20ページを御覧ください。

項 3 委託金は280万6,609円の収入となっておりますが、目 2 民生費委託金のうち国民年金事務取扱交付金が主な収入でございます。

次に、款15県支出金の収入済額は 3 億2,050万9,144円で、前年度比は9.3%の減となっております。減少の理由は、民生費関係では医療介護総合確保基金事業、農林水産業費では農業次世代人材投資資金などの事業実績により補助金が減少したほか、事業者支援のための商工費県補助金の皆減、また、令和 4 年度では選挙に関する委託金の収入実績があったためであります。

項 1 県負担金、目 1 民生費負担金として国保、後期高齢者特別会計、企業センター、児童手当に関する負担金などを支出しておりますが、主なものは20ページ、節 4 障害者福祉費負担金、備考欄、障害者総合支援給付費等県費負担金で5,563万8,548円が収入となっています。介護給付等に対して、県費 4 分の 1 が負担金の収入となり、前年度対比で7.3%の減であり

ます。

20ページ最下段、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金では6,280万6,700円が収入となっております。

21ページ、節 3 福祉医療給付事業費補助金では3.4%増の2,262万2,000円、節 5 の子ども・子育て支援交付金、また、節 8 から節11にかけて子育て世帯を支援する補助金、22ページ、節12、節13では物価の上昇に対して支援する補助金と節20の医療介護総合確保基金事業補助金など、子育て世帯を含めた子ども・子育て支援、生活困窮世帯や低所得を支援する事業費の財源が収入となっております。

22ページ中段下、目 4 農林水産業費県補助金は7,866万1,880円で、対前年度比9.8%減がありますが、産地パワーアップ補助金、野生鳥獣総合管理対策事業補助金が減ったことなどが主な理由でございます。主な収入は、信州農業生産力強化対策事業補助金、節 2、5、7 の備考欄記載の中山間地域直接支払補助金、農業次世代人材投資資金、多面的機能支払交付金となります。

24ページ、項 3 委託金は1,646万2,401円の収入であります。節 2 徴税費委託金が主な収入となります。

次に、24ページから25ページ、款16財産収入は884万960円で、対前年度比62.7%の減となりました。2、財産売却収入では、前年度に学校法人より専門学校寮に関する建物の譲渡代金の納入があったことが減少となった主な理由であります。

25ページ中段、款17寄附金の収入済額は 1 億2,158万3,000円で、項 1 目 2 ふるさと応援寄附金については収入済額が 1 億 1,648万3,000円で、前年度比で650万7,000円減少したものの、昨年度に引き続き寄附額が 1 億円を超えることとなりました。

25ページ下段を御覧ください。

款18繰入金の収入済額は2,921万4,000円で、対前年度比9,396万7,000円の大幅な減となりましたが、前年度は起債を前倒しで償還するために減債基金を 1 億1,500万円繰入れしたことによるものであります。なお、昨年度に引き続き、財政調整基金について、繰入れをせずに済むこととなりました。

26ページを御覧ください。

款19繰越金の収入済額は7,573万6,869円で、前年と比較し、繰越事業の額が2,171万円多かったため、対前年度比47.3%の増となっております。なお、繰越明許費に係る繰越金の詳細は備考欄に記載のとおりであります。

27ページ、款20諸収入の収入済額は1億5,694万5,287円で、対前年比5.2%の減であります。主なものとしては、27ページ中段下の項3受託事業収入、目1介護保険地域支援事業受託収入に関するもので4,334万1,000円の収入がありました。また、目2福祉企業センター受託事業収入は803万6,791円で、対前年度比5.2%の減となっております。

28ページ、項4雑入では6,801万1,648円が収入となっております。目2北アルプス広域連合負担金過年度精算金では、広域連合負担金、介護保険事業に伴うものとして752万1,000円、還付による収入がございました。

目5の雑入についての詳細は、備考欄に記載のとおりでございます。

31ページになりますが、目6コミュニティ助成金では、2つの自治会において舞台の修理及び防災備品の購入を行ったことに対して440万円の交付がありました。その下の目7では大北森林組合から補助金の返還分として58万2,000円が収入となっております。目8ハーブセンター等賃借料については、契約の見直し等を行った結果、前年度より199万2,000円少ない140万4,000円の賃借料収入がありました。

款21町債の収入済額は2億1,970万円で、対前年度比55.5%、額にして2億7,420万円の減となりました。収入未済額の130万円は翌年度への繰越財源であります。主なものは32ページ、項1町債、目4教育債、節1補正予算債、借換債の4,000万円、目6臨時財政対策債の1億3,000万円の収入であります。なお、臨時財政対策債については交付税措置率100%で、交付税の補完的財源となっております。

32ページ最下段の歳入合計ですが、予算現額52億7,496万4,000円、収入済額52億8,111万9,000円、収入済額の対前年度比は9.5%の減となっております。不納欠損額は44万995円、収入未済額は3,372万1,587円となっております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

33ページを御覧ください。

款1議会費の支出済額は5,529万2,765円で、対前年度比0.6%の減となっております。主な支出は備考欄二重丸、議会運営経費で、定例会、臨時会及び委員会等における経費と11名分の議員報酬であります。財政状況等を踏まえ、報酬を議員改選前では10%減額して支給されていましたが、改選後は規定の報酬額に戻しています。また、議員定数については全戸配布によるアンケート及び町民との意見交換会を実施し、議員協議会で検討の上、議員発議により1名減の11名としましたので、11名分の報酬及び手当を支出しております。これら報

酬及び定数の変動は備考欄4の共済費、1の町村議会議員共済会負担金にも連動して反映されています。

その他の主な支出として、34ページ中段、議会会議録作成のための委託料や議会報発行の印刷製本費など経常的な経費を支出してございます。

次に、35ページ下段を御覧ください。

款2総務費の支出済額は9億7,328万6,864円、対前年度比は6.3%の減で、翌年度繰越額は960万9,000円となっております。

項1総務管理費、目1の一般管理費は2億1,957万1,040円の支出でございます。備考欄二重丸に記載の一般管理経費、庁舎管理経費、職員の人件費等で、職員の雇用に係る経費や庁舎の維持管理のための経費などの経常的な経費がほとんどでございます。

主な支出としては備考欄中段に記載の公用車の維持管理に係る費用、事務処理に関する電算委託料、職員の健康診断委託料を支出しています。内容としまして、備考欄の1061一般修繕料は公用車のコースター修理のため、94万2,282円を支出、また、1222職員健康診断委託料では人間ドック、健康スクリーニング、ストレスチェックなどの費用を支出しております。

36ページ備考欄二重丸、庁舎管理経費では、光熱水費、庁舎宿日直を行う用務員等委託料、各種保守に関する委託料、土地及び事務機器など借り上げ料を支出しております。

37ページ備考欄上段、1220設計監理委託料及び中段下、1411庁舎改修工事は、雨漏り防止のため、庁舎2階食堂西側屋根防水のための改修費用と誘導看板製作設置費用として支出してございます。

38ページ備考欄二重丸、一般職人件費では正規職員の人件費のほか、会計年度任用職員の報酬及び期末手当、各種保険料等についてまとめて支出してございます。

続きまして、38、39ページが目2文書広報費は1,272万215円の支出でございます。文書発送のための郵送料、起案文書等の文書管理、条例等の更新に伴うデータ作成及び法規・例規の関係で支出しております。

次に、備考欄二重丸、39ページですが、財産管理一般経費は1,156万860円支出してございます。主な支出としては公共施設に係る火災保険料の303万8,415円と40ページ最上段、1272アスベスト含有建材調査規定の検索などを含めたアスベスト建材調査報告の業務委託料を支出しております。

次に、40ページ二重丸備考欄の上段ですが、基金積立金等経費であります、2億7,307万5,000円積立てを行っております。財政調整基金積立金、減債基金積立て等積み立ててお

りますが、一番大きなものが2480公共施設等整備基金の積立金となります。

それとすみません。2435の福祉基金積立金22万4,000円とありますが、こちらのほうは議員報酬の10%減額相当額の最終月割り分を積立てということで、端数分が積立てとなっております。

すみません、1つ飛ばしてしまいまして、目5の財産管理の中で、こちらのほうの支出のほうは対前年度比19.4%の減ということであります。それと主なもので、ちょっと飛ばしてしまってすみません、1410の工事請負費ですが、この工事費委託料関係ですが、旧池田保育園に関するものであります。それと工事請負費は旧上原商店跡地の埋設物の撤去及び擁壁の補修に関する費用であります。前後してすみませんでした。

次に、目6企画費になります。40ページ中段になります。

目6企画費は2億6,400万7,582円を支出してございます。備考欄二重丸、てるてる坊主のふるさと応援寄附金経費は1億1,648万2,762円の支出で、対前年度比5.3%減でございます。寄附金の返礼等に関する経費につきましては、1210ふるさと納税業務委託料で5,117万6,672円を支出していますが、2410池田町てるてる坊主のふるさと応援基金積立金では5,429万486円を積み立てました。

令和5年度はポータルサイトを3社増やしましたが、制度改正に伴うルールを厳格化したこともありまして、前年度と比べ、寄附額は650万7,000円減少しました。また、皆様から頂いた寄附につきましては、小・中学校給食費の補助などに活用させていただきました。基金の繰入れ及び積立てを行った結果、出納閉鎖末での残高、ふるさと応援基金の関係ですが、2億3,188万1,005円となりました。

その下の備考欄二重丸、企画一般経費は1,782万20円を支出してございます。主な支出として、41ページ中段の北アルプス広域連合経常費負担金を1,653万1,000円支出してございます。

その下の備考欄二重丸、情報処理費では7,646万255円を支出し、対前年度比56.1%の増でございます。主なものとして、備考欄12委託料では、4,470万1,910円を支出しておりますが、そのうち42ページ最上段の1281電算委託料繰越明許分として3,977万6,000円を支出し、支出が増えた要因の一つでございます。内容としまして、情報セキュリティ強靱化向上事業として、ネットワーク分離等に係るシステム更新を行いました。また、インターネット環境を操作できるシステムを変更したことによって、利便性が向上することとなりました。

その他は、情報処理を維持するための経常的な負担金等が主なものでありますが、1820 L

G W A N設備負担金は、広域で使用する機器の維持等で支出するもので、前年度と比較し、250万3,700円少なくなりました。

17備品購入費ではノートパソコンを10台購入のほか、ソフト、SSDなど附属機器も購入して、事務の効率化及びパソコンの延命化を図りました。また、負担金では、各種システム利用または基幹系及び情報系システムや中間サーバー等を大北5市町村、共同利用するための負担金として、各種団体へ1,859万5,968円を支出してございます。

次に、下段になりますが、二重丸、ブロードバンド設備管理事業は、広津、陸郷地区の光ファイバー設備管理に係る経費として、次の二重丸、広報広聴経費は広報いけだ12回分の発行、町ホームページの保守管理などの経費をそれぞれ支出しております。

43ページ備考欄、交流事業であります、3年間中止していましたが横浜磯子区岡村西部連合自治会との交流を再開し、池田町で行いました。

また、最下段二重丸、地域おこし協力隊活動事業（移住定住）では、移住者の増加を図るため、移住コーディネーター及び地域おこし協力隊員各1名を雇用し、移住定住の促進を図っております。

44ページ備考欄中段下二重丸、移住定住推進事業では601万4,400円を支出してございます。日帰りツアーを14回実施したほか、セミナーやホームページにPR動画、パンフレットを掲載し、池田町を紹介する体験ツアーを実施しました。また、移住定住補助金については、新築中古購入件数35件、空き家バンク活用では8件の補助実績があり、373万1,000円を支出しております。

備考欄最下段二重丸、空き家対策事業においては、1850空き家解体事業補助金、こちらは6件120万円を支出しました。

次に、45ページ、目7の自治振興費は1,589万1,900円の支出でございます。主なものとして、備考欄0720自治会長等への謝礼と18節負担金、補助及び交付金であります。1810自治会活動費交付金は、各自治会へ平均割、世帯割を基に支出をし、活動を支援しております。1815元気なまちづくり事業補助金は、道路補修、整備、また水路改修に取り組んだ4自治会、4事業への補助金でございます。

次の1817コミュニティ助成事業助成金440万円は、採択されました五丁目自治会へ五丁目舞台の備品整備と、四丁目自主防災会に対して防災備品購入の助成金として交付しております。

46ページ、目8交通安全防犯対策費、備考欄二重丸、交通安全対策経費は、1113交通災害

共済掛金9,594人の公費分と1862池田松川交通安全協会補助金が主な支出であります。

次の二重丸、防犯対策経費は、広津、陸郷及びその他防犯灯合わせて302基分の電気料と1062施設修繕料として、ＬＥＤ灯への交換や電柱への共架に伴う不要となった柱の撤去費用が主な支出でございます。

目９のバス等運行事業費は4,608万695円の支出でございます。備考欄1061一般修繕料では、運転員及び乗客の利便性を図るため338万5,800円を支出し、バス停留所音声及び画面案内装置の設置を行いました。また、乗客数の状況は節12委託料で、町営バス５路線のバス運転業務委託料として4,032万2,150円を支出しております。

令和５年度より池坂線は生坂村へ移管されましたので、運行協力金100万円を生坂村へ支払っております。池坂線の令和５年度の実績は皆減となるものの、全路線の乗客数の実績は前年度に比べ、8.7%増えております。また、町営バス利用者と巡回線については65歳以上の方にアンケートを実施しました。

その下の二重丸、消費者行政経費は連携自立圏における消費生活センター運営事業の負担金であります。消費生活センターへ池田町民からの相談は22件ありました。

次に、目11防災対策費は1,166万5,370円の支出で、前年度比は63.7%の増でございます。備考欄1215防災行政無線保守管理委託料、1310気象観測システム使用料など経常的経費のほか、1410工事請負費につきましては、Ｊ－アラート自動起動機更新のため、657万8,000円を支出しております。

また、能登地震に関係する主なものとして、47ページ下段、0810普通旅費、48ページの下段、2501能登半島地震公費義援金をそれぞれ支出しています。また、地震災害対応のため、職員６名を現地へ派遣しております。

次に、項２徴税費は6,593万2,001円の支出でございます。

目１税務総務費は、主に人件費の支出、目２の賦課徴収費は課税・収納業務に係る固定資産税管理システムや電算委託料、不動産鑑定評価委託料、地方税滞納整理機構への負担金と町税過誤納還付金等の経費でございます。

また、53ページ備考欄の上段、地方税滞納整理機構へ67万5,000円を負担金として支出していますが、整理機構へ移管した件数は５件で158万5,100円、徴収金は82万8,526円でありました。

次に、50ページの項３戸籍住民基本台帳費は2,356万7,526円の支出でございます。戸籍事務、住民基本台帳事務、住基ネットワークシステム、マイナンバー事業等に係る経費であり

ます。

備考欄二重丸、戸籍住民基本台帳一般経費のうち、1220電算委託料は、対前年度比で37.1%の減であります。前年度では証明書コンビニ交付システム構築導入支援委託業務として583万円の事業などがあったためであります。戸籍謄本及び抄本の証明書等の交付件数は有料が9,920件、無料が1,220件の交付状況となりました。

次に、51ページ、目2マイナンバーカード交付費であります。報酬手当が主な支出となります。マイナンバーカードの交付状況は、交付枚数747枚、年度末累計交付枚数では7,110枚、交付率は71.6%で、前年度より4.6%増えてございます。

52ページ、項4選挙費は1,961万1,067円の支出であります。目1選挙管理委員会費は委員4名分の報酬、目2県議会議員選挙費はポスター掲示板設置等の委託に係る支出が主なものでございます。

次に、目4町長選挙費は686万4,513円の支出で、報酬、手当等選挙従事者に関する費用とポスター掲示板的設置、撤去の委託業務、また、選挙運動用の公営負担金が主なものでございます。立候補者は2名で、令和6年3月10日に執行され、投票率は62.61%でありました。

続きまして、53、54ページ、目5町議会議員選挙費であります。1,190万1,823円の支出でございます。一般選挙は令和5年4月23日に執行され、投票率は57.71%、また、補欠選挙は令和6年3月10日執行ということで、町長選挙と同日に行われ、投票率は62.59%でありました。立候補者は一般選挙13名、補欠選挙2名でした。支出した主な経費は町長選挙と同じ内容となります。

項5統計調査費では、各統計調査に必要な消耗品を経費として支出してございます。

55ページ、目6監査委員費につきましては、監査委員2名の報酬、研修旅費が主な支出の内容となります。監査は例月監査、決算審査、定期監査を行っております。

款3民生費の支出済額は15億6,878万1,289円で、前年度対比6.5%の増となり、歳出全体の30.1%を占めております。

項1社会福祉費、目1の社会福祉総務費は1億5,556万8,667円の支出でございます。

備考欄二重丸、社会福祉一般経費では、56ページ、1862養護老人ホーム鹿島荘の負担金、1870町社会福祉協議会補助金など経常的な負担金、補助金のほか、令和5年度より1201福祉事務所未設置町村による相談事業委託料として、生活困窮者支援のため町社会福祉協議会へ500万円を支出しております。

下段二重丸、医療介護総合確保基金事業では1,064万8,000円の支出があります。半在家地区高齢者支え合い拠点施設改修のため、設計に関する委託料及び工事費を支出しております。なお、支出額のうち971万円については県の補助金が財源充当され、残りは地元負担となっております。

備考欄最下段二重丸、福祉委員関係事業につきましては、0102福祉委員等の報酬、1803民生児童委員活動交付金が主な支出となります。

57ページ中段の上になりますが、出産祝い金経費では、祝い金の件数は19件、前年度比16件の減で、38万円の支出がありました。

1つ飛ばしまして、二重丸、国民健康保険特別会計繰出金経費については、国保の特別会計で積算による必要額6,292万3,734円を繰り出しております。

次の二重丸、子育て世帯臨時給付金では、3,004万650円を支出してございます。18001臨時給付金では、物価高騰の影響を受ける子育ての負担を軽減するために、児童1人当たり2万8,000円の給付金を対象児童1,069人、612世帯へ支給しました。

次に、目2の高齢者福祉費は2億631万9,443円の支出でございます。高齢化率は41.5%と前年比で0.7%増となり、独り暮らし高齢者は686人と年々増えている状況であります。これらの状況を踏まえ、緊急通報システム、福祉輸送サービスの業務等を引き続き行っております。

備考欄二重丸、高齢者福祉事業の主な支出は、下段扶助費1901の養護老人ホーム等入所措置費で、鹿島荘関係の措置費を支出し、利用者からは負担金として町へ納入をいただいております。前年度に対して措置人数が1名減となり、措置費の支出は258万6,722円減少しました。

最下段二重丸、後期高齢者医療事業では、59ページ上段の後期高齢者医療療養給付費負担金として1億4,942万48円を後期高齢者医療広域連合へ、保険基盤安定分と事務費分として4,199万2,712円を後期高齢者医療特別会計へそれぞれ繰り出しております。

目3障害者福祉費は2億8,312万1,178円で、対前年度比3.8%の増でございます。本年度末で障害者手帳を所持されている方は947人でございます。自立支援、生活支援に関わるサービス等を行い、障害者が日常生活並びに社会生活を送れるようサポート事業を行っております。

備考欄下段の19扶助費、27の介護給付訓練等給付費等につきましては、対前年度比で1,678万7,229円の減となっておりますが、その下にあります障害児入所給付費等事業につい

では、令和５年度は事業が分かれていますので、両事業を足しますと逆に1,000万円弱増えている状況であります。入浴、食事等の居宅介護、施設における生活介護、施設入所支援等の介護及び就労継続支援、自立支援等の訓練等のために給付金を支出しております。

次に、60ページ備考欄上段二重丸、地域生活支援事業では、排泄具など日常生活用具の給付、８事業者に対しての日中一時支援事業、２事業者に対する訪問入浴、町社協またはくわの木に対して地域活動センター扶助費として支出してございます。

次に、目４の介護保険費は１億7,683万3,476円の支出で、そのうち北アルプス広域連合への介護保険広域連合負担金は１億7,320万6,000円を占めています。

また、61ページ最上段、低所得者保険料軽減事業費広域連合負担金では、事業執行に当たり、360万5,000円を支出してございます。町での要支援、要介護者数は１号、２号合わせまして、年度末時点で602人が認定されております。

目５地域包括支援センター運営費は5,888万7,439円の支出でございます。

備考欄二重丸、包括的支援事業は、光熱水費等を主なものとして経常的な支出であります。その下の介護予防支援・第１号介護予防支援事業では、主な支出として、62ページ備考欄1221介護予防支援事業委託料、1223第１号介護予防支援事業委託料において、要支援１、２及びＡ型を対象としたケアプラン策定のために、町社協をはじめとした17の事業所へ1,346件を委託し、625万9,560円を支出してございます。

その下の任意事業から包括的支援事業までの支出は経常的なもので、特に大きな変動はありません。

二重丸中段になりますが、高齢者在宅支援事業では、緊急通報システムの利用者数は18人、在宅介護給付金の申請は73人ありました。

二重丸成年後見支援センター事業は、連携自立圏に関するものですが、相談件数は17件、あと後見受任件数は５件ありました。

二重丸包括的支援事業は、63ページ、1230生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーター、支え合い・助け合いを広げる協議体として池田町社会福祉協議会へ委託しております。

次に、目６介護予防日常生活支援総合事業費では1,051万8,141円を支出し、備考欄二重丸、介護予防啓発事業において、アクアエクササイズなどの体操教室や力量形成学習会を行うなどをして、講師謝礼205万5,000円を支払ってございます。また、体操教室及び学習会への延べ参加者人数5,813人でした。

次に、目 7 の医療給付事業、64ページ下段になります。7,593万7,873円の支出でございます。65ページ備考欄上段の1901福祉医療給付費は5,858万5,905円を支出し、受給者数は減っているものの、給付費は前年度対比で7.7%の増、延べ給付件数は対前年度比28.6%増で、2万3,483件の実績がありました。

中段、目 8 の総合福祉センター管理費は3,831万3,805円の支出でございます。総合福祉センターの光熱水費や施設管理委託料などセンター全般の管理経費であります。施設の利用状況は入浴施設、会議等を合わせて3万2,274人で、利用実績は前年度より上がり、施設利用料の収入も増えております。

1062施設修繕料は315万675円の支出をしておりますが、既設キュービクルの修繕及び改修のほか、換気扇、水漏れなどの修繕を行っています。その他では66ページ上段、1343エコキュートリース料は295万6,800円を支出していますが、昨今の燃料費が高騰する状況下で光熱費の支出を抑えることに役立ちました。

目 9 国民年金事務費は特に変わらずに、経常的な経費を支出し、年度末で国民年金被保険者は1,236人、4,026件の受給がございました。

次に、目10の福祉企業センター費は2,691万508円の支出でございます。主なものとして、指導員 6 人の会計年度任用職員の報酬及び期末手当と24人の作業員賃金が占めており、企業11社からの工賃収入と県からの授産施設事務費負担金等を財源に、福祉企業センターの事業運営を図っております。また、工賃収入は803万6,791円で、前年度対比で5.2%の減となっています。

68、69ページであります。目11の多世代支援事業費は2,080万4,743円の支出でございます。センター長以下 5 人の職員体制で相談に応じ、実相談人数は399人、延べ相談件数は5,106件の実績がありました。相談内容は心理的不安に関する相談が一番多く、次に経済的困窮に関することでありました。主な支出としては、69ページ備考欄最上段、1213養育支援家庭訪問委託料439万5,131円のほか、1830出産・子育て応援支援金として240万円の支出がありました。

69、70ページにかけて、目12子育て世帯生活支援特別給付金事業では、住民税非課税の低所得の子育て世帯に対し、扶養児童 1 人につき 5 万円を対象となる32世帯、児童62人へ総額310万円を給付しました。

70ページ、目13臨時特別給付金支給事業、子供加算分につきましては、備考欄1810臨時特別給付金により、住民税非課税及び均等割のみ課税の低所得世帯に扶養している児童がいる

場合に、児童 1 人につき 5 万円を、51世帯88人の児童に対して440万円を支出してございます。なお、事業費及び事務費は全額国庫補助となります。

目14住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給事業は、住民税均等割のみ課税の低所得世帯に 1 世帯10万円を給付し、263世帯2,630万円の支出をしています。こちらも目13の給付金事業と同じく、財源は全額国庫補助となります。

71ページ、目96住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、住民税非課税の低所得世帯に 1 世帯 3 万円を給付し、また、追加事業として、住民税非課税の低所得世帯に 1 世帯 7 万円を給付しました。これにより給付金額は9,896万円、事務費は182万7,155円を支出し、これらの財源は全て県費補助となります。

次に、目97子育て世帯生活支援特別給付金事業は、住民税均等割のみ課税の低所得の子育て世帯に、扶養児童 1 人につき 3 万円を 6 世帯、児童11人に対して給付金として33万円を支出しています。財源は全て県費補助であります。

続きまして、72ページ、目98価格高騰特別対策支援金支給事業では、住民税均等割のみ課税の低所得の世帯に、1 世帯 2 万円を264世帯に給付金として528万円を支出してございます。財源は全て県費補助であります。

項 2 の児童福祉費は 3 億6,326万519円の支出で、対前年度比0.3%の減でほぼ変わらない支出であります。

目 1 児童福祉総務費は 2 億3,546万1,446円の支出でございます。保育園児は前年度より16人少ない161人をお預かりし、職員数は正規職員 9 人、会計年度任用職員32人の計41人で保育業務に当たってまいりました。

備考欄二重丸、保育園運営事業は、光熱水費、施設修繕及び保守管理など施設の維持管理に係る経費のほか、給食材料費の購入などが主な支出となります。

73ページ備考欄上段、1062施設修繕料については、給食室ガス給湯器や蛍光灯の修繕を行っています。

74ページ備考欄、1253派遣業務委託料は、安定した保育運営と職員の労働環境の維持のため、保育士等の確保に努力してまいりましたが、保育士等を確保できなかったため、民間会社より保育士 2 名と調理員 1 名を派遣により確保したことで、790万4,284円を支出してございます。

74ページ中段下であります。

1710備品購入費では、県費 3 分の 2 の補助があります保育対策総合支援事業補助金を活用

して、おむつ処理機 2 台を購入し、127万6,900円を支出しています。翌年度繰越額の360万3,000円につきましては、会染保育園のエアコン導入に伴う設計委託料と工事請負費であります。最下段、保育認定事業では、保護者の経済的負担の軽減として、3 歳以上児の副食費を引き続き免除とし、また、多子世帯減免として第 3 子以降の 3 歳児未満児を対象に減免を行いました。1820子ども・子育て支援給付金では、施設型給付金として町外教育・保育施設へ通う児童の施設へ給付を行っています。

75ページを御覧ください。

中段二重丸、子ども支援体制整備総合推進事業では、保育士のスキルアップのため、国庫補助が 2 分の 1 ある子ども・子育て支援体制整備総合事業を導入し、運動保育の研修及び発達障害に関する研修を行うなどして保育意識向上に努めています。

次に、76ページ、目 2 特別保育費で493万4,877円支出しておりますが、備考欄中段の病児保育事業では、連携自立圏での病児保育運営事業負担金として70万1,000円を支出しています。中段の目 3 児童福祉費では、児童手当を 1 億151万5,000円支出していますが、対前年度比5.2%の減となりました。延べ9,217人に給付してございます。

目 4 児童センター費は2,134万9,196円の支出でありました。放課後、保護者が家庭にいない児童の生活及び遊びの場を提供し、自主性、社会性、創造性の向上などのための育成支援を行いました。利用状況は、池田97人、会染113人で、合わせて210人の利用がありました。

主な支出としまして、77ページ備考欄二重丸、児童センター管理経費、1061一般修繕料では、池田児童クラブ駐車場のインターロッキングの浸透ます設置、トイレ修繕、会染児童センターの矢切修繕など、1410工事請負費では、会染児童センターの遊具改修について支出してございます。工事請負費の100万円は、子ども活動支援補助金で充当しております。

続きまして、78ページの下段、款 4 衛生費の支出は 2 億6,446万8,576円で、対前年度比12.5%、額にして3,765万6,730円の減となっております。

項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費は8,517万4,741円の支出で、主な支出は、79ページ備考欄二重丸、保健衛生一般経費負担金、補助及び交付金で 9 年目の支出となります1810あづみ総合病院改築工事補助金3,000万円であります。また、1861病院群輪番制負担金は529万9,000円を支出しています。その他では、保健補導員は44人で、5 班体制で学習会等を開催し、謝礼等を支出しております。

次に、下段、目 2 の予防費は7,354万7,480円の支出で、対前年度比25.8%の減であります。病気の予防、早期発見、健康基盤形成のための事業費でございます。各事業とも予防接種や

健診等の委託料の支出が主なものとなっておりまして、備考欄二重丸、予防接種事業は80ページ、1212高齢者等のインフルエンザ予防接種、1215個別接種及び1216高齢者用肺炎球菌予防接種の委託料が主な支出となります。委託料関係では3,544人が接種、1810のインフルエンザ等予防接種では62名の方が接種し、補助金を支給してございます。

中段二重丸、保健事業は2,029万5,233円を支出していますが、主な支出では、1201各種健診委託料、1208後期高齢者健診委託料、1210後期高齢者人間ドック委託料であります。

次に、81ページ中段備考欄二重丸、母子保健事業では、乳幼児健診の医師報酬、妊婦健診、産婦健診などの委託料を支出しています。また、1206新生児の聴覚検査は新規事業であります。

82ページ上段、1810不妊治療等の補助金は8件で、171万5,835円を支出してございます。

82ページ下段から83ページにかけて、備考欄二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として1,072万9,169円を支出しておりますが、ワクチン追加接種3回目以降の体制整備として、会計年度任用職員の報酬、電気料、電算委託料などを主な支出として体制づくりを行ってまいりました。

また、精算により過年度分の国庫補助金に返還が発生しましたので、165万7,000円を支出してございます。

83ページ下段備考欄二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業は1,517万6,923円の支出をし、対前年度比でも42.3%の減となりましたが、集団接種の医師報酬、個別接種の委託料が主なものでございます。

84ページ、目3環境衛生費は1,061万1,092円の支出で、衛生組合長33人、不法投棄の監視員8人に関わる謝礼、池田松川施設組合葬祭センター分の負担金、生ごみ処理機22基の設置補助金と4件の太陽光発電システムの設置補助金、公衆トイレ管理などに関する経費でございます。

85ページ上段、目4公害対策経費は、河川等の7か所の水質検査の費用、目5墓地公園事業は地元団体への清掃管理委託料と墓地公園の整地のための工事、目6飼い犬対策費は獣医師会への委託料が主なものでございます。

最下段の目7給水施設費では、高瀬広域水道企業団と86ページ最上段の水道事業会計の負担金であります。水道事業会計負担金は、旧簡易水道事業特別会計の起債元利償還金への繰り出しであります。

続きまして、項2清掃費、目1清掃費は8,782万7,248円の支出で、前年度比0.8%の減で

ございます。

主な支出は、備考欄1210一般廃棄物委託料及び1211一般廃棄物処理管理委託料と1802穂高広域施設組合負担金が主な支出であります。ごみの収集量は可燃物1,270トン、不燃物が24トンですが、1人当たりの可燃物は、前年度より9.3キログラム少ない138キログラムでありました。1802穂高広域施設組合負担金は、前年度より254万2,000円増えております。

87ページ、款5労働費は565万8,000円の支出で、備考欄にあります2010勤労者生活資金等預託金の支出が主なものでございます。

新入社員の歓迎会は、令和4年度については新型コロナウイルスの感染拡大防止から、記念品のみの配付しかできませんでしたが、令和5年度は歓迎会を無事開催することができ、事業8社から45人の参加がありました。

次に、款6農林水産業費の支出済額は2億7,676万1,256円で、対前年度比17.2%の減となります。

項1農業費、目1の農業委員会費は1,783万1,110円の支出で、農地法申請、農地転用の許可等や農用地利用集積事業で、農地の貸し借り等について意見決定をするなど、農業委員会運営に関わる経費でございます。農地法申請に伴う許可件数は31件、農地転用許可面積は5,346平方メートル、農用地利用集積件数は354件となっております。年度末現在の利用権設定総面積は96万9,231平方メートルとなっております。

主な支出は、農業委員会12人、農地利用最適化推進員4人の委員報酬460万1,000円と88ページの中段、1226地域計画目標地図素案作成業務委託料336万3,800円で、地域計画では農地1筆ごとに将来の耕作者をイメージし、10年後の農地経営を把握する目的で、農業者に対してアンケートによる意向調査を実施しました。

89ページを御覧ください。

目3農業振興費は7,140万7,283円の支出でございます。主な支出として、備考欄二重丸、農業振興事業、18負担金、補助及び交付金では、1819営農支援センター負担金であります、推進員1名分の人件費と農業育成隊への支援、水田営農対策、地域活性化対策のため263万8,165円を支出しています。

また、1260水田経営確立推進事業委託料は、池田町ファームヘジューズ用トマト栽培に係る業務を委託し、1846中山間地域直接支払補助金は1,496万1,690円の支出であります。農地保全と遊休荒廃化防止のため、県費3分の2補助にて7地区に交付金を支出しております。この事業も第5期対策の4年目となっております。

次に、1870経営所得安定対策等推進事業補助金は、米の直接支払交付金等、池田町農業再生協議会の事務取扱に対して590万円の補助を行い、1871農業次世代人材投資資金は、就農定着を図るため就農者2人、家族2組に対し、730万317円を給付してございます。

次に、91ページ最上段、農地利用効率化等支援交付金は、国の補助金を活用し、農業機材の導入を支援し、農薬散布機、野菜収穫機材の導入2件に対して補助を行いました。2302農業法人出資金ですが、1社に対して300万円の出資を行っております。

次に、花とハーブの里づくり事業の主な支出は、委託料1,800万4,102円で、主な支出はガラス温室内の配管及び枕木、足湯施設の施設修繕費185万4,814円、ハーブガーデン等管理委託料の1,250万円となります。最下段1810花の里づくり推進補助金は、花壇、プランター設置の補助として30件、68万7,000円を支出しています。

92ページ備考欄二重丸、地域営農システム推進活動事業では、耕作放棄地を出さないため、集落内で合理的な作業体系を構築し、調整及び転作確認を実施する15集落に補助金を交付しました。

中段二重丸、地域おこし協力隊活動事業では、将来の町の農業担い手を育成するため、農政部門の地域おこし協力隊を雇用し、その必要経費を支出してございます。

次に、目4土地改良費支出額は1億2,320万8,323円で、前年度対比34.1%の減であります。

93ページ備考欄二重丸、農業農村整備総務費は、土地改良費の支出がほとんどを占めていますが、94ページ備考欄17備品購入費では、耕地林務係の公用車を1台購入し、137万9,010円を支出しています。

18負担金及び交付金、1810農業農村整備事業負担金は、会染西部地区の圃場整備に関わる地元負担金として4,365万4,098円の支出をしております。

中段下、1878多面的機能支払交付金5,562万7,708円は、農地のり面の草刈り、水路、農道等の補修及び清掃、環境保全活動など、農業生産基盤を守る取組を農家、非農家が一体となって行い、農地維持、資源向上支払交付金として、池田町農業再生協議会へ支出してございます。

その下の二重丸、農業農村整備管理費は1,294万3,560円の支出でございます。主なものとして、1286農道農業用水路維持作業委託料は水路の修繕や保全、1850維持適正化事業負担金は内川、町川における水門の修繕を、1863農業農村整備事業負担金は多面的機能支払交付金で対応できない水路補修に対して支出を行ってございます。

目1林業費は1,401万725円の支出で、前年度対比13%の減でございます。緩衝帯整備事業、

森林資源造成事業、北アルプス連携自立圏による森林経営管理の推進を行ってまいりました。

備考欄二重丸、林業振興事業、1260森林整備委託料では森林の整備、危険木の除去等を行い、1881森林経営管理制度促進事業は、北アルプス連携自立圏関係市町村で構成する協議会へ職員を派遣し、町負担分を支出しています。

次に、大北森林組合による補助金不正受給に係る県への返還分は、2240間伐補助金返還金として43万6,500円を支出してございます。

96ページ最上段備考欄二重丸、松くい虫被害対策事業では、町道、公共的施設、住宅に近接する被害木の倒木防止のため4地区において実施をし、451万8,400円を支出しました。

次に、二重丸、有害鳥獣対策事業では、1801有害鳥獣駆除補助金を支出し、GPS首輪購入及びシステム通信費、センサーカメラ購入などで、池田町有害鳥獣対策協議会へ支出し、鳥獣保護研修会、講習会、捕獲用具の購入に対しては池田町猟友会へ、電気柵資材購入に対しても1件補助をしております。

次に、目2の森林の里親事業費であります、森林整備のため大峰高原里親整備利用推進協議会へ110万円を支出してございます。

下段、款7商工費の支出済額は1億4,672万7,713円で、対前年度比29.1%減でございます。

項1商工費、目1商工振興費は1億1,742万8,283円の支出で、対前年度比35.6%の減であります。

備考欄中段二重丸、商工振興事業、18負担金、補助及び交付金で、1864から66の3事業については経営指導員による小規模事業の経営改善や安定、商工会館の維持管理と街路灯電気代の補助、商業企業の調査研究とハレルヤ市等への運営補助により、商工関係の活性化と安定した運営を図るため、町商工会に対して事業費の補助を行ったものでございます。

備考欄上段、1870池田町住宅リフォーム促進事業補助金は、町内業者により施工される改修工事の10%、上限10万円の補助を行い、41名から申請がありまして365万3,000円の支出となりました。2110県制度資金保証料補給金は、町内企業の経営安定等のため、県・町制度資金融資などに係る保証料の補填を行い、県制度資金で6件、131万4,167円の実績がありました。

次の二重丸、地域おこし協力隊活動事業では、協力隊員1名を雇用し、特産品開発活動や住民交流講座の実施等に従事しました。

備考欄下段二重丸、1810創業支援事業補助金ですが、創業支援として申請6件、商業振興対策事業として申請2件があり、合わせて292万2,452円の補助を行いました。

最下段、ものづくり産業クラスター形成事業では、製造業の取組や製造業、地域産業を紹介する展示会への出展事業、ものづくり体験教室などの事業に対して商工会へ115万7,909円の補助を行いました。

1820池工版デュアルシステム事業補助金では65万円の補助金交付をしていますが、令和5年度の受入れ企業は13社でございました。

99ページ備考欄二重丸、まちなか賑わい拠点施設運営事業では、1260指定管理委託料として365万円を支出してございます。

次の二重丸、新型コロナウイルス対策事業では、商工関係は新型コロナウイルス制度資金融資利用者へ借入金利子補給を行い、25件の申請がありました。感染拡大により影響を受けた事業者へ経済的支援を行い、26件の申請がありました。

また、物価高騰対策商品券事業では、全町民に商品券5,000円を配布するため、9,286人分の商品券の発行を行い、換金総額は4,504万4,000円で、利用率は98.25%となりました。その他として、商品券郵送等の事務委託として、商工会へ委託料を支払っております。

100ページ、目2観光費は2,511万241円の支出で、前年度対比25.4%の増であります。備考欄二重丸、観光一般経費の支出では、観光組織の育成として、各種観光団体へ補助を行っておりますが、一番大きいものは100ページ下備考欄、1876池田町観光協会補助金の2,279万4,487円で、観光費の増加は主に観光協会補助金が増えたことにあります。

次に、目3大峰高原白樺の森管理事業費であります。101ページ中段備考欄、1341大峰生活環境保全林用地借上料については350万円の支出をしております。

○議長（横澤はま君） 以上の説明で、ここで暫時休憩としたいと思います。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（横澤はま君） 休憩を閉じ再開します。

続いて、補足の説明です。

認定第1号より第5号について、丸山会計管理者兼会計課長。

丸山課長。

〔会計管理者兼会計課長 丸山光一君 登壇〕

○会計管理者兼会計課長（丸山光一君） それでは、引き続き御説明を申し上げたいと思います。

それでは続き、８款になります。

101ページになりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

款８土木費の支出済額は４億４,334万1,415円でございます。対前年度比9.6%の増となっております。翌年度繰越額400万7,000円につきましては、舗装個別施設修繕及び交通安全対策事業の財源として翌年度へ繰り越します。

項１土木総務費では、経常的経費の支出となりますが、備考欄二重丸、土木総務費一般経費、102ページ上段1240道路台帳整備委託料141万9,000円が主な支出となります。

103ページを御覧ください。

項２道路橋梁費は１億671万564円で、前年度対比35.7%、額にして2,649万1,679円の増となっています。

目１の道路橋梁維持費、備考欄二重丸、道路維持経費1062施設修繕料では、道路、路肩、路面、土砂撤去等52か所で修繕を行い、1,439万5,020円を支出しました。

中段1250除雪委託料については、主要な生活道路として、一次除雪117路線、二次除雪85路線の除雪を委託し、1,723万5,750円を支出しております。

1410工事請負費は、町道４路線４か所において補修を行い、573万1,000円を支出してございます。

1810除雪機設置事業補助金は、自治会または団体等から12件申請があり、292万1,689円の支出を行いました。

備考欄下段二重丸、道路橋等の定期点検事業1210道路橋等定期点検業務委託料は、52橋の点検で421万800円を支出しています。

104ページ最上段1410工事請負費ですが、道路橋の修繕を２か所で行い、776万6,000円を支出してございます。

その下の工事請負費繰越明許分は、内川など３か所の道路橋修繕工事として507万3,000円を支出しました。

その下の二重丸、舗装個別施設修繕事業の14工事請負費は、町道花見線432号線２か所における舗装修繕で、合わせて1,224万3,000円の支出をしてございます。

次に、目２道路舗装費は、町道179号線ほか５路線で舗装を行い、工事請負費として1,299万1,000円の支出をしました。

次に、目 3 交通安全整備事業では、道路照明の電気料、カーブミラー、道路照明の修繕、設置工事などで248万318円を支出しています。

なお、206万8,000円は交通安全施設整備として翌年度へ繰越します。

次の目 4 県道改良附帯事業費は、14工事請負費として県道上生坂信濃松川停車場線の改良事業に伴う補償工事として、看板及び道路標識移設のため126万3,680円を、105ページ上段、1862県単事業負担金は、県道大町明科線の側溝整備工事の負担金として416万9,560円をそれぞれ支出しました。

次に、105ページ、項 3 河川費は923万7,991円の支出であります。主な支出として、目 1 砂防費では1864急傾斜地崩壊対策事業負担金として、堀之内地区における工事の事業費10%の負担金を、目 2 排水路費では半在家地区の排水路工事を行い、それぞれ支出しました。

最下段、項 4 都市計画費は 3 億1,115万7,111円を支出し、対前年度比0.8%の増でございます。

目 1 公園事業費、備考欄二重丸、公園管理業務では、東山夢の郷コミュニティセンター及び公園、町道旧県道沿線緑地などの施設、公園等管理のための支出を行い、106ページ二重丸、クラフトパーク管理経費では、主なものとして電気料ですが、対前年度比 7 % 増の 1,164万6,225円を支出しました。また、1210公園管理委託料はシルバー人材センター等に委託し、424万7,995円を支出しています。

107ページ中段の上、目 2 公共下水道事業費であります。下水道事業会計の負担金として前年度と同額の 2 億9,000万円を支出してございます。

次の目 5 住宅費ですが、備考欄二重丸、住宅等管理一般経費の1062施設修繕料では、町営住宅の特殊清掃費、給湯器取替等26件の修繕を行い、409万6,320円を支出しました。

次に、款 9 消防費の支出済額は 1 億8,717万2,501円で、対前年度比6.8%の増となりました。

項 1 消防費、目 1 常備消防費は、北アルプス広域連合常備消防費に対する負担金で、対前年度比1.4%増の 1 億4,809万6,000円を支出してございます。

目 2 非常備消防費は3,655万5,803円の支出で、団員の報酬、費用弁償、退職報償金、分団活動及び訓練等の経費、公務災害補償等共済基金への負担金が主なものでございます。令和 5 年度は団員数202人で、定数230人に対し28人不足している状況での活動でありました。消防団の主な活動として、捜索対応 2 件、操法大会関係では町、大北、県大会へ出場し、県大会では小型ポンプの部で 3 位となりました。そのほか活動では、訓練、出初式等例年行いま

すものにつきましては、おおむね開催実施することができました。

目 3 消防施設費では、備考欄1010消耗品では消火栓ホース12本を購入し、1810消火栓設置負担金は67万2,100円を支出しておりますが、消火栓の工事費用に対しての負担金で修繕取替を2か所で行いました。

目 4 災害対策費であります。109ページになります。144万3,468円を支出してございますが、災害関連資材、備蓄品の整備として、水、非常食、エアベッド、トイレ、トイレ用品などを購入しております。

次に、10教育費の支出済額は4億5,489万3,491円で、対前年度比で1.4%の減であります。翌年度繰越額の46万円につきましては、図書充実事業の財源として繰越します。

項 1 教育総務費は9,568万4,053円、対前年度比14.7%の減であります。前年度は小・中学校でのコロナ交付金に関する事業費が大きかったことが主な理由でございます。

目 2 事務局費、備考欄下段二重丸、教育委員会運営経費は、教育委員の4人分の報酬と、110ページ最上段1851市町村連絡協議会負担金が主な支出となります。二重丸、教育委員会事務局一般経費では、一般修繕委託料等の経常経費を支出しております。0710学校運営協議会委員報酬は、推進委員会3回及び協議会を4回開催するなどして、41万4,200円を支出しています。0730入学祝金ですが、小学校は5万円を51名に、中学校は3万円を65名にそれぞれ支出をしました。

111ページ上段、備考欄12委託料1206 I C T 支援業務委託料について394万1,600円を支出してございますが、学校授業でのタブレット端末活用推進や、小・中学校教員の I C T 活用能力の向上を図ってございます。

その下、1216教育相談料はスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒及び保護者への相談、教員への助言を行い、また、セカンドステップ業務委託事業として小学校1年生を対象に相互理解や感情のコントロールを学ぶために、各小学校でそれぞれ年6回開催しました。

その他委託料及び使用料及び賃借料は経常的な支出であります。

下段、1910就学援助費では、要保護・準要保護者の経済的負担軽減のため、準要保護者69名に学用品や給食費等の援助を行い、対象者は前年度より8名少なく、支出は454万3,113円で前年度より95万4,347円の減となりました。

112ページを御覧ください。

備考欄二重丸、こどもの学び支援塾事業では、教科学習支援、ふるさと学習支援など、小学生または中学生を対象に行い、それに伴う講師謝礼を支出しております。

次の二重丸、信州池田町学びの郷保小中15年プラン事業では、実践ガイドブックを作成し、プランの理解を図るとともに、合同研修会や保育、授業を参観するなどして保育士及び教師のスキルアップに努めました。研修会での講師謝礼の主な支出になります。

その下の二重丸、中間教室経費では、町内になかった中間教室を池田児童クラブ内に設置し、運営を開始し、家庭、学校及び多世代相談センターと情報共有し、家庭訪問をするなどして児童・生徒の支援を行うように努めました。講師謝礼が主な支出でございます。

最下段二重丸、スクールバス運行事業経費であります。支出額のほとんどが113ページ、1210スクールバス運行委託料であります。会染小学校児童の登下校のためのスクールバス及び高瀬中学校生徒で、町バスの運行がない陸郷地区在住者のためのスクールタクシー運行が内容となります。

また、1221装置取付委託料は、安全対策のため、バス車内に置き去り防止装置を設置しました。

次に、113、114ページの備考欄二重丸、一般職人件費では、会計年度任用職員の報酬、期末手当、社会保険料、雇用保険労働災害保険料の支出を行ってございます。

114ページ、目3教職員住宅管理費では、備考欄1410工事請負費は住宅4戸に各1台エアコンの設置を行い、84万4,800円を支出しました。

項2小学校費は8,966万8,340円の支出で、対前年度比27.7%の増でございます。

目1池田小学校管理費では、施設修繕、光熱水費、各種業務保守関係の委託料など、例年と内容は特に変わらない経常経費の支出となります。1051電気料は、値上がりなどにより前年度より38万4,050円多い302万3,857円の支出となりました。1061一般修繕料は、高架水槽ポンプ、モーター更新や池田小学校駐車場修繕などのための支出でございます。1238特殊建築物定期検査委託料は、3年に一度の検査であります。緊急を要する特別な指摘はございませんでした。1251設計管理委託料及び1410工事請負費は、校舎の雨漏り改修費用に係る支出であります。

116ページ、17備品購入費では、FF式石油暖房機、公務用パソコンなどを購入させていただいております。

目2池田小学校教育振興費、備考欄二重丸、池田小学校教育振興経費では、主なものとして1010消耗品のほか、1311、1人1台端末ソフトウェア使用料、1352教育パソコンリース料であります。

117ページ上段、一般職人件費では、0140会計年度任用職員報酬と0340会計年度任用職員

期末手当、0840費用弁償のうち、教育支援員 4 名分の報酬手当として687万5,624円を支出してございます。

続きまして、目 3 会染小学校管理費であります。1,953万4,581円の支出で、池田小学校と同じく経常的な経費でございます。備考欄二重丸、会染小学校管理経費1061一般修繕料は、ガス漏れ警報設備 9 台を交換するなどして126万864円を支出してございます。

118ページ、備考欄1212特殊建築物定期検査委託料は28万1,600円の支出であります。会染小学校は大規模改修を行っていないので、クラック等の指摘が他校より多くあります。しかしながら、緊急を要するまでではないものの、早めに修繕をとの指摘でありました。1216設計監理委託料及び1410工事請負費は、体育館の雨漏り修繕のため、それぞれ支出しております。17備品購入費は、学校用ノートパソコン 7 台と中古品の印刷機の購入費用であります。その他につきましては、池田小学校の説明と重なる部分が多くありますので、その部分について説明は省略させていただきます。

目 4 会染小学校教育振興費であります。2,070万2,275円の支出でございます。池田小学校と同じ教育支援員 4 名を配置するなどしております。その他につきましては、管理費と同様で、池田小学校と内容がほぼ変わりませんので、説明は省略させていただきます。

最下段、項 3 中学校費は5,007万5,029円を支出してございます。

目 1 学校管理費、備考欄二重丸、中学校管理費では2,173万2,502円の支出で、主なものは120ページ、1061一般修繕料では灯油サービスタンク、プールろ過機、プール用コードレス電話設置工事などの修繕を行い、116万5,202円を支出しました。1062施設修繕では、バスケットゴールの改修、校庭鉄棒の修繕、電話設備改修、網戸の設置などで、合わせて575万3,550円の支出となりました。

121ページ上段、備考欄17備品購入費では、生徒用の机、椅子、F F 式石油暖房機、屋内消火栓ホースなど、合わせて246万4,940円を支出しました。

目 2 教育振興費では、教科指導講師 3 名を配置し、充実した学習及びきめ細かな支援を行うなどして2,834万2,527円を支出してございます。備考欄1240英語指導助手委託料については、英語教育の充実に引き続き取り組み、1 名分360万円を支出しています。

17備品購入費では図書購入のほか、教材備品購入費ではデジタル顕微鏡カメラ、3 D プリンター、ブルーレイレコーダーなど128万8,977円を支出してございます。その他は、事業をする上で必要な消耗品、使用料、リース料など経常的なものを支出しております。

122ページを御覧ください。

項4 社会教育費の支出済額は1億164万6,402円で、対前年度比14.8%減となっております。翌年度繰越額の46万円は、さきにも触れましたが、図書充実事業にも充てるため、繰越するものであります。

目1の社会教育総務費は、2,583万6,662円の支出であります。0110社会教育委員報酬6名分と1821芸術文化協会補助金、人件費関係が主な支出となります。

123ページ、目2 公民館費の支出は1,656万3,440円であります。備考欄二重丸、交流センター管理経費は、光熱水費、施設管理及び保守管理などの経常的経費を支出しています。

124ページ中段、17備品購入費では、ベルトパーティションや軽量ラックのほか繰越事業として屋外防犯カメラ一式を購入し、合わせて58万9,460円を支出しました。

124ページ、備考欄二重丸、公民館事業活動経費では、1810分館事業交付金を33分館へ63万9,600円を支出してございます。そのほか二重丸、新池田学問所経費では、講座としてみのり塾ほか3つの塾を開催し、トータルで開催回数44回、参加者数は1,016人で、講師へ謝礼を支出しております。二重丸、青少年育成費では、125ページ最上段、1813育成会活動交付金は、29地区へ43万8,600円を支出しました。男女共同参画推進経費、若者交流事業においては、報酬、謝礼、委託料補助金などを支出しております。

次に、目3 文化財保護活用推進費は、215万6,656円の支出であります。主な支出は、印刷製本費54万650円で、池田ものがたり第4版を発行し、500部作成しました。そのほか文化財保護委員5名、会計年度任用職員の報酬で、文化財保護業務及び資料整理を行っております。

次に、126ページを御覧ください。

目4の図書館費は1,786万9,709円の支出でございます。かえでの会等、諸団体と連携しながら事業を行ってまいりました。主な支出について、備考欄二重丸、図書館一般経費、1355図書館管理システムリース料は295万2,510円を支出しておりますが、令和5年7月に新システムに更新してございます。1720図書購入費では、307万9,786円を支出し、2,175冊の図書資料を購入するとともに、778冊の図書資料の寄贈を受けました。図書館をより魅力的なものにするため、図書資料などの購入と並行して496冊の除籍も行い、年度末蔵書数は8万3,265冊となります。

そのほか127ページ備考欄二重丸、図書充実事業では、寄附金を活用し、既存の書籍と寄附金で購入した書籍を文庫として設置しました。1720図書購入費では、256冊購入し、49万5,416円を支出し、46万円は次年度へ繰越しとなります。

127ページ、目5 記念館費は対前年度比81.9%減の87万3,757円を支出しています。主なも

のは、最下段の1210記念館管理委託料であります。前年度は地域資源再発見発信事業委託料があったため、大幅に支出が減りました。

128ページ、目6美術館は3,255万1,800円を支出しています。令和5年度は指定管理者が替わり、また美術館だけでなく創造館も一体で管理することとなりました。主な支出として、備考欄1080一般修繕料繰越明許費として301万2,900円を支出しておりますが、美術館誘導看板の更新、美術館東側駐車場白線引き、防排煙設備ほか改修を行いました。

また、創造館の管理も含めた1220美術館指定管理委託料は、前年度より582万4,700円多い2,862万円。1251特定建築物防火設備定期報告委託料は64万3,500円をそれぞれ支出してございます。

なお、美術館の入館者数は前年度の58.5%減の総数9,053人で、前年度より1万2,754人減ることとなり、指定管理者の収益となる入館料については552万2,110円、販売額では298万9,761円それぞれ減少する結果となりました。

目7創造館費では支出済額89万405円で、主なものとして備考欄1061一般修繕料でLEDランプ交換のため、49万5,000円を支出しております。創造館の利用者数は、前年度より2,654人少ない5,040人、使用料は指定管理者の収益となりますが、前年度より5万385円多い64万8,117円でありました。創造館は指定管理者が美術館と一体管理することとなりましたので、事業費は大幅に少なくなっています。

最下段目8多目的研修会施設は489万5,973円を支出してございます。主な支出は、1051から53までの光熱水費、1210の施設業務管理委託料であります。

中段項5保健体育費は支出済額が1億1,781万9,667円となり、対前年度比0.5%の減でございます。

目1保健体育総務費では、130ページ備考欄二重丸、保健体育一般経費、1862池田松川施設組合負担金の給食センター運営分として5,251万4,000円の支出をしました。また、1863同負担金給食費補助分ではありますが、小・中学校とも年間1万円を増額して町補助を行ったことで2,654万9,000円の支出をしてございます。これにより、保護者負担分は小学生1万2,800円、中学生は2万2,400円となりました。その下の1864同負担金の起債分については、前年度に借換えの起債を行い、令和5年度は1,422万2,000円を支出しております。

次に、目2の総合体育館費は1,644万3,245円を支出してございます。主なものとして備考欄二重丸、総合体育館管理経費、1062施設修繕料は体育館2階大型ドア修繕などで91万4,901円を支出しました。

131ページ中段備考欄二重丸、体育振興経費につきましては、0130スポーツ推進委員報酬においては会議を12回開催し、社会体育事業の計画づくりをして町民球技、体力測定、スポーツ体験会等を開催しました。

132ページ備考欄上段、18負担金、補助及び交付金では、各種スポーツ団体の育成のため、補助金または交付金の交付をしております。

中段1883総合型地域スポーツクラブ補助金では、誰でも気軽に運動ができる環境づくりと運営補助のため、大かえで倶楽部へ285万円を交付しております。

目3体育施設費は所管する各施設の経常経費であります、テニスコート、プール、農村広場、ローラースケート場、河川敷運動広場の維持及び管理に関するものでございます。

133ページ中段二重丸、農村広場管理経費、1062施設修繕料は、ナイター照明施設の修繕として76万5,600円を支出してございます。

134ページを御覧ください。

款11公債費の支出済額は7億7,681万6,309円で、対前年度比27.5%、額にして2億9,490万796円と大幅な減となっております。備考欄に元金と利息の償還に関する支出額が記載されていますが、令和5年度は長期債元金の償還額は前年度より多かったです。前年度は繰上償還元金があり、また繰上償還元金の借換債による償還額の多かったことと、利子についても長期債償還の利子が多かったことが要因であります。

次に、最下段款12災害復旧費の支出済額は5,683万4,003円、対前年度比71.3%の減で、額にしますと1億4,147万4,737円の減であります。災害復旧費403万3,000円は、繰越事業として翌年度へ繰越しします。

項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は5,683万4,003円の支出でございます。備考欄1410工事請負費は、町道658号線、615号線、登波離橋線の3か所においてブロック積みを行うなどして、2,427万3,500円を支出しました。また、その下、1480工事請負費繰越明許分については、町道548号線、658号線に関するもので、2,040万円の支出を行っています。

また、現年分繰越分の工事に関係して、北アルプス広域連合へ土木事業負担金の事業分としてそれぞれ支払ってございます。

その下の二重丸、過年発生公共土木施設災害復旧事業1410工事請負費については、町道548号線、658号線で復旧事業を行い、601万8,000円を支出するとともに、北アルプス広域連合へ負担金として27万2,000円を支払ってございます。

その下備考欄二重丸、単独災害復旧事業の1320重機借上料は崩落土の撤去、1410工事請負費は相道寺など3か所での工事について支出してございます。

項2農業用施設災害復旧費は支出済額がなく、現年発生農地災害復旧事業として翌年度に230万円を繰越しします。

款13予備費からの支出はありませんでした。

136ページ、最下段の一般会計の歳出合計でございますが、予算現額52億7,496万4,000円、支出済額52億1,003万4,182円、予算執行率は98.77%、支出済額の対前年度比は9.05%の減となり、翌年度繰越額は3,163万7,000円で、10事業を翌年度へ繰越しいたしました。

次に、実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額52億8,111万9,000円、2、歳出総額52億1,003万4,000円、3、歳入歳出差引額7,108万5,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額2,113万9,000円、実質収支額4,994万6,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は2,500万円でございます。

基金繰入額につきましては、基金条例に基づいて、当該年度の実質収支額の2分の1以上の額を翌年度中に財政調整基金へ繰り入れることが規定されておりますので、決算承認後に積立てをいたします。

次に、138ページを御覧ください。

令和6年3月31日現在の財産に関する調書でございます。

公有財産、(1)土地及び建物の関係でございます。

土地につきましては宅地が340平米増え、年度末現在で53万6,418平方を有してございます。建物につきましては木造で171平方メートルの増で、年度末現在では6万7,349平米となります。

内容につきましては、139ページの増減理由のとおりであります。

次に、140ページを御覧ください。

左上の(2)有価証券については、信州池田アグリ株式会社へ300万円の出資をいたしまして、年度末の現在高は、有価証券が8,942万7,000円となりました。また、(3)出資による権利につきましては6,794万1,000円で、前年度と変わりありません。

次に、2の物品につきましては、公用車両の関係になりますが、車両の購入、廃車等により各1台の増減があり、年度末現在の合計では昨年度台数と同じ73台であります。

次に、一番下の3、債権でございますが、池田町小企業振興資金あっせん預託金につま

しては、八十二銀行と松本信用金庫にそれぞれ1,500万円の資金を預託し、勤労者生活資金等預託金については、500万円を長野県労働金庫へ4月の年度当初に預託し、3月の年度末に返還していただく手続を取っていますので、年度末現在においてはゼロとなっております。

次に、右側の4、基金でございますが、表の区分に記載してございますとおり、13の基金を保有しております。各区分2段で記載されておりますが、決算年度中の増減高は、上の段で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの増減高、下の段は令和6年4月1日から令和6年5月31日までの出納整理期間中の増減高でございます。

各基金の増減高、現在高は御覧のとおりですので、説明は省略させていただきます。13ある基金の円単位での合計は、3月31日現在で4億515万9,600円増加し、年度末である3月31日現在では23億2,017万4,070円の保有高でございます。また、出納整備期間中の増減まで含めると、5月31日現在では25億9,434万5,556円となります。

なお、決算書での4、基金については1,000円単位で端数調整がされています。

以上が一般会計の決算であります。

一般会計の決算で、私のほうで飛ばしてしまったところありまして、大変申し訳ないんですが、39ページ当たりにお戻りいただきたいんですが、申し訳ありません。

目3の財政管理費は99万円の新地方公会計業務委託料と支出を行い、統一的基準による財務書類を作成しております。

目4会計管理費では、主な支出として窓口収納手数料を指定金融機関及び代理店等へ支払っております。

目5の財産管理費の支出済額は2億8,463万5,860円で、対前年比19.4%の減、額にして6,832万6,420円の減少となりました。これは、基金積立額が前年度より少なかったためであります。

その部分、追加させていただきます。

またお戻りいただきまして、工場誘致の関係になります。

それでは、145ページお願いします。

歳入につきましては、前年度繰越金の608万5,240円のみでございます。

次に、146ページの歳出ですが、支出はございませんでした。

147ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額608万5,000円、3、歳入歳出差引額及び5の実質収支額は、それぞれ608万5,000円で同額となります。

なお、1,000円未満は端数処理されます。

以上が工場誘致と特別会計の決算でございます。

次に、認定3号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を申し上げます。

令和5年度末の国民健康保険の加入世帯数は1,345世帯、被保険者数は全て一般被保険者の資格区分で1,969人であります。対前年度比で世帯数は25世帯、被保険者数は75人それぞれ減少しております。

152ページを御覧ください。

歳入でございますが、款1国民健康保険税の収入済額は1億6,443万2,528円で、対前年度比4.4%の減となっております。不納欠損は15件、額にして27万5,778円を処分しております。収入未済額は2,511万3,323円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。現年分徴収率は97.3%、滞納繰越区分は23.1%で、対前年度比は現年分1.2%の増、滞納繰越分については4.9%の減となっております。

次に、153ページを御覧ください。

款4県支出金の収入済額は7億2,471万2,454円で、対前年度比3.9%の減でございます。

款6繰入金の収入済額は8,692万3,734円で、対前年度比4.0%の減となっております。

目1一般会計繰入金は国保財政等安定化のため、一般会計からの繰入れを行っております。

154ページの項2基金繰入金につきましては、前年度と同額の2,400万円の繰入れを行い、被保険者の負担軽減を図っております。

款8諸収入の収入済額は1,049万3,397円で、対前年度比3.6%の減でありました。

最下段を御覧ください。

歳入合計は、予算現額9億8,636万8,000円、収入済額9億8,771万9,058円、収入済額の対前年度比は4.0%の減となり、また、不納欠損額は27万5,778円、収入未済額2,511万3,323円という歳入の決算でございます。

次に、156ページの歳出を御覧ください。

款1総務費の支出済額は、対前年度比10.6%増の462万7,615円で、国保の事務の効率化、適正化及び賦課徴収のための経常的な経費として支出してございます。

157ページを御覧ください。

款2保険給付費の支出済額は7億724万286円で、対前年度比3.8%の減となりました。

項1の療養諸費の支払済額は6億1,905万5,493円で、対前年度比4.7%の減であります。

項 2 高額療養費については、対前年度比3.1%の増となっています。現在のところまだ確定はされていませんが、令和 5 年度の国保保険者別 1 人当たり医療費の速報値では、当町の 1 人当たりの医療費は41万1,151円、対前年度比1.6%増で、県内順位は25位となり、医療費は増えましたが順位は変わらない状況となっております。よって、保険給付費の支出額の減少は被保険者数の減少が主な要因と考えられます。

次の158ページを御覧ください。

款 3 国民健康保険事業納付金の支払済額は 2 億4,115万510円で、対前年度比5.8%の減となっております。

款 4 保健事業費は2,322万8,020円の支出でありました。主な支出は、項 2 特定健康診査等事業の説明欄に記載の1260特定健診等委託料1,111万9,998円、1810人間ドック補助金57万200円となります。令和 5 年度の特定健康診査の年度末現在の受診者数の状況は1,036人、受診率64.5%、人間ドックは 1 泊・日帰りを合わせて182名、また、人間ドックと併せて脳ドックの受診は21名という実績がありました。

特定保健指導事業では、特定健診及び結果説明会をそれぞれ16回、中間検診は検診及び結果説明会をそれぞれ 2 回実施してございます。

161ページを御覧ください。

款 6 諸支出金は、支出済額948万1,242円ではありますが、主なものは目 2 償還金、最下段備考欄の2207保険給付費等交付金償還金830万9,842円で、精算により発生したものでございます。

161ページ、最下段の歳出合計でございますが、予算現額 9 億8,636万8,000円、支出済額 9 億8,574万7,673円、予算執行率は99.9%となっております。

162ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額 9 億8,771万9,000円、 2、歳出総額 9 億8,574万7,000円、 3、歳入歳出差引額及び 5、実質収支額197万2,000円、 6、実質収支額のうち地方自治法第233条の 2 の規定による基金繰入金は60万円でございます。国保条例に基づいて当該剰余金の 2 分の 1 以上の額を基金へ繰り入れるものでございます。決算承認後、国保財政調整基金へ積立てをいたします。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

次に、認定第 4 号 令和 5 年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての御説明を申し上げます。

167ページを御覧ください。

歳入でございます。

款 1 後期高齢者医療保険料の収入済額は 1 億2,364万6,480円、対前年度比3.3%の増であります。不納欠損額は 2 件で 3 万1,900円、収入未済額は71万5,400円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。全体の徴収率は99.40%で、前年度より0.05%向上しております。

款 3 繰入金の収入済額は4,199万2,712円で、対前年度比6.5%の増となっております。一般会計からの繰入金であります。内訳は事務費に係る繰入分と、保険料軽減に関する保険基盤安定の繰入れでございます。

次の168ページの最下段を御覧ください。

収入合計は、予算現額 1 億6,588万2,000円、収入済額 1 億6,636万8,766円、収入額の対前年度比は4.3%の増となっております。

続きまして、169ページの歳出を御覧ください。

款 1 総務費は被保険者の資格、給付申請事務、保険料決定通知、納付書発送などの事務的経費の支出でございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は 1 億6,496万8,092円で、対前年度比4.1%の増となっております。県広域連合への事務費負担金、基盤安定負担金、保険料負担金が支出の内容であります。

最下段を御覧ください。

歳出の合計でございますが、予算現額 1 億6,588万2,000円、支出済額 1 億6,586万8,620円、予算執行率は99.9%となっております。

170ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

1、歳入総額 1 億6,636万8,000円、2、歳出総額 1 億6,586万8,000円、3、歳入歳出差引額及び 5 の実質収支額は50万円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

認定第 1 号から第 4 号の関係の説明は以上のとおりでございます。

○議長（横澤はま君） 続きまして、認定第 5 号 議案第32号について補足説明を求めます。

山本建設水道課長。

〔建設水道課長 山本利彦君 登壇〕

○建設水道課長（山本利彦君） それでは、認定第 5 号 令和 5 年度池田町水道事業会計の決

算認定について御説明を申し上げます。

決算書は172ページからとなりますので、お願いいたします。

それから、水道事業報告につきましては、成果説明書119ページからとなりますので、御覧をいただきたいと思います。

それでは、決算書173ページの決算報告書を御覧ください。

初めに、水道事業会計の決算報告書の決算額は消費税込みの額で表示し、損益計算書等の財務諸表につきましては消費税抜きの額で表示していますので、よろしくをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入の決算額は2億4,622万5,043円、支出の決算額は1億9,568万7,943円でございます。

次に、174ページの資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は222万2,000円、支出の決算額は3,582万4,252円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,360万2,252円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額94万9,400円、当年度分損益勘定留保資金3,265万2,852円で補填をいたしました。

175ページの損益計算書につきましては、1の営業収益は1億9,212万8,205円で、営業利益は1,524万7,810円でございます。3の営業外収益は3,492万5,171円で、4の営業外費用では79万992円ですので、差引き3,413万4,719円となり、これによりまして、経常利益は4,938万1,989円。5の特別利益の100円を合計いたしますと、当年度の純利益は4,938万2,089円となっております。

また、前年度繰越利益剰余金は4億7,850万6,896円、その他、未処分利益剰余金変動額はゼロ円ですので、当年度純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は5億2,788万8,985円でございます。

次に、176ページの剰余金計算書について御説明をいたします。

剰余金計算書中段、当年度変動額につきましては、工事負担金の202万円を資本剰余金に整理をいたしまして、利益剰余金は当年度純利益4,938万2,089円が未処分利益剰余金の当年度変動額となり、当年度末残高は5億2,788万8,985円でございます。

なお、条例第5条による処分では、未処分利益剰余金のうち2,700万円を処分いたしまして、決算認定後に利益積立金に2,700万円を積み立てるものでございます。

177ページの貸借対照表につきましては、まず、資産の部でございます。

1の固定資産は20億6,776万3,256円で、2の流動資産は9億2,282万9,306円ですので、資産合計は29億9,059万2,562円でございます。

次に、負債の部でございます。３の固定負債は3,017万1,791円、４の流動負債は2,544万5,719円で、５の繰延収益は６億5,169万6,704円ですので、負債合計は７億731万4,214円でございます。

続いて、資本の部につきまして６の資本金は10億7,237万1,044円で、７の剰余金は３億5,869万3,789円ですので、資本合計は22億8,327万8,348円となり、負債資本合計は29億9,059万2,562円でございます。

178ページ以降には、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収入支出明細書を記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

経営状況につきましては、成果説明書の119ページを御覧いただきまして、給水人口減少の影響によりまして給水収益が減収する経営環境にある中で、純利益4,938万2,089円を計上することができました。令和５年度の事業といたしましては中段の建設改良に記載をしてございますが、２丁目の配水管布設替工事、県道宇留賀池田線道路改築工事及び県道上生坂信濃松川停車場線道路工事の設計業務、南部ポンプ室の流量計変換器交換工事などを実施しております。

今後につきましても、経営改善に積極的に取り組み、引き続き健全経営を維持しながら安全で良質な下水道水の安定供給に努めてまいります。

令和５年度池田町水道事業会計の決算の認定についての説明は以上でございます。

次に、議案第32号 令和５年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について御説明を申し上げます。

それでは、決算書183ページの決算報告書を御覧ください。

決算報告書の決算額は消費税を含む金額、損益計算書等の財務諸表は消費税抜きの金額となりますので、よろしくお願いいたします。

まず、収益収入及び支出につきまして、収入の決算額は６億1,891万8,029円、支出の決算額は３億6,849万6,693円でございます。

次に、184ページの資本的収入及び支出につきまして、収入の決算額は３億5,218万4,000円、支出の決算額は６億6,163万92円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額３億944万6,092円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,132万5,300円をはじめ、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、繰越利益剰余金処分額で補填をいたしました。

185ページの損益計算書について御説明をいたします。

1の営業収益は1億7,238万1,188円で、2の営業費用は3億2,283万1,288円ですので、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失は1億5,045万100円でございます。3の営業外収益は4億2,486万3,905円で、4の営業外費用では3,030万9,260円ですので、差引き3億9,455万4,645円となり、これによりまして、経常利益は5億4,500万4,745円でございます。5の特別料金に108万2,400円を計上しましたので、当年度純利益は2億4,518万6,945円、その他、未処分利益剰余金変動額1,410万円を加えた当年度未処分利益剰余金は5億2,657万6,914円でございます。

次に、186ページの剰余金計算書について御説明をいたします。

剰余金計算書中段、当年度変動額につきまして、利益剰余金の未処分利益剰余金は、当年度純利益2億4,518万6,945円に減債積立金1,410万円を加えた2億5,928万6,945円が当年度の変動額となり、繰越利益剰余金を加え、当年度末残高は5億2,657万6,914円となります。

この未処分利益剰余金につきましては、下段の剰余金処分計算書（案）におきまして、当年度未処分利益剰余金5億2,657万6,914円のうち、減債積立金を取り崩した1,410万円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、条例第5条に基づく処分では、未処分利益剰余金のうち2,600万円を決算認定後に減債積立金へ積立てを行うものでございます。

次に、187ページの貸借対照表について御説明をいたします。

まず、資産の部について、1の固定資産は81億569万5,697円で、2の流動資産は7,894万7,588円ですので、資産合計は81億8,464万3,285円でございます。

次に、負債の部でございます。3の固定負債は26億3,849万1,829円、4の流動負債は5億4,061万7,865円で、5の繰延収益は41億24万1,531円ですので、負債合計は72億7,935万1,225円でございます。

続いて、資本の部について、6の資本金は1億9,084万225円で、7の剰余金は1億8,787万4,921円ですので、資本の合計は9億529万2,060円となり、負債資金合計は81億8,464万3,285円でございます。

188ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収入支出明細書を記載してございますので、後ほど御覧ください。

経営状況につきましては、成果説明書の127ページを御覧いただき、処理人口減少により使用料収益が減少する経営環境にある中で、純利益2億4,518万6,945円を計上することが

できました。令和５年度の事業といたしましては中段の建設改良に記載してございますが、高瀬浄水園の建設工事委託及び高圧機器、ケーブルの更新工事などを実施しております。

今後とも恒久的財産である下水道施設を適切に維持するとともに、その企業的性質を生かしながら、より一層経営の効率化、健全化に努めてまいります。

令和５年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

報告第１９号、報告第２０号の一括上程、報告

○議長（横澤はま君） 日程５、報告第１９号 池田町財政健全化判断比率の報告について、報告第２０号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について、以上、報告第１９号、第２０号を一括して報告を願います。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 報告第１９号及び報告第２０号について一括報告をいたします。

まず、報告第１９号 池田町財政健全化判断比率の報告についてであります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和５年度決算に基づき算定した財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、議会へ報告するものであります。

財政健全化判断比率の判断４項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字がないため数値は発生しませんでした。実質公債費比率は、昨年同の１２．１％であります。今後の動向を注視してまいります。

その下の将来負担比率は、地方債などの将来負担額を充当可能財源等が上回るため、数値は算出されませんでした。

以上、いずれの比率につきましても、早期健全化基準に達していませんことを御報告させていただきます。

次に、報告第２０号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告についてありますが、これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和５

年度決算に基づき算定した公営企業における資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するものであります。

当町の令和５年度における公営企業会計は、水道事業会計、下水道事業会計の２会計であります。いずれの会計も資金不足比率の数値が発生せず、経営が健全であることを報告いたします。

以上でございます。

監査委員による令和５年度の決算審査意見について

- 議長（横澤はま君） 日程６、監査委員による令和５年度の決算審査意見について、報告を求めます。

中村代表監査委員。

〔監査委員 中村一雄君 登壇〕

- 監査委員（中村一雄君） 監査委員の中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

去る８月２日に、令和５年度池田町各会計決算並びに各基金の運用状況等につきまして、審査意見書を町長に提出をいたしましたので、本日、議会の皆様に御報告をさせていただきます。

資料を御覧いただきながらお願いいたします。

この意見書は、資料１ページ本文に記載のとおり、地方自治法及び地方公営企業法の規定によりまして、各決算関係書類を審査し、その結果を意見として付したものであります。

それでは、審査の概要をまず報告いたします。

審査の対象ですが、 番の令和５年度池田町一般会計歳入歳出決算から、 番令和５年度度財政健全化の状況を示す書類まで、記載の各項目について審査をいたしました。

（２）審査の期間です。

去る７月８日から７月１９日の間の７日間、薄井監査委員と私中村２名で監査審査を実施いたしました。

次のページにお進みください。

審査の手続です。

審査に当たりましては、町長より提出をいただきました歳入歳出決算書ほか関係書類につ

きまして、この本文の３行目の中ほどです。まず、計数に誤りはないか、そして、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については、関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼を置きまして、関係諸帳簿の照合、また、行政担当の皆さんからのヒアリングなど、通常実施すべき審査手続を実行いたしました。

そして、審査の結果であります。

審査をいたしました一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算書ほか関係種類等につきましては、２行目の最後のほうです。法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と照合した結果、誤りのないことを確認いたしました。

各基金の運用状況及び財政健全化の状況を示す書類の計数につきましても、符合としておりまして、誤りのないことを確認しました。

以下、詳細に述べさせていただきます。

まず、総括です。

最初に決算の規模です。

一般会計、それから公営企業会計を除きます特別会計の決算は下の表に掲げるとおりでございます。

決算歳出額は前年と比較しまして、一般会計で５億１,８１４万円余、率にいたしまして９.０５％の減と、約１０％ぐらい減少ということになりました。特別会計では４,１６５万円余、率にして約３.５％弱の減ということになっております。

２行飛ばしまして、この決算額のうち、一般会計から特別会計への繰出額は１億４９１万円余り、また一般会計の基金繰入額は２,９２１万円余りということになりました。

次のページにお進みください。

決算収支です。

総計決算における歳入額は、２ページの表に記載のとおりですけれども、６４億４,１２９万円余、歳出額は６３億６,１６５万円余ということで、この差引額が７,９６４万１,５８９円という黒字ということになっております。

令和６年度への繰越明許費の総額は、一般会計の３,１６３万７,０００円、このうち一般財源は２,１１３万９,０００円でありました。

また、決算余剰金のうち、地方自治法の規定によりまして、財政調整基金へ２,５００万円、国保特別会計では国保財政財調基金へ６０万円、それぞれ積立て予定となっております。

次に、予算の執行状況です。

歳入決算額は総予算に対しまして約800万円弱の増ということで、収入率は予算に対しまして100%を超えております。前年より0.4ポイント上回っております。とりわけ一般会計の町税、そして国保会計の国保税が予算額を超えて収納されたという結果です。

一方、歳出決算額は総予算額に対しまして98.9%の執行率、こちらも前年度の98.1%に対しまして0.8ポイント上回っております。

次が財産に関する調書です。

地方自治法施行規則に規定する財産に関する調書により示された財産の内容につきまして、下に掲げる3つの丸についてであります。いずれも問題なく処理をされておりました。

まず、公有財産です。

2丁目のお試し住宅として、寄附を受けました土地と建物が増加しております。

有価証券及び出資による権利につきましては、有価証券は信州池田アグリ株式会社への出資金300万円が増加しております。

出資による権利につきましては、期中の増減はございません。金額は6,794万1,000円です。基金につきましては、後ほど述べさせていただきます。

次のページにお進みください。

次は、会計別の意見です。

まず、一般会計です。

数字につきましては、2ページの表に記載のとおりでございますので、個別に述べるのは差し控えます。

イのまず歳入です。

歳入総額は、前年度に比べまして5億5,130万円余り、率にして9.45%の減という結果になっております。

歳入の構成比率につきましては、第1位が地方交付税、第2位が町税、第3位が国庫支出金、これは例年と同様であります。また、基金からの繰入金といたしまして、スポーツ振興基金、てるてる坊主のふるさと応援基金、公共施設等整備基金、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金からそれぞれ起債の金額が取り崩されております。

次に、歳出です。

予算総額と支出済額は2ページの表に記載のとおりであります。そして、予算執行率は98.8%、前年度が97.8%ですので、1%上昇したということになります。

また、翌年度への繰越明許による繰越額につきましては、総務費、民生費、農林水産業費、

土木費、教育費、災害復旧費、それぞれ記載の金額、総計3,163万7,000円が繰り越されております。

また、公債費ですが、7億7,681万円余ということで、昨年に比べまして3億円弱の減額となっております。その結果、歳出全体に占める割合は14.9%という結果となりました。

また、審査に当たりましては例年同様委託料、備品購入費、工事請負費、負担金、補助金につきまして審査を実施しましたが、適正な処理がなされておりまして、問題は認められませんでした。

次に、特別会計です。

公営企業会計を除く3つの特別会計につきましては、次ページの一番上の表を御覧ください。このとおりの結果となっております。個別に述べさせていただきます。

まず、1番の1行目、池田町工場誘致等特別会計、収入済額は繰越額の608万円余り、支出額ゼロということで変動はございません。

2行目、 番の池田町国民健康保険特別会計です。

収入済額、支出済額は記載のとおりでございまして、その差額、差引残額は2行目の一番右の列、197万1,385円の黒字ということになっております。

収入金額のうち、本文の の2行目の一番最後のほうからですが、収納率ですね、収納率が現年分のみですが97.3%ということで、収納率全体では前年度を僅かに上回っております。引き続き徴収努力を継続して、収納率の向上につなげていただければというふうに思っております。

歳出合計額は表に記載のとおりであります。保険給付費の支出額がこのうち7億724万円余りということで、歳出全体の71.75%ということになっております。この保険給付費というのは、医療費のうち保険者が負担する費用であります。構成割合は前年度とほぼ変わらない状況でありました。しかし、特定保健指導によりまして治療の長期化、医療費の高額化となる生活習慣病の予防効果等が表われてきているというふうに認められます。

決算の認定後、60万円を国保財政調整基金へ、また残額の137万円余を次年度へ繰り越すことになっております。

国民健康保険事業の大部分を占める保険給付につきましては、なかなか計画的な事業というのは困難なんですけれども、引き続き予防事業との連携によりまして、医療費の抑制に向けて取り組んでいただければと考えております。

次が3行目の池田町後期高齢者医療、 番です。

歳入合計は、歳出合計は記載のとおりでございます。歳入の中身は保険料と一般会計の繰入金がほとんどです。というか全てです。保険料の現年分につきましては、68.99%が特別徴収、残りの31.01%が普通徴収ということでありまして、収納率は特別徴収が100.05%、普通徴収が99.31%、合わせて99.82%ということになっております。滞納繰越分の収納率は46.75%でありました。

歳出の合計も表に記載のとおりであります、このほとんどは99.46%が広域連合への納付金ということになっております。残額の50万円余は次年度へ繰り越されます。

次が池田町の水道事業会計です。

まず、営業です。これは営業の規模になります。

給水戸数が4,062戸、給水人口が9,154人、有収水量が87万424立方メートル、有収率は82.7%という結果でした。給水収益は税抜きで1億9,077万円余りということで、前年度より34万3,864円の増加となっておりますが、営業収益全体では1億9,212万円余りということで昨年度より117万1,491円の減収となっております。

次に経理です。

地方公営企業の独立採算の趣旨にのっとりた運営と合理化に努めていただいております。税別で総収益2億2,705万円余りに対しまして、総費用が1億7,767万円余りということで、差し引きの4,938万2,089円が当期の純利益となっております。年度末の利益の剰余金の合計額は8億5,221万3,515円という結論です。水道の本旨に従いまして、安定供給に一層努めていただきたいというふうに思います。

次が池田町下水道事業会計です。

まず、営業の規模ですが、接続戸数が3,637戸、水洗化人口が8,172人、年間総処理水量が92万6,251立方メートル、有収水量が79万3,734立方メートルで、有収率は85.7%でありました。

使用料収益につきましては、1億7,214万円余りということで、昨年より75万3,592円の減収となっております。営業収益全体では1億7,238万円余りということで、前年よりやはり73万5,992円の減収となりました。

経理です。

1行目の最後のほうからいきます。

税別で総収益5億9,832万円余りに対しまして、総費用は3億5,314万円余りということになりまして、差し引きの2億4,518万6,945円が当期純利益という決算となりました。しかし、

企業債の償還に金額を充てているため、実際の現金は864万1,271円の減ということになっております。今期も前期に引き続き、高瀬浄水園をはじめとする諸施設の維持管理に努めていただいております。

次ページにお進みください。

池田町の下水道水洗化率は93.7%ということで、高止まりの傾向にあります。少しでも接続件数が増えるように引き続きつなぎ込みの啓発を推進するとともに、使用料の未収につきましても適正な徴収業務に努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、次にといいますか、この項最後の項目ですが、基金についてです。

基金についての御説明は、次ページの表を御覧いただきながらしたいと思います。

8ページの基金の表を御覧ください。

この表の区分の欄に記載の基金、合計13基金ございますが、これが当町で設定されている基金になります。その右の列が前年度末現在高ということで、本年の3月31日現在の残高です。その右が今期中の移動額ということになりまして、2段書きになっておりまして、上の段が期中です。4月1日から本年3月31日までです。下段が本年の4月と5月、出納整理期間の移動額ということで、2段書きになっております。一番右の列が決算年度末の現在高ということで、こちらのほうも2段書きになっております。

それぞれ、まず増から見てまいりますと、財政調整基金、それから上から2番目の減債基金、1つ飛ばして福祉基金、それからしばらく下にまいりまして、てるてる坊主のふるさと応援基金、それから公共施設等整備基金、その下の森林環境譲与税基金、これらが期中、また出納整理期間を通じまして増加となっております。

一方、期中で減少となったものが上から5番目ですね、国民健康保険財政調整基金が期中、出納整理期間とも取崩しがされております。それからその下の下です。てるてる坊主作詞者浅原六朗基金、それからその下、スポーツ振興基金、それからずっと下へ来て、一番下ですね、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金、これらが期中、それから出納整理期間を通じて減額となっております。

そして、前のページにちょっとお戻りをいただきたいと思います。

7ページの一番最後の段落です。

今の表の一番右下隅になるんですけれども、令和6年5月31日、すなわち出納整理期間末日現在の基金の現在高は総計25億9,434万5,000円ということになりました。厳しい財政状況は相変わらず続いておりますので、基金の取崩しには最新の注意を払っていただきたいとい

うふうに思います。

意見書本体につきましては、以上でございます。

次に、9ページにお進みください。

令和5年度財政健全化審査意見書であります。

この審査の概要は、町長から提出を受けました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかという観点で実施をした審査ということです。審査の結果です。

まず、総合意見ですが、審査に付されました下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別の意見です。

表を御覧いただきながらお願いいたします。

まず、実質赤字比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、当町は黒字でありますので、該当しておりません。

3番目の実質公債費比率につきましては、12.1%ということで、早期健全化基準の25%と比べると下回っておりますが、昨年と同率ということであります。引き続き圧縮を、抑制を図っていただければというふうに思います。

番の将来負担比率についても、充当可能財源のほうが勝っているために、当町は数字が発生しておりません。

したがって、(3)番、是正の改善を要する事項としましては、特に指摘すべき事項はありませんという結論です。

続きまして、10ページにお進みください。

令和5年度公営企業会計経営健全化審査意見書です。

この審査の概要は、町長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果です。

総合意見といたしまして、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別の意見です。

水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足は発生しておりません。したがって、(3)番、是正・改善を要する事項は特にありませんという結論です。

最後のページです。令和５年度の決算審査意見書ということで、これは監査委員の思いということでまとめさせていただきましたので、最後に朗読をさせていただきます。

まず、決算の総説です。

普通会計、そして公営企業会計とも実質収支あるいは当期剰余金が黒字で決算することができました。財政調整基金を取り崩すことなく、基金全体で約３億円、出納整理期間末日現在です。増やすことができました。不合理な予算の執行も認められず、また特筆すべき繰越事業もなく、総じて健全な財政運営が図れたものと認められました。

今後の財政運営についてです。

令和５年度の実質公債費比率は昨年同様12.1%でした。令和７年度から令和８年度にはやや上昇するという試算もありますので、長期的な財政分析に基づき、各年度の事業を計画していただきたいと思います。

事業の計画に当たりましては、様々な行政需要を踏まえつつも町が取り組むべき最優先課題を町民議会と十分に検討し、理事者をはじめ全行政職員が共有して、その目的達成のために、目標達成のために最も効果的と考えられる予算配分に反映するなど、戦略的な取組をお願いしたいと思います。

当面、緊縮財政が続きますが、その中でも行政、そして議会が一丸となって安心して住み続けられる町づくりに精力的に取り組んでいただくことを願ひまして、決算審査の意見いたします。

私からの報告は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（横澤はま君） ただいまの決算審査意見報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で決算審査件報告を終了します。

認定第１号より認定第５号、議案第３２号まで質疑

○議長（横澤はま君） 日程７、認定第１号より第５号及び議案第32号について各認定、議案

ごとに質疑を行います。

認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

初めに、歳入関係、続いて歳出関係の順に行います。

まず、歳入全般、8ページから32ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について、各款ごとに質疑を行います。

第1款議会費、33ページから34ページ、第2款総務費、34ページから55ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費、55ページから78ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費、78ページから87ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

第5款労働費、87ページ、第6款農林水産業費、87ページから96ページ、第7款商工費、96ページから101ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費、101ページから107ページ、第9款消防費、107ページから109ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費、109ページから134ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第11款公債費、134ページ、第12款災害復旧費、134ページから136ページ、第13款予備費、136ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

以上で歳出について、各款ごとの質疑を終了しますが、認定第1号の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって認定第1号についての質疑を終了します。

認定第2号 令和5年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第3号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第4号 令和5年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第5号 令和5年度池田町水道事業会計の決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第32号 令和5年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で認定第1号より第5号及び議案第32号の質疑を終了します。

議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 日程8、議案第33号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 議案第33号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年12月にマイナンバー法等改正法の施行日が令和6年12月2日と閣議決定され、現行の被保険者証の発行が終了されることになりました。これに伴い、当町が加入している長野県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を規定した規約の一部を変更するものであります。

現行の規約では、被保険者証の発行等を含めた事務を列挙しておりますので、被保険者証の発行等を除いた高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令に基づき行うものとされた事務に変更する内容です。

長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

服部議員。

- 10番（服部久子君） 今、そもそもマイナンバーカードに保険証をひもづけるということに対して、全国では非常に疑問が呈されておりまして、マイナンバーカードの保険証を持っておられる方も利用率が非常に少ないと聞いております。

よって、これをそもそも12月2日に廃止して、現在の保険証を廃止するのには反対なので、この議案には反対いたします。

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第33号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程9、議案第34号 北アルプス広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

- 町長（矢口 稔君） 議案第34号 北アルプス広域連合規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北アルプス広域連合規約の一部を変更することに関して、同法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会議決をお願いするものであります。

今回の北アルプス広域連合規約の変更につきましては、介護老人保健施設「虹の家」の管理運営費について、関係市町村の負担が必要となったことから、規約の別表に管理運営費の項目及び市町村の負担割合を追加するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第34号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長（横澤はま君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時38分

令和 6 年 9 月 定例 町 議 会

(第 2 号)

令和 6 年 9 月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 9 月 3 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 議案第 3 5 号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の
附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

上程、説明、質疑

日程第 2 議案第 3 6 号 池田町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に
関する条例の制定について

議案第 3 7 号 池田町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第 3 8 号 職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

一括上程、説明、質疑

日程第 3 議案第 3 9 号 池田町犯罪被害者等支援条例の制定について

上程、説明、質疑

日程第 4 議案第 4 0 号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

日程第 5 議案第 4 1 号 令和 6 年度池田町一般会計補正予算 (第 3 号) について

議案第 4 2 号 令和 6 年度池田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) につ
いて

議案第 4 3 号 令和 6 年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて

一括上程、説明、質疑

日程第 6 認定第 1 号より第 5 号まで、議案第 3 2 号、議案第 3 5 号より第 4 3 号まで
委員会に付託

日程第 7 請願・陳情書について

上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 1 名）

1 番	矢 口 結 以 君	2 番	三 枝 三七子 君
3 番	安 部 誠 君	4 番	山 崎 正 治 君
5 番	大 厩 美 秋 君	6 番	中 山 眞 君
7 番	大 出 美 晴 君	8 番	和 澤 忠 志 君
9 番	薄 井 孝 彦 君	1 0 番	服 部 久 子 君
1 1 番	横 澤 は ま 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	矢 口 稔 君	副町長兼総務課長事務取扱	宮 澤 達 君
教 育 長	山 崎 晃 君	住 民 課 長	寺 嶋 秀 徳 君
健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君	振 興 課 長	下 條 浩 久 君
建設水道課長	山 本 利 彦 君	学校保育課長	井 口 博 貴 君
生涯学習課長	大 澤 孔 君	総務課長補佐兼総務係長	滝 沢 健 彦 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 岸 寛 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	---------	-----------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

- 議長（横澤はま君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案第35号の上程、説明、質疑

- 議長（横澤はま君） 日程第1、議案第35号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

- 町長（矢口 稔君） おはようございます。

議案第35号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、少子化が進む中、将来を展望した池田町立小中学校の義務教育の在り方について総合的な見地から検討する池田町義務教育のあり方検討委員会を設置するため、それぞれの条例の別表にその委員会委員の項を追加するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、服部議員。

- 10番（服部久子君） 先日、全員協議会で提案されたんですけども、これを聞いてびっ

くりいたしました。本当に、今までこういう統合の問題が、保育園の問題はあったんですが、それはなかったのでちょっとびっくりしました。

それで、教育委員会の定例会をずっと見てみたんですけれども、6月の定例会だけにこの統合の提案があって、5月とか4月とかは書いてないんですよ。

その中で、しっかり時間をかけて、その6月定例議会、教育委員会で審議されたのかどうか、その辺お尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） この前の全員協議会でも申し上げたとおりですが、統合とか再編ということが前提ではないということであります。

ただ、この前もご説明申し上げたとおりですが、急激な少子化、出生数の低下というのが目の前にあるということを踏まえて、みんなで考えてみたいということでの提案でございます。

教育委員会でございますが、6月、それから7月の、多分まだ記録が載っていなかったかと思いますが、7月でもそこは討議しております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 10番、服部議員。

○10番（服部久子君） それから、このあり方委員会の名簿を見ましたら、ほとんどが役職、これには書いていないですけれども、役職の方がなられていて、一般の子育て世帯の人たちの委員があまりにも少ないということがあります。

その点もう少し十分に意見が聞けるような、そういうことをぜひ考えてみてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（横澤はま君） 服部議員、質疑でよろしいですか。

○10番（服部久子君） はい。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） その点につきましては、この前の全協でも御意見をいただいていると思います。あの時もお答えさせていただいたと思いますが、もちろんいろんな方の御意見は聞きたいと思っておりますし、保護者あるいは町民の方々から意見を聴取することにも必要になるのではないかなと思っております。

また、委員についても、公募、当初1名と考えておりましたけれども、公募の数についても検討させていただきたいなと思っております。

○議長（横澤はま君） 服部議員、よろしいですか。

○10番（服部久子君） はい。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

2番、三枝議員。

○2番（三枝三七子君） 今、手元にあります委員名簿からなんですが、ただいま名前が入っておられる方だけで19名になっています。で、19名中15名が男性なんですね。できれば教育のことを検討するのであれば、半数、女性の方を入れていただきたいという、大ざっぱな言い方ですが、構成の仕方をもう少しお考えいただけないでしょうか。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） ちょっと検討させてください。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

9番、薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） そうすると、公募委員というのは1名か2名かということになるんですけれども、私としては2名にしてほしいと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） ちょっとまだ締切りが終わっておりませんので、何とも言えませんが、応募の状況を見て考えたいと思っております。

○議長（横澤はま君） 9番、薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） 私、今回の募集についてちょっと違和感を感じたんです。というのは、これ予算が伴ってきますよね、委員に対して。ということになれば、全協で説明があった翌日から、もう公募が始まっているわけですよね。予算が伴いますので、議会で議決されてから公募をするというのが、私は筋じゃないかと思うんですよね。その辺、ちょっと、できれば気をつけていただいたほうが、私はいいんじゃないかというふうに思います。

それと、要はこの義務教育の在り方を、要するにどういうのがいいかということで、多分論議をしていくというのが基本になると思います。

これ非常に難しい問題ですので、そのことをよく分かっている先生をお呼びして、講演会でどういうのがいいのかという、その話を聞いて町民が考えていく、あるいは、小規模校だとか統合した学校があると思うんです、そういうものを実際に見て、現場の先生の話の聞いたり、保護者の意見を聞くというのはできないと思うんですけど、そういう、それも町民参

加でやっていただいて、そういう中で判断をしていくということを、ぜひやっていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） どういうふうに進めていくかということは、開きながら、委員の皆さんの御意見もいただきながら考えていきたいと思いますが、今、議員さんが言われたとおり、現状どうなっているのかとか、それから、例えば教員の配置について、文科省や県教委の決まりもあるわけで、そういうことについても御理解をいただきながら、進めていく必要があると理解しております。したがって、前半の部分は現状がどうなのかっていうようなことを理解していただいたり、また、先に進めている市町村について例をみんなで見ながら現状を理解していくというようなことから始めなくてはいけないなというふうに思っているところです。

ありがとうございます。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

2 番、三枝議員。

○2 番（三枝三七子君） いままでの議員の質問とは違うんですが、この第 1 条の義務教育あり方検討委員会の委員に対しての報酬が6,200円とありますが、全協でも教育長より御説明いただいた、識見を有する者として今回、麻布教育ラボ代表村瀬先生が入っておられます。この先生への報酬は、これではないですよ。という質問なんです。

○議長（横澤はま君） 井口学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 委員さん、みんな一律でございます。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

1 番、矢口議員。

○1 番（矢口結以君） これを 2 年かけて結論を出していくということなんですが、今年度、3 回会議を予定されているということです。ということは、2 か月に一遍ほどの会議になってくるのかなと思うんですが、来年度のスケジュール等は決まっているのでしょうか。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 来年度については、まだ日程等は決まっておりません。

ただ、今年度については、今、村瀬先生にも質問いただいているんですけど、村瀬先生がこの後池田に来ていただける日がもう決まっていますので、その日に合わせて行ってきたいなという思いはございます。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

3番、安部議員。

○3番（安部 誠君） 全協でもちょっと言及はしたんですけれども、やはり今、いろんな議員がおっしゃっているように、名前が上がっている議員構成と、さらには男女構成なども踏まえて、今、教育長のほうは検討はするということですが、ぜひ委員会だけではなくて、広く市民に、委員から集まっている討議の状況の進捗状況を公開していったら、さらに市民からの意見もいただくと、そういうようなことでぜひ、そういうものもスケジュールに入れて進めていただければと思います。

○議長（横澤はま君） 安部議員、質疑ですか。要望ですか。

○3番（安部 誠君） 今、現状のスケジュールの中で、そういうことが検討されているかどうかの質疑になります。

○議長（横澤はま君） 質疑ですか。

山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 先ほどから申しているとおり、広く町民の皆さんの御意見等は伺っていきなと思っておりますので、そのような、今言っていたようなことも考慮して進めてまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

2番、三枝議員。

○2番（三枝三七子君） 毎回、教育委員会の定例会もできる限り傍聴してきています。で、公表された記録は誰が何を言っているか分からない状態で、できれば、池田町においては、以前も幼児教育あり方研究会というものも設置された過去があります。で、結局そこで出ました答申がうまく生かされないまま放置されて、去年年末の会染保育園の大変などたばたになったような経緯もございます。

今回の、この義務教育あり方検討会の設置は、私は賛成しますが、ここで出た意見がちゃんと踏襲されて、どう生かされるのかということを、広く町民の方に知っていただくためにも、発言のあった記録をできるだけ広く公開してほしいというふうに願いたいのですが、そういうおつもりはありますか。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） できる限り、御希望に添いたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって質疑を終了します。

議案第36号より議案第38号まで、一括上程、説明、質疑

- 議長（横澤はま君） 日程第2、議案第36号 池田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

- 町長（矢口 稔君） 議案第36号から議案第38号までを、関連する議案として一括提案理由の説明をいたします。

まず、議案第36号 池田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

両条例とも、地方自治法の改正により会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるようになったため、所要の改正をするものであります。

続きまして、議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例の規定では、現在、会計年度任用職員が育児休業を取得している場合、育児休業取得前に勤務期間があっても勤勉手当が支給されませんが、所要の改正をし、支給することができるようにするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案理由の説明を終了します。

なお、質疑を行う場合には、あくまでも質疑として述べていただきたい。よろしく願います。

それでは、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第39号の上程、説明、質疑

○議長（横澤はま君） 日程第3、議案第39号 池田町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 議案第39号 池田町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るための施策を総合的に推進し、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とし、制定をするものでございます。

主な条文の内容につきましては、第4条では、町の責務を、第5条では、町民等の役割をそれぞれ規定し、第6条では、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他必要な支援を行うことについての規定を、第7条では、犯罪被害者等への支援金の支給についての規定を、第8条では、犯罪被害者等の居住の安定についての規定をするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第40号の上程、説明、質疑

- 議長（横澤はま君） 日程第4、議案第40号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

- 町長（矢口 稔君） 議案第40号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、池田町犯罪被害者等支援条例の制定に合わせ、犯罪被害者等基本法、これは平成16年法律第161号であります。第2条第2項に規定する犯罪被害者等を、入居者の資格に追加をするため、改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いをいたします。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、三枝議員。

- 2番（三枝三七子君） 第5条（10）の国税・地方税等を滞納していない者というものについては、加筆をしていただけたらいいなというふうに考えています。

全員協議会でも出ましたが、どのような状況で被害に遭われているか分からないという方を考えると、町長の命令があればという言葉でしたが、それを記載していただけたら嬉しいのですが、町長、お考えありますか。

- 議長（横澤はま君） 矢口町長。

- 町長（矢口 稔君） この議案は、今、委員会に付託をさせていただきますので、また委員

会等において慎重に審議をしていければと思います。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第41号より議案第43号まで、一括上程、説明、質疑

○議長（横澤はま君） 日程第5、議案第41号 令和6年度池田町一般会計補正予算（第3号）について、議案第42号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第43号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 議案第41号から議案第43号について、一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第41号 令和6年度池田町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ4,256万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ49億7,187万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとして、款14国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金として333万5,000円の増額、款15県支出金では、教育費委託金の地域スポーツクラブ活動体制整備事業を主なものとして132万1,000円の増額、款19繰越金では、前年度一般会計決算により1,994万5,000円の増額、款20諸収入では、光ケーブル補償料を主なものとして171万6,000円の増額、款21町債では、保育園統合に向けた池田町保育園遊具更新等のための、こども・子育て支援事業債を主なものとして1,450万円増額いたしました。

一方、歳出の主なものとして、款2総務費では、空き家バンク活用事業補助金や空き家解体事業補助金などを増額計上しましたが、人件費の減により差引き963万5,000円の減額としま

した。なお、新規に犯罪被害者等支援金を計上しております。

款 3 民生費では、保育園統合に向けた池田保育園の園舎、遊具の改修を主なものとして1,004万8,000円、款 4 衛生費では、ごみ集積所改修補助金や人件費の増で483万8,000円それぞれ増額計上としました。

款 6 農林水産業費では、農地や農道、農業用水路の管理委託料、有害鳥獣駆除補助金を増額しましたが、人件費の減により差引き265万8,000円を減額しました。

款 7 商工費では、大系線利用促進輸送強化期成同盟会負担金、ワインマルシェ負担金等を増額しましたが、人件費の減により差引き35万円を減額しました。

款 8 土木費では、自治会要請に対する道路舗装工事、クラフトパーク案内看板設置工事等で2,226万2,000円、款 9 消防費では、退職団員報償金として60万円、款10教育費では、各施設の修繕費や学校の備品購入費を主なものとして1,001万4,000円をそれぞれ増額しました。

また、款12災害復旧費では、8月14日の大雨により被災した町道登波離橋線等の道路復旧工事として、744万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第42号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ584万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億153万6,000円とするものであります。

歳入では、繰越金に、令和5年度決算による繰越金197万1,385円のうち、当初予算額との差額127万1,000円を雑収入に、国保連合会返還金457万円を、歳出では、保健事業費に会計年度任用職員の人件費46万5,000円を、諸支出金に償還金555万1,000円を増額計上いたしました。

最後に、議案第43号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ49万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億9,156万8,000円とするものであります。

歳入では、令和5年度決算による繰越金49万9,000円を、歳出では、後期高齢者広域連合納付金49万9,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

以上、議案第41号から議案第43号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

なお、議案第41号につきましては、補足説明を担当課長にいただきます。

○議長（横澤はま君） 補足の説明を求めます。

議案第41号中、歳入と総務課関係の歳出について。

宮澤副町長兼総務課長。

○副町長兼総務課長（宮澤 達君） それでは、お願いします。

議案第41号 令和6年度池田町一般会計補正予算（第3号）につきまして、歳入全般と総務課関係の歳出の補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,256万4,000円を追加し、総額をそれぞれ49億7,187万1,000円とするものであります。

最初に4ページをご覧ください。

第2表で地方債の補正を行っており、こども・子育て支援事業債を1,300万円、公共土木施設災害復旧事業債を160万円それぞれを追加し、臨時財政対策債につきまして、発行可能額の確定により限度額を10万円減額いたしました。

続きまして、歳入関係ですが、7ページをご覧ください。

まず、款10地方交付税を174万7,000円増額しました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金では、8月14日の大雨により被災した町道登波離橋線の復旧費負担金として333万5,000円の増額、款15県支出金、項2県補助金では、環境保全型農業直接支払交付金支援の対象面積の確定によりまして14万9,000円の増額、項3県委託金では、地域スポーツクラブ活動体制整備事業で指導者の経費等に充てるための委託金ですが、117万2,000円増額いたしました。

続いて、8ページの款19繰越金では、令和5年度一般会計決算による剰余金のうち、基金積立て後の残金1,994万5,000円を増額、款20諸収入では、光ケーブル補償料は県道改良工事に伴う電柱移転補償料で111万6,000円、あと、消防団員の関係につきましては退職者が見込みより多かったため60万円それぞれ増額しまして、合計で171万6,000円増額をいたしました。

款21町債では、池田保育園統合に向けた園舎・遊具改修のこども・子育て支援事業債と町道登波離橋線復旧のための災害復旧事業債の2件を追加、臨時財政対策債については減額し、合計で1,450万円増額計上いたしました。

続きまして、総務課の歳出関係ですが、最初に、一般職の人件費の関係です。各課をまたがっておりますが、主な理由としましては、本年度に入りまして職員の退職ですとか、復職に伴う人事異動等により、増減があったものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

9ページの款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費ですが、説明欄の庁舎管理経費の施設修繕料は、庁舎の雨漏り、トイレの配管修繕等を主なものとしまして、そのほか人件費等合わせまして、差引き2,257万7,000円の減額となっております。

続いて、目6 企画費では、説明欄にありますブロードバンド設備管理事業は歳入でも説明いたしましたが、県道改良工事に伴う電柱移転委託料で111万7,000円増額、移住定住促進事業では、お試し住宅の改修ですとか、あと空き家バンク活用事業補助金、空家解体事業補助金を主なものとして、1,113万円増額をしております。

なお、お試し住宅の関係でありますけれども、これにつきましては簡易宿泊業扱いとなるため、消防関連の改修ですとか、カーテン等の更新等が必要なためのものであります。

それから、少し飛びますけれども、20ページをご覧いただきたいと思います。

款9 消防費、目2 非常備消防費ですけれども、退職団員が見込みより多かったためということと60万円増額をしております。

歳入及び総務課関係の補足説明は以上であります。

○議長（横澤はま君） 続きまして、議案第41号中、住民課関係の歳出について。

寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1、目8 交通安全防犯対策費は、30万円の増額補正をお願いします。今議会に上程しております、池田町犯罪被害者等支援条例の制定に関連し、犯罪被害者等支援金を予算計上するものでございます。

次に、目9 バス等運行事業費は、26万2,000円の増額補正をお願いします。町営バス安曇野線のバス車両の修繕費としまして一般修繕料26万2,000円を予算計上するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

項2 徴税費、目2 賦課徴収費は138万2,000円の増額補正をお願いします。内容につきましては、定額減税に関連する電算委託料として58万2,000円を、町税等過誤納返還金として80万円をそれぞれ予算計上するものでございます。

次に、14ページ最下段から15ページにかけてご覧いただきたいと思います。

款4、項1、目3 環境衛生費は、39万6,000円の増額補正をお願いいたします。内容につきましては、環境衛生一般経費ごみ集積所改修補助金22万3,000円を、15ページにいきました。

て、公衆トイレ管理経費一般修繕料 7 万 7,000 円と清掃管理委託料 9 万 6,000 円をそれぞれ予算計上するものでございます。

住民課関係の補足説明は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 議案第41号中、振興課関係の歳出について。

下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） それでは、振興課関係の説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費186万2,000円の増額補正です。農地管理委託料は、社口原における除草、耕起、堆肥投入等による土壌改良を、今年度は町が責任をもって管理を行っていくための費用であります。

次に、環境保全型農業直接支払交付金は、池田町有機米研究会へ支援する交付金で、支援面積確定によるものであります。

次に、経営所得対策等推進事業補助金は、池田町農業再生協議会への補助金で、今年度国補助金減額により、一般財源不足分を補うものであります。

飛びまして、17ページをお願いいたします。

目 1 林業振興費、有害鳥獣対策事業です。鳥獣害対応のため、公用車としてのリース車運用による燃料費及び有害鳥獣駆除補助金として有害鳥獣対策協議会へ追加交付するものであります。補助する内容としましては、小型獣及びニホンジカ捕獲用わな等を追加で購入するためのものです。

次に、下段の商工費です。

創業支援事業補助金は、申請件数増加に伴い不足分を補正するものであります。

次に、18ページにかけての目 2 観光費、観光一般経費150万円の増額です。1 つめに、大系線利用促進輸送強化期成同盟会負担金です。7 月29日の全員協議会で御協議いただきました案件で、同盟会から示されたとおりの金額を補正させていただきます。

次に、18ページのワインマルシェ負担金、これは、10月19日土曜日に、池田町創造館及び駐車場で来年度以降のワインまつりのイベントとしてワインマルシェを開催計画しております。これに係る経費を増額補正させていただきます。

振興課関係は以上です。

○議長（横澤はま君） 次に、議案第41号中、建設水道課関係の歳出について。

山本建設水道課長。

- 建設水道課長（山本利彦君） それでは、建設水道課関係の歳出について、お願いいたします。

16ページをお願いいたします。

下段の款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 4 土地改良費は、164万8,000円の増額補正で、内容といたしましては、自治会要請対応の水路等の補修費用等でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

中段の款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費は、25万5,000円の増額補正です。こちらにつきましては、町道水路敷地となっている個人所有地を町に寄附いただくための分筆登記費用でございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁維持費は、1,377万9,000円の増額補正でございます。主な内容につきましては、自治会要請対応の舗装修繕をはじめ、道路側溝などの改修工事、自治会からの申請による除雪機の設置補助金等でございます。

続いて19ページ、目 2 道路舗装費は、400万円の増額補正で、吾妻町地区の舗装打ち替え工事の費用の計上でございます。

続きまして、目 3 交通安全施設整備事業費は、240万円の増額補正で、自治会要請対応のカーブミラー、また、区画線等の工事費用でございます。

ページ飛びまして、24ページをお願いいたします。

款12災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁災害復旧費につきましては、744万5,000円の増額補正でございます。内容といたしましては、8月14日の降雨により発生した町道の災害復旧に係る工事費等を計上したものでございます。

建設水道課関係の補足説明は以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 次に、議案第41号中、学校保育課関係の歳出について。

井口学校保育課長。

- 学校保育課長（井口博貴君） それでは、学校保育課関係の補足説明を申し上げます。

13ページ上段をお願いします。

款 3 項 2 目 1 児童福祉総務費、説明欄の保育園運営事業2,510万4,000円ですが、保育園統合に向けての増額補正です。3歳未満児の便器更新や電気温水器修繕などのトイレ関係の修繕と網戸修繕の施設修繕料として197万6,000円、会染保育園ありがとう会を3月に予定しておりまして、記録写真の映像制作料として14万3,000円、大型遊具の設置や更新、エアコン未設置の1部屋にエアコン設置、無線アクセスポイントの設置工事として1,509万2,000円、

園児送迎用ワゴン車 1 台購入、園児の椅子等更新など備品購入費として789万3,000円の増額補正をお願いします。

なお、こども・子育て事業債1,300万円を充当しております。

次に、20ページ下段をお願いします。

款10項 1 目 2 事務局費、説明欄の義務教育あり方検討委員会委員報酬17万1,000円と費用弁償7,000円につきましては、義務教育あり方検討委員会設置に伴う報酬と費用弁償です。

次に、こどもの学び支援塾事業42万3,000円ですが、部活地域移行に関する関係の報酬35万4,000円と使用するボール等の消耗品費 6 万9,000円です。

次に、21ページ中段をお願いします。

款10項 2 目 1 池田小学校管理費120万3,000円の増額補正をお願いします。一般修繕料63万2,000円につきましては、校長室W i - F i 設置工事と中庭モニュメント修繕です。学校用機械器具購入費57万1,000円につきましては、F F 暖房機 2 台の購入費用です。

次に、目 3 会染小学校管理費、説明欄の学校用、機械器具購入費 7 万7,000円ですが、ワイヤレスマイク 2 本の購入費用です。

次に、22ページ上段をお願いします。

項 3 目 1 学校管理費147万1,000円の増額補正をお願いします。

施設修繕料67万1,000円ですが、トイレ、階段等の照明器具のL E D交換費用です。学校用、機械器具購入費80万円につきましては、F F 暖房機 3 台の購入費用です。

次に、目 2 教育振興費、説明欄の自動車借り上げ料等21万4,000円ですが、バス借り上げ料の値上がり等により増額をお願いするものです。

学校保育課関係の説明は以上です。

○議長（横澤はま君） 続きまして、議案第41号中、生涯学習課関係の歳出について。

大澤生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤 孔君） それでは、生涯学習課関係の補足説明を申し上げます。

19ページをご覧ください。

下段の款 8 土木費、項 4 目 1 公園事業費は、182万8,000円の増額をお願いするものでございます。

内訳では、公園管理等一般経費で、林中ふれあい公園内で支障を来たしているケヤキ等の樹木の伐採委託料50万8,000円、クラフトパーク管理経費で外トイレ 2 棟分の清掃料22万円並びにクラフトパークの道路案内看板設置に係る工事請負費110万円となっております。

続きまして、22ページの款10教育費、項4目2公民館費は、交流センター管理経費として、ホール舞台照明設備の無停電電源装置の更新に伴う修繕料47万円の増額でございます。

続きまして、23ページ、目6美術館費では、館内設備の定期点検の指摘により、消火設備起動操作箱の交換及び入口自動ドアのセンサー交換の修繕料計58万2,000円を、その下の目8多目的研修集会施設費では、多目的研修センター駐車場の白線引き直しのため施設修繕料18万円を計上いたしました。

生涯学習課の補足説明は以上でございます。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第41号 令和6年度池田町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第42号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第43号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で、議案第41号より議案第43号までの質疑を終了します。

認定第 1 号より認定第 5 号まで、議案第 3 2 号、議案第 3 5 号より議案第 4 3 号まで、委員会に付託

- 議長（横澤はま君） 日程第 6、認定第 1 号より認定第 5 号まで、議案第 32 号及び議案第 35 号より議案第 43 号までを各委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（横澤はま君） ただいまの付託表により各委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会に付託することに決定しました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

- 議長（横澤はま君） 日程第 7、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情書の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（横澤はま君） これについては、各常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（横澤はま君） お諮りします。

請願・陳情書は、付託表により各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（横澤はま君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午前 10 時 53 分

令和 6 年 9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和6年9月池田町議会定例会

議事日程(第3号)

令和6年9月5日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	矢口結以君	2番	三枝三七子君
3番	安部誠君	4番	山崎正治君
5番	大厩美秋君	6番	中山眞君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	横澤はま君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢口稔君	副町長兼総務課長事務取扱	宮澤達君
教育長	山崎晃君	住民課長	寺嶋秀徳君
健康福祉課長	宮本瑞枝君	振興課長	下條浩久君
建設水道課長	山本利彦君	学校保育課長	井口博貴君
生涯学習課長	大澤孔君	総務課長補佐兼総務係長	滝沢健彦君

事務局職員出席者

事務局長	山岸寛君	事務局書記	矢口富代君
------	------	-------	-------

9月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	6 番 中山 眞議員	1．北アルプス展望美術館の運営を町営に 2．「花とハーブの里池田町」の今後の展望について 3．先ず動くこと 人口減少・少子高齢化・移住促進のプロジェクト
2	5 番 大厩美秋議員	1．学校プール等のあり方と今後は 2．商業振興対策事業補助金の促進と今後は
3	1 番 矢口結以議員	1．不法投棄の現状と対策は 2．子どもたちの人権について町の考えを問う 3．小中学校への生理用品の配置のあり方を問う
4	2 番 三枝三七子議員	1．役場職員を守りたい カスタマーハラスメントをどう考えるか 2．P f a s / P f o s について現状把握と対策をたずねる
5	4 番 山崎正治議員	1．町民ミーティングを終えて今後の方針は 2．町の職員の住宅事情について問う 3．池田町ふれあい農園の現状と課題 4．葬祭センターの今後のあり方問題を問う 5．夏休みの子どもの居場所について問う
6	10 番 服部久子議員	1．本人の許可なく自衛隊への名簿提供は中止を 2．県の子どもの医療費補助増額を活かし完全無料化へ 3．国保の子どもの均等割りの減免を求める 4．男女共同参画の推進と会計年度任用職員の待遇改善を求める

7	9 番 薄井孝彦議員	1．住宅耐震化を進めるための更なる取り組みを問う 2．子どもから大人までの生活習慣病の増大防止に向けた町の対応を問う 3．会染保育園への民間保育園誘致の取り組みの進捗状況を問う
8	7 番 大出美晴議員	1．大系線期成同盟会振興部会においての町長発言について 2．空き家対策について 3．道路問題について 4．ワイン祭りについて
9	3 番 安部 誠議員	1．会染地区への民間保育園誘致の進捗状況他に関して

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（横澤はま君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、町長及び8番、和澤忠志議員は公務のため会議中、中座いたします。

一般質問

○議長（横澤はま君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順とします。

職員をして、一般質問一覧表の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（横澤はま君） これより、一般質問を行います。

中山 眞 君

○議長（横澤はま君） 1番に、6番の中山眞議員。

中山議員。

〔6番 中山 眞君 登壇〕

○6番（中山 眞君） おはようございます。9月定例会一般質問、またトップで始めさせていただきます。

今回は、展望美術館運営の提言、それから花とハーブの町池田町の存続、それから町民ミーティング後の人口減少・少子高齢化対策の3点を関連づけてお聞きしていきます。

まず最初に、北アルプス展望美術館の運営についてであります。そもそも町営の美術館の

設立の目的ですけれども、一般的に言われていることは、まず文化・教育の振興、これは地域の文化と芸術を促進する、また芸術教育の場を提供して芸術や歴史を学ぶ機会を提供するということです。これについては、地域とのコミュニティが大事で、その結びつきを強化していかなければいけない、あくまで地域のコミュニティの中心的な場所となり、文化的な活動やイベントの場を提供していく、そういう存在でなければならないということです。

次には、観光と経済効果について。観光客を誘導して地域経済に貢献していく、美術館が、地域の特色や歴史を反映して、観光客にとって魅力的な目的地とならなければならないということです。

次に、文化遺産の保存と普及です。これも地域の歴史や文化遺産を保護し、広く普及させる役割を美術館は果たします。展示物やコレクションを通じて地域の多様性や歴史を伝える場となるということです。

もう一つ、教育とリソースの提供です。学校や地域団体に対して、芸術教育の補完となるリソースを提供することができる、ワークショップや講義、あるいは特別展示などを通じて、学びの機会を広げることができるというふうにされています。

美術館は地域社会にとって、重要な文化的な拠点となる、町民にとっても有益な存在となる、以上が町営美術館設立の当初の目的であったはずですが、これらは今どうなのでしょう。

まず、現状の美術館運営についてお聞きしていきます。

質問の1です。

令和5年度の美術館決算概況は。入場者数、人件費、物販販売収入はいくらなのかお聞きします。

○議長（横澤はま君） 大澤生涯学習課長。

〔生涯学習課長 大澤 孔君 登壇〕

○生涯学習課長（大澤 孔君） おはようございます。それではお答えいたします。

静岡ビル保善株式会社の指定管理による令和5年度の美術館決算につきましては、収入合計2,797万4,000円、支出合計2,956万5,000円で、差引き159万1,000円の赤字でした。ただし、創造館の収支との相殺により、最終的に98万3,000円が会社利益との報告をいただいております。入館者数は9,053人で、主な収入の内訳として、入館料389万2,000円、ショップ販売288万2,000円、主な支出の内訳として、人件費が1,368万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔 6 番 中山 眞君 登壇 〕

- 6 番（中山 眞君） ただいまの数字は、昨年度の 1 年間の実績の数字です。令和 4 年度、入館者数が約 21,000 人、実績がありました。入館料が 920 万、それから物販の売上げが約 600 万、トータル約 1,500 万が指定管理業者に入りました。この数字と比べると、指定管理 1 年目でそんなに実績はすぐには残せないと思うんですけども、極端に数字が減っているように思われます。その中で指定管理料を 2,800 万、町が支出しています。これをどう捉えるかということです。順次お聞きしていきます。

次に質問します。

町民が絵画、彫刻、工芸など、地域芸術に関わる住民の参加と連携をどのように考えているのか。文化的な活動やイベント企画は指定管理業者任せでいいのかどうか、そこにどのように町が携わっていくのか、先ほど美術館の目的の中でも全てに対して地域コミュニティ、地域の参加というところをうたわれていますので、この点も踏まえてお聞きします。

- 議長（横澤はま君） 大澤生涯学習課長。
- 生涯学習課長（大澤 孔君） 地域住民との連携につきましては、指定管理者募集時の業務仕様書に参加条件として掲げております。その代表的な企画展として、キルト公募展や北アルプスの里コネクト展、信州池田クラフト展があり、それらを通して地元の芸術家や美術愛好家と連携し、作品展示やワークショップ等を行っております。また、町も企画展の広報を行うなど支援をしております。

以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 中山議員。

〔 6 番 中山 眞君 登壇 〕

- 6 番（中山 眞君） 言い方に語弊があるかもしれないですけども、要は指定管理業者任せになっていると、なかなかそういったイベント企画、新しい企画とかが提示できない、そこを誰が進めていくのか、協議会なのか、あるいは担当生涯学習課なのか、そこら辺も曖昧のままこの 1 年を見ると、どうも指定管理業者任せに見えてしょうがないです。それはあくまで私の視点で見た印象ですけども。ここを何とか打破していかなければいけない、要は町民がもっと参加しやすい運営方法があるはずですよ。それをどう捉えていくのか、この後でも出ますのでお聞きしていきます。

次の質問です。

今ある町の文化財の保管状況はどうなっているのか、その目録はあるのでしょうか、散在

している、要は美術館にもあったり公民館にもあったり、あるいはてるてる坊主の館にもあったりというふうに、それぞれ特徴はあるんですけども、資料が散在していると思われます。この文化的資源を一つにする、美術館に集約するというお考えはあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（横澤はま君） 大澤生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤 孔君） 町の文化財につきましては、それぞれの地域での管理のほか、文化財資料館でも一部保管をしております。美術館では約2,000点の作品を収蔵し目録を整備しておりますが、美術館は美術作品を所蔵する場であり、文化的な作品は基本、文化財資料館で保管しておりますので御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔 6 番 中山 眞君 登壇 〕

○ 6 番（中山 眞君） 先ほど言いました浅原六朗文学記念館、いわゆるてるてる坊主の館が常時閉まっているよと、鍵を開けないと自由に入れない状態、これでは気軽に入館できない。広く、少なくとも池田町の町民に、目にしてもらう目的のためには、もっと入りやすい、そういう状況をつくっていかねばいけないと思います。町民に開放するという考え方です。池田町の歴史的文化的資料、学問書も含めたいろいろ資料を今後後世に残していかなければいけないんです。そのために目録をしっかり残すということ、どこに何があるのかということをはっきり町民に知らしめること、それは美術館に集約すれば誰でも見たいと思うときに見れるということです。そういったことも、今後ぜひ検討していただきたい。

もう一つは、せっかく池田町てるてる坊主の冠があります。今の池田町展望美術館は、特徴は分かりにくい、町外の人に。だから、例えばてるてる坊主の名前を冠につけて、美術館の冠にする、あるいはサブタイトルにする。そういった工夫も必要ではないかと、そういうふうに思います。

次に、現行の指定管理運営の問題、課題点についてお話しします。現行の指定管理制度は、美術館運営の効率化、資質向上や行政の負担軽減などのメリットがある一方で、情報公開の制限や業者による利益優先、あるいは専門性の不足、継続性の懸念などデメリットもあります。これらを踏まえて池田町の実情にあった運用方法を検討することが大事ではないかと思っています。

メリットとしては、民間企業のノウハウや経営力を取り入れられる、人材や資金の有効活

用ができる、それから新規事業の創出、利用者ニーズに合わせたサービスの提供、あるいは業者によるマーケティング活動を強化できるということです。

もう一つは、行政の負担軽減、自治体にとって施設運営の負担軽減につながります。そもそも町営から指定管理業者に移行した際には、ここら辺が重要視されたのではないかというふうに思います。その分行政側が他の行政サービスに集中することができるようになるというメリットもあると思います。これは多様な運営形態、民間企業ならではの創意工夫を取り入れた多様な運用形態を実現することができる、あるいはなかなか実現しにくいユニークな企画展やイベント開催が可能、これがメリットです。

このメリットを、果たして昨年度１年間で生かしているのかと、今の指定管理業者が。そこに対して町が、どのような意見を言ってきたのか、ここが問題なんです。指定管理業者が変われば新しいニーズが生まれて、新しいアイデアも生まれます。これを生かさなければいけないんだけど、果たして今年度それができるのかどうか、非常に疑問に感じています。

またデメリットとしては、情報公開の制限があります。民間事業者の委託によって、情報公開が制限される可能性があるということです。運営状況や財務情報などの情報公開が不十分だと、住民の理解や協力を得にくくなる恐れがあるということです。ここに、先ほど大澤課長からの数字も聞きましたけれども、昨年度の事業報告書というのが手元にあります。ここに細かく、どんな事業をしてどんな収入があってどんな経費があってということが載っています。これを見る限り、今年度、あるいはもう１年、来年度どこまで期待できるのかというのは非常に疑問を感じています。これが情報公開の制限です。これらがなかなか町民の目に留まらない、行き届かないというのが一番の原因だと思います。

町営にすれば行政で発信します。誰でも町民は見るができます。今の美術館の運営状態はどうなのかというのも、町民が自由にいつでも見られるということ、それが情報公開です。指定管理業者にするとこれが見えなくなるんです。前業者もそうでした。２期にわたって指定管理になっていたんですけども、なかなかその情報が入ってこない、町民に伝わらないということです。これが一番のデメリットであると。

もう一つは、利益優先。民間事業ですから収益性を追求する、これは当然のことだと思います。それによって、利用者のサービスの低下や利用料金の値上げや、あるいは人件費抑制、美術館スタッフの人件費が抑えられる危険性があるということです。

それからもう一つは専門性の不足。美術館運営に関する専門知識や経験が、指定管理業者が不足している場合に、その業者を選んでしまうと、美術・芸術の適切な運営を損なう恐れ

があるということです。行政は、専門性を備えた民間事業者を選定するための適切な基準を設けることが必要であると言われています。これが、今の池田町の指定管理業者決定の一番最大のネックになっていると思います。これも後で述べます。

それから、継続性の懸念。指定管理期間が限られているため、今の静岡ビルは3年契約です。長期的な視点での運営が難しい、また指定管理業者が変更になった場合、今まで積み上げてきたノウハウは継承されにくいということ、途絶えてしまうということです。これがそのたびにころころ変わっていくというと、池田町の展望美術館、蓄積はどうなるんでしょうか。

先ほども言ったように、地域の美術館というのは特性を出していかなければいけない、ここが一番重要な点だと思います。これを、指定管理業者が変わるたびに運営方法が変わると、特徴がつかみにくい。今の池田町の町民が一番ここを感じているところではないかと思います。今の展望美術館はどうなっているのか、どこを目指しているのか、全然分かりにくい、ここが町民の不満につながっていると思います。

それから少し話は長くなりますけれども、現在の指定管理業者の公募と審査の問題点です。これは、応募業者の事前調査とその業者の経営方針、また企画内容、プレゼンで提示されている企画の信憑性、実効性の判断が難しいということです。実効性の判断ということは、裏づけのないいろんな企画を出されても、今回もそうでしたけれども、実際に裏づけを取ってない提案がいっぱい、多々あります、今の指定管理業者に。それをプレゼンの内容で盛られても、町はどうチェックしていったらいいのか分からないです。要はこういう企画をやります、その規格を実際に携わる業者に委託した時のその委託費はどのくらいかかるんだろうとか、そういったことが全然ない、皆目ないです。そういう中で、プレゼンの資料だけで判断できるのかどうかということです。

それで一番は、そこに町民参加の実現ができるのかどうか、ここが一番の問題点でもあります。これも判断できないです。2つ3つある応募業者の中からどう判断していくのか、これは判断しにくいということです。要は総合点だけで、ポイントだけで本当に判断できるのかと。本当にその業者が芸術に関心があるのか、あるいは単に言い方悪いですがけれども、営利事業なのか、ここら辺が我々判断する側にとっては判断しにくいということです。

もう一つは、応募業者のどれかに決めなければいけないというのが現状です。前回3つの事業者が応募してきました。そのどれかに決めなければいけない、これはポイントの点数比較から決定している、これは公募決定のジレンマです。そもそもプレゼン時に、先ほども言

いましたように、事業資金と裏づけを取っていない単なる計画書で、どう我々は判断するのか、これが一番の問題です。指定管理を続けるなら、応募者を待っているのではなくて、こちらからアプローチしたらどうかということです。

これぜひ提案したいんですけれども、例えばサントリー、地域の水、資源を使っているのだから地域から受けた恩恵は地域に返す。これが今の一般企業の社会通念になっています。北アルプスの水を、北アルプスを望む美術館で、こういう企業イメージアップにもなる。要は民間業者は自分のイメージアップにつなげる、これが一番適しているのがこの池田町ではないかと思います。既に大町市でもそういう動きがありました。

例えば、名前をサントリー池田展望美術館でもいいと思います。このほうが池田町展望美術館よりよっぽど特徴がつけられると思いますし、ネームバリューもあるし、県外からの観光客の誘致も強力に図れるのではないかと思います。そもそもサントリーにはサントリー美術館があります。ここには、国宝とか重要文化財を含む約3,000点をそこで貯蔵しています。多岐にわたって、絵画や陶器や漆工、ガラスなど日本美術を中心とした企画展も開催しています。それらを、お互いに交流を図って池田町の美術館にサントリー美術館の貯蔵品を展示する、これも一つの手ではないかと思います。

今サントリーさんの名前を挙げましたけれども、ＪＲ東日本でもいいです、日本旅行でもいいです。民間事業と連携して、あるいは冠を着けて特徴を出していく、これが地域の町営美術館の生き残りだと思います。企業側にもメリットがある、池田町にもメリットがある、それを創造して創り出して存続を図っていく。そうではないと、多分このままで指定管理者をただ繰り返し変わっていくだけだと、自滅していく恐れがあります。建物自体の老朽化も含めて、そこを民間の事業者も交えて、池田町と一緒にやって発展させていく、こういうことが必要になるのではないかと、そういう思いで今質問いたしました。

いろいろな考え方があります。だから今までの既存概念で指定管理者を待っているのではなくて、こちらから働きかけをする、トップセールスをする、そういう美術館運営は全国ほかにも例がありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

戻ります。今の老朽化された美術館の施設の利用については、行財政改革推進委員会で、美術館の機能をもたせながら、複合施設、展示スペースの見直しで他の用途に利活用し、収入増を図るという提言もあります。美術館運営を業者に任せている今の現状を、どのように美術館全体の施設を運用していこうとしているのかお聞きします。行財政改革推進委員会からの提言の、施設の利活用をどのように捉えているのでしょうか。また、指定管理者との意

見交換等はどの程度行っているのかお聞きします。

○議長（横澤はま君） 大澤生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤 孔君） 複合的施設への利活用の提言につきましては、収益向上の効果が期待できる面もありますが、反面、美術館の出入口が限られていることによる入館者との区分け対応、美術館営業時間外及び冬季休館中のセキュリティ対策に加え、改修費等の課題もあるため、町では複合施設活用を行わず、美術館として今後も運営してまいります。

一方、令和5年度から創造館を加えた指定管理に変更し、一体管理による指定管理料の減額に取り組み、経費削減を図っております。なお、指定管理者との様々な課題を含めて随時打合せを行っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔6番 中山 眞君 登壇〕

○6番（中山 眞君） 今お聞きして、大変今の美術館そのものを表しているのかなと思います。要は、セキュリティも大事です。だけど、今の言葉で行くと閉鎖的な美術館に捉えられる。確かにそうなんです。美術館に入ると金を払わなければいけない、こういうシステムが入りにくくしている、そういう現状があるのではないのでしょうか。だから、しっかり閲覧する人は入館料を払ってもらい、施設を利用する人は自由に出入りができる、先ほども言いましたように、そこに池田町の文化資料が一部屋あれば、自由にそこを町民は閲覧できるということなんです。

要は1階のフロアを町民に開放するくらいの、セキュリティの問題と言いますが、できると思いますので、ぜひ今の美術館をもっと自由に出入りできる、閉鎖的ではない開放的な、クラフトパークに遊びに来た家族連れやなんかが自由に出入りできる、そういう開放的な1階のフロアにしていく美術館、そういう必要があるのではないかと、そういうふうに思います。

それから、先ほど言いましたけれども、今の美術館スタッフは前事業者シダックスからのそのまま継承です。学芸員などスタッフの人材育成には、十分町が関わっていく必要があると思います。今、美術館スタッフで資格を持った学芸員が2名おります。こういった人たちの教育を含めた指導も含めて、お互いに話し合う、そういう機会が必要になるんじゃないかと思います。

これはあくまで美術館の現場で聞き取った調査ですけれども、現状正社員が2名います。

パートが2名います。嘱託が1名います。前業者からは1名スタッフが減っているんです。1人当たりの平均の年収は前業者よりも40万円下がっているんです、今のスタッフ。年間休日も14日減っているんです。あくまで聞き取りですけども。現在は休日は108日です。人は減って、給料減って、休みは減っている、これで本当にスタッフのいい仕事ができるのでしょうか。現行、人件費は、先ほども言いましたが約1,400万ちょっとですけども、それに対して、町が払う指定管理料は2,800万です。倍の指定管理料を払っています。もちろん経費はかかると思いますけれども。

例えば、入館者数を2万人と想定した場合、入館料とかそこに関わる物販の販売額約1,500万、これは2022年の実績数字ですが、丸々業者に入ります。1,500万、数字だけではないと思いますけれども。

現状は、もっと問題なのは、現行の美術館員の2名、これは創造館も含めてですけども、業者と雇用契約書を交わしていないということです。自分の給料がいくらもらえているのか、給与明細でしか判断できない、そういうふうに言っていました。これもおかしい話です。ようやく最近、賞与が1か月分くらい出るようになったとお聞きしてます。こういう契約で今の人材スタッフの扱い、これが非常に問題あるんじゃないかと思います。そこで働く職員の平均の給与が187,000円です。手取りで14万から15万です。パート社員が最低賃金の950円です。今度上がりましたがね、それがどうなるかと。先ほども言いましたように、前事業者からは40万円一人当たり平均、給料が減っているということなんです。そもそも、新しくなった今の館長、何で日給月給の日雇い扱いなのか。これで責任のある仕事はできるのでしょうか。これが問題だと思います。

静岡ビルとのそういう契約を結んだ以上、そこを否定するわけではないんですけども、指定業者が変わるたびに待遇が変わる、これではそこで働くスタッフが腰を据えたいいい仕事できないです。これが今の現状です。業者が変わって一番影響を受けるのは、そこで働く人です。社員です。ここを改善しない限りは、今の指定管理形態ではマイナスの点しか見えてこないです。スタッフも待遇が落とされている、町民にも広く知らせない、そもそも静岡ビルの美術館の経営状態もなかなか町民に分かりにくいということ、これが一番のネックだと思います。これは、この中継を美術館関係者全員が見ています。どういうふうに町がお答えしていくのか注目しています。ぜひ真摯な回答をお願いしたいと思います。

戻ります。町営にすると、今のスタッフを全員雇用しても人件費は約1,500万弱です。人件費は町の財政では増えるんですけども、町営にするとその分委託費は減ります。総務費

全体では変わらないか、あるいはもっと減少すると思います。そこにプラス入館料と物販の収入、2万人想定して約1,500万が町の収入になります。その物販の売上げを基金に積み立て、今後予想される多額の修繕費に充てることもできると思います。

一番は今の現スタッフとの意思疎通や人材育成が図れるということです。職員給与並みに適正な給与体系に戻して、そこで働くスタッフの意欲を高める、現状の運営形態でも行政の負担は大きくはないと思います。今のスタッフそのまま使って館長に切り盛りしてもらって、あとは町がアドバイスをしていく、あるいはもっともう少し突っ込んで、協議会の場でももっとそこに参画していく、これだけでいいと思いますので、そんなに負担はかからないと思います。今いる職員、働いている役場の職員のどなたかが、美術館のスタッフとして行くのではなくて、今のスタッフをそのまま使えば、そのスタッフの給料も職員並みの給料に戻るし、先ほども言いましたように、町の人件費は増えるけど相対的に減ります、収入もあります。これが町営にする一番のメリットだというふうに思います。

そういうふうに町が変わっていくと、美術館だけではなくて今のクラフトパーク全体、これがもっとみんなで考える機会になっていくのではないかと、町民の意見がそこに参加しやすいように。クラフトパーク一帯を美術館中心にして考えていく、これには業者任せの今の形態ではとてもできないと思います。そこは一番の町営にする目的だと思います。

今まで述べてきたことを含めて、どこに今の指定管理制度のメリットがあるのでしょうか。よく検討していただきたいと思います。お聞きします。2年後、2年後というのは今の指定管理業者との契約が切れる年です。美術館運営を町営に戻すことを提唱します。どのように考えているのかお聞きします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 美術館の課題についてご提言をいただきました。それではただいまのご質問にお答えいたします。

まずは過日、美術館運営協議会が開催されまして、様々な議論が交わされたと承知をしております。その中でまた、昨今は照明の不具合やエアコンの故障など、大きなメンテナンスコストがかかることが判明をしております。

まず、所管する教育委員会とも協議を重ねて、町営に戻した場合のメリット、デメリットを再検証して方向性を探っていきたいと思います。その中で、今中山議員がおっしゃられたとおり、実際は指定管理に出すということは人件費の削減とかそういった経費の削減が計られること、また民間のアイデアを活用して、そこでもっとよりよい美術館を目指していくと

いうことの本来の目的があったはずです。

そこら辺のところ、現在の美術館と言いますか指定管理業者との関係もあろうかと思いますが、私がお聞きしているところでは指定管理業者の方から素晴らしいプレゼンテーションがあって、こういう美術館にしたいというそういった提案があって、町はそれを選択をしてここに至ったということでもあります。

しかし現状を見ると、その目標には遠く人数的にも及んでいないというところに大きな問題がまずあります。なのでそういうところを指定管理業者さんの方がどう認識しているかは担当課のほうでしっかりと把握をしているとは思いますが、しっかりとそうしたところ、実際担当部署が教育委員会側と、そしてこちらの町の当局側のところで別れるんですけども、町としては財政面を配慮していかなければいけない、教育委員会側としては文化や伝統、そしてそういった発展のほうに寄与していかないといけない、そういったところで相反するところもあろうかと思しますので、そこら辺のところをどう調整していくのか、それがこの美術館にどういった方向にしていっていいのかというところの一番のポイントがあるのではないかなというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔 6 番 中山 眞君 登壇 〕

○ 6 番（中山 眞君） 冒頭に町長がおっしゃられたように、今の美術館のいろいろな直すところ、修繕箇所、ここに 2 ページにわたって細かくあります。これは、現行の館長や美術館スタッフから出された内容です。これらを早急にでも改善していかなければいけない、そういう問題が 1 点あります。

だから、早くどっちにするか、前向きなお答えをいただきましたけれども、要はあと 1 年です。来年度早々には、指定管理業者制度にするなら、また公募を始めなければいけないんです。今の結論を、来年度早々にも出さないといけないということです。町営にするか、指定管理業者にするか。だから早く答えを出していく、それには町民の意見も聞いていく必要があると思います。

二重質問でお聞きしようとしたことを先に述べられたので、今言ったように、町長を筆頭にして教育長、あるいは協議会、あるいは生涯学習課で早急にこの問題を取り上げて、検討してってもらいたいと思います。来年度初めにいいスタートが切れるように期待します。

次に、「花とハーブの里 池田町」についてです。池田町のハーブの歴史については、住んでおられる町民の方はよくご存じだと思います。そもそも 1980 年代の稲作の減反政策と養

蚕業の衰退をきっかけに始まったと言われています。当時の手記、新聞記事、資料にありますけれども、池田町と言えばハーブ、ハーブと言えば池田町と言われる花とハーブの里 池田町になりました。ハーブの試験栽培から始まった事業は、47戸の農家で、レモンバーム、タイムなどハーブが生産されるようになり、また加工販売、ハーブの花を観賞する観光にまで発展した、これが新聞記事に載っております。育苗施設の温室ハウスや乾燥施設、特産品加工センターで道の駅が整って池田町の産業の拠点となっています。これが1900年代の池田町です。

当時の第3回全国ハーブサミットでは池田町が担当しています。テーマは「ハーブによる町おこしを目指して」、これに連動して池田町の主婦の方たちが組織して、ふるさとの味開発研究会で考案された「花とハーブの味尽くし」、これが平成5年度、国土庁長官賞を受賞しております。観光拠点となって、年間約30万人の観光客が訪れていると、そういう記事です。もう一方の見出しで、自治大臣賞の快挙、ハーブの町づくりを評価されるというふうに新聞報道にも載っています。また、ターンやUターンによる定住を希望する人も当時は増加しているということです。

ただ現状のハーブを考えると、現行のラベンダー園とか、ハーブ生産者の高齢化、後継者問題が発生しております。これは農業問題も含めてですけれども、避けられない事態だとは思います。数年前には、町主導のハーブの生産者組合、これが既に解散されています。現行のハーブの育苗のボランティアのグループ、これは現行200種類を超える品種の栽培を手掛けてきています。ここでも高齢化、後継者問題で解散の危機になっています。ちょうど今日10時、かえででその総会が始まっています。今後どうするかという問題です。もうそこまで直面しているということです。

今では、ハーブガーデン一体で、いろいろなハーブのイベントもセラピーもいろいろやっているんですけれども、やっぱり池田町の特徴というのはハーブを生産しているということです。いまだにハーブが全国的に停滞している中でも、県内外から、ハーブと言えば池田町、これがまだ浸透していて、多くの人がハーブの苗を買い求めに池田町に来ております。特に、白馬村とか松本市とか安曇野市のホテルのコックさんなんかは、毎年買い付けに来ているというのが現状です。

このグループでは、今までにただ育苗をして販売しているのではなくて、非常にハーブについて研究熱心です。視察研修やあるいは専門講師による講演会等池田町のハーブの啓蒙活動もしているということです。このグループがなくなるとそれは途絶えるということです。

こういったせっかく積み上げた専門知識、これを何とか人が変わっても継承していかなければいけない、その問題点を今ちょうど話し合っているところだと思います。要は今まで池田町がハーブとしっかりうたってこれたのは、ハーブの育成、生産が中心であったからだと、そういうふうに使われます。

当初から、それ以外にカミツレとかラベンダー園の事業者、これも今現在非常に苦慮しているという現状も見られます。高齢化が進んで数年前から今のグラウカですけれども、会の解散を念頭に置いてきたが、今まで努力してきたことを無駄にしたくない、最後はいい思い出として残したい、記憶に残していきたい。これは今のグラウカのボランティアの代表の言葉です。こういう思いをして池田町のためにハーブに尽力を尽くしてきた、今その解散の危機がちょうどこの日に始まっている、会が始まっているということです。もう既に進行しているということです。

少なからず、こういった古くからのカミツレやラベンダー、あるいはハーブ生産も含めて池田町に寄与してきた人たちに、町はどう応えていくのかお聞きします。花とハーブのまち池田町をどう捉え今後どのように展開していくのかお聞きします。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） それではお答えいたします。

花とハーブの里、このキャッチコピー池田町の施策を掲げてから30年以上経過しましたが、ガーデニングブームの衰退やハーブ生産農家の高齢化等による生産量の減少など状況の変化が進んでおり、花とハーブの里 池田町のイメージが薄れてきているというようなことは感じております。

町では6年ほど前から、暮らしとハーブを掛け合わせ、訪れる人に癒しの体験を楽しんでいただくというハーバルヘルスツーリズムというものを推進しようということで、これに関する事業としまして、薬草講座、トレーナー人材育成講座などを年間を通じて開催しております。また、ハーブガーデン整備など道の駅一帯の再活性化も行っているというようなところでございます。

当時から、ハーバルヘルスケアトレーナーとしてモニターツアーやハンドバスの講習会などを開催していただいている団体や、ハーブ苗、エディブルフラワー、食用の花ですが、このような栽培や生産販売をしている団体もございまして、花に関しましては、花の里づくり推進助成金制度を現在も継続しておりまして、各自治会、団体、個人を中心に、花づくりや環境美化に対する補助を行っております。

これらのことから、美しい町づくりを意識しました環境保全、花やハーブの植栽による景観づくりなどに取り組むとともに、ハーブ生産や活動団体とさらなる連携を図りながら、魅力ある町づくりのため事業推進に今後も努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔 6 番 中山 眞君 登壇 〕

○ 6 番（中山 眞君） 先ほど言いましたように、ハーブの生産があったからこそ、池田町のハーブがずっと継続してこれた、うたってこれたと思います。これがなくなると、ほかの自治体も含めてですけれども、同じことになるんです。池田町のハーブの特徴はあくまで生産です、と私は思いますので、ぜひこちら辺も検討していく必要があるのではないかと思います。

町長にお聞きします。花とハーブの里 池田町、これからは胸を張って言えなくなってくるのではないかと、今後池田町にとってハーブの発展はあるのでしょうか。どのようにお考えになっているのかお聞きします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） ハーブのこれからの展望についてお答えをいたします。

おっしゃるとおり、今のハーブの関係、高齢化等、グラウカさんとも私直接お話しさせていただいた中で、お聞きをしているところでございます。2点大きなところがあると思います。

やっぱり生産について、やはりこういったグラウカさんを中心としたハーブ生産の方々の何とか火を閉ざしてはいけないと思っておりますので、振興課を中心にこういった支援ができるのか、またそういった後継者をどうやって見つけていくのか、そこら辺のところはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それと、胸を張ってうたえなくなるのではないかなというところなんですけれども、今年に入ってから、まずはラベンダーの植え替えに着手しております。過去に先輩方が築いてきたラベンダーの町並みがあるクラフトパーク入口とか様々なところで、ラベンダーが大きくなって、多年性なんですけれども、やはり植え替えをしなければ、今植わっているのは30年前ほどの樹木だということです。それを今、植え替えを半分ずつ徐々にしてきております。それを進めれば、ラベンダー街道としてもう一度よみがえるところがあるのではないかなと思います。

また、町内にも各種法人会の皆さんや様々な方が管理をしていただいているプランターがあります。そのプランターの植え替えも何とか、町の元気なまちづくり補助金等を活用して植え替えの推進等を行うことによって、町中でハーブを感じていただける花とハーブのまちを感じていただけるような取組も一つでは必要ではないかなと思います。

実際、私、隣村の松川村を見ても、147号線をずっと定期的にプランターが置いてあります。まだまだ研究不足なんですけれども、ああいった取組も非常に参考になるかなと思います。町も様々な補助金は出しているんですけれども、町としてこういったところに力を入れていってほしいという、もうちょっと的をしぼった花とハーブの町づくりを推進できればと思っています。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔6番 中山 眞君 登壇〕

○6番（中山 眞君） 今かえでで総会を開いていると言いましたけれども、この中継を30人近くのハーブ関係者が見てます。今の町長のお答で、多分涙を流してるんじゃないかと。

次に最後ですね、時間が追ってますけれども、人口減少・少子高齢化対策のプロジェクトについて、これはそもそも町民ミーティングのねらいというのは地域住民との直接対話です。そこからどのように人口減少・少子高齢化対策を池田町独自の施策で打ち出していくのか、これが目的だと思います。多くの町民が参加しています。

要は大上段で、最終的にはこういう人口減少対策を唱えます。そこが一番の最終到達点ですけれども、町民から何百という意見が出ています。これは今、人口減少対策といって大上段で構える前に、今もすぐ町がそれに答える、小さなこともありますけれども、こともできると思います。ぜひ町民参加のミーティングが無にならないように、一人一人のできることを応えていってもらいたい、最終的に庁内で、できればプロジェクトチームで人口減少対策、これは本当に腰を据えて考えないといけないことです。そこに、町民あるいは有識者も踏まえて検討していくべきだと、そういうふうに思います。

途中省略しましたがけれども、今言った町民の意見をどのように今後施策に反映させるのか、誰がその施策を打ち出すのか、そこに町民が参加する機会があるのかどうかお聞きします。

○議長（横澤はま君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは議員の質問にお答えします。

7月10日から8月26日まで行いました計8回の町民ミーティングには延べ194名の方に参

加いただき、3,000弱に及びます様々な角度からの感想、評価、提案等のご意見を頂戴しました。これらの意見につきましては、現在、総務課の企画係、移住定住係、健康福祉課の多世代相談センターで担っております人口減少対策企画会事務局で、カテゴリー分類を行いながら9月中旬をめどに整理しているところでございます。

この人口減少対策企画会事務局で整理されたものを、この企画会で人口減少対策としてどの分野について優先的に力を入れていけばよいかをまず分析し、町の方針案を決めていく予定です。その後方針について議会とも十分協議をしていきたいと考えております。

現段階で、住民の参加の機会については必要に応じて検討となりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 中山議員。

〔6番 中山 眞君 登壇〕

○6番（中山 眞君） 3,000の意見すごいですよね。これほど町民の考えが集まったこういう機会というのは聞いたことがないんです。先ほども言いましたように、数が多くなればどうしても的がぼろにくくなる、だから答えられることを一つ一つ、今の考えている町民の施策ですので、答えられることは明日からでもやる、そういう考えでぜひ進めていってもらいたいと思います。

以上、これまで述べてきましたけれども、最後に展望美術館、これは町のシンボルだということ、ハーブは池田町の歴史をつくってきたということ、池田町のこれまでの歴史上の特性を持続させながら、今後新たな町の特性を模索して施策を打ち出していく必要があると思います。

人口減少、あるいは少子高齢化対策を考えていく上でまずやるべきこと、池田町の特徴を継続して新たな特徴を生み出す、これが最終的な人口減少対策につながっていくのではないかと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（横澤はま君） 以上で、中山眞議員の一般質問は終了しました。

一般質問を続けます。

大 厩 美 秋 君

○議長（横澤はま君） 2 番に、5 番の大厩美秋議員。

大厩議員。

〔5 番 大厩美秋君 登壇〕

○5 番（大厩美秋君） こんにちは。5 番、大厩美秋、令和6年9月、池田町議会定例会一般質問を開始いたします。

今回は大きく2 つについて質問をしてみたいです。

それでは1 つ目の質問ですけれども、学校プール等の在り方と今後についてお聞きしてみたいです。

学校で実施される体育授業の一つに水泳授業があります。文部科学省の水泳指導の手引きによると、水泳授業の趣旨目的は、水泳系で求められる身体能力を身につけること、また水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぎ、論理的な思考力を育むことであり、水泳は生命に関する学習であることから、当町においても重要な授業と捉え、今回は学校の水泳授業とプールについてお聞きしていきます。

文部科学省のスポーツ庁が実施している体育スポーツ施設設置現況調査報告、これは2023年に発表されたものですが、これによりますと、2021年の10月時点で、屋外プールの設置率は小学校で87%、中学校は65%でありました。これが2018年では、小学校が94%、中学校73%であることを踏まえますと、3年間で学校の屋外プール設置率は確実に減少しております。背景には様々な要因があると思われますけれども、全国的にプールの見直しが進む背景には、大きく3つの理由があると言われております。

1 つ目、猛暑や雨で屋外プールでは授業を実施できない日が増えている。これは最近の温暖化、熱中症といったところでの問題が出されております。2 つ目に、教職員の長時間労働の要因になっていること。3 つ目に、施設の老朽化が進んでいること。こういった背景がある中で質問に移らせていただきます。

様々な状況の変化がある中、今後の水泳授業の在り方について町の考え方を教育長にお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 晃君 登壇〕

○教育長（山崎 晃君） お答えをいたします。

今大厩議員の言われたとおり、水泳学習の意義は大きく、今後とも重要な体育科の学習と

して位置づけていくことに変わりはありません。その一方で、夏が熱すぎて屋外での学習に心配があったり、プール管理について職員負担が大きかったりすることも事実であります。信濃毎日新聞でも、プール管理とプール学習について1面で報じておりました。その中には、プール管理を外部に委託する、あるいはプール学習を学校以外の施設で行うといった事例も紹介されておりました。今あるプールを大切に使うことを基本としながらも、児童・生徒や教室にとって望ましいプール学習やプール管理について、これからも考えてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（横澤はま君） 大厩議員。

〔5番 大厩美秋君 登壇〕

○5番（大厩美秋君） ただ今の答弁、今あるプールを大切にまず利用していくことを基本とした上で、年々進行する温暖化の対応や教職員の負担についても考えられている答弁でありました。児童・生徒の安全を第一に考えていただきながら、来年度のプール開きに向け対応されることをお願いいたします。

また先日ですけれども、この一般質問の関係で、近隣の屋内プール施設へお話を伺いました。伺ったところ、やはり、屋内での水泳授業の動きも見られてきているそうです。そういったところで、今後の状況を得るためにも、そのような施設の方とお話の機会をもっていただくことを提案しますけれども、教育長の対応をお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 近隣に複数の屋内プール施設があるということは承知しておりますし、先ほども述べたとおり、これからのプール学習の在り方についても考えていかねばならないなと思っているところでありますので、情報等を集めながら必要に応じて施設とも話をしてみたいと思っております。

○議長（横澤はま君） 大厩議員。

〔5番 大厩美秋君 登壇〕

○5番（大厩美秋君） ただいま前向きな答弁をいただきましたけれども、やはり今状況は大幅変わってきています。こういった屋外プールで移行するということに当たりましては、専門の知識をもった指導者もいるということも強みなのかなとも思います。あと、もちろん熱中症対策にもつながりますし、同時に教職員の負担軽減にもつながっていくこともあったりするのかなと思っております。ぜひ参考となる機会になると思いますので、実行していた

だきたく思います。

それでは次の質問のほうへ移っていきます。学校プールの老朽化は全国的な課題になっております。当町においても課題に直面していると思われます。個別施設計画では、中学校で使用している町民プールについては、長寿命化改修を実施して12年目の2027年に大規模改修が計画されております。

池田小学校につきましては、長寿命化改修を実施後の12年目の2025年に大規模改修が計画されております。あと会染小学校につきましては、長寿命化改修から12年目の2020年になりますけれども、大規模改修が計画されておりますが、こちらのほうについてはまだ未実施の状態といった現状であります。そういったところを踏まえた中で、質問に移らせていただきますけれども、老朽化対策について今後の方針を町長にお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） プールの老朽化対策についてお答えをいたします。

現在、池田町3校のプールについては、細かな修理等を行いながら、学校管理の下、水泳学習に活用をしております。今後老朽化が進み、大きな修繕費や交換費用が掛かる場合も予測されます。その場合でも、子供たちの学習を最優先として対応を考えていきたいと思っております。

例えば大町市では、古くなった学校プールの施設を更新せず、市内にあるスイミングスクールを利用して水泳学習を行っている学校があり、学校からも好意的に受け止められていると聞いております、また、先日開催されました池坂やまびこ会においても、ぜひ生坂村の屋内プールを活用してほしいというお話もありましたので、距離はありますけれども、そういったところも視野に入れながら、どんな方向がいいのか学校を交えて検討してまいりたいと思っております。

○議長（横澤はま君） 大厩議員。

〔5番 大厩美秋君 登壇〕

○5番（大厩美秋君） ただいま町長より答弁いただきましたけれども、老朽化のほうは様々な分野でやはり深刻に受け止められてきていると思います。今回池田小学校と会染小学校両小学校からプールについてお話も伺いました。その中では、様々な課題がある中でもやはり両校からプールの老朽化について深刻化してきているというお話をいただいております。現状を考えるとしばらくは最小限の修繕で対応していくということにつきましては、私も一定の理解はいたしております。

それでも先ほど言ったように、プールの大規模改修計画から4年過ぎて実施されずにいる会染小学校のプール、あと来年度に大規模改修が計画されている池田小学校のプール、こういったところ全てのプールの大規模改修、当時の予算でいくと1億円を超える見積りが出ております。とてもではないけど今の現状を見た中で、ましてやこの状況が変わっていく中で、全ての改修をしていくというところは本当に無理なのかなといった、私もそういった考えでおります。

そうは言っても、あらゆる視点から見直しを含めまして、町が方針を決めていくことだとは思いますが。このプールの設備の在り方について、具体的な方針をいつまでに示していただけるか町長にお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） どのような方法でいつまでに方針を示されていくのかということなんですけれども、いずれにしても学校現場の、やはりお話をまず把握することから始めなければいけないかと思います。規模的にいいのか、またそうしたメンテナンスで本当にあのマンパワーを取られているところもあります。そういったところで、学校の子供たちの人数が減ってくるというところもあれば、様々なところでいろんな考え方をしていかなければいけないかと思います。

教育委員会の部署でもありますので、教育委員会のほうでしっかりと御議論をいただいて、財政面については町のほうでしっかり対応するというところでやってまいりたいというふうに思います。

○議長（横澤はま君） 大厩議員。

〔5番 大厩美秋君 登壇〕

○5番（大厩美秋君） 分かりました。今私のほうの質問も、こういった大きなことについては長引かせないようにするために、具体的な期限を聞いたわけなんですけれども、とにかく関係する課と連携をしていただきながら、また学校も交えて情報共有もしながら、水泳授業とプールの在り方を、時代に合った運用をしていただくようお願いいたします。

それでは、プール関係では最後の質問になります。

町民へのプールの開放といったところで、今年度、大かえで倶楽部の方々の取組によりまして、未就園の子供を対象に6日間、池田小学校の小プールを開放していただきました。水遊びという面において、とても有効的な取組と感じております。今後このような取組がより拡大し、幅広い年齢層の方々が楽しめるプールの在り方も必要と考えております。

質問に入らせていただきます。

町民プールの再開を望みますけれども、町の考えをお聞きします。

○議長（横澤はま君） 大澤生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤 孔君） 財政状況改善を目的に令和３年度から取り組んでいる、３億円削減プロジェクトの一環として、町民プールは現在休止しており、現時点では令和８年度までの財政緊急対応期間中は休止する計画でございます。しかしながら、年々厳しさを増す夏の猛暑をはじめ、中学生の授業用に毎年町民プールを使用している現状、町民からの再開を求める声も届いていること等を勘案し、来年度の再開に向け検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 大厩議員。

〔５番 大厩美秋君 登壇〕

○５番（大厩美秋君） 今、大分前向きな答弁をいただきまして感謝しているところであります。今大澤課長言われましたとおり、私のほうにもやっぱり再開してほしいという声は届いております。あと、小学校の夏休みのプールというものが様々な理由により行われなくなったことも影響しているせいもあると思いますが、町民プールの再開に期待する声が多く聞かれ始めております。また、再開が進むことになれば、多くの人が安全に楽しくプールを利用できるよう準備していただきたくお願いいたします。

それでは、大きく２つ目の質問に移らせていただきます。商業振興対策事業補助金の促進と今後についてお聞きしていきます。

当町では、商業の振興を図るため、既存店舗のリフォーム、改修費用及び新規出店者の改修費用、賃借料の一部を補助する商業振興対策事業補助金の制度が、平成31年４月に施行されました。この補助制度は、対象となる事業者はもちろん、町の活性化にもつながる有効な制度と考えております。今回は、事業者の方々がより多く活用していただけるように、町の考えをお聞きしていきます。

それでは最初の質問ですけれども、制度施行からの申請者数補助額の実績推移をお聞きたいします。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） それではお答えいたします。

施行の初年度、平成31年の４月からなんですが、最終的には令和元年度になりますので、

令和元年度の申請者数 3 件の補助額598,000円、以降令和 2 年度は 5 件の781,000円、令和 3 年度は 4 件の482,000円、令和 4 年度は 3 件の376,000円、令和 5 年は 2 件の334,000円、令和 6 年度は現在のところ 1 件の20万円となっております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 大厩議員。

〔 5 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 5 番（大厩美秋君） 調べていただきまして、ただいまの実績の説明によりますと、申請数での実績を見ますと、施行 2 年目となる令和 2 年度の 5 件をピークにしまして令和 5 年度は 2 件となって、年々減少している傾向にあります。このような状況から次の質問に移らせていただきますが、対象となる事業者への今後の促進について、町の取組をお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） お答えいたします。

この創業支援事業の制度は、町のホームページでの紹介や、概要資料がございますので、商工会、また町で紹介のほうはしておりますし、広く周知を行っております。それですので一定の効果があると考えております。

当初予算を上回る申請がございました場合にも、補正予算対応で予算化しまして、今後も同様に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 大厩議員。

〔 5 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 5 番（大厩美秋君） ただいま答弁いただきましたけれども、要は現状のままいくよという解釈でいいのかなと思うんですけれども。現に、先ほども言いましたように、2 年目のピークを迎えてから毎年申請件数は減少しているといったところ、こちら私のほうも調べまして、商工会のホームページでも掲載されております。こういった中で、あとどういった周知、PR を強化していくかというところに、確かに難しい部分はあると思うんですけれども、あと活用しやすいところでいいますと、広報への掲載、こちらのほうも再度 PR しますとか、そういったような内容で広報への掲載を再度お願いしたいと思っておりますけれども、この辺の町の対応はいかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

- 振興課長（下條浩久君） ただいまいただきましたご提案につきましては、そのように実施していきたいと考えております。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 大厩議員。

〔 5 番 大厩美秋君 登壇 〕

- 5 番（大厩美秋君） よろしく願いいたします。

それと、ただいま回答にありましたけれども、当初予算を上回る申請があった場合にも補正予算にて予算化していく、そういった準備もできているというような話だったんですが、今のところ、調べますとこの商業振興対策事業の補助金については、補正が含まれているほどの実績はないのかなと捉えております。

そういった中で、次の最後の質問のほうに入っていきます。

補助制度の受け皿を広げてあげることが事業者の選択肢が増えることにつながり、補助制度活用の促進となることも重要だと考えております。参考資料を見ていただきながら、最後の質問に移ります。

この補助要件の総額のところなんですけれども、1件20万円以上に限るといったところ、こちらを10万円に引き下げていただくこと、また補助率につきましては、割合を上げていただく提案をいたします。町の対応をお聞きます。

- 議長（横澤はま君） 下條振興課長。

- 振興課長（下條浩久君） お答えいたします。

この補助金制度につきましては、近隣市町村にも確認をしておりますが、お伺いする中ではあまり見受けられない、池田町独自の補助制度ではあるかというように思います。現在のところ、事業者の皆様からこの補助要件に対する要望というのは、直接町のほうには寄せられておりませんが、商工会にも確認しておりますが、今回議員さんからご提案いただきましたので、今後は商工会と共に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 大厩議員。

〔 5 番 大厩美秋君 登壇 〕

- 5 番（大厩美秋君） 答弁いただきました。

検討していただくということですが、これは先ほども言いましたけれども、補助額についてはやはり令和2年度をピークに減少し続けているといったところもありますけれど

も、私のほうでも数店の事業者にお話をやはり伺ったところ、全ての方が、この補助制度の補助要件の総額の20万円が10万円に下がれば利用しやすくなるのかなといった意見を全ていただいております。

こういった、ハードルを下げるというか、受け皿を広げてあげるといったような見直しにつきましては、要望があればということなんですけれども、実際事業者の方々はそういった思いはあっても振興課に出向いて要件の総額を下げてくれとか、そういった条件をよくしてくれといった行動は、現実的ではちょっと難しいのかな、言いづらいのかなと言ったところを私は受け止めております。

こういったところ、ある意味で行政側からの気づきといったところ、毎年この実績が下がっている傾向とかも分析する中で、より活用していただけるような方向性も、行政のほうから示していただくということも必要なのかなと考えております。

それで、今回商工会とも連携しながら検討していかれるという答弁いただきましたけれども、これ本当に検討してください。これも質問しますけれども、期限いつくらいまでには検討していただけるかお聞きします。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） 私個人の判断でいつまでとは言い切れませんが、今年度中には当然検討のほうはしていきたいと思えますし、どうしてもコロナ禍明け、この制度ができてすぐにコロナ禍になったというところで、コロナ禍が明けまして徐々に回復傾向もありますので、この申請もただ下がっているだけではなくて、回復してくるということもございますので、その辺は慎重に検討してまいりたいというように思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 大厩議員。

〔5番 大厩美秋君 登壇〕

○5番（大厩美秋君） それでは今年度中にはということで、ぜひよい結果につながる検討をお願いしたいと思います。

先ほどの担当課長からの答弁でもありましたけれども、この振興対策事業補助金は池田独自のものということで、これは本当に池田町の対象事業者の方々にとっては、本当にありがたい制度だと思います。こういったところも含めた中で、もっと前の話に戻りますけれども、広報の中での再度PR、これは町の、池田町としてPRできる内容での制度でもありますので、再度の周知をお願いしたいと思います。

そういった中で、やはり商業、商工業の活性化といった中では、今回は商業振興対策事業の補助金についてだけ触れさせていただきましたけれども、新しく創業支援、新しくお店を考えている方々とか、そういった池田町の創業支援事業補助金というものも行われております。こちらのほうは、数字、実績等を見た中でも、割と中では当初予算を上回って補正をかけていただいたような経過があるほどの申請数の年もあったりもしてきております。

最近では、商工会のほうから、こういった創業を考えておられる方々を対象に、学習会や研修会とかそういった行動を起こしていただいております。そういったことが、本当に少しずつ、着実にこの池田町の商店の活性化につながってきていると思います。そういった中で、既存の店舗の方々も、少しでも少ない予算でも申請の対象となれるような体制にもっていただくとお願いをしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 以上で、大厩美秋議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（横澤はま君） 休憩を閉じ、再開いたします。

矢口結以君

○議長（横澤はま君） 一般質問を続けます。

3番に、1番の矢口結以議員。

矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 3番に、1番の矢口結以です。

令和6年度9月池田町議会定例会一般質問を始めさせていただきます。

まず、1つ目ですが、不法投棄の現状と対策を問います。

池田町環境保全に関する条例や、池田町環境美化条例、そして、池田町廃棄物の処理及び

清掃に関する条例から、不法投棄の現状についてお伺いいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、個人が一般的なごみや廃棄物を不法に捨てる場合、廃棄物処理法第25条第1項第14号に基づき罰せられ、逮捕されると個人では1,000万円以下の罰金、または5年以下の懲役、またはその両方が科されるという大変重い罪であります。また、法人ですと3億円以下という多額の罰金が科されます。

常習的な不法投棄に悩む自治会や周辺住民に不法投棄防止を目的とした監視カメラを貸与するなどして意識を高め、不法投棄を減らしていく新たな姿勢が必要と考えますが、次の質問をお尋ねいたします。

池田町における近年の不法投棄の現状（件数、量、投機物、検挙数、処分費用）をお尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

〔住民課長 寺嶋秀徳君 登壇〕

○住民課長（寺嶋秀徳君） それでは、ただいまの矢口結以議員の御質問にお答えさせていただきます。

近年の不法投棄の現状といたしまして、令和2年度から令和6年度8月までの4年半の実績で申し上げますと、不法投棄の発見件数は31件、監視連絡員及び職員で回収した数量は1,475.2キログラムでございます。

投棄物の内容は様々で、木材、缶、ビン、ペットボトルといった生活ごみ、冷蔵庫、テレビといった家電、廃タイヤ、自転車等であり、その処分費用は約60万円でありました。

そのうち不法投棄者が特定されたのは令和3年度に1件で、最終的には不法投棄者により回収されました。しかし、多くの場合は捨てた方が特定できず、監視連絡員や職員により回収するケースがほとんどでございます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） ご答弁をいただきました。

結構な量が捨てられているんだなというふうに感じられた方もいらっしゃるかと思いますが、続いての質問なんですが、現在、池田町で行っております不法投棄パトロールの実施場所、範囲、パトロール委託状況や実施頻度を続けてお尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

現在、不法投棄巡視の委託内容といたしましては、監視連絡員として８名委嘱しており、それぞれ担当地区を割り当て、東山全域をパトロールの範囲としております。

監視パトロールは月２回で、軽微なものはパトロールの際に監視連絡員が直接回収を行い、状況によっては随時担当へ連絡をいただくこととしております。また、不法投棄の監視パトロールに併せまして、外来植物の監視についても依頼している状況です。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔１番 矢口結以君 登壇〕

○１番（矢口結以君） パトロールの場所についてなんですけれども、東山全域をパトロールの範囲とされていることなんです、実際には、池田町の西側、堤防道路沿い、高瀬川沿い、こちら、通行いたしますと、かなりごみが散乱していたり、落ちていたりというような状況をたびたび目にします。私も、回収をしたくても、車を止める場所が少なかったりですとか、やはり危なくて、そのまま通り過ぎるしかなかったりですとか、本当にそういうことがあるんですけれども、回収が遅れてしまうと、風で飛ばされるなどして、結局、河川ですとか周辺の田んぼ、水田などに流れ込んでしまうような状況になってしまいます。できれば、この堤防沿いについても対策を練っていただきたいと思うんですが、住民課長、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） 監視連絡員の８名の方の担当エリアにつきましては、堤防道路を中心にという方が１名おりまして、ほか７名の方は山間部のほうを担当に入れておりますけれども、その１名の方は、専ら堤防道路を中心としたというエリアになっております。

できるだけ、月２回ということで、定期的なパトロールを行っておりまして、不法投棄物の回収等は確実に、できる範囲ではありますけれども、そういった定期的な監視を行っている状況であります。よろしくお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔１番 矢口結以君 登壇〕

○１番（矢口結以君） こちら、河川のほうも、ごみが落ちているということで申しましたけれども、資料のほうに、不法投棄の発見場所というグラフを載せています。これは県の不法投棄情報のホットラインの情報から取ってきたものなんですけれども、道路が一番多いん

ですが、その後で、山林、河川。河川が山林よりも上回っているような状況があります。

ですので、やはり、お一人で回っていただいているということですが、草刈りをシルバーさんをお願いしていて、草刈りしていただいているところもあるとは思いますが、ぜひ、ごみのほうの回収も引き続き、あわせてお願いしたいと思いますが、増員するなどのことはなかなか難しいでしょうか。お願いいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） 堤防道路につきましては、地籍が、一部、松川村地籍が含まれているという状況もありますので、ちょっと、北から南へかけまして、高瀬川左岸の関係につきましては、一部松川村ということもありまして、なかなか松川村との協議も必要であろうということになるかと思います。

現在、県の監視員を兼ねて町の監視員をやっていただいている方が、そこを担当されているんですが、しっかり、その辺は報告をいただいている状況でもありますので、もうしばらく、そこで、どうしても人員不足ということになれば、検討させていただければと思いますけれども、現在のところは、もうちょっと様子を見てということで考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） ぜひ検討をお願いいたします。地域で長くパトロールを行っている方もいらっしゃるしまして、パトロールされている方には簡易的なマニュアルをお配りしているということなんですけれども、パトロールされている方々同士、顔を合わせる機会というところも、コロナ禍をきっかけになくなってしまったということもありますので、できれば、行政の皆さんとともに、年に1度なり2度なり、課題共有などをぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移ってまいります。

第6次総合計画には、不法投棄の抑制について書かれております。具体的な対策は、不法投棄パトロールと投棄物の早期発見除去のみなののでしょうか。啓発を強化する必要があるとありますが、具体的にどのような啓発が必要と考えているのかお尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

不法投棄の抑制には、「しない」という一人一人の意識と、「させない」という不法投棄

をさせない社会環境をつくるのが肝要で、まずはパトロール及び投棄物の早期発見と除去によってごみのない状況を維持し、また、不法投棄のあった箇所に看板を設置することで、「させない」環境づくりを行っています。それと並行し、「しない」という意識の醸成のため、啓発の強化の必要性を感じているところでございます。

啓発の具体的な内容については現在課題としておりますが、いずれにしても積極的な啓発を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔１番 矢口結以君 登壇〕

○１番（矢口結以君） 積極的な啓発を行いたいということでご答弁いただきました。

次に、質問が続いていきますので、このまま次の質問に移っていききたいと思います。

不法投棄物については、家電、家具や家庭ごみが一般的に認識されていると思うんですが、農業用土や園芸土、剪定された枝、木やおがくずなど、砂利ですとかもそうなんですけれども、それも、みだりに投棄すれば不法投棄となってしまいます。

また、その土地の所有者の場所であっても、同様にむやみに捨てたり埋めたりする行為は、この法律に抵触し違法となります。

不法投棄は私たちの身の回りの生活環境や公衆衛生だけではなく、土壌が汚染されるために、そこにある動植物の生態系などにも重大な影響を与えます。自分の土地だから捨ててもいいじゃないかと間違った認識をされている方もいらっしゃるということを町民の方からお聞きしています。

広報にも、ほとんどこれは書かれていないため、住民の皆さんへ改めて啓発をする必要があると考えます。先ほども、外来種の駆除もパトロールの方をお願いしているということですけれども、外来種駆除を含めて、チラシの作成ですとか土地所有者への注意喚起が改めて必要になってくるのではないかなと思います。町の考えをお尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） 先ほどの回答と同様の内容となりますけれども、不法投棄抑制のため、広報等による情報発信の頻度やその手法について、今一度見直し、積極的な啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 1 番 矢口結以君 登壇 〕

- 1 番（矢口結以君） ぜひ、広報などにも取り上げていただきたいと思います。

次なんですけれども、行動経済学ナッジ理論に基づく看板設置や、不法投棄をしない、させないための工夫が必要だと先ほどもご答弁いただきました。この行動経済学ナッジ理論に基づく看板設置についてなんです、命令や強要などではなくて、人々を自発的に望ましい行動へ誘導するという手法を用いて、マナーの向上ですとか地域環境の改善や暮らしやすさにつながる取組が、全国各地で行われて広まりつつあります。

具体的には、不法投棄禁止という看板ではなくて、不法投棄調査中ですとか、防犯カメラで特定中、調査中などの文言を使うことで不法投棄が抑制されるという例もございます。当町でも、今後、看板を設置する必要のある場所には、こういったナッジ理論が取り入れられないか、考えをお尋ねいたします。

- 議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。
- 住民課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

現在、不法投棄箇所に設置されている看板は、「ごみ捨て見てるぞ」というような文言を記載し、ナッジ理論を活用したものとしています。今後も、不法投棄禁止といった直接的な文言のものとは使い分け、設置をしていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 1 番 矢口結以君 登壇 〕

- 1 番（矢口結以君） 使い分けて設置をしていきたいということなんですけれども、特定中という文言は非常に効果があるということですので、ぜひ採用をお願いしたいと思うんですけれども、資料 に載せておりますが、長野県警のホームページから、街灯防犯カメラ設置促進事業というものがあって、本年度分は受付が終了してしまったんですけれども、こういったものを自治会にもぜひ提案をしていただきたいと思いますし、設置から長期間経過している看板もあります。そういったものは、もう本当に風景と化してしまっていて、通り過ぎてしまう、何げなくないものになってしまうということも見受けられるかと思うので、そちらの対応も必要かと思いますが、住民課長、いかがでしょうか。

- 議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。
- 住民課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

防犯カメラ設置の関係につきましては、町全域の防犯カメラの考え方というところで、ご

みに限らず、防犯的な役割がございますので、そういった視点で、またちょっと検討させていただきたいと思いますし、看板の老朽化の関係につきましては、随時、やはり、古いものは新しいものへと更新していくという必要は感じておりますので、必要に応じて対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔１番 矢口結以君 登壇〕

○１番（矢口結以君） 理解いたしました。

もう一点質問なんですけれども、町長にお尋ねいたします。

池田町環境美化条例第７条の２、少し省略しますけれども、町長は、当該空き地の所有者等に対し雑草、枯れ草または灌木類を含む、の除去、その他必要な処置を講ずるよう要請することができるですとか、池田町環境保全に関する条例第９条、町長は環境保全に関する思想の普及に努めるとともに、自然破壊及び公害が発生しているとき、または発生のあるときは、その除去または防止について適切な指導をするものとするというふうに書かれています。これまで、住民課長とのやり取りの中で、町長の考えもお尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

様々なご提言ありがとうございました。

その中で、ナッジ理論の話もありましたけれども、私としては、なるべく看板自体をなくせるような町づくりをしていきたいと思っております。どうしても看板をつけると、全て禁止看板だったり、規制看板だと、どうしても、住んでいる方、いいことをしている方にも、やっぱり、ネガティブな心情を表すこともありますので、看板設置については、やはり細心の注意を払っていかねばならない、看板だらけになってしまう可能性があるということです。

その中で、ナッジ理論もありますけれども、私は、アフォーダンスというのを聞いたことがありますか。アフォーダンスという考え方ですけれども、アフォードする、要するに、何となくここに捨てやすい環境ではないですけれども、捨てにくい環境とともに捨てやすい環境もつくっていく、例えば、家の中で例えると、コンセントの位置というのは大体決まっているんです、何となくここにあるというのが大体決まっていて、そういったところは、アフォーダンスが、やっぱりしっかり機能している、アフォードをちゃんとしているということで、

そういった行動を心理学的な見地からも見ていくところ、必要あるかなと思います。

それが前段部分で、後半の規制についてですけれども、やはり住民の皆さんも、今、多様化の考え方をしておりまして、町がこれは雑草だと言っても、先方が雑草じゃないと言ったら、もうそれが雑草じゃなくなってしまうというのが現実問題でして、様々なところで、それが障害になってきております。自分としては、それが、緑のグリーンベルトといいますか、緑の緑地だと言えばそれで済んでしまうので、やはりそういったところを注意しながら、そういった対応をしていかなければいけないのかなと思います。

また、さらに進んで、公害とか第三者に危害を与えるといった段階のときには、さらに踏み込んだ対応を、今でもそうですけれども、様々なところでして、警告なり何なりをそういった条例に基づいてしていている状態でございます。なのでまた、いろんなところに気づきがあったときには、また教えていただいて、それがどんなふうな、要するに看板設置がいいのか、それとも、ちゃんと声がけがいいのか、それとも、そういった捨てにくいとか、もっと通過しやすい、そこに環境に一番最適などんな状況がいいのかというのを一件一件見定めて対応していったほうが、やはり適切な対応じゃないかなというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 町長おっしゃるとおり、やはりごみが落ちていない環境というのが一番大事なかなと思いますので、できれば、落ちていたら皆さんには拾っていただくような努力をしていただきたいですし、何か拾うといいことがあるというか、そういうことができないかなというところもあるので、また考えて、情報があれば提供させていただきたいなと思います。

続いての質問です。

ごみ・リサイクル分別表のことについてになります。少し違うことになりますけれども、ごみ・リサイクル分別表が各戸配布されておりますが、池田町では、現在、日本語版のみとなっております。資料 の一番下の表を御覧ください。

池田町では、外国人の住民の方もいらっしゃるしまして、中国の方が一番多いような状況かと思うんですが、ごみの捨て方が分からない方もいらっしゃるのではないかと思います。外国語版がないのは、この大北エリアでは池田町のみでございます。作成を要望しますが、池田町の考えをお尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

社会的に多言語表示が現在スタンダードとなっている状況を鑑みまして、当町でも、外国語版もしくは外国語を併記したごみカレンダーを作成してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 1 番 矢口結以君 登壇 〕

○ 1 番（矢口結以君） 作成していただけるということで御答弁いただいたんですが、それはいつ頃になりますでしょうか。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） ちょっと具体的に何年度までとか、そういったことを申し上げあげたいところではありますが、できるだけ早急に取り組みたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 1 番 矢口結以君 登壇 〕

○ 1 番（矢口結以君） ぜひ、今から準備をしていただいて、令和 7 年度の春にはリリースできるようなふうをお願いしたいと思います。

次の質問に移ってまいります。

子供たちの人権について町の考えを問うというところで、(1)包括的性教育の必要性というところを問うていきます。

日本社会において、性に関する様々な問題が起きており、子供たちが安心して地域で育っていける環境が脅かされております。子供たちの性に関する情報は性産業が発信するものが多く、予期せぬ妊娠や性暴力などの被害者・加害者になり得ることも懸念されております。性被害防止のためには世界標準である包括的性教育が必要と考えます。C S E、包括的セクシュアリティ教育とも呼ばれる包括的性教育とは、性を人権の視点で捉え、心や体、人間関係、社会との関わりなど幅広い側面から体系的に学ぶ性教育を指しますが、池田町における保育園、小学校、中学校での性教育はそれぞれどのように行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） お答えを申し上げます。

保育園では、成長段階に応じて、着替えの場所や健康測定・検診を男女別にしたり、検診時も着衣のまま行ったりといった配慮をしております。

また、それにあわせて、男女別で行う理由や相手のプライベートゾーンを気軽に触るようなことをしないとといった指導を行い、自分と同じように相手も大切にしようといった教育を意図的に行っております。

小学校・中学校では、各学校の性教育の計画に沿って、身体測定時に養護教諭が指導を行ったり、学級担任や保健体育科教師による保健の学習が行われたりしております。各学校・保育園とも、性教育は人権学習であるという意識のもと、大切な教育と位置づけて取り組んでいるところであります。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔１番 矢口結以君 登壇〕

○１番（矢口結以君） 理解いたしました。

様々な年齢に合わせた指導が行われているということで、引き続き、それはお願いしたいところではありますけれども、今年度、毎年行われておりました、池田町ではＣＡＰプログラムというものを導入していて、まだ今年度行われていない現状があります。２年前には、小学校５年生と中学校２年生や教師、保護者に向けて行われ、昨年度は中学校２年生と地域住民向けに大人ワークショップなんかも開催されました。私も実際参加させていただいたんですけれども、非常に地域の方の理解にも寄与するものかなと思うんですけれども、今年も当初予算に盛り込まれているものと思うんですけれども、行われる予定はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 結論から申し上げますと、今年、今の段階では計画がございません。今、議員が言われたとおり、ＣＡＰについては、本町では、多分全県的に見ても早い段階でＣＡＰに取り組んできたという実績があるのではないかと考えています。したがって、各学校からも、ＣＡＰをやったことによって、子供たちが、自分のことについて声を上げやすい、そういう効果は確かにあるという話はいただいております。

ただ、学校現場の中からは、ＣＡＰのプログラム自体が、ちょっとやっぱり制約が大きいというようなこと、それから、時間数に幅がないというか、臨機応変に取り組むことが、なかなか難しいといったようなこともあって、その辺にちょっと課題もあるかなということを思っているところであります。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔１番 矢口結以君 登壇〕

- 1 番（矢口結以君） 学校側から、そういう苦労があるということはお聞きいたしまして、しかしながら、先進的な取組だったということを教育長からもおっしゃっていただいているので、やはり、いいところはいいというふうに、ぜひメリットのところを何とか還元していけるような話合いなどで、また学校側と協議をしていただきたいなと思いますので、お願いいたします。

続いての質問にまいりますが、包括的性教育は、成長の過程において、年齢に合わせ切れ目なく行うことが大切です。しかしながら、学校の授業だけでは現状難しいことも理解しております。性教育は子供たちのものだけではなく、子供たちを守るためには大人たちの目も必要です。学校や家庭に丸投げにしない取組も必要で、私たち大人が考えを改め直したり、学び直す機会も必要なのではないでしょうか。

また、性の学びをオープンにすることで、性教育は恥ずかしいことではなく、生きていく上でとても大切なことなのだとということを我々大人も認識していくことが必要です。昨年、5 校園合同で行われました性についての研修会は、教員、保護者、地域住民が男女同じ場で学び、お互いの気持ちを理解し合い、話合い、考え方の違いを認識し理解を深めるという機会になりました。このような研修を対象者を広げて行われることを要望します。さらに、図書館や児童センターへ性教育に関する本棚の設置をしてはいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） 山崎教育長。

- 教育長（山崎 晃君） 矢口議員が言われるとおり、家庭を巻き込んだ性教育の重要性は痛感しておるところであります。5 校園の保健委員会で取り組んでいる活動を、さらに多くの保護者に広げていく工夫をしていきたいと考えておるところであります。

今年度であります、5 校園の健康づくり部会で、保護者、先生方による性に関する指導の一斉取組の依頼を行い、アンケート調査を行い、その結果を受けて、5 校園保健委員会の講演会や、その後の取組につなげていこうということで進めているところあります。

また、参観日に合わせた取組も考えられ、これについては学校と相談しながら進めてまいりたいと思っています。

町図書館では、子育てのコーナーに性教育に関する本を用意しています。また、絵本の中にも性教育に関連したものもございます。児童センター、児童クラブでは、常時設置していることはありませんが、子供たちの様子を見ながら、必要だと判断したときに小学校から借りてきて子供たちの指導に利用しているところあります。センター、クラブでも性教育の

大切さは理解しており、元養護教諭であった職員の意見も踏まえながら対応しているところ
であります。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 町図書館で子育てのコーナーに性教育に関する本を用意しているとい
うことなんですけれども、こちらに関して、先日、助産師の先生方にお伺いいたしましたと
ころ、そういう本の設置のコーナーについて、私たちもぜひ協力したいよということを、好
意的な御回答をいただいております。助産師さんが、子供たちの年齢に合わせた書籍のピッ
クアップですとか助産師さんお手製のポップなどを作成して一緒に掲示することで、よりア
プローチとして効果的かなと思うんですけれども、それが、結果として様々なところに相談
しやすい環境づくりにつながっていくと思うんですけれども、これは図書館の管轄なので、
生涯学習課長にお聞きしたいと思うんですが、これについて、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 大澤生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤 孔君） 御提案いただきました。最近は、インターネット等で情報が
簡単に見られると思うんですけれども、やはり、その中で、正しいものが誤ったものかとい
う判断、なかなか若い子はずきづらいと思います。ですので、書籍でそういうものを正しく
伝えるというのは非常に大切なことだと思います。このコーナーを設けることについては、
助産師さんの御意見をいただきながら、司書も含めて検討できればいいなと思っております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） ぜひ、進めていていただきたいと思うんですけれども、これに、
もう一点お尋ねいたします。

性教育についてなんですけれども、保護者向けに伺ってみました。プライベートゾーンに
ついての通知も届いていたりですとか、そういったものは非常にありがたいと思う一方で、
家庭でどうやって教えたらいいか分からないんだということが、回答の大半でございました。
家庭で性教育をやっているけれども、よく分からないという回答もあったのも印象的でした。
ですので、絵本や書籍というのは、家庭に取り入れる一つのきっかけかと思いますので、そ
れをお願いしたいと思います。学習指導要領ですとか県教育委員会の性に関する指導の手
引なんかを見ますと、やはり、小学5年生の理科では、人の受精に至る過程は取り扱わない

ものとすると言われていたりですとか、中学校での保健体育では、妊娠の経過は取り扱わないものとするというふうにあります、これは歯止め規定と呼ばれており、学校では教えられる部分になります。

そこで重要なのが、先ほども申しましたが、地域の助産師さんの活用かと思います。池田町の学校でも助産師さんと呼んで出前授業ができないか、これは教育長にお尋ねしたいと思っています。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） ありがとうございます。性教育の内容については、確かに難しいところもあって、しかし、去年の5校園の保健委員会の部会でも、もっと踏み込んだ指導があってもいいのではないかなというふうなお話もあったというふうに思っています。その辺をあわせて、学校とも相談をしていきたいと思っています。

今の助産師さんの活用というか、来ていただいてということではありますが、例えば、池田小学校では、助産師さんに実際に来ていただいて指導をしていただいたことがございます。今年も助産師さんに来ていただく予定があるということも聞いておりますので、そんな取組を3校でも共有しながら、利用できるところ、または活用させていただけるところは活用させていただきながら、ともに性教育を進めてまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 行っていたら予定があるということで、安心したんですけどもやはり、この年はやるけれども、この年はやらないとか、そういったことがないように、ぜひ仕組みづくりなんかも考えていただいて、毎年、継続的に学べるように、何とか考えていただきたいと思います。お願いいたします。

次なんです、子供たちを性犯罪から守るためにということで、子供に接する仕事に就く人に性犯罪歴がないか確認する制度、日本版DBSを導入するための法律が成立いたしました。こども家庭庁を通じて法務省に性犯罪歴がないことを照会できるようにするとしています。不同意性交罪や児童ポルノ禁止法違反など、犯罪歴の確認対象となる罪を特定性犯罪として明示し、照会が可能な期間は、禁固刑以上の場合は刑の終了後20年、罰金刑は10年とするなどとしています。

法律をめぐっては、今後、特定性犯罪の範囲に、下着窃盗やストーカー行為なども含めることや、対象者にベビーシッターや家庭教師といった個人事業主も含めることなどについて、

政府に検討を求める附帯決議が国会の委員会で可決されています。政府は、法律の公布後2年ほどの間に制度の運用を始めることを目指して、事業者向けのガイドラインを策定し、性犯罪のある人が確認された場合、配置転換や解雇を含めて、どう対応すべきか示すなど、環境の整備を急ぐ方針だそうです。

しかしながら、採用の際に、学歴や人柄などは把握できても、性被害を起こすかどうかは全く分からないというような現状があります。法律の成立をきっかけに、池田町でどのような対応が必要か。お尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 町といいますか、一般的なことの回答になってしまいますけれども、今、現状ですけれども、正規職員の採用試験では、厚生労働省から示されております公正な採用選考の基本の趣旨を踏まえまして、応募者の基本的人権の尊重や、適正・能力に基づいた基準により行っております。受験資格の1つとしまして、地方公務員法の規定に基づき、欠格事項としまして、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることができなくなる者」でないこととしておりまして、現在の状況は確認をしておりますが、過去の犯罪歴の確認はしておりません。

国の方針や法律に基づきまして、募集、選考を行っておりますけれども、こども性暴力防止法の施行に向けまして、国家公務員等の職員採用におけます職種の対象範囲に係る法の運用について、議員の御質問にもありましたけれども、それが示されてくるということですので、それに関して、注視していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 個人情報保護なんかの観点も非常に難しいところかなと思います。引き続き、国の動向なども追っていただきたいなというふうに思うんですが、時間もありませんので、次の質問にいきます。

日本版DBS法では、前科のある者は照会できるんですが、過去に犯罪を起こしてしまった方が前科のない場合がほとんどです。松本市の中学校で、昨年6月頃に、運動部の外部コーチをしていた市内の男性が、部員の女子生徒と性的関係を持つなど不適切な行為をしてしまい、学校や市教育委員会が、その後も約1か月間にわたり部活動の指導を続けさせていたということが大きなニュースとなってしまいました。一度そういうことが起きしてしまいま

すと、被害者や御家族は心に深い傷を負うだけではなく、地域住民へも長く痛みが残ってしまいます。

中学校の部活の地域移行や、コミュニティ・スクール、放課後子ども教室など、地域の方々に子供たちの活動をサポートしていただく機会は今後も増えていくかと思います。委託する際には、子供たちとSNSも含めた個人的な関係を持たないことなどを約束する誓約書などを教育委員会としてもしっかり用意すべきではないでしょうか。

他市町村の学校と一緒に部活やクラブもあります。1つの自治体だけでは解決が難しいこともございます。共通の認識や対応も必要ではないでしょうか。警察も含め、広域で協議、話し合いができないでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 御指摘のとおり、一自治体で対応するには限界があるというふうに思っております。子供に関わる仕事をしていただく方については、大北地域や安曇野市等の教育委員会と情報連携しながら慎重に決めてまいりたいと思っております。

また、部活動の地域移行を進める上で、今まで以上に多くの方が子供たちに関わる可能性が出てまいります。県で示しているガイドラインを参考としながら、誓約書の提出を求めることや、必要な研修等についても検討してまいりたいと思っております。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） その松本市のところなんですけれども、この事件を受けて、もう既に誓約書の取り交わしなども行われているようですので、そういった情報共有はぜひしていただきたいなと思います。

次の質問です。

犯罪を起こしてしまう背景には、職場環境の風通しの悪さやストレスから行われてしまうというケースも多いと言われています。風通しのよい環境づくりが必要不可欠で、子供たちや教員、委託している指導者、放課後子ども教室の支援員など、双方へ毎年アンケートを行っている自治体もあります。子供たちが声を上げやすい環境を整えることも必要ではないでしょうか。アンケートやチェックシートなども、その1つであると考えますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 風通しのよい環境づくりが大切であるということは明らかでありま

す。アンケートについては、各学校とも、内部評価として、職員、保護者、児童・生徒を対象に実施しておるところであります。

また、子供たちが困っていることや悩みを表出できる環境づくりはとても重要だと思っております。各学校では、児童・生徒面談を定期的に行ったり、悩みを相談できる場を複数設けたり、日常的に相談に乗ることができる体制をとったりして対応しているところであります。子供たちが、より声を発しやすい環境をつくれるよう、どうすることが望ましいのか、学校とも相談してまいりたいと思っております。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） ぜひ、そこら辺は、学校側の現場との協議をお願いしたいと思うんですが、現在、高瀬中学校では、1か月ごとに担任の先生が替わるなどの担任を固定しない取組がされています。それはとても先進的だなと思っていまして、子供たちが、いろんな先生につながりやすいといいですか、相談しやすい先生に相談できるような環境が整っているんじゃないかなと思うので、引き続き、環境体制づくりというところは、教育委員会の教育長も、ぜひ引き続き協議をしていただいて取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） そのように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 次の質問です。

様々な視点から、人権を学ぶことの重要性を感じております。今年は終戦から79年となりました。池田町でも戦争を体験した方はかなり少なくなっておりまして、戦争の恐ろしさや当時の生活を伝える人が少なくなっています。教科書だけの教育ではなく、生きた学び、自分事として捉えられる学びが必要だと思いますが、戦争のことについての取組はとても少ないなと感じています。過去には、修学旅行で、京都、奈良のほかに広島へ行ったということもございました。子供たちが、平和とは何か、人権とどうつながっているのか、考えられる場が必要ではないでしょうか。

教育委員会として、どのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

- 教育長（山崎 晃君） 平和教育は、まさに人権教育だと思っております。平和教育の重要性は言うまでもありませんけれども、何を教材として学習するかは定まっております。例えば、高瀬中学校では、昨年度、戦争体験者の講話を聞く学習を行いました。また今年度は、ルワンダの内戦に関わり、義足を作っている方の話を聞く学習を行っております。

私が校長を務めた小学校では、阿智村にある満蒙開拓平和記念館を訪れたこともございます。また議員が言われるとおり、高瀬中学校の修学旅行で広島を訪れたこともございます。さらには、上原良司を教材とするということも考えられると思っております。

今後も、学校の相談に乗りながら、子供の発達段階を踏まえて、平和教育をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

- 議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

- 1番（矢口結以君） 様々取組されているということですので、ぜひ、できましたら、学校側、先生方から、こういうところに行ってみたいんだですとか、こういう学習がしてみたいんだという声がありましたら、教育委員会としてしっかり後押しをしていただきたいと思うんですけれども、教育長、それについていかがですか。

- 議長（横澤はま君） 山崎教育長。

- 教育長（山崎 晃君） 以前から、いろいろな質問で私は答えさせていただいておりますが、学校教育については、教師が何を考えているのか、教師が何を教材をするのかということが一番大事で、教育委員会としては、私としてはそれを応援したいと思っております。したがって、今言われたとおり、取り組んでまいります。

- 議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

- 1番（矢口結以君） ぜひ、後押しをお願いいたします。

次の質問にまいります。

中学生の着替えの場についてでございます。

長野県内では、更衣室のない中学校も多く、移住されてきた方の中では驚きの声もございます。更衣室があっても使えるような状態ではなく、現に、子供たちは着替えに困るため、暑い中、制服の下に運動着を着て登下校しています。行事のない日には運動着での登校も可能となっておりますが、人前で着替えをするということ自体、抵抗を感じる子供さんもいらっしゃると思います。

今、校内で行われていることを当たり前とせず、子供たちが、どのように感じているのか調査することも必要ではないかと思います。この答弁について、こちらの質問について、次の質問を続けて行いたいと思いますが、松本市では、今年度、小・中学校合わせまして47校中20校でカーテンレールやパーティションで教室を一時的に間仕切りができるように予算措置が取られました。また、それ以外の学校では、空き教室を利用するなどの配慮がなされているそうです。当町においても間仕切りなどの対応が必要ではないでしょうか。特に制服等の着替えが必要な中学校については、更衣室が体育館にあり、距離があり利用しづらいのではないかと考えます。

保護者からも、人目が気になる思春期に着替えを躊躇している子供さんもいるのではないかと心配の声がありました。学校側と協議を行うべきではないか、考えをお尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 2つまとめて質問いただき申し訳ありません。

学校とも話をしておりますけれども、現状では、子供たちから、更衣室について、必要だというような声は上がっていないというふうに聞いております。それは、現時点では、子供たちの多くが、ジャージ登校、体操着登校をしているからだというようなお話でありました。しかし、今、議員言われたとおり、子供たちの中には、もしかしたら困っている子供たちや、または、こうしてほしいという要望を持っている子供もいるかもしれないなということは思っていますので、学校と協議して対応してまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） すぐに更衣室を増築しようとか、そういうことは、なかなか財政的にも厳しい部分かと思いますが、できることから、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

続いて、3番の、小・中学校への生理用品配置の在り方についてお尋ねいたします。

経済的な理由で生理用品が買えない生理の貧困が社会問題となる中、全国の自治体や団体で、支援の動きが広がっております。我が町の公共施設でも、生理用品が設置され、突然の生理にも使えるように配慮されていることは、他市町村から来た方々にも伝わって、お褒めの言葉をいただいたこともございます。子供たちが主に過ごしている学校や児童センターではどのようなになっているのか、小・中学校、児童センターにおける生理用品の配置の現状をお尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 小学校、それから児童センターでは、保健室、あるいは事務室で備え、児童の申出に応じて対応を行っております。また、中学校では小学校同様、保健室での対応とともに、体育館のトイレに生理用品を配置しております。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 設置の状況はよく分かりました。

その次の質問に移ってまいります。

学校に通う子供たちが、お手洗いに行って急に生理が来ることもあります。その際は、一度お手洗いを出去、持っていなければ保健室に行かなければなりません。その際はトイレトペーパーなどで応急処置をしているケースがほとんどだと思うんですけども、その一つのアクションをせずとも、設置があれば、すぐに利用することができ、子供たちにとっても安心だと思います。

資料 を御参照ください。これは、新潟市の例なんですけれども、資料のように、お手洗いに、ただ、箱で置いておくのではなくて、相談しやすい環境を整えるために、生理用品の入っている箱にメッセージを掲示するなど工夫をして置いています。これにより、忘れてしまったり、持っていなかったとしても安心して利用することができるとともに、子供たちが、保健室の先生に相談してみようかなと思える一つの窓口が増えるんじゃないかなと思っています。

ですので、生理の貧困問題とあわせて、近年、生理用ナプキンをお手洗いに常時設置している学校も増えてきております。池田町でも、子供たちの目線に立って、小・中学校や児童センターのお手洗いに常時設置をしていただいて、困ったときにはすぐ使えるようにするべきと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 議員が言われるような対応をする学校や公共施設が増えているという事は承知しております。本日の読売新聞にも、大林組での取組であるとか、明石市での取組が記事として載っております。子供たちの声を聞くことも含めて、学校やセンターと検討させていただきたいと思っています。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） そういった生理用品を用意するにも、財源はどうするかとか、寄附は

どうやって集めたらいいのかとか、そういったところも課題になってくるかと思うんですけれども、町の防災備品でも生理用品があります。そういったところも、一応使用期限があったと思うんですけれども、そういったものをローリングストックとして回していただくこと、そういったことを考えることはできないか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） 防災用品でも保管はしております。また、後でも数字が出てくると思いますが、そういったところを含めて、どんな活用ができるのか、防災担当と、また教育委員会と一緒に話し合ってみたいと思います。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） ぜひ、話合いのほうをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう一点質問させていただきます。

今、町長からおっしゃっていただいたんですけれども、子供たちは、保健室に出入りするところを見られたくないとか、親に連絡が入るのではないかと、そういう心配を抱える不安もあって、なかなか保健室に行くのにハードルを感じているという子供さんもいらっしゃると思います。生理が始まった頃というのは生理周期も不安定ですし、突然来て不安になっているお子さんもいらっしゃると思うんです。なので、ぜひ、お手洗いや相談につながるというようなところも考えていただきたいと思いますので、最後にもう一回、教育長に尋ねてみたいと思います。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 全体としては先ほど申し上げたとおりですけれども、議員が出されているこの資料、新潟の資料、この資料は大変参考になるなというふうに思っております。この辺も一緒に併せて、学校に提供しながら考えてまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） ありがとうございます。ぜひ、保健室の先生方ですとか学校の先生方、児童センターの先生方なんかと、あとは、福祉課なんかも関わってくるところかと思えますし、町全体が、そういう生理用品とか生理に関して、大事にしているんだよということを環境として整えていくことが、ある意味、子供たちの育ち、安心につながるんじゃないかなと

いうふうに思います。今日の御答弁も、前向きに捉えていただけたことが多かったなというふうに思っておりますので、やはり、池田町をもっと暮らしやすくしていきたいという思いは議員も同じだと思っていますし、ぜひ、風通しのよい池田町の町政運営をお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（横澤はま君） 以上で、矢口結以議員の一般質問は終了しました。

一般質問を続けます。

三 枝 三七子 君

○議長（横澤はま君） 4 番に、2 番の三枝三七子議員。

三枝議員。

〔 6 番 三枝三七子君 登壇 〕

○2 番（三枝三七子君） 4 番に、2 番の三枝三七子です。

では、令和 6 年 9 月定例会一般質問を始めさせていただきます。

まず、1 つ目です。池田町役場においてのカスハラ対策についてです。

池田町において、数年前より、様々な課においてずっと耳にしていた問題があると私は聞いています。それも含めて町長の今回就任された際の公約には、いかなるハラスメントも許さないということを掲げられています。今回は、このことを質問に取り上げました。

この大北地域だけでも、ハラスメント講座が、役場職員、教育委員会、議会なども含めて多数の自治体で、そういう講座が行われています。私も、他地域のそういった講習会に参加したとき、職員の方から、これもハラスメントなのという声を聞いたりいたしました。そこでまず、質問をいたします。

そもそも、ハラスメントとは何でしょうか。副町長にお聞きします。ハラスメントの定義とは。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

〔 副町長 宮澤 達君 登壇 〕

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） お答えいたします。

ハラスメントとは、他者に対する言動や行為によって本人の意図とは関係なく相手を不当に不快にさせるなど、精神的、身体的な苦痛を与える行為のことです。地位や立場を

利用して嫌がらせをすること、言葉や態度によって相手の人格や尊厳を傷つけることだと考えております。暴力等の身体的な行為だけでなく、暴言や無視といった精神的なダメージを与える行為も当然ハラスメントに当たり、被害者の就業環境を悪化させる行為全般のことであると考えております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔２番 三枝三七子君 登壇〕

○２番（三枝三七子君） 私も、今お答えいただいた副町長の定義どおりだというふうに思っております。付け加えるならば、ハラスメントする側の人間には潜在的に差別感覚というのがあるのではないかと思います。

質問を続けます。２つ目です。

私が今日ここで訴えたいのは、池田町にとってはとても大切な職員の皆さん、多くはない本当に限界の人数で、この町の仕事をしてくださっている役場の皆さんの就労環境におけるハラスメントの状況についてです。ハラスメントといっても、今、本当に多岐にわたるものがございます。パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、カスタマーハラスメントです。そして、国のほうでも次々に法令をつくってきています。

令和元年６月５日には女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律などの一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されました。これは令和２年６月１日です。また、さらに付け加えられて、２０２２年４月よりパワーハラスメント法が施行され、パワーハラスメント対策が事業主の義務となりました。セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されています。これは具体的に職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされています。これは、役場でいうと雇用主としては町長だと思われます。町長にお伺いします。このことは御存じでしたか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部のウェブサイトにおいて確認しております。２０２２年４月からパワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されていることも認識しております。

町では、２年ほど前に職員に対してアンケートを行い、実態把握を行ったと報告を受けて

おります。私も、初登庁した際のあいさつで、「いかなるハラスメントも認めない」と職員全員に対して発言いたしました。今後も、ハラスメントについて、防止とともに、風通しのよい職場環境になるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） ありがとうございます。本当にそのとおりだと思います。

さて、では、この町の過去にさかのぼり、何名の大切な職員が、心を病まれたり休職を余儀なくされたのでしょうか、お答えください。これは担当課長。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 平成28年度からの数字でありますけれども、正規職員と会計年度任用職員を合わせ、メンタルの不調による1週間以上の療養休暇の取得者は15人であります。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） 2016年からですね、平成28年とすると。これは、8年間で15人、多いのか少ないのか、とても微妙な数ですが、当町では、新しい職員は一人一人本当に少なく入ってきています。失い難い大切な職員です。

さらに質問を続けます。

その人数と原因、先ほど、お答えいただいておりますが、原因等といったことに担当する課や部署はあるのでしょうか。またその原因等は把握されていますか。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 全体の人数は、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、その原因は、聞き取り等を行いまして把握しておりますけれども、当事者もはっきり原因が分からないといったような場合もありました。なお、個別の原因については、過去にも質問がありましたけれども、個人が特定されるようなおそれがありますので、議場では答弁を差し控えさせていただきます。

労働安全衛生の担当は総務課総務係と衛生管理者で、衛生管理者は健康福祉課長に務めて

いただいております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） 非常にこれは微妙な問題で、今、副町長がお答えいただいた、担当が総務課総務係と衛生管理者というふうになっていますが、もう一つございます。これは長野県町村会公平委員会というのが町村会でつくられていまして、ここにも、本当は町村自治体の職員は相談をできることになっています。ですが、なかなかこれは機能していないというふうに聞いています。そこで、先ほど町長も、いかなるハラスメントも許さないということで、風通しのよい職場環境にしたいという努力をするということをおっしゃられていたので、御提案をさせていただきます。

1つ目は、まず、庁舎内の人間関係によるハラスメントトラブルを相談できる、今の庁舎内の総務係とか衛生管理者ではなく、第三者の窓口をつくっていただきたいということです。これは既に、私も参加しました、筑北村では、ハラスメント研修で聞いたことですが、信州大学医学部と連携した仕組みをつくっておられます。やはり、限られた人数での職場ですので、なかなか相談しづらいというのが本音のところではないだろうかと思い、これはとても有効ではないかということを感じました。

2つ目の提案です。これは、既に長野県庁のほうで有効的に利用されています。資料を御覧ください。

この「公職にある者からの働き掛けについて」というのがございます。これは長野県県庁のホームページから抜粋して持ってきました。県庁では、口利き、働きかけについては、禁ずるというか、公職にある者からの働きかけについて、取扱い要領というものを決めています。そして、これをホームページ等で件数と概要を公表しています。平成15年からこれが施行となり、去年、令和5年度までの推移を見ますと、本当によく利いて、とても減ったんです。平成15年から始まってから、ずっと順番を追っていきますと、5年ぐらいまでは、ずっと少なくなってきた、やっぱりあったんですが、最近、ここ二、三年はゼロです。これはとても有効なのではないかということです。これを条例化するのか、また、もう一つなんですけれども、これが全国市民オンブズマンに相談をしたところ、全国でも、やはり同じような、同様の問題を持った自治体がたくさんあると。

資料を読んでいただくと分かるんですが、口利き通報制度というものを設けている自治体

が多数ございます。全国の都道府県で見ますと、制定済が30、未制定が17、これは、都道府県全部で47なので、30というほとんどの都道府県がこれを制定しているという状況です。では、この口利き通報制度というのは何をするのか、悪いことだけを書くんではないんです。いいことも悪いことも、両方、その職員の職務の一つとして、今日あったことを書きなさいというようにすると、とても、職員の方は、言いつけるという方法ではないので、これが職務の一つということで、いいことも書かなければいけないということで書きやすくなる、そして、これを情報公開に指定するというのが、抑止力をさらに発揮するというのを聞きました。

これ、とてもいいなと思います。ですので、これを条例制定するのか、職務のほうの要項に盛り込むのか、それは検討していただければいいなと思うのですが、こういった提案について、率直な御意見を町長からお伺いしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） ただいまご提案がありました、口利き通報制度についてであります。確かに、様々なところで活用がされて、長野県では非常に効果が上がっているということのデータをお示しいただきました。まずは、長野県の担当とも、ちょっと御相談させていただくとともに、この口利き制度は、一番、逆に議員の皆さんの活動にも支障が出てしまう可能性もございます。なので、議会のほうにも御協議をいただきながら、本当に池田町にとってよりよい導入はどんな方法がいいのかということを含めて、まずは話合いを持ちたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） 着実に働きやすい就労環境になっていくことを私も願ってやみません。議会のほうとしても、多分、皆さん同じ気持ちだと思うので、検討を重ねていければというふうに思います。

では、2つ目の質問に移ります。

P f a s / P f o s という、ピーピー言っていますが、この化学物質についての質問になります。

ここ数年、我が国で、このP f a s / P f o s というのは永遠の化学物質という名前がついていますが、これについて、身体的な影響がようやく取りざたされるようになりました。まず、この物質について、御存じでしょうか。担当課長、お願いいたします。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） この物質についてでありますけれども、有機フッ素化合物ピーファスのうち、P F O S、またP F O Aにつきましては、工業分野など幅広い用途で使われ、人や生物に影響を及ぼす可能性があり、また、そういったことから製造、輸入等が規制され、規制される前に製造されたものにつきましては、漏れることのないような保管等、厳格な管理が求められる物質であることを存じおります。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） ありがとうございます。

今、山本課長がお答えのとおりのものであるんですが、非常に海外では危険視されています。先ほど言いました永遠の化学物質と言われる理由です。これが超安定した分子結合、原子結合になっていまして、完全に分解されるまでに数千年かかると言われているものもございます。フォーエバーケミカルという言葉で海外では表現されています。これは、体内に取り込んだ場合、蓄積される可能性も高く、また、曝露するのは若い人が多いということで危険視されています。

資料を見ていただきたいんですが、世界では、「E P A、農薬製品での12種類の」という資料がございます。開いてもらえますか。

そこを見ていただくと、アメリカの米国環境保護庁E P Aでは、2022年、おとし、既に12種類のピーファス系の農薬製品の使用停止としているということです。これほど危険だということを言われているんですが、日本ではとても対応が今遅れています。有識者会議も2023年1月30日から始まったような状態で、この事の発端は、もう24年前に、アメリカでは大変な、米国東部の化学メーカー、デュポンが、廃棄物を埋め立てたことにより近隣が汚染され、そのことは映画にもなっています。「ダーク・ウォーターズ」という恐ろしい映画がございますが、全て実名でつくられています。

このことがあったにもかかわらず、今、日本はとても、この有識者会議が今年までに五、六回開かれていますが、なかなか基準値も定まらないという状況でございます。今、この町で、どうなんだろうかと、今回この質問をするにあたり、担当の水道課に確認をしたところ、当町で確認されているのは、ちょうど去年、令和5年8月3日付のものですが、各浄水池での確認では検出限界未満ということで、安全ではないかということが確認されました。では、

放っておいていいのか、どうなのか、このことについて建設水道課長に再び質問したいと思います。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） 現時点での基準では十分と考えております。現在、国では、最新の科学的知見に基づきまして、P F O S、P F O Aの暫定目標値の取扱いについて専門家による検討を進めております。その動向を見ながら、今後対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） 実は、浄水場だけ見れば、私も、このまま何もしないでいいんじゃないかというふうに言いたいところなんです、実は、非常にちょっと微妙な問題が出てきています。どんなことかと言いますと、今年の新米で、南安曇農業高校が、汚泥を使って、水田にそれを入れて肥料化して、なかなかいい収量が取れたということが、去年、ニュースで流れました。これは、農水省が進めていますみどりの食料プロジェクトの中に汚泥を循環して使うことも循環型農業ではないかということで、国も進めているものではございますが、このことについて、P F A S、P F O Sの数値は確認されたのかどうか、一緒に南安曇農業高校と進められた県の担当課に電話をかけたところ、とてもちょっと残念なんです、P F A S、P F O Sについては確認をしていないということでした。では、これから、汚泥については確認されるんですかという質問をしたのですが、それは国の動向を見るということを言われました。

国が指針を決めなければ地方が動けないということはありません。今、国も、身体的な影響が、やはりいろんな各地で、先月の新潮かな、文春では、全国P F A S汚染地図というものが出てきていますが、長野県では無記載でした。ところが、国が、血液中のP F A S濃度20ナノグラムを超えると健康へのリスクが高いということを言い始めました。これは今年に入ってからのもので、去年までは50ナノグラムの水、体重50キログラムの人が1日に2リットル飲んだとして、50ナノグラムぐらいであれば大丈夫だという根拠だけしか発表していなかったものが、半分以下になってきた、血液濃度について、なので、いろいろ多分、国も逡巡している最中だと思います。

このこと、とても看過できません。汚泥の問題は、今、長野県の中でも、調べたところ、肥料会社が幾つか、もう既に商品として出しています。また、アメリカでは規制されている

P F A S の農薬についても、日本では、恐らくまだ規制していないので使っているところが多いと思います。もっとおかしなことに、岡山県吉備町ですとか、相当な数値を出している地域でも、自治体独自の基準値というものを持っていません、安全基準が。

私は、これ本当に大変なことになっているなということを思って、水道課にさらに質問にまいりました。この上水道だけでいいんですかと。そうしましたら、担当課の方、とても親切に、池田町には P R T R 法にちゃんと準じて、P R T R 法というのは、ちょっと簡単に説明しますと、資料についているかな、これです。化学物質排出把握理解促進法というものでございます。これ、罰則もありと書いていますが、罰則した事業者にはたった20万円だけなんです。この P R T R 法が本当に機能していれば、今、日本は安全が担保できているんですが、とても、改変されるのが遅くて、今、P F A S、P F O S というものは入っていないんです。対象事業者というのは、従業員が21名を超える企業、事業者となっていて、また、業種設定がございまして、1トン以上の対象化学物質を持っていなければ申請しなくてもいいということになっている。恐ろしいのは公害で、恐ろしいのは爆発的な汚染が起きた場合は、すぐ対策が取れます。しかし、じわじわと目に見えないところで汚染が広がっていった場合、発見するのは人体に影響が出てからです。これを、私は本当に看過できないなと思って、今回、質問に取り入れました。

何が言いたいのかといいますと、ここから先です。質問6です。

当町を流れる高瀬川の水質についても、今のところ、県もまだ調べていないと言っていました。ただ、これは国の有識者会議が、全国の一級河川については調べるということを言っていて、9月に取りまとめが行われるそうです。今の、さっき言いました、じわじわと汚染が広がるということをキャッチするには、やはり、井戸や田んぼの排水などを検査する必要があるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、これは規制するためにやるのではなくて、P F A S、P F O S は、ちゃんと対処方法がはっきりあります。資料を御覧のように、武蔵野市では、去年8月に早急な手当てをしています。こういった、ちゃんと手当てが有効だということ、そして、この資料のページ4、下水汚泥肥料化検討事業についてというもののところから下に、汚泥の現状を書いています。これぜひ、担当課の方、精読していただきたいんです。

ここで、町長にまず聞きたいのは、この水質調査、希望者がいた場合、特に井戸水もですが、検査等、調査をするつもりはありますかということを知りたいんです。

○議長（横澤はま君） 担当課の寺嶋住民課長。

- 住民課長（寺嶋秀徳君） ただいまの御質問ですけれども、井戸水の関係、住民課の担当ということでお答えさせていただきますが、現在、高瀬川の水質検査を行う予定はございません。

まず、水道部局により行われている調査において、高瀬川の下流域で取水している市町村等の結果を待ちまして、その結果いかんで実施を検討いたします。

井戸の水質につきましては、地下水保全の一環で、状況把握のため毎年水質検査を実施しておりますが、P f a s / P f o s の含有量について追加調査が必要となり、現在、その調査までは行っていないため、現在はP f a s / P f o s の含有量は把握できていないと言えます。まずは、来年度に、従来の水質調査にこの追加調査を加えまして、現状把握に努めたいと考えております。

また、その後の継続的な調査の実施等は、水道部局の動向を共有し、対応を検討したいというふうに考えます。

井戸所有者からの相談につきましては、まずは、さきの調査結果をお伝えし、それでも、実際に水質検査を行いたいというケースにつきましては、所有者の責任において個人で行う旨を御案内したいと考えます。

なお、井戸所有者への対応は町の調査においてP f a s / P f o s が暫定目標値以上の検出がなかった場合を想定しておりまして、P f a s / P f o s が暫定目標値以上であった場合には、社会的な動向により、当然ながら対応も変わっていくこととなりますので、申し添えます。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

- 2 番（三枝三七子君） ごもったもだと思うんですが、私は、全国に先駆けて、この町が本当に美しい町だ、環境が安全だということを言うためにも、独自の安全基準みたいなものも、すぐ設置しろとは言いませんが、検討するといった姿勢をとって、検討する会議等々を開かれることをぜひとも希望したいと思います。町長、どうでしょうか。

- 議長（横澤はま君） 矢口町長。

- 町長（矢口 稔君） ただいまのP f a s / P f o s の対応なんですけれども、確かに、そういう町独自の基準があればいいんですけれども、逆に怖いのは、独自基準を定めて、それよりも大きくなった場合は、逆に危険な町だということを全国に知らしめてしまう危険性

もあるということも注意しなければいけないので、やはり、そういったところは、なるべく町が所属しているといいますか、県や国にしっかりとした基準をまず定めてくれということをしかりと伝えることから始めさせていただいて、それから、町のほうはそれに準じた対応をしていくというのが、統一的基準ですし、要するに客観的に見て、やはり数字だけが独り歩きする危険性というものも考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） 納得、多少します。県のほうに要請されることを希望します。

では、次、3 つ目の質問にいきます。

防災についてです。

これまでも防災について、私、2 回質問をさせていただいています。これまでは震災の災害を想定した質問でしたが、今回は、2 か月前、7 月に起こりました秋田、山形の線状降水帯による水災害、大変怖い思いで見えていましたことから、今回は水災害についての質問をいたしたいと思います。

質問 7 です。まず、高瀬川の堤防で、過去に災害時に破損した箇所の補修は万全でしょうか。これを担当課長、よろしくお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） お答えいたします。

高瀬川流域の防災対策につきましては、毎年重要水防区域を決めて建設事務所が改良を進めております。お配りいたしました資料のとおり、河床整理ですとか樹木の除去、護岸補強、ブロック張や制水ブロック等対応済みとなっております。

町といたしましては、ハザードマップで浸水想定区域を確認していただくとともに、マイタイムラインの作成のための講習会を実施するなど、水災害に対する備えをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） 確かに、いろいろ補修はされているようです。私も、テコテコ歩きながら見て回りました。今、資料を見ていただくと分かりますように、県のほうも、一応力

メラを設置しているのですけれども、これを見ても、今、平静時は何の問題もないじゃないかというふうに思います。ただ、これ、補強工事をいろいろされていらっしゃるんですけれども、これの安全性の検証というのはどこがするんでしょうか。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） 工事関係につきましては、その対策工法等については、施工を行います県のほうで確認をしながら、それに対応した構造で施工するものとなっております。また、高瀬川の川の流れの関係なんですけれども、通常水が流れる低水路、こちらのほうが今現在、水がないときに御覧いただくと、幾つも分かれて流れている状況です。ただ、出水した場合には、その都度方向を変えるような特性もございます。今のところ、大町ダム completion ですか、こういったこちらの資料にあります改修、また対策工法によりまして、近年については大きな被害はないんですけれども、こちらにある資料の箇所につきましても、流水の勢いによって初期の機能ですか、満足していない場合もございますので、そういうところについては今、その検証はしているのかというところでございますけれども、県のほうへまた要望していく、そういう箇所についてはそんなことで進めております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） なるほど、県もそのように言っていました。

この水災害時の一番のネックといいますか、町のホームページを見ますと、8月2日にアップされています災害警戒レベル判断伝達基準についてというものが新しくなっています。ただ、これ一生懸命読みますと、とても内容がいろいろ難しくて理解することが、なかなか難しいなというふうに思っています。これをどうやって一般の町民に周知させていくんだろうかという疑問が湧きました。お答えをお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） お答えいたします。

改訂につきましては、令和3年5月以来の改訂となります。改訂箇所自体はあまり多くはないんですけれども、主な修正点は、気象庁の予測時間が延び、より詳細な範囲となったこと、危険度分布の愛称が「キキクル」とされたこと、危険度と避難行動を表した図の色表示を統一したこと及び時点修正などで、町が高齢者等避難など、避難情報の発令を判断するための基準であります。住民が避難する高齢者等避難や避難指示の内容については変更はあり

ません。

したがって、高齢者等避難で、高齢者等の避難に時間を要する人、避難指示で区域内にいる全ての人が避難という原則に変更はありません。

ただ、議員の御質問にありますように、非常に内容が多く、30ページほどにもわたるような内容でありますので、今後も伝えやすいようなことを考えるとともに、訓練ですとか講習会、また今もしていますが、町ホームページなど、事あるごとに説明をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） 事あるごとに説明をしたいというふうにおっしゃってくださるんですけれども、なかなか出てこられない高齢者の方が多いでございます。各地区、特に出てこられない方は多分、水災害時、もうすぐ危なくなるから逃げようと声をかけても、いいんだと言うような方が多いんじゃないかなと思うんです。消防庁のほうにも水災害について質問の電話をかけたところ、その地区の避難所に到達するまでが本当に一番危険だよねということと、あと、自宅で垂直避難ということを必ず書いているんですが、自宅での垂直避難というのはもう最後の最後の手段だということを、まず、特に御高齢の方に周知していただければというふうに思います。

次の質問です。

私、ハザードマップというものをこの町に引っ越してきてから手に入れまして見ました。とても広い広範囲のものが、大きい紙なんですけれども、べらっとございます。あれで自分の住んでいるところがどんな状況なのかと、こうやって見るのがすごく大変で、何かもっと見やすいものはないのかなと思っていました。特に、置いてある避難所が一応書いてあるんですけれども、地震のときに有効なのか、水災害時に有効なのか、ちょっと分からないんです。

質問の9番目です。

避難場所について、分からないというふうに書いているんですが、もうちょっと分かりやすく、地震のときにここは有効、水災害時はこうだというような避難場所というものは御案内いただけないものでしょうか。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

- 副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） ハザードマップですとか町ホームページ等には、地震、洪水、土砂災害ごとに適応する避難場所を示しております。災害によっては適応しない指定避難場所もあり、注意が必要であると考えております。避難場所は複数施設を指定していますが、災害によって避難場所が異なる場合には、マイタイムラインを分けて作成する必要があります。

避難のタイミングは、長野地方気象台の発表する気象情報やホットライン、町内観測地点の観測値などを参考に町が発令する高齢者等避難などの避難情報に従って避難していただくことになります。町は、浸水の恐れの際で、池田小学校、高瀬中学校、会染小学校、多目的研修センター及びアート梱包運輸株式会社の2階以上の階がある建物から必要に応じて避難所を開設します。準備が整い次第、自主防災会長に連絡するとともに、防災行政無線、ホームページなどで広報いたします。

避難計画について、町では、発生してから被害が生じるまでに時間がある台風ですとか大規模水災害に備えるために、行政側の動きを示したタイムラインを策定しております。一方、住民の身近な計画としては、各自主防災会ごとの地域防災計画、水害や土砂災害が発生する恐れがある福祉施設の避難確保計画、高齢者や障がいがある人のうち支援を必要とする人の個別避難計画、住民一人一人のマイタイムラインがあり、これらの計画に従って避難することにはなっておりますが、今後も、見やすいといいますか、分かりやすいものを作成するように努めたいというように思っております。

以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

- 2番（三枝三七子君） 私、先日、住民主導型警戒避難体制構築のための住民懇談会というのに傍聴参加させてもらいました。非常に有意義な会議で、びっくりしました。そこで、これはサンプルとして配られていたものなんですけれども、自主避難計画を各地区でつくっているんです。これの存在も私は知らなかったんです。筑北村なんかは、こういったものが、もうホームページに上がってしまっていて、各地区の避難場所、とても有効だなというふうに思っていたら、池田町もつくっていたということに驚きと、ああ、よかったというほっとした感覚を得たんですが、これは、これからホームページ等で公開されますか。

- 議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

- 副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） ちょっと、公開してあったかどうか私も確認し

ていないんですけれども、していないようでしたら、また公開のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） その会議のところで、この中に、各地区の詳しい過去の土砂災害が起こったところですか、水が冠水したところを書き入れてくださっているんですが、こういった情報があまり詳しく書いていると、不動産価値が下がるというような発言をされる方もいらっしゃいました。でもここは、ぜひ行政に主導してほしいんです。移住者を募る場合、どこが危険だよと、はっきり言えない行政ほど信頼できないものはないわけです。ですので、そこはこういった情報をできるだけオープンにされることを私は希望したいと思います。

最後の質問にまいります。質問10個目です。

震災時も水害時にも、復旧には水が不可欠です。水災害に限らず、水はどんな災害時にも必要です。水について今、防災井戸は当町にどれくらい確保されていますか。確保されているとすればそれで十分でしょうか。

以前、井戸を掘る相談を緊急対策室に相談に行きましたら、井戸は地震によって水が枯れるかもしれないと言われましたが、私はそのように考えていません。まず、防災井戸は当町でどれくらい確保されているのか、お答えください。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 町では防災井戸と指定している井戸はありません。個人井戸については、品質の確保や水量の問題、所有者の理解が必要であり、町では把握してはおりません。所有者の好意や理解が得られた井戸があれば、各自主防災会の地区防災計画に盛り込んでいただきたいと思いますけれども、他の自治体の動向も注視したいというように考えております。

飲料水は1人1日3リットルとして最低3日以上、可能であれば1週間分の飲料水を各家庭で備蓄することを原則として、町の備蓄や浄水道施設からの運搬、事業者との流通備蓄に関する協定及び国のプッシュ型支援などが考えられます。また日頃から、風呂の浴槽やポリタンクに水道水をためる、期限切れとなった保存水も保存しておき、トイレや手洗い、食器洗いなどに活用いただきたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） 資料の最後のほうを御覧ください。

これは石川能登震災のときの記事ですが、災害時の井戸活用「想定せず」、想定しなかった自治体が3割ということなんですけれども、それに比べて、隣のページです、サクセンという、この辺りの井戸掘削事業者のマップからは、この辺り、相当数井戸を掘っているんじゃないかということがうかがわれます。今、個人所有のものなので今は把握されていないということですが、ぜひとも、今後のことを考えて把握していただけないでしょうか。質問です。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 防災対策は水ばかりではなく、いろんなことに對しましては常に検討といいますか、対応を考えているところでありますので、また検討の一つとしたいと思います。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） 実は、私の自治会で、今年、井戸が掘れないかなという声が出まして、見積りを取りました。あまりに高くて今回は無理だということになったんですが、これが、井戸を掘る補助金はないのかなと探しました。そうしましたら出てきました。これがどういうものかといいますと、また副町長に相談しなければいけないんですが、これです。消防防災施設・設備の整備に関する財政措置活用の手引き、令和6年度版というものの中に、これです、消防水利施設（新設・耐震化・更新・長寿命化）というものについて交付金をつくっています。先ほど、午前中、大庭議員がプールのことを質問されていましたが、学校のプールも生活防水槽としては有効みたいです。ですので、こういったものも使っていただけるのではないかとということと、できれば、本当に誰もが使える公共の井戸というものを掘ってほしいなということを強く希望します。

それで、私の防災についての質問はほぼ終わりなんですけど、最後に、もう一個。

しつこいようですが、なぜ衛星からのリンクを傍受するシステムを導入しないのかという、これ3回目なんです。ぜひとも、もう一遍お答えください。よろしくお願いします。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

- 副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 能登半島地震におきまして、伝送路の断絶や携帯電話基地局の停電などにより、総務省をはじめ携帯電話事業者から衛星携帯電話や衛星機器が無償貸与されて有効に活用されたとは認識しております。国の防災基本計画や長野県地域防災計画でも、令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策を反映していくとしており、今後新たな指針、施策が通知されるものと考えております。

ここからが理由になりますけれども、通信手段は1つではなく、N T Tなどの通常回線や携帯電話、停電時にも使用できる優先電話の機能を有する災害時用公衆電話に加え、孤立地区にあっては、その場に消防団員がいない場合であっても自主防災会が使用できるように、消防団無線の使用マニュアルを作成し、使用できるように地震総合防災訓練の自主防災会訓練において伝達指導をしております。

消防無線は、お互いに電波の届く範囲ならば会話が行えるほか、鷹狩山等のアンテナを介した基地局折り返しによる会話も可能であります。衛星携帯電話は有効ではあると考えますが、唯一の通信手段ではなく、天候やアンテナ設置場所、将来的にアクセスが集中する可能性も勘案する必要があると思います。今後、国が推進している公共安全モバイルシステムを含め、国・県の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

- 2番（三枝三七子君） この間、大規模な防災訓練がありました。天気が悪かったんですが、行って参加して、本当によかったなと思ったんですが、もし本当に今、副町長が言われるように、消防団の無線使用マニュアルを作成、今もうされているんですか、これは。作成されているのであれば、あそこでも、一般町民でも、消防団ではないんですが、どうやって無線を使うのかそういったことを体験しないと、誰でもが使えるようにはならないんじゃないかなということを今感じました。

私が何度もスターリンク、スターリンクと連呼して行って、とても恥ずかしいんですが、ただの防災だけではなくて、今回はマイナンバーカードの活用を促進させるための補助金でも、資料を見てもらうと分かるんですが、瀬戸内町ではこれを導入しているということが分かりました。消防無線とか通信方法は複数あったほうが確かにいいんです。ですが、N T Tや普通の携帯会社も、石川能登のときは通信が一遍切れています、五、六時間。復旧に時間がかかった携帯会社もでございます。なので、公共防災無線とか、今日の午前中も、松川村の、

いろんなクマの情報とか、わんわん流していましたが、あれが、聞こえる人、聞こえない人が、やっぱりいるので、できれば、これから町が導入するのがＬＩＮＥであるのであれば、ＬＩＮＥに誰でもがアクセスできるように、私は、やはりこういった補助金を使って、衛生からのリンクを傍受するような仕組みも１つ置いておいてほしいなということを強く希望します。

ぜひ御検討を願えないでしょうか。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 先ほど、後段でお答えしましたとおり、常にそういうものは全てにおいて注視をしているというところで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） 私の一般質問をこれで終了します。ありがとうございました。

○議長（横澤はま君） 以上で、三枝三七子議員の一般質問は終了しました。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 4 1 分

再開 午後 2 時 5 0 分

○議長（横澤はま君） 休憩を閉じ、再開いたします。

一般質問を続けます。

山 崎 正 治 君

○議長（横澤はま君） 5 番に、4 番の山崎正治議員。

山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

- 4 番（山崎正治君） 5 番に 4 番、山崎正治です。

令和 6 年 9 月池田町町議会定例会一般質問を行います。

午前中も町民ミーティングのことが話されましたが、194名、3,000件弱という意見が出されたと、池田町にとっては未曾有のことであるなど、本当によかったなとつくづく感じるところでございます。

今日は町民ミーティングを含めて 5 点、町政の課題をお伺いいたします。

1 点目ですが、先ほど申し上げましたが、町民ミーティングです。町民ミーティングを終えて今後の方針はということで、やはりこれだけの3,000件という意見が出た、このことは重視し、今後の町政に本当に反映をしていただきたいなと、町民の声だと思います。

令和 6 年度町長施策方針の町の課題解決へのチャレンジの中で、人口減少を食い止める、まず取り組むのは人口増へ向けた取組です。二十歳の集いに合わせ、里帰り支援事業を始動します。一旦町を離れた若者が、里帰りして町に住み続けるための施策をはじめ、移住定住に関わる補助金など、人口減少を食い止める施策を、効果を見極めながらスピード感を持って実行してまいりますと明言いたしました。

町では、昨年よりプロジェクトを組み、4 月、新町長の下で「池田町の人口減少をどう考えるか」をテーマに、7 月、8 月の 2 か月間、計 8 回にわたり町民ミーティングを開催しました。本当に関係者の方に敬意を表するところでございます。ミーティングの会によっては、人数の制限や調整が必要なくらいの盛況ぶりと担当の係長からもお伺いいたしました。

私も昨年の 6 月の初めの一般質問で、タウンミーティングで多世代にわたる町民の意見を町政に反映をと町に提言し実現したことを、大変にうれしく思います。特筆すべき点は、ミーティングに参加した人の中に、高瀬中学校の生徒の皆さんが何名かいた、プラスバンドの皆さんだとおっしゃっていましたが、中学生から 70 代、80 代までの多世代にわたるミーティングができたことに意味があると思います。また、各会の町民ミーティングは、活発かつ貴重な意見が出されました。

そこで、町長及び福祉課長に見解をお伺いいたします。

1 点目、町民ミーティングの小グループで出された意見の集約の進捗状況をお伺いしたいと思います。

- 議長（横澤はま君） 宮本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 宮本瑞枝君 登壇〕

- 健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど中山議員のときにも回答しましたとおり、3,000件弱に及ぶ意見をいただきましたので、これらの意見について、現在、総務課の企画係、移住定住係、健康福祉課多世代相談センターで整理をしているところです。9月中旬というところで、めどで整理しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 2点目ですが、意見の集約後、どのように町民の皆様に広報していくのかお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 町民の皆様に対しましては、集約ができたところで順次ホームページ等を利用し広報していく予定であります。また、これとは別に町民ミーティングの様子につきましても、同じくホームページ等で広報してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 大きい2点目ですが、町民ミーティングを終えて、町民の皆様の貴重な御意見を、人口減少や少子高齢化対策にどのように反映していくのか、町長に見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

町民ミーティングを全8回開催できたことは、本当に私としてもうれしく思うとともに、議員の皆様にもファシリテーターとして中心となって御参加いただいたことに深く感謝を申し上げます。

その中で、町民ミーティング、どのように反映していくのかということでございます。

今回の町民ミーティングでは、人口減少をテーマに実施をさせていただきました。先ほども山崎議員がおっしゃるとおり、中学生から80歳を超える方まで、男女分け隔てなく参加をしていただき、深く感謝をするところであります。テーマが人口減少に絞ってありましたが、それ以外に町に関する様々な課題や提案を数多くいただいたところであります。

今回のポイントとしては、人口減少対策としてどの分野に力を入れていけばいいのか、その判断において大きな実績となったと確信しております。これから後半4回分のデータをさ

らに分析を進め、前半４回分のミーティングのデータと共に、町の施策として来年度の予算編成における方針の一助にしていきたいと考えております。また令和９年度からの実施計画においても、今回いただいたデータをできる限り反映してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔４番 山崎正治君 登壇〕

○４番（山崎正治君） 何度も繰り返すようですが、本当にこれだけの多くの意見と多様な課題を町長に投げかけられました。本当に町長と同席したときも、町のお祭りの件も出ました。これは本当にまた喫緊の問題というか、担い手不足、祭りがどうなるか分からないというような状況も出ましたので、そういういろいろな課題を一つ一つまた達成していく、施策に反映していただきたい、また予算化をしていただきたい、このように思います。

もう一点、この大きなあれになるかと思いますが、町長自身が前におっしゃってありました町民ミーティングの意見を踏まえて、人口減少対策宣言を年末までにしたいとおっしゃっていました。これも重要なこういうミーティングを行った以上、宣言して、私は有効だと、ぜひこれはやってほしいなという思いの中で、今日の一般質問になっております。どのようなプロセスで実現に結びつけていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） どのようなプロセスでということですが、名称や時期はまだ未確定ではありますが、町民の皆さんに分かりやすく、そして親しみやすい表現で宣言をしてみたいと考えております。とにかく人口減少を自分事として感じていただき、町のイメージアップと合わせてタイミングを見極めてまいりたいと思います。プロセスについては、議会の皆様と十分に協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔４番 山崎正治君 登壇〕

○４番（山崎正治君） 町長のほうから宣言をするという発言がありましたので、また議会もしっかりそれに沿って、人口減少対策宣言が町として、そして町民挙げて、そのことが実行されるように進めていきたいなと思うところでございます。

次に移ります。

町長施政方針の中に、二十歳の集い、これは何回も町長が今までも申された中の話ですが、

に含わせて里帰り支援事業を始動するとありますが、今年の8月15日の二十歳の集いを含めて、どのような定住策を講じていくのか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 二十歳の集いの今回の今年の取組について、お答えをいたします。

今年8月15日に開催された二十歳の集いにおいて、私のあいさつの最後にサプライズとして今年10月に開始を予定している町公式LINEの「町公式LINE 先行登録プレゼント」というものを実施いたしました。その際の登録件数は、参加者の約8割、50件を超えており、参加された多くの方が登録をしていただきました。今後開始される町公式LINE、これは10月1日を予定しておりますけれども、町公式LINEにおいて、里帰り、Uターンがしやすい情報を直接対象者に届く形で発信し、定住増につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） LINEによって二十歳のメンバー同士がつながりをつけていくということによろしいですかね。

今回のミーティングは、本当に素晴らしいものであったかと、町議の皆さんも参加し、行政も御足労願って、本当に課長のメンバー、そして職員のメンバーもいて、また先ほど言ったように中学生まで、本当にサプライズでした。中学生までが、このミーティングを大事だと、そう思って参加している、そのことが本当にこのミーティングが未来性があるかと、そう感じたところでございます。

そして、やはりそういった人たちが、私は前から申し上げていますが、前の町長にも言いましたが、やはりそういう若い人のミーティングをこれからまた次世代に向けてやってほしいというのが、私の持論であります。

当然、全世代においてやるのも、これはまた素晴らしいことですが、やはり将来を語るのは未来、未来があるのは若者です。そういう世代が集まって、また自主的にそういう人たちが集まってくるような仕掛けを打ってほしいというのが、私の願望なんです。

そこで次の課題というか、質問3になります。

これがやはり一過性のものであってはならないと思います。いいものであれば、続けることが、この池田町にとっての最善策だと私は思っているんです。本当に宮本課長をはじめ黒岩係長等、それに携わったプロジェクトの方が、本当に大変な中、これを企画し、本当に

内容のあるもの、そしてこのミーティングがスムーズに流れたと思っております。

ファシリテーターというんですか、私も議員なんかも出ましたが、本当にこれが一過性ではいけない。やはりいいものは続けて、このことが、私は最後に述べますけれども、町長の開かれた町政だと思っています。それは、町民みんなが新町政、新町長を今見ていると思うんですね。そういう意味で、こういう町民ミーティングがなかった、そしてそれを持続していく、そして本当に3,000件もの意見が出たということであれば、それをまた多様な、今回少子高齢化だけが一応主題でしたけれども、本当に多様なニーズ、そして課題が池田町には山積しているのではないかなと思うところです。

だからこそ、質問3になります。

今後の町民ミーティングの予定とテーマをお伺いしたい。本当に何を今度はやるんだと。一つ終わってやれやれ、分かります。まとめなければいけない、そして実行していかなければいけない、実現していかなければいけないというのが町政です。しかしながら、また一つ終わったら、また次にチャレンジしていく、ここが矢口町長の魅力だと思いますので、ぜひここは次の予定、テーマをお伺いしたいところであります。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

今回担当した企画会の町職員を中心に対応させていただきました。その職員の皆さんの声も大切に聞きながら、今回出された課題や提言を基に、時期を見極めて、継続していくことが大事とおっしゃいましたけれども、継続してまいりたいと思います。時期等については、もう一回検討させていただきたいと思います。

その中で、テーマについても同じように、次どのテーマがいいのか、今データを集約中でありますので、次はどんなテーマがいいのかなというところも、そういったところから導き出されるのかなというふうに考えております。

今回の経験を生かし、世代を超えて分け隔てなく参加できる環境、これが大事なのではないかなというふうに思います。また場合によっては、今度は特定のグループの皆さんへお出かけ型の町民ミーティングも考えてまいりたいと思います。

先ほど山崎議員がおっしゃったとおり、中学生が、しかも一人の方が複数回参加していたというケースも見受けられました。そういったことから、担当の企画会でも中学校に投げかけて、中学校の皆さんの意見をぜひ聞かせてほしいという企画も今進んでおりますので、そういったところも含めて、様々な形で町民の皆さんのお声を聞くということは、継続

して行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） 町長より今後も実行していくと、継続していくと、力強い発言がありました。期待するところでございます。本当にこれを継続して、先ほども本当に高瀬中の女子生徒でありました、プラスバンドの部員さんだと言っておりましたが、私も 2 回とも遭遇して、その彼女がいわく、前回出てよかったよ、そして今回も出たくなっただと。本当に未来を 15 歳、14 歳の少女が池田の未来を語っているわけですので、真剣に、ですので、我々がこれから本当に大変ではあるけれども、また再度このミーティングを行い、池田町の未来を語りたいな、そう思うところでございます。

町長の今日の御発言をしっかり受け止めて、議会も応援していきますので、ぜひ継続をよろしくお願い申し上げます。

大きい 2 点目でございます。

これは実は、町民ミーティングの中で出てきたことなんです。タイトル等はちょっと少し柔らかくしてありますが、お尋ねをしたいなと。

町の職員の住宅事情について問うということでございます。

町民ミーティングの資料を拝見すると、池田町は人口 10 万人当たりの医師数、一般病床数並びに介護施設数、事業所数等、医療福祉は全国、長野県の水準を大きく上回っているように伺えます。しかしながら、移住定住の促進を考えると、岡山県奈義町を視察後、前町長もおっしゃっていましたが、人口減少対策の一丁目一番地は、若者の住宅の確保が最優先であると、住宅だよ、私の質問に答えられました。これも前町長、新町長も変わらないと私は確信しているところでございますが、それに付随して、次に質問 4 になりますが、近隣市町村から通勤している町の職員の人数をお伺いしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 町外からの通勤者となりますけれども、正規職員が 90 人中 34 人、会計年度任用職員が 179 人中 63 人でございます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） 実は、この人数を今、副町長おっしゃったんですが、私との話の中で

は、ちょっと違う数字だったかなと思うんですが、42人という記憶があります。この辺は、どうなのでしょう。再度お伺いします。正規職員のほうですね。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） そのとき分かる範疇で確認をしたと思うんですが、細かい移動まではちょっと確認できない部分があったので、分かる範囲で大体計算させていただいた結果だったと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） そうであっても、ちょっと数字に違いがあり過ぎるかなと、8人も違うということですが、話を前に進めたいと思います。

このような状況、この報告が正しいとすれば、正規職員が90人中34人が町外から通勤していると、会計年度任用職員については179人中63人、かなりの大勢の方が他市町村から来ているような状況であります。

このような状況をどのように考察しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 採用時から町外在住者もいますし、居住地につきましては、憲法で居住・移転の自由が保障されています。また家庭の事情ですとか、私が就職した頃と比べて生活様式の多様化等がある、そういった結果ではないかと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） 副町長のほうから御答弁ありました。

法的にとか、そういう部分で私はなく、法的な部分はあると思いますけれども、本当に私が想像した以上に他町村から町職員として勤められている。そのことを私は今、副町長が回答されましたけれども、そういうものも当然あります、多様化とか、居住のそういうものが保障されていると、これは分かります。

しかしながら、最初の報告では90人中42名と、本当に50%に近いような方が町外から勤めっていると。私は何が言いたいかということですね。それは、先ほども申し上げたとおり、居

住、住むところがないということも、私も聞いた範囲、私の友人というか職員の方で、当然町外から勤めている方もいます。それは、両親の介護があったり、それから家庭の事情があります。私は職員を責めるつもりではないんです。つまり、居住地、アパートも含めて、池田町にそれだけのキャパ、受入れがないということを訴えたいんですよ。

だから、42人の方が家族を思えば3人平均としたら、120名がいる。移住なんて申し訳ないですけども、その方ができるといことですよね。人口増に、すぐ、はっきり言えば。全員が来るというわけには、先ほど言った条件がありますので、できませんけれども、そういったところから、足元からやってほしいなと。

これは強制をするということではなく、アンケートを取って、町職員の方ね。どういこととで、そこは跡継ぎで安曇野市にいなければいけないとか、そういうことなら別ですけども、過去には本当に池田町に住みたかった、家の周りに土地があったり、先ほど言った農振の関係があります。しかしながら、そこで住みたいけれども土地もない、そして居住地もないと、家もない、アパートもない、何もない、このような状況では、住むあれにはならないんですよ。本当にそのことがミーティングに出たんです、若者の中から。

すぐ入るところがあれば誰でも住むと言うんですね。ところが、ちょっと待ってくださいというような状況があるという、それでは松川村へ行ってしまうですね。そういう方が本当に散見されます、この後質問しますが。

そういう意味で、次の質問になりますが、2020年の資料によると、池田町は安曇野市を含めた大北地区の中で、高齢化率が40%で最大であると。この資料からも考察できますが、池田町の喫緊の課題は、生産世代いわゆる若者世代が住み着く町、住みたくなるような町づくりを望まれます。私は本当にそう思うんです。積極的に若者に向けた住宅を建設して、アパートも含めて住めるところ、町職員を含めた青年層の移住を促進したい。

ターゲットが大事だと思うんですよ。何となく移住してほしい、私も高齢者ですから、高齢者いいよとは言いませんけれども、本当に若者をまず呼び込む、松川村は今若いじゃないですか、誰が見ても。そういう町にしたい。未来性のある町ですよ。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 積極的に若者向け住宅の建設をしたほうがいいのではないかという御提言であります。

議員のおっしゃるとおり、人口減少社会において青年層を中心とする世代の移住が大切で

あります。しかしながら、限られた住宅環境、財政状況でもあります。単に住宅造成のみに特化すれば、50年後は超高齢世帯のみの地域になってしまう、そういったおそれもあります。この町内でもそうですけれども、同時に団地造成したところは、全ての皆さんがやはり高齢化になってきてしまっている現状もあります。

私としては、住宅造成とさらに空き家対策などのバランスをやはり重視していくことの必要性を感じているところであります。

一方で、議員のおっしゃるとおり、土地利用計画、農振もありますけれども、適切な見直しも必要であります。現在、農地について振興課を中心に地域計画を策定中であります。その結果も鑑みながら、適切な土地利用計画を推進して、なるべく若者の方に入ってきていただくような方策、また移住定住補助金に関しても、やはり年齢制限等の関係もあります。そういったところを定めることによって、ターゲットを絞った移住定住施策を訴えていきたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） それに関連しますが、次の質問になります。

北保育園の状態が、遅々として進んでいないというような状況かと思います。住宅建設に向けた北保育園の解体工事と進捗状況をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 池田町公共施設個別施設計画では、池田北保育園は、耐震基準の面から活用はできない。建物は取り壊した上で、民間への払下げ、貸付けを検討するとの方向性が示されております。

北保育園は、いわゆるまちなかに位置し、立地がよいことから、民間による宅地利用を見据え、実施計画書には解体撤去費用として令和6年度に4,000万円を計上しましたが、その後、アスベストの含有建材調査後に改めて解体撤去費用の概算見積りを行ったところ、アスベストの撤去工事費用の追加や運搬費高騰等により、当初の想定の倍近い金額になってしまいうことが判明しました。

令和8年度までは財政危機緊急対応期間で、歳出は極力抑えなければならない中で、これだけ多額の予算確保は厳しい面もありますので、園舎を含めた払下げなども視野に、最善策を見いだしたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） 今の副町長の御意見だと、北保育園の今後の解体及び先行きが見えないということでしょうか。今後の予定、シミュレーションは、どうなっているんでしょうかね。その辺だけ、もう一步踏み込んだ話をお願いしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 今の回答は、アスベストが含まれていることから、非常に多額の予算になってしまうので、園舎も含めた払下げなども視野に行っていくことも考えたいということでございます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） では、次に進みたいと思います。

質問 6 です。

池田町の住宅政策が、若者のニーズに十分応え得るものであるか、近隣の市町村へ住宅を求めて、これは松川です、はっきり言えば。転出する若者が散見される昨今であると、農業の地域計画も推進している現在、農振の見直し等で宅地開発の積極的な推進を図り、若者が安心して住める町づくりを要望するが、町の所見をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 令和 6 年度になって、既に合計 13 区画の民間の分譲地が開発完了いたしました。また現在も造成中や協議中の案件もあり、分譲地としては順調と言えます。一方、アパートなどの集合住宅は少なく、手軽に池田町に住むといった面では弱い一面もあります。また土地利用計画、住宅を建てたくても建てられない土地があるのも事実です。

土地利用計画については、令和 8 年に向けて修正を検討しておりますが、農業の地域計画や農業振興地域の見直しによって、定められた方針を尊重しつつも、ニーズにできるだけ寄り添った計画としていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

- 4 番（山崎正治君） 回答ありがとうございます。

しかしながら、今回地域計画が進んでいる昨今でございます。ぜひこの時期に農振も見直しながら、住宅ゾーン、そういうこの間、町長のほうから新しい政策の話がありました。そういった中で、本当にゾーンを決めて、しっかり町づくりをしてほしいな、家に住みたいのに住めないというような状況は、若者には申し訳ありません。ぜひそういう施策を、農業も大事です、米も大事、しかしながら住むところも大事です。だから、そういうすみ分けをしっかりといただいて、今後の施策を推進していただきたいと思います。

次の質問とちょっとダブってきますかね。

地元、移住者に限らず、若者全体がこの町で住宅取得して、一生の間に自分の住処となり得るような支援策を町として打ち出してはいかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

- 議長（横澤はま君） 矢口町長。

- 町長（矢口 稔君） 町としては地元か移住者であるかどうかの区別をせず、この町に住み続けたいと思っていただけるような施策を引き続き実施してまいります。しかし私としては、まだまだ情報発信が不足しているということを強く感じております。単なる情報発信といっても、何でも発信すればいいということではなく、季節や媒体、対象世代などを絞って適切に届く情報発信をまずは強化してまいりたいというふうに思います。

10月1日には池田町公式LINE、その後、町公式ホームページの更新を予定しております。また総務課移住定住係では、インスタグラムでの発信により、フォロワーも増加しているところです。数日前には、停止していた池田町役場屋上とクラフトパーク創造館のライブカメラがバージョンアップし、高画質で再稼働しております。

このように適切な情報発信によって池田町のよさをまず知っていただく機会を、もっと増やしてまいりたいというふうに思います。そしてそれとともに、若者向けの移住施策、先ほど補助金の関係も傾斜配分をするなどして、ターゲットを絞ったやはり移住施策を打ち出していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

- 4 番（山崎正治君） 町長のほうで私の言いたいことをもう言われましたが、補助金ですね。やはりターゲットを絞って、若者にウエルカムの状態をつくっていただきたい、そのことを

本当に一生涯で我が家を持てるような、本当に今通常のサラリーマンでは、なかなか家が建てられない、結婚もできないという方も多いんです。そういう中で、しっかりかけるところにはかけていくと、町としてもしっかり若者を応援していくと、そのことを町長から力強い意見がありましたので、次へ進みたいと思います。

3点目ですが、池田町ふれあい農園、市民農園ですね、の現状と課題に移ります。

ハーブセンターと共に町の顔とも言える美術館通りに面して、池田町ふれあい農園があります。近年、住民の方から耕作されていない区画が目立つとの御指摘がありました。町立美術館やクラフトパークに通ずる大事な観光道路でもあるという観点からも、市民農園が利活用され、一体の景観に資するような農園にしていきたいと思います。町の考え方を聞きたいと思います。

1点目は、質問7、ふれあい農園の使用状況をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） ふれあい農園の使用状況でございますけれども、現在の使用状況につきましては、52区画のうち26区画が使用されている状況となっております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 使用状況について、私の資料として課長のほうからいただいたものを後ろにつけてありますが、やはり全体的に使用状況が低減しています。これは憂うべきことだと思います。その中に、私がこの資料を見たところ、令和5年度は令和4年度よりも契約区画数が6区画増えている。その要因は何があったのか、そのことにちょっと注視して、そこに何かヒントがあればと思ってお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） 使用区画が増えた要因につきましては、単年度で探ることは難しいものでございます。使用を希望された方の多くは、野菜作りに興味を持ったことや、余暇の過ごし方の一つとして、また健康のためなどの理由でございました。

ふれあい農園を知ったきっかけにつきましても、町ホームページを見て、また現地を訪れた際に知ったなど、ここ数年の傾向と大きな違いはないため、特別な要因はなかったものと思われる。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） 続けて質問します。

ふれあい農園の使用状況の現状を、課長はどのように受け止めておりますか。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） 現在の池田町ふれあい農園の使用状況といたしまして、52区画のうち26区画が使用されており、契約率といたしましては50%となっております。

平成5年の施設整備後、平成11年の契約区画数50区画をピークに、ここ10年では平成30年の34区画から令和2年には30区画を割り込み、以降はほぼ横ばいの20区画台の契約状況となっております。

高齢化や生活様式、生活習慣の変化により、市民農園の需要も減となっているものと推測され、また、農地法改正により農地の権利取得の際の下限面積要件が廃止となり、農地が借りやすく、また取得しやすくなったことも一つの要因と受け止めております。これらの状況から、新たな需要を生むためには、農園使用料の見直しなど、検討を行うことも必要と考えております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） どちらにしても、この資料を見る限りは、使用状況が低迷している。

何とかしてこの利活用を考えていくことが必要だと、町長、思います。

質問8に移ります。

移住者で農業や農園に興味のある方にお試し農業等で積極的に耕作し、利活用を推進したいと思いますが、町の考え方、下條振興課長、よろしくお願いします。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） それでは、お答えします。

現在、町ではお試し農園のような制度はございませんので、農園利用の相談が窓口等にあった際には、池田町ふれあい農園の利用を案内させていただきたいというように考えておりますし、隣の課ですので、横との連携も密に取りながら、そのような対応をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） 課を横断して、今の課長のあれですが、連携してお試しというか、そんなようなことができるということでもいいんですか。

〔 「なし」の声あり 〕

○ 4 番（山崎正治君） はい。では、次に進みたいと思います。

質問 9 ですが、これは町のホームページによるふれあい農園の P R が一番効果的であると思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） 利用者の募集に当たりましては、ホームページの掲載は有効と考えております。現在、ふれあい農園の利用者募集のページに加えて、移住定住のページにおいても、ふれあい農園の掲載を行って P R をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） 関連して似たような質問になりますが、町のホームページのトップ動画画面で市民農園の P R を要望いたしますが、建設水道課長の御意見をよろしく願います。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） 予定されております町のホームページのリニューアルに合わせて、トップページでの動画掲載を考えておりますので、よろしく願います。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） 次に進めさせていただきます。

4 点目は、葬祭センターの今後の在り方ということで、御質問させていただきます。

池田松川村葬祭センターの老朽化が進み、ふように業務委託している現状であります、業務を遂行しているふようは、月に二、三度業務を停止している状態と伺っております。町民の方が、その業務停止の日に葬儀が重なり、大町市の葬祭センターを利用せざるを得なかったが、5 万円を支払うことになり不公平感を感じたと訴えていました。

ここで質問 10 になります。

葬祭センターの老朽化が進み、池田町として今後の葬祭センター並びに葬祭業務などをどのように遂行しようと考えているのか、シミュレーションをお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） それでは、お答えいたします。

葬祭センターの運営につきましては、池田松川施設組合により運営され、その業務の遂行や将来的な方向性につきましては、池田松川施設組合議会において議論されます。現在の老朽化に対する修繕計画等は共有されていますが、将来的な在り方については議論する段階に現在至っておりません。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） 松川との共同施設でありますけれども、町長、この辺もまたひとつ大きな課題だと思いますので、今日は深掘りはしませんが、葬祭センターの今後も本当に議会と共々に協議していきたいと思っているところです。よろしくお願いします。

質問11ですが、池田町葬祭センターが使用不可で、他市町村の葬祭センターを利用せざるを得ない場合に、全額もしくは半額を助成し、不公平感の排除に努めていただきたいと思います。町の見解をお尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

友引と年末のほか、業務委託先業者の都合によりまして、休業日が月に二、三日ございますが、あらかじめ休業日につきましてはお伝えしており、葬儀の日取りは火葬場の空き状況を含めて決められていることかと思います。

例えば火葬の予約をしていたが、何らかの理由で急遽池田の葬祭センターが使用できなくなり、他の施設に変更されたケースにおいては、その補填、補償が必要になると思いますが、事前に休業日をお伝えしている以上、他市町村の葬祭センター利用においては、助成を行わない考えでございます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔 4 番 山崎正治君 登壇 〕

○ 4 番（山崎正治君） 伝えてある場合は、その限りではないというような話が、課長のほう

からありましたが、死というのは突然来ます。前もって分かる場合もあるかもしれませんが、御不幸はあるわけでございますので、その点また町長を含めて、この辺はそういう要望を私も聞いて、そうだな、金額を問わず、そんなに大きい額ではありませんけれども、やはりこの池田町松川の葬祭センターがありながら使えない、そしてお金を払ったという、そういう庶民の声ですので、ぜひこれもちょうと心していただいて、今後の町政に反映していただきたいと思います。

最後になりますが、夏休みの子供の居場所について問うということでございます。

この夏休みは本当に暑く、まだいまだに夏が続いているような、今日は皆さん背広を着ないで、私も頑張って着たんですが、うちの女房にも脱いで行けと言われて、今日は午後、脱いできたわけでございます。本当にこの暑さがあり、そしてだからこそ、子供が本当に私もこの夏、8月は夏ですが、夏休みがあって、どこに行っているのか、そういう方の元教育者とか、いろいろな方に御意見を聞いたときに、居場所は山崎さん、どうなっているんだいと言われるんですね、言葉は簡単ですが。本当に子供が安全・安心で居場所があるということが、夏休みは大事です。

教育関係は教育長さんはじめ課長さんもいますし生涯学習課長さんもいますが、本当にそういう居場所づくりということで、私は今日はデータをもらって、それで終わりということではなくて、やはりこれも行政それから議会も含めて、夏休みもそうですが、子供の居場所ということは教育の一番大事な部分でございますので、ぜひ今後とも継続して、これは考えていただきたいということで、午前中はプールの話も議員からありましたね。私もプールのことについて、今回お話を進めたいところですが、ダブるところも話がありますが、夏休みは子供たちにとって学校から開放され、家庭や地域にいるときが増えます。この期間は川や海の水の事故も多く、子供の安心・安全な居場所づくりこそ教育に携わる者の責務であると思います。

質問12になります。

夏休み中における子供の安心・安全な居場所は十分確保されたのでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 御心配をいただき、ありがとうございます。

夏休み中は多くの児童が児童クラブ、児童センターを利用いたしました。子供たちの興味や関心のある活動を計画したいということで、外部から様々な人をお呼びして、講座等もた

くさん行われておりました。また、放課後子ども教室の夏祭りや補助金を利用したのジャンジャンパークといった取組も行われ、多くの児童が楽しい時間を過ごしております。

町としては、横浜磯子区との交流活動を7月27日から29日に行い、20名の児童が横浜で交流活動を行ってまいりました。

また、中学校では部活動が行われるとともに、自主的な学習活動を支援する教育委員会主催のステップアップ講座が6日間にわたって行われ、33名の生徒が参加をしております。

何をもって十分と言うかは難しいところではございますが、町としては、できるだけことはしていると考えております。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 今後もまた居場所づくりに傾注していただきたいと、よろしく協力していきたいと思います。

質問13になります。

これは本当に全協でも皆さんで話し合いましたが、夏休みのプールの件でございます。

今年は実現できなかったということで、井口課長のほうからあったかと思いますが、今年には実現できなかったが、夏休みの中の子供の居場所の一環として、学校プールを開放して水に親しむ機会の実現を来年度以降要望いたします。学校教育課長の見解をお願いします。

○議長（横澤はま君） 井口学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） まず、夏休み中のプールの中止の理由ですけれども、コロナの流行時から中止になり、その流れになっています。また、保護者の監視で利用していましたが、何かあった場合の責任が取れない、先生たちの負担が大きい等の理由で現在中止になっています。近隣市町村でも、ほとんどプールを開放していません。

上記で述べたとおり、来年度以降は難しいと考えております。

大厩議員の質問の答弁にもありましたが、町民プール再開を検討することですので、小学生に限らず、町民の皆様にも利用いただける町民プール再開が望ましいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 本当に教育に携わった方からも御要望がありまして、夏にプールに入

れないなんて、山崎さん、おかしくない、このような御意見もありました。本当に居場所の一つとして、ぜひ、課長のほうから、まだ来年はできない、大人は開放するというような話でしたが、大人だけでなく、そこに子供も一緒ということもあるかと思いますが、子供の朝夕の涼しいときに1時間、2時間の学校プールの開放を、ぜひ私は今回要望いたしたいと思っています。

今回の最後の質問になりますが、質問14です。

夏休み中の子供たちの児童館、図書館、総合体育館等の使用状況はどのような状況だったか。利活用され安心・安全な楽しい空間となり得たのか、担当課長にお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 井口学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 児童館では、夏休み期間中、1日平均池田は35名ほど、会染は55名ほどの利用がありました。児童支援員の皆さんが行事を考え、お話会や子供教室、夏祭りなどを毎日工夫しながら、子供のために開催しました。

図書館では、夏休み中、コミックを読みに来館する子供たちが多く見受けられたほか、自由研究の素材探しや自習等で利用する姿も目立ちました。また、「まちとしょ夏まつり」では、読み聞かせ、クラフト講座、スタンプラリー等のイベントを行い、大勢の子供に楽しんでいただきました。

なお、総合体育館は、主に高校生や大学生のバスケットボール等の合宿で利用されており、子供達の利用は、ほぼございませんでした。

以上のように、担当課としては十分であるか分かりませんが、安心・安全な楽しい空間となり得たと考えております。

○議長（横澤はま君） 山崎議員。

〔4番 山崎正治君 登壇〕

○4番（山崎正治君） 夏の子供の居場所、また通常時においても居場所が今叫ばれている昨今でございます。また教育長さん中心に、子供の居場所、これでいいのか問い続けて、満足ではなくて、本当にまた皆さんのニーズ、子供さん、父兄の方含めて、そこにはPTAも絡んでくると思いますが、ぜひ今後のいろいろな課題をクリアしていただきたい、それを望みます。

結びになりますが、地域づくりに欠かせない視点とは何か。地方のジェンダーギャップ解消に向けた女性の雇用創出の企業、地域の女性リーダー育成に取り組む株式会社ウィルラブ代表取締役の小安美和さんは、少子高齢化が進む今、大切なのは多様な人や考えを認める力

です、そこにその地しかない魅力が掛け合わされれば、女性や若者、移住者や外国の方など、多種多様な人が集まる場所になってくるはずだと論じています。

翻って我が町政はどうか、町民ミーティングが開催され、「町長室にようこそ」でよろしかったですか、も始動いたしました。開かれた町政が躍動し始めたとは私は実感いたしました。

農政も教育も財政健全化も、これからが正念場です。いよいよ矢口カラーを十二分に発揮され、持続可能な池田町の創出のために尽力されることを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（横澤はま君） 以上で山崎正治議員の一般質問は終了しました。

散会の宣告

○議長（横澤はま君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 3時42分

令和 6 年 9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和6年9月池田町議会定例会

議事日程(第4号)

令和6年9月6日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	矢口結以君	2番	三枝三七子君
3番	安部誠君	4番	山崎正治君
5番	大厩美秋君	6番	中山眞君
7番	大出美晴君	8番	和澤忠志君
9番	薄井孝彦君	10番	服部久子君
11番	横澤はま君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢口稔君	副町長兼総務課長事務取扱	宮澤達君
教育長	山崎晃君	住民課長	寺嶋秀徳君
健康福祉課長	宮本瑞枝君	振興課長	下條浩久君
建設水道課長	山本利彦君	学校保育課長	井口博貴君
生涯学習課長	大澤孔君	総務課長補佐兼総務係長	滝沢健彦君

事務局職員出席者

事務局長	山岸寛君	事務局書記	矢口富代君
------	------	-------	-------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（横澤はま君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、教育長及び生涯学習課長は、公務のため、会議中、中座いたします。

一般質問

○議長（横澤はま君） 日程 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

服 部 久 子 君

○議長（横澤はま君） 6 番に、10番の服部久子議員。

服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） おはようございます。

10番の服部です。質問をさせていただきます。4点、よろしくお願いします。

まず、本人の許可なく自衛隊への名簿提供は中止をということでお尋ねいたします。

前回、町は、自衛隊への名簿提供について、昨年度、紙媒体で、18歳の個人情報、氏名、年齢、性別、住所を提供したと回答しました。そして今年度は、既に71人の個人情報が提供されております。

前回も申しましたが、奈良県の高校生、現在大学生ですが、本人の承諾を得ないで個人情報を自治体が自衛隊へ提供することは憲法13条に違反するとして裁判を起こしています。神戸市の6人の市民も裁判に訴えております。また、福岡県太宰府市や奈良県山添村、北海道の苫小牧市、紋別市は、名簿提供を行っていましたが、住民からの反対があり、提供を中

止しました。

自衛隊は、一般の職場ではなく、国際法上軍隊であり、自衛隊は兵士です。また、自衛隊の環境は、報道で明らかになりましたが、女性への性暴力やパワハラが横行し、メンタルを壊して自殺者が増えております。そのため、自衛隊の2023年度の新規採用数は、採用想定人数 1 万9,598人に対し、採用は9,959人とどまっています。

町長にお聞きいたします。

前回、町は、個人情報の提供は自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条に基づき提供したと答弁しましたが、第97条 1 項は、自衛隊などの募集に関する事務の一部を行うと定めているのみで、個人情報の提供の明確な根拠には触れておりません。また、自衛隊法施行例第120条は、募集期間の告示や広報など、地方自治体の募集事務の資料の提供を指しており、個人情報を提供する根拠にならないと考えます。

この2つの法は、個人情報保護の観点はなく、自衛官の募集事務がスムーズに遂行されるための規定にすぎず、名簿提供の根拠にはなりません。また、共産党の北海道道議団と札幌市議団が防衛省に名簿提供について確認したところ、防衛省は、地方公共団体が国の行政機関が行った助言に従わなかったことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。知事、市町村長に対して、資料の提供を求めているが強制するものではないと回答しました。

国は、個人情報の提供は、各市町村長の判断であると明確にしております。個人情報の提供に応じない市町村への不利益な扱いはない。住民基本台帳の閲覧にとどめても法令に違反しないと国は認めています。

裁判に訴えた奈良県の高校生は、突然、自衛隊から募集のはがきが届き、ショックを受け、恐怖を感じたと発言しています。本人や保護者にも知らされていないので、当然の反応ではないかと思います。個人情報を自衛隊に提供していない地方自治体は全国で4割存在し、住民の反対で提供を中止した自治体もあります。

国と自治体は対等の立場です。また、住民の人権を守るのは自治体の務めです。

名簿提供について、町の考えをお聞きいたします。町長、お願いします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） おはようございます。

それでは、服部議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

自衛隊への名簿提供は、6月議会の一般質問の答弁で申し上げたとおり、自衛隊法第97条

第1項と自衛隊法施行令第120条によりまして行うものであります。

自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認める時は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されております。

また、個人情報の保護に関する法律との関係では、同法第69条第1項に、法令に基づく場合は提供できる旨を規定しています。募集対象者情報の提供は、法令に基づき提供しようとするものであり、同法の関係でも適正な事務となっております。

なお、提供に当たり、本人の同意は必要とされておられません。多くの他の市町村でも同様の認識により、自衛隊への情報提供を行っているとは認識しております。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 私が述べたように、自衛隊法のこの法律は、個人情報を自衛隊に自治体が提供することを認めているという箇所はありません。だから、本人に通知しないで自衛隊に個人情報を出すということは、自治体の長としてはやはりそこは守らないといけないと思います、個人情報ですから。

それで、個人情報を守ることは自治体の務めで、そして住民の生活を守る、個人情報を守るというのが一番の自治体の務めかと思います。もしこれがされなければ、非常に自治体に対しての住民の不信感が募ると思いますが、本当にこれをずっと続けていっていいでしょうか、町長、もう一度お尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 先ほども答弁させていただいたとおり、法令にのっとって、やはり行政は執行していくというところでもあります。

先ほどの個人情報の保護と自衛隊との問題というのは、またちょっと別な角度になるのではないかなと思います。そういったところに関して、やはり自衛隊法は様々な施行令等ありますので、そちらのほうを遵守しながら、これからもそういったところの対応は適切に行ってまいりたいと考えております。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） そうすると、本人に通知しなくてもいいということを言われました

けれども、これは、じゃ、これからもずっと住民に対して、本人に対して通知をしないで、情報を提供し続けるということでしょうか。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） 情報提供につきましては、先ほど町長申し上げましたとおり、法令に従って行っているものと認識しておりますので、特にその法令に関して反するような認識はございませんので、対応につきましては継続していく考えであります。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 3 つ目になりましたので、先に進みます。

2023年、小・中学生を対象に、自衛隊への見学、体験、隊員による講演が急増しております。防衛省の資料では、2023年度、見学、体験、講演の回数が2019年度と比較しまして、見学が17%増え、体験が2倍、講演が2.5倍と非常に増加しております。下の表がそういうふうになっております。

それで、町の小・中学生の対象の状況はどんなふうになっておりますか、お尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） お答えをいたします。

小学校では質問のようなことはございません。中学校でも直接学校が関わっているということはございませんが、自衛隊まつりのポスターを掲示する、卒業後の進路として自衛隊高等工科大学を紹介するといったことはございます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 自衛隊のポスターというのは、役場のところに貼ってあるのと同じポスターなんでしょうか。

それで、今後、町や学校に対して、自衛隊から見学や講演とか体験とかそういう申入れがある場合、どのような対応をされますか、お聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） それについては、学校の先生方の判断というところが大きいかなと

思っておりますので、学校が困るというようなことになれば、相談に乗っていきたいと思います。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 町長、お願いします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 先ほど教育長が述べられたとおり、学校の判断に一番重きを置くと思いますけれども、やはり自衛隊、本来、先ほども話があったとおり、様々な目的があります。特に昨今は、国内の災害支援に関して非常に大きな力を持っている団体でもありますので、やはり適切に判断していくことが大事なかなと思っております。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 自衛隊が災害に派遣されてするのは、それは承知しておりますけれども、本来は、軍隊と同じような、そういう訓練を毎日しておりますので、そこはやはり見逃さないほうがよいと思います。

では、次に進みます。

経験が少ない発育途上の小・中学生が自衛隊の見学や体験、講演などを見聞きすれば、日常にない出来事であり、心に焼きつくこととなります。日本が戦前・戦中教育で軍国少年を生み、命を犠牲にしても国を守ることを教育され、特攻隊に憧れ志願し、多数の若い命が犠牲になりました。この苦い教訓を決して忘れてはいけないと思います。

戦後、二度と戦争をしないという憲法を定め、79年間、1人も戦死者を出していません。しかし、岸田首相は、安保関連3文書を閣議決定し、敵基地攻撃能力を認め、防衛費を2027年度までに2倍にし、自衛隊を米軍の指揮下に置くことを決めています。新たな戦前と感じる出来事が起こっています。

自衛隊が靖国神社に集団で参拝したり、自衛隊がアメリカ、オーストラリアなど他国と共同軍事訓練をしています。それらを考えると、戦争につながることを排除していくことは、将来、大切なことと考えます。戦争をしない、させないよう、平和教育を根づかせてください。町長と教育長にお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 池田町は、核兵器廃絶・軍備縮小・平和の町宣言をしております。町

の入り口、役場の入り口には、そのような看板が掲げられております。

次代を担う子供たちが平和の大切さを理解し、平和をつくり上げていく意思を持つことは極めて重要なことだと思っています。そのための教育がしっかりと行われていくことを私は願っております。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 昨日、矢口議員からも平和教育について質問をいただいております。

その答えと重複してしまう部分もございますが、各学校では、平和教育についてきちんとした取組が行われていると、私のほうは認識をしております。

今後とも、平和教育は大切な学習であるという認識を持って、学校と共に取り組んでまいります。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） 松川村では、毎年、広島の実爆記念日に中学生が何人か行かれて、平和教育をされておりますが、そういう具体的に、池田町は何か考えておられますでしょうか。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） これも昨日申し上げたことと重なってしまいましたが、平和教育を、何を教材とする、何を題材とするかということについては、これは定まったものではございません。もちろん、広島、長崎を題材にしてということもあり得ると思っておりますが、しかし、題材、教材は多岐にわたっているというふうにも思っております。

今の段階で、議員が言われたようなことについて、教育委員会として考えているということとはございません。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） 確か8日から3日間ほど、松川村のすずの音ホールで、原爆展かな、何か写真展をやるというふうに聞きましたけれども、そういうのも子供たちが戦争を身近に感じられて、こういうことは本当にいけないなということがやっぱり心に実感されるようなことになると思いますので、またそういうことを放課後でも見に行くようなことを、ぜひ学校からでも勧めていただければと思います。

では、次に進みます。

県の医療費補助増額を生かして、子供の医療費の完全無料化を求めます。

県内で、子供の医療費の完全無料化を実施する自治体が26市町村に拡大しています。また、県内全ての市町村で、18歳までの子供の医療費無料化が実現しております。さらに、松本市は来年1月から完全無料化を実施すると決め、長野市も来年度中に完全無料化をする方針を出しました。

前回、子供の医療費完全無料化を求めましたが、町は窓口負担の無料化はできないとの回答でした。

矢口町長は、着任早々、小・中学校の給食費の無償化や3歳未満児保育料の軽減を行いました。子育て世帯からは非常に喜ばれております。

さらに、子育て支援をお願いし、町長にお聞きいたします。

県の子供の医療費補助の増額を活用して、各自治体は福祉医療を進めております。町は、県の補助増額分約300万円を町の単独事業の軽減に使うと回答しました。

昨今の物価高で、多くの町民は生活が非常に厳しい状況となっております。県の補助増額分で、子供の医療費の完全無料化を実施し、子育て世帯が町の医療補助が実感できるように活用することを求めています。お聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

令和6年度6月議会の回答と同様となりますけれども、9月現在、制度改正の考えは今のところございません。

現状の県の補助対象は、町の事業範囲よりも狭いものであります。県補助金を理由に制度を改正する予定は今のところございませんので、御理解いただければと思います。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 昨今の物価高で、子育て世帯で生活に困窮している世帯が増えてきております。それで飯田市は、自己負担金500円でしたが、300円に引き下げております。

池田町も全額無料にできなければ、飯田市のように300円に下げるとか、そういうことができないでしょうか。

手元に長野県の図がありますけれども、これ、すみません、一番薄い色は、これは自己負担500円の自治体です。それで、濃いところは自己負担が300円のところです。それで、ちょっと分かりにくいですが、中間の色の灰色は無料の自治体です。主に長野県の南のほ

うがそういうことが進んでおります。

ぜひ、そういう工夫もしていただけないでしょうか。町長にお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 資料を示していただいて、非常に南信地方が多いということは、地域、広域で取り組んでいる成果が1つは出ているのかなと思います。

今、松本市や様々なところでそういう声が上がってきますので、横の連携も密にしながら、やはりそういったところも大事なかなというふうに思っております。

それと、やはり私もいろんなところをゼロにすると、メリットとデメリットがあることが分かりました。メリットとしては、やはり家庭の財政的な負担が減ります。しかしながら、限られた医療リソースを守っていかなければいけないということもありまして、コロナ禍のときには非常に医療のリソースが足りなくなって、医療関係者は非常に御苦労されておりました。

そういったところも見れば、ある程度の負担のところにラインを持っていかないと、何が何でも、ちょっとあっても医療にかかる、そして医療では薬を出す、そういった対応も、必要最低限の薬とかそういった医療対応だったらいいんですけれども、過剰にそういった医療が行われるという実態もあって、「信濃の国保」何月号だったかと思えますけれども、そういったところで、単なる医療費をすれば、この問題が全て解決するというわけではないということもあります。そういったところを総合的に判断すると、やはり慎重にならざるを得ない、そういったところを御理解いただければと思います。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） 医療が逼迫するというような反対意見があったりしますけれども、子供はやっぱりよほど自分が苦しくないとかいうか、病気で大変でないと、やはり親が行こうとしてもやっぱり行かない傾向にあるので、むやみやたらに無料にしたからといって医療が逼迫するということはないと思います。

それから、全国的には、自己負担金500円が払えなくて、それを延ばしていたら、非常に重い病状になったということも例として上がってきております。

だから、やはりそのところは、子供のことで、しっかりと親に自分の事情を伝えられないということもありますので、ぜひ親が必要と認めた場合に、非常に困窮している世帯でも病院にかかりやすいような、そういう環境を自治体がつくっておくというのも非常に

大事だと思いますが、町長、もう一度お願いいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 先ほどもお答えしたとおりであります。本当にバランスが大事でして、確かにその困窮世帯のところに視点を当てれば、そういった対応も必要かと思えますけれども、やはりそういったところにはほかのセーフティーネット、就学支援とか様々な支援がございますので、そういったところに対応しております。

一概に全ての医療費が無料になると、ほかのデメリットのほうが今のところは大きいんじゃないかということも言われておりますので、先ほども話したとおり、近隣自治体の動向を見ながら、やるとすればみんながそろってやる、そういった対応が一番理想かなというふうに私は思っております。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） では、次に行きます。

国保の子供の均等割の減免を求めます。

3月議会で子供の均等割の減免を求めましたが、町は、減免は実施しないと回答しました。

国保は、非正規労働者や年金生活者、自営業者など比較的所得が少ない階層が多く加入しております。また、被雇用者の健康保険は、子供などの扶養家族が何人いても保険料は変わりません。国保は、家族の人数分均等割がかかるので、多子世帯には大きな負担となっております。

今年度、国保料の改定があり、子供の均等割は3,000円上がり、3万1,000円となりました。未就学児の均等割は半額になっておりますが、収入を得ていない子供の人数分かかるので、国保の保険料は、他の保険料と比べると約2倍になります。

全国で、子供の国保均等割を軽減する自治体が増えつつあります。千葉県富津市は3割軽減し、群馬県渋川市は全額減免しています。県内では、小海町、南木曽町、長和村、木曽町が減免を実施しております。町の国保加入世帯の18歳までの人数は約100人なので、減免が可能ではないかと思いますが、お聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

国民健康保険税の減免の制度につきまして、令和6年3月議会で説明しましたとおりでございますが、年齢及び対象人数を理由に減免することはできないという考えでございます。

令和6年度の国民健康保険事業特別会計では、基金繰入れを予定していますので、国保の財政面でも余裕があるわけではございません。また、一般会計から国保会計への法定外繰入れの実施の考えはございません。よろしくお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 今、国保料が値上がりしまして、今年度から、50歳代の御夫婦とそれから子供さん2人の4人家族では、所得300万円の世帯では、年間国保料が約46万5,000円ぐらいになります。所得の15.5%を国保料が占めております。最近の物価高を考えると、子育て世帯の負担が非常に大きくなると思います。

それで、国保基金が令和5年度の末で1億5,700万円あると思いますので、ぜひ、全額とは言わないですけれども、3割とか半額とか、そういう軽減もできるのではないかと思います。町長、お願いします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

先ほども話しましたが、やはり総合的に考えていかなければいけないというところだと思います。

国保の負担も増大なのはやはり承知をしております。15.5%、これは国の施策でどんどん上がっていく、県や国の施策に応じて、いろいろ負担が上がっていくところがあります。子供たちを抱える子育て世帯の負担をどうやって軽減していくのかというのは、長年の課題でもあります。

先ほども、医療費の関係もあります。これは、1つは松本市の考えもあって、そういったところが浸透してくれば大きなムーブメントとなって、そういった負担を軽減する可能性もありますけれども、今のところ、基金があるからといって、すぐにそれが軽減につながる、軽減していいのかというところは、しっかりと見極めていかないとというふうに考えております。

特に、今1億5,000万円余の基金があるわけですが、やはり高額医療の関係が、特に心臓とか血管の関係のそういったものがあると、数千万円単位で基金が減っていく、お金がかかっていくということで、そういったところも鑑みれば、その1億5,000万円がずっとあるわけではないんですね。

御承知のとおり、過去には、本当に基金が一気に減ってしまったということもあります。

小さい自治体だからこそ、やっぱりそういったところは慎重にならざるを得ないことを御理解いただければと思います。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 国保加入の18歳までの子供さん、約100人なんですよ。それで、子供さんの年間の均等割が3万1,000円、大体100人だと300万円ちょっととなると思うんですよ。

それで、やはり今、非常に子育て世帯が大変なときに、こういう町の、全額でなくても、半額とか3割でも支援をしますよという気持ちが非常に大事じゃないかと思います。

それで、池田町は、子供さんが生まれない、どうのこうのといつも言っていますけれども、やはり具体的に、子供を育てるための負担をできるだけ、1つ、2つ軽くしていくことが積み積み積もって、5年たてば、10年たてば、幾らか本当に子育てが充実したまちに生まれ変わっていくと思うんですよ。私は、そんなふうに考えて、一つ一つ細かいですけども、そのところを改善していくということを考えております。

だから、全額でなくても3割なり、それを18歳、約100人ですが、それはできないでしょうか、もう一度お尋ねします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

先ほども話させていただきましたけれども、私の判断で、まずは給食費の減免を皮切りに、何とか、大きな金額ですけども、町全体で負担していこうというふうに考えまして、議会の皆さんの御承認を得て、給食費が7月から無料になったことは一番大きいと思います。

そのように徐々にやっていかなければ、本当に限りある財政の中、また、様々なほかの、子供たちだけではない、様々なところに支出が今後重なっていくところもありますので、やはりそういった気持ちは、服部議員と同じ気持ちだと思いますけれども、どこまでこういうふうに踏み込んでいくかということに関しては、やはりしっかりと今度は見定めて対応していかなければならないと思います。しっかりと意見として来年度予算に反映できるのであれば、しっかりと反映に向けて頑張っていきたいと思っています。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） では、次に進みます。

男女共同参画の推進と会計年度任用職員の待遇改善を求めます。

日本の男女平等度は146か国中118位です。働く女性が増えても、男女の賃金格差は大きく、女性の賃金は男性の約6割となっています。また、女性の過半数は非正規雇用を余儀なくされており、管理職に占める女性の割合も低いままです。

町の男女共同参画と会計年度任用職員の待遇についてお聞きいたします。

男女共同参画条例ができ20年以上がたつと思いますが、一向に進展しておりません。役場の女性の管理職比率も低く、各審議会委員の女性が占める割合も低いままです。男女共同参画実施計画では、審議会に占める女性の割合の目標は40%ですが、現状は20%ほどです。また、行政の女性管理職の割合の目標は30%ですが、現状は23%です。

達成時期を決め、目標達成できるように求めますが、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 池田町男女共同参画プラン最終年度の令和10年度までに、目標達成に向けて努力をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 努力は、具体的にお尋ねします。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 今も、昇格等で、性別によって判断ということではなくて、その人、その方の人事的評価によりまして昇格とさせておりますので、たまたま結果として今の状態になっているかもしれませんが、特定のそういうような配慮をしているとか、そういうことはありません。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 審議会の名簿を見ても、やはり女性が十五、六人のメンバーのうち三、四人なんですよね。今度、教育委員会が出してきた義務教育の在り方検討委員会、それも20人中、多分3人ぐらいだったと思うんですが、やはり意識的に女性を入れていくということをしないと、やはりなかなか進んでいけないと思うんですよね。

本当にPTA会長、それから自治会長、何とかと、役職で決めていくと進まないの、や

はり意識的にそれは進めていただきたいと思います。

次、お尋ねいたします。

質問。この表なんですけれども、これ、8月に町で出していただいた町の課別の職員状況です。それで、これ、会計年度任用職員の中ではダブルカウントしているところもあるということです。

会計年度任用職員は、この表では179人で、ダブルカウントがあるとしても任用職員の人数が多いことを改めて認識しました。また、正規職員の男女比は同数ですが、任用職員は女性が155人、男性が24人となっています。任用職員の8割以上を女性が占めております。

また、町の課ごとの職員状況を比較しますと、健康福祉課と学校保育課が群を抜いて任用職員が多くなっております。健康福祉課は、正規職員が18人、任用職員が39人、学校保育課は、正規職員が21人、任用職員が101人となっております。人と接する仕事で、女性職員が多い職種に任用職員が多くなっております。福祉や保育は、人と触れ合う仕事なので、安心して働ける環境を整える必要があります。

正規職員と任用職員の勤務時間は、正規職員が7時間45分、任用職員が7時間30分となっています。僅か15分の差で正規職員と任用職員に分けることは、行政としては誠意がなさ過ぎと思います。

町長は、どのように思われますでしょうか。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 会計年度任用職員、正規職員との関係であります。

会計年度任用職員は、正規職員と同じく週38時間45分、7時間45分掛ける5日勤務するフルタイム会計年度任用職員と、それ未満の時間で勤務するパートタイム会計年度任用職員に分けられております。

現在、町では、フルタイム会計年度任用職員は任用しておりませんが、正規職員と会計年度任用職員、これはフルタイム、パートタイム問わずですけれども、大きな違いは有期雇用であるかないかというところであります。1回の任期が毎会計年度、4月1日から翌年3月31日でありますけれども、ごとの最長1年であることであります。

また、採用の方法も、会計年度任用職員は、書類選考、面接で決定していることに対し、正規職員は任期の定めがなく、職員採用試験により採用を行っています。

正規職員は、保育士だけでなく、事務職や保健師等を含めた全体で定員が定められ、その中で、年齢の構成や退職職員の状況等により職員採用試験を実施しているため、育児休業等

で一時的に正規職員の保育士が足りないといったことが生じる場合がありますが、正規職員の配置については、保育士に限らず、全体の中で調整しているため、御理解をいただければと思います。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） この 6 月、総務省は、任用職員が、公募によらない採用は連続 2 年を限度とするとなっているこの決まりを、勤続年数を 3 年以上でもいいというような方針を出しております。

町からの資料にもそのように書いてありまして、有期労働契約が 5 年を超えて更新された場合、期間の定めのない労働契約に転換されるルールがあるため、再度任用する回数に制限をしている市町村があると思われる。しかし、この無期転換ルールは、会計年度任用職員を含む地方公務員には適用されないため、池田町では再度任用する回数に上限は設けていないというふうに資料ではありますが、これはどういうふうに、今の回答とは違うように思いますが。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 原則的に、要は 4 月から 3 月というような雇用の中で、それは 1 回、そこで区切るんですけども、毎年連続して雇用しているというのが現状的な雇用の仕方と池田町ではなっています。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） そうすると、今の副町長の回答は、1 年ごとに採用を一旦やめて、採用をまたするというようなことはしないで、連続的に採用してもオーケーということですか。

○議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

○副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 一応いろいろ確認しなければいけないところがあるんですけども、1 回は切れて、また新しく 4 月から採用しているという考え方です。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

- 10番（服部久子君） 保育士の勤務状況は、正規職員が13人、会計年度任用職員が46人となっております。他の部署と比べますと、非常に任用職員の比率が大きくなっております。

保育士の会計年度任用職員のうち、7時間30分勤務の職員は何人ですか。

- 議長（横澤はま君） 矢口町長。
- 町長（矢口 稔君） 29名中8名であります。
- 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

- 10番（服部久子君） それで、クラス担任を持つ保育士で1人が任用職員となっておりますが、これ正規職員に改めるように前回求めましたが、勤務時間がフルタイムではないとの理由で、正規職員にはできないと回答がありました。クラス担任の任用職員の保育士は正規職員と同じ仕事内容なので、勤務時間が僅か15分短いだけで正規職員ではないのは非常識と考えます。フルタイムの正規職員にするよう求めますが、いかがでしょうか。

- 議長（横澤はま君） 宮澤副町長。
- 副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 先ほど町長もお答えをいたしましたけれども、正規職員の採用や配置につきましては、保育士の方に限らず、全体の中で調整をしているため、当面は現状の配置となります。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

- 10番（服部久子君） 今、私、保育園の保育士のことを取り上げました。クラス担任で、その1人が任用職員だと、毎日会う職場で、非常に何か矛盾を感じるんじゃないかと思いますが、その辺、考えませんか。

- 議長（横澤はま君） 宮澤副町長。
- 副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 働いている方の気持ち、それぞれあるかと思いますが、もし正規職員の場合ですと、やはり正規職員の募集がありますので、その採用試験を受けていただいて採用されるしか、今のところはないかなというように考えてございます。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

- 10番（服部久子君） 今、保育士不足というのは盛んに言われていますけれども、やはり必要としている保育士は、1時間、2時間のパートのような保育士じゃなくて、必要であるというように認識されている保育士は、やはり正規職員として待遇することが必要だと思います。でないと、少しでもお給料のいいところとか、抜けていくというか、離職されることになると思うんですね。

だから、保育士不足を叫んでいるなら、やっぱり待遇を改善して、保育士にしっかりとどまっていただくような、そういう仕事、職場環境をつくる必要があると思いますが、もう一度お尋ねします。町長、お願いします。

- 議長（横澤はま君） 町長。

- 町長（矢口 稔君） 職場環境の改善は非常に大事だと思います。なので、今回、上程させていただいたというところでもありますけれども、やはり会計年度任用職員の皆さんにも勤勉手当の支給をさせていただいて、少しでもこういった職場環境を改善していくということに取り組んでまいります。

それと同時に、保育士不足の関係ですけれども、来年度において、町としても保育士の正規職員の試験を実施していく、そういう状況でありますので、そういった取組も引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

- 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

- 10番（服部久子君） 次に進みます。

正規の職員がゼロで任用職員だけの部署が、小・中学校、それから図書館、総合体育館となっております。図書館にはやはり専門職があられると思うので、正規の職員を1人でも配置するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（横澤はま君） 宮澤副町長。

- 副町長兼総務課長事務取扱（宮澤 達君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、正規職員の配置につきましては、全体の中で調整をしているということもありますので、現状、今のままの配置となります。

以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

- 10番（服部久子君） 前から私感じていたんですけれども、図書館の司書ですよね、それ

から栄養士さん、それから保健師さん、そのあたりを何かやはり軽く扱っているような感じがしまして、やはり一番大事なところですよ、人との関わりがある、やっぱりそこところは、必ず責任者というか、1人でも正規職員を置くべきだと思います。町長、お願いします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（矢口 稔君） そういった意見は、重々理解はできます。しかしながら、池田町の全体の職員配置基準、行財政改革推進委員会からも答申を受けて、92名で今現在進んでおります。そういった枠を変えていくと、やはり前回も起こったように、財政に影響が人件費の場合は明らかに出てきてしまう、経常収支比率もこれ以上高止まりは許されないといったぎりぎりの中で、なるべくそういった正規職員を配置したいところではありますけれども、実際、そういったところができないというのも御理解をいただければと思います。

以上です。

○10番（服部久子君） 終わります。

○議長（横澤はま君） 以上で、服部久子議員の一般質問は終了しました。

薄 井 孝 彦 君

○議長（横澤はま君） 一般質問を続けます。

7番に、9番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 9番議員、薄井孝彦です。

今回は、防災に関すること、町民の健康に関すること、民間保育園の誘致に関することの3つのテーマでお聞きいたします。

まず、1つ目、住宅の耐震化を進めるためのさらなる取組をお聞きします。

池田町の昭和56年以前に建てられた町住宅の耐震化率は、49.8%と低い状況であります。糸魚川静岡構造断層帯地震、マグニチュード7.7、最大震度7が起きた場合、多くの住宅の倒壊、死傷者の発生が予測され、住宅の耐震化が求められています。

町は、住宅耐震化を促進するため、本年度から、木造住宅、昭和56年5月31日以前に建築

に着手した住宅の耐震改修工事及び除去工事の補助金を次のように拡充しました。変更後の補助金は、耐震改修に要する場合につきましては、費用の5分の4補助、最大100万円までとなりました。また、長野県の上乗せの補助、最大50万円もありますので、補助金は最大で150万円となります。

本年度、耐震診断や耐震改修の件数が増えてきたと聞いておりまして、それは大変喜ばしいと思っております。診断件数が4件、それから改修が2件、除去が2件と聞いております。

しかしながら、耐震化が進まない要因として、築43年以上の木造住宅の耐震化には200万円前後の費用が見込まれると言われており、申請者は多額の資金を用意しなければならないということが上げられます。

この点を改善するための方策として、次の2点をお聞きします。

質問1、町として、低コスト改修工法（以下、低コスト工法）の啓発を。

近年、長野県をはじめ、全国の多くの都道府県が従来の耐震改修工法に比べ安価な低コスト工法を推奨しております。この工法は、愛知県建築地震災害軽減システム研究協議会が開発したものであり、既存の床や天井を壊さずに構造用合板で補強したり、外側から金属ブレースで補強するなどの工法であります。

9ページの資料1に、上田建設事務所の住宅の耐震改修をということでチラシがありますので、それを御覧になっていただきたいと思います。

木造2階建て、延べ床面積約110平米の場合、標準的な工事費では150万円かかりますが、低コスト工法では約25%減の140万円程度で済むと言われております。これは日本建築防災協会の参考算定式によっております。また、低コスト工法は、施工期間の短縮、住みながらの工事稼働などのメリットがあります。

愛知県建築地震災害軽減システム研究協議会とは、大規模地震に備え、名古屋市、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、愛知県、建築関係団体の産官民の連携により、改修工法を開発・普及している団体であります。

長野県は、低コスト工法の普及を図るための講習会を開催し、耐震改修の事業者リストを公表しており、町内業者も含まれております。改修工事費の軽減により改修工事はやりやすくなるので、低コスト工法を広報いけだなどで町民に知らせ啓発してほしいと思います。

町の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

〔建設水道課長 山本利彦君 登壇〕

- 建設水道課長（山本利彦君） 議員おっしゃるとおり、耐震改修には多くの費用が必要となります。従来の工法に比べ安価な低コスト工法は、所有者にとって改修工法の選択肢を広げることから、広報いけだへの掲載、またチラシ等の作成により、啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

- 9 番（薄井孝彦君） 今回、県から、最大で、上乘せ補助ということで、50万円の補助があると。これがやっぱり導入されたということによりまして、非常に私は面白い現象が出ているんですと申し上げますと、例えば工事費が150万円かかるとしますと、町の補助金が4分の3、8割出ますので、100万円の補助があるということですね。町の補助は最大100万円ですので、100万円補助が出ると。それに県の補助50万円を足しますと、申請すれば、要するに本人負担なしで工事ができちゃうんですよという、これはめったにないことでありますので、大体、木造2階建てで約200万円程度かかると言われていますので、低コスト工法でやれば、先ほど申し上げましたように4分の1くらい削減されますので、それを合わせますと150万円にちょうどなるわけですね。

ということは、大体の木造だと2階建てについては、申請すれば、申請者は本人負担なしでできると、こういうことになりますので、ぜひそういうことも含めて、広報等で知らせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 議長（横澤はま君） どちらでしょう。

矢口町長。

- 町長（矢口 稔君） 同様のお答えだと思いますけれども、広報等でしっかりと周知して、そういったメリットについてしっかり訴えていきたいと思います。

- 議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

- 9 番（薄井孝彦君） 次の質問に移ります。

質問2、耐震改修申請者に負担が少ない代理受領制度の導入を。

耐震化を促す方策として、長野市をはじめとして全国の多くの自治体が行っている代理受領制度があります。

代理受領制度とは、自治体から給付される補助金を申請者、住宅所有者の方に代わって、

工事を実施した事業者が受け取ることができる制度であります。代理受領制度の利用により、自治体から直接事業者に補助金が支払われることで、申請者は自己負担部分のみの金額を用意すればよく、工事代金の費用全額を用意しなくても済みます。

町も補助金の代理受領制度の導入を検討してほしいと思います。また、代理受領制度は、池田町定住補助金、池田町空き家バンク活用事業補助金、池田町空家解体撤去事業補助金でも導入可能と考えます。併せて、町の考え方をお聞きします。

参考資料2を御覧いただきたいと思いますが、例えば125万円の改修工事だとしても、市から補助金が100万円出るとするならば、それが直接回収事業者に行きますので、申請者は25万円用意すればよいと、こういうことでございます。

回答をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） 池田町では、現在のところ、代理受領による申請は受けておられないんですけれども、今後の申請の状況ですとか、申請者からの要望など見ながら、代理受領制度について検討したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

それで、ちょっと町のほうからもお聞きしたんですけれども、改修予算が400万円弱ということで、予算限度がありますけれども、広報等で宣伝していただければ、それならやってみようという方が出てくるんじゃないかと思いますので、その場合は、県にやっぱり申請をしていただいて、なるべく、年度内であっても補正予算を組んでいただいて応えていただくということと、やっぱり国の予算が増えないと県も増やすということはできませんので、国に対して、やっぱりこういう時期でありますので、耐震改修の予算を増やすように町からも要望してほしいと思いますけれども、その辺、町長、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 薄井議員が提案されたとおり、町も限られた財源の中でやっていかなければいけない、緊急財政対応期間でもあるということなので、やっぱりそういったところは県や国にしっかりとお願いをしてまいりたいと思います。どんな方策がいいのか、担当課と協議したいと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（ 薄井孝彦君 ） よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

子供から大人までの生活習慣病予備軍の増大に向けた町の対応を問うということでお聞きします。

まず、1 点目、小学校 5 年生、中学 2 年生の小児生活習慣病予防健診結果について、教育委員会としての対応をお聞きいたします。

町の令和 5 年度小児生活習慣病予防健診結果を表 1 に示しました。

この表の 1 の一番下段の令和 5 年度の結果を見ていただきたいと思います。肥満がだんだん令和 2 年から増えてまいりまして、とうとう令和 5 年度には、肥満が小学校 5 年生 19.3%、中学 2 年生で 20%、それからヘモグロビン A1c という、いわゆる血液中の血糖値を示す割合がございまして、それが 5.6 以上になりますと糖尿病になってしまう可能性があるということで、保健指導の対象になりますけれども、そういうヘモグロビン A1c 5.6 以上の割合が令和 5 年度、小学生で 50.9%、それから中学生で 36.7% と過去最大の数値になったわけでございます。

特に、ヘモグロビン A1c 5.6 以上の状態を放置しておきますと、高血圧症とか脂質異常症とか糖尿病などの生活習慣病につながり、さらに進むと動脈硬化となって、脳出血、脳梗塞、心筋梗塞につながっていくと言われております。町の将来を担う子供の健康にとって、見過ごすことができない状況かと思ひます。

この健診結果について、教育委員会としての考え方及び対応についてお聞きしたいと思ひます。

なお、上記のような肥満、それからヘモグロビン A1c の増大傾向は、恐らく大北市町村も含めて全国的な傾向かと思ひます。

それでは、次のページの、ア、教育委員会として、今回の健診結果についての考えとその原因についてお聞きします。

町が令和 3 年 6 月に行ったアンケート調査結果を見ると、次のことが言えるかと思ひます。これは第 2 次食育推進計画に書かれたことであります。

小学 4 年生から 6 年生は夜 9 時以降に床に着く割合が増えている。中学生は夜 10 時以降に床に着く割合が増えておりまして、遅く寝る理由としては、ゲームやインターネットを利用している子が増えている。中学生は早起きの生徒の割合が減少している。中学生で毎日朝食

を食べている人の割合が令和３年度で84.1%と低い状況です。

それから、主食、主菜、副菜の組合せを行った食事を週３日以上取っている人の割合は、小・中学生とも、小学生で63.2%、これは令和３年度ですけれども、中学生で54.1%という状況です。

それから、栄養４群、たんぱく質群、ビタミン源、ミネラル源、エネルギー源がそろっている朝食を週３日以上取っている人の割合は、小・中学生とも低くなっておりまして、小学生で80.5%、中学生で64.9%という結果であります。

さらに、１日に野菜料理を２回以上食べている人の割合は小・中学生とも低下しておりまして、小学生52.8%、中学生で58.1%という状況です。また、週５回以上夜食を食べる人の割合も増えております。令和３年度で11.5%です。

以上の点を含めて、今回の健診結果について、教育委員会としての考えとその原因についての見解をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） お答えをいたしいたします。

健康管理は、生涯にわたっての課題でありまして、その維持に努める力を育むことは、まさに生きる力につながると考えております。原因については、議員御指摘のとおり、バランスのよい食事や生活リズムの確立ができていないという点と適切な運動がなされていないという点があるのではないかと考えております。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 ９ 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ ９ 番（薄井孝彦君） 私もそういうことだろうと思います。

次の質問に移ります。

イとして、教育委員会として、今回の健診結果への対応をお聞きします。

まず、第２次池田町食育推進計画に基づいた教育委員会の対応についてお聞きします。

第２次池田町食育推進計画では、毎年、小児生活習慣病予防健診後、健康アドバイスを健康福祉課が教育委員会に行うことになっております。また、教育委員会、認定こども園、小・中学校では、５校園保健委員会を開催し、健康診断の結果の情報を共有し、家庭での食生活改善への意識啓発を行うことになっております。令和５年度の小児生活習慣病予防健診結果を受け、健康福祉課から教育委員会への健康アドバイスに基づく教育委員会の対応をお聞きします。特に、今回の健診結果について、児童・生徒、保護者にどのように伝えられ、

どのような対応を取ったのかお聞きします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 今年度の小児生活習慣病予防健診結果対応についてですが、8月末、中学2年生、10月の末、小学5年生の健診が予定されております。健康アドバイスについて、健康福祉課の職員が中学生は10月、小学生は12月に実施をしております。

小学生は、保護者懇談会の折に学校内で、中学生は、総合福祉センター（やすらぎの郷）において実施をしております。中学生は、保護者と生徒と一緒に来館されることが多いと聞いております。健康アドバイスでは、健診結果の見方、健診データと生活習慣との関連について一緒に考え、生活リズム、食、運動など生活を見直す機会となる場にしております。

今後、第2次食育推進計画に載っております5校園保健委員会の中でも、健診の実態を共有いたしまして、家庭での食生活改善の意識啓発について検討してまいりたいと思っております。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 今年度の、令和5年度の成果説明書を見ますと、健診結果については、健康福祉課の職員が対象親子に健康アドバイスを行ったということで、非常に結構かと思えます。

ただ、小・中学校の家庭への便り、保健だよりを出しているところもあるかと思いますが、そういった中で、今回の健診結果についてと対応策について、お知らせいただいたのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、小・中学校の授業の中で、今回の健診結果と対応策について話されたのかどうか、また、小・中学校のPTAの集まりの機会などがあると思えますけれども、そういうときに今回の健診結果と対策についてお話しされたのかどうか、その辺について伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 申し訳ありません、今御質問を受けた内容については、ちょっと詳細を掌握しておりませんので、また後日お答えさせていただきます。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 質問書にはそのつもりで書いたつもりなんですけれども、また、じゃ、

したいと思います。

次の質問に移ります。

B、栄養教諭による食育指導ができる環境整備の取組を。

学校給食法第10条に基づき、学校における食育の推進の中核的な役割を担う栄養教諭制度が創設され、平成17年から施行されております。池田松川給食センターにも1名の栄養教諭がおられます。

教育委員会として、池田松川給食センター長、栄養教諭と連携を取り、栄養教諭から小・中学校の学級活動、教科、学校行事などの時間に学級担任などと連携し、集団的な食に関する指導を行っていただけるよう、環境整備の取組をお願いしたいと思います。教育委員会の考えをお聞きます。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 議員の言われるとおり、センター所属の栄養教諭は、担当学校へ実際に訪問して直接子供たちへ指導をすることとなっております。しかし、昨年度は、栄養教諭が育休を取得していたため、学校訪問しての指導までなかなか手が回っていなかったというのが実情でございます。

今年度は、できる限り学校からの依頼に応える体制を取っていただき、現時点でも、池田小学校、会染小学校での家庭科授業での指導・支援が予定されていると聞いております。

今後とも、給食センターと連携を図りながら、各学校の実情に応じて、適切に活用を図ってまいりたいと思っております。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

今後の教育委員会としての対応についてお聞きます。

今回の健診結果を受け、教育委員会として、次の3点を含めて、教育委員会の対応をお聞きます。

まず1点目、第2次池田町食育推進計画に基づく食育の取組の強化をということでございますけれども、第2次池田町食育推進計画では、食を通じた健康づくりとして、健やかな生活リズムを身につける、健康増進に配慮した食事を取る、朝食をきちんと食べる習慣をつけるの3つを重点課題としております。

今回の健診結果を受け、保育園、小・中学校でのこれらの取組を強化してほしいと考えます。教育委員会の対応をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 教育委員会としても、今回の健診結果を踏まえ、食育や運動習慣づくりの強化の必要性を感じております。

先ほども回答しましたように、5校園保健委員会の中でも健診の実態を共有し、検討してまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の食育リーフレットの改訂版に移ります。

須坂市では、2015年から、須坂市教育委員会、須坂市健康づくり課を中心に、食育リーフレットを作成、2021年3月に改訂版を出し、食育を進めております。

10ページの資料2の須坂市の食育リーフレットを御覧いただければと思ひます。

まず、朝御飯はなぜ必要かということで、それは体を目覚めさせる、排便を促す、脳にエネルギーを与えると、そういうことで活性化をして、朝御飯をちゃんと食べると体力も上がるし、下に図がありますけれども、それから学力調査の正答の回答率も上がると、学習効果も上がるということが分かりやすく説明されていると思ひます。

次のページを御覧なつていただきたいと思ひますけれども、12ページですけれども、早寝、早起きで生活リズムを整えようということで、早寝ですね、これは毎朝決まった時間に起きようということで、そのことによって、15時間から16時間後に眠りを誘う、心を安定させるホルモン、メラトニンが出るということ、それで、朝御飯を食べることによって、やる気ホルモン、セロトニンが出てくるということであります。そういったようなことで、分かりやすく早寝、早起き、朝御飯の生活リズムを整わせようということを説明しております。寝る前にスマートフォン、テレビゲームの光を見ると寝つきが悪くなると、そういったようなことも含めて記載されております。

14ページを御覧になつていただきたいと思ひますけれども、4つのお皿の栄養バランスのよい食事をしましょうということで、主食として御飯、パン、麺とかあるんですけれども、主菜、いわゆる体をつくるということで、魚、肉、豆腐、卵、そういったものを食べる。それから、体の調子を整えるということで、副菜として野菜、果物を取っていこうと、納豆も

含めて、それからキュウリ、ニンジン、ホウレンソウ、そういったものをちゃんと取りましょーと、それで体の調子を整えることで、野菜たっぷりのみそ汁を食べましょーということになっております。

そういったようなことで、非常に私、これ、分かりやすくいいなと思っていますもんで、ぜひ、町でも今回の検診結果を受けまして、教育委員会と健康福祉課で相談していただいて、食育リーフレットを作ってもらったらどうかなと思いますけれども、考え方をお聞きます。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） ありがとうございます。

リーフレットの改訂については、5校園保健委員会や養護教諭部会で今後の取組について考えながら、健康福祉課とも検討してまいりたいと思います。

議員言われるとおり、学校だけではなかなかできないことで、保護者をどう巻き込んでいくかというようなことが最大の課題かなと思っています。そのための手だても考えていかなくてはいけないなと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ありがとうございます。

ぜひリーフレットを、後の方も出てきますけれども、作っていただいて、親子そろって理解していただいて、運動を進めるようにお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

小学生の運動習慣づくりの取組を。

須坂市では、子供の頃から運動習慣づくりとして、小学校の授業以外で体を動かした日に応じ、達成者を認定している取組をしております。

15ページの資料3を御覧いただきたいと思います。

これを御覧になりますと、小学生で1日20分以上の運動、ジョギング、キャッチボール、サッカー、何でもいいんですけども、そういった運動を100日ごとにやった人に対して認定書を出して、励みを与えているということが書いてありましたんで、ぜひこういう習慣づくりというものもやっぱり当町でも検討できないか、そういうことをお聞きます。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） 子供たちの運動習慣づくりは大きな課題だと思っています。学校だけではできない部分もあり、5校園保健委員会の中で検討していくとともに、学校におけ

る体育活動とのつながりということで、各学校とも相談をしてみたいと思っております。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） ありがとうございます。

ぜひ、前向きに御検討をお願いいたします。

次に移ります。

2 番目、子供から大人までの生活習慣病の予備軍の増加防止に向けて、町の対応をお聞きします。

町の特定健診の令和 4 年の受診率が71.0%となり、また、特定保健指導実施率が93.2%となりました。他自治体に比べて非常に高く、町の取組を高く評価するものであります。私もほかの自治体を調べてみたんですけれども、断トツだと思います。本当によく頑張っておられたので感謝いたします。よろしくお願いします。

しかしながら、池田町健康増進計画「健康いけだ21（第三次）」を見ますと、男性の肥満傾向は、小学校 5 年生から50歳まで増加傾向にあり、50歳代、特に30歳以降、急激に上っておりまして、50歳代には40.3%、60歳代には37.6%という高さになっております。

それは、次のページのグラフを御覧になっていただければと思います。

さらに、表 2 を御覧いただきたいと思います。

令和元年度の年齢別のヘモグロビン A1c 5.6以上の割合を示した図でありますけれども、男性女性とも40歳から74歳は、男で69.1%、女性で67.2%と非常に高い数字になっております。令和 2 年度の特定健診の結果では、40歳以上の男女のメタボリックシンドローム予備軍の該当者が県の診断結果よりも大きく、40歳以上の男女の高血糖、いわゆるヘモグロビン A 1c 6.5以上、それから高血圧は、県の診断結果よりも高い状況であります。

また、町の第 3 期データヘルス計画の令和 4 年度の町の有病率を見ますと、糖尿病、脂質異常症、心臓病、脳疾患の含有率が長野県・国よりも高い状況です。特に、高血圧症59.6%、心臓病65.6%と非常に高く、県との差では脂質異常症の疾患が非常に高いという状況であります。

以上、町の小児生活習慣病予防健康診断結果、特定健診などの結果を併せ考えますと、池田町は、子供から大人まで、肥満や高血糖、糖尿病などの生活習慣病予備軍が増えているという状況にあると言えます。増加防止に向けての取組がやっぱり喫緊の課題として求められているのではないかと思います。

生活習慣病とは、食事、運動などの生活習慣が深く関与し、発病要因となる疾患の総称でございまして、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧疾患、肝硬変、慢性腎不全、がんが該当します。生活習慣病予備軍とは、肥満で血糖値や血圧がやや高い方を指しております。

そこで、次の2点についてお聞きします。

まず、子供から高齢者まで、生活習慣病予備軍が増えている原因について、町の考え方をお聞きします。

町は、特定健診に基づく特定保健指導に精力的に取り組んでおられ、高く評価するわけですが、生活習慣病の予備軍が増えている原因について、どのように考えているかお聞きします。

○議長（横澤はま君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、生活習慣病予備軍が増加している背景には、先ほど議員もおっしゃっているように、食習慣、そして体の動かし方、あと労働時間等の変化があると考えております。そのような社会的な背景があることにプラス、池田町の国保の特定健診における生活習慣病予備軍の数値が増える要因は3つあると分析しております。

1点目は、令和5年度の特定健診の受診者を継続受診者と新規受診者で分けてみますと、新規受診者の方のほうが継続受診者よりも生活習慣病予備軍の割合が高い傾向にあり、新規受診者の健診受診率が伸びることが要因だと1つは分析しております。新規受診者の健診受診率が伸びることは、予備軍の方々が早期に発見され、病気の発症や重症化予防につながっています。

2点目は、高齢化により、特定健診受診者の年代は60歳以上の方が多く占めているため、生活習慣病予備軍の値の割合が高くなることも影響していると考えられます。

3点目は、全国的にも池田町は受診率が高いため、医療機関で受診している方も相当数おり、健診の基準値と治療の目標値には差があります。そのため、健診の受診値を基に集計すると、治療コントロールがよいという人においても生活習慣病予備軍の値に集計されます。

以上、3つの要因で、生活習慣病予備軍の値が増加していると考えられます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ありがとうございました。

町の取組というものが、成果もあって、生活習慣病の予備軍が増えてきていると。それは、

ある面では非常にいいことだと思いますので、そんなに悲観しなくていいと思いますけれども。

続きまして、お聞きしたいと思いますが、では、子供から高齢者までの生活習慣病予備軍、生活習慣病の増加防止への対応はということで、次の3つの要望も含めて、町のお考え等をお聞きします。

要望事項としては、1点目は、健康診断の受診率を高める取組を、70%と非常に高率なんですけれども、さらに、できれば100%に近づけるような取組をお願いをしたいと思います。

2番目は、生活習慣病が増加していることを町民に理解していただく分かりやすいリーフレット改訂版を作成し、啓発活動を進めてほしいということでございます。

それから、3番目は、令和2年度から「人生100年 健診・減塩から健幸いきいき長寿宣言」を池田町はしているわけですが、その活動に加えて、次の3点を加えた全町運動に取り組んでほしい、できれば講演会を開催してほしいというふうに考えておるんですけれども、1つは、文部科学省の推進している早寝早起き朝ごはんの運動に取り組もう、それから、栄養バランスのよい食事、特に、御飯を中心とした栄養バランスの取りやすい一汁三菜、日本型食生活をしよう、それから体を動かそうと、そんなようなことも含めて、対策を考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 議員要望の についてですけれども、生活習慣病は10年20年かけて無症状で進行していきますので、多くの町民に健診を受けていただくよう強化していく必要性を感じております。町は、国保以外の方の占める割合が高いため、県の国保連合会にあります保険者協議会に健診受診率と保健指導率を上げていくよう要望していく必要性があると感じております。

2点目についてですけれども、現在、広報などを活用して啓発活動を実施しております。リーフレットについては、国が5年ごとに作成する日本人の食事摂取基準が令和7年度に改定されるため、改訂版を見てから、8年度にリーフレットなどの啓発資料の作成を検討していきたいと考えております。

についてですけれども、早寝早起き朝ごはん運動については、教育委員会と実態を共有し、検討していきたいと思います。一汁三菜の啓発活動につきましては、リーフレット等々も含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） ちょっと補足として、3点ばかり要望したいと思うんですけれども、1つは、食育リーフレットは令和8年度からということです。それはいいと思うんですけれども、以前、全戸配布で、いわゆる栄養バランスの表を配ったんですよ。要するに、主菜はこういうもんだと、副菜はこういうもんだと、そういったものをやっぱりあれ壁紙で、ポスターみたいな形で配布したんですけれども、あれが非常に分かりやすくてよかったという点がありますので、ぜひそういったものを、もう一度栄養バランスを考えるという意味で配布していただいて、理解をしていただくということもひとつ考えていただければと思います。

それから、体を動かすということではウォーキングですね、やっぱりこれが非常に私は効果があると思いますので、以前、大かえでクラブで月1回、健康ウォークというのをやっていたので、ちょっと今年のを見ますと、それ入っていないもんですから、ぜひもう一度、健康ウォークを毎月一遍くらいやっていただいて、歩くという誰でも簡単にできるということでは、今より1,000歩歩こうということでやっている市町村もあるようですので、そういったことも含めて、ウォーキングをちょっと、1,000歩というのは10分程度だそうなんですけれども、そういったことも含めて、体を動かすということをやっていただいて、健康スタンプ事業というのがありますよね。

これ、非常にいいことだと思いますので、今回の問題につきましては、やっぱり親子で体を動かすということをしていただければいけないもんですから、健康スタンプというのは、いわゆる20歳以上を対象にしていますので、子供を対象にいただいて、親子そろってウォーキングするとかそういうことの中で、ポイントを親子だったら2点とか、3人でやったら3点とか、そういったこともちょっと考えていただければと思います。

それから、もう一つなんですけれども、減塩運動、非常にいいと思います。積極的に取り組んでいただきたいと思うんですけれども、ただ、最近の研究の中で、いわゆる食べる、食品の中にカリウムを多く含んでいるものがあるんですよ。例えば野菜とか果物とかそういうのがありますけれども、納豆もそれに入りますけれども、そういうものを多く取ると、血液中のナトリウムを出していくと、だから結果的には減塩につながっていくと、そういう成果が出ておりまして、最近、尿中のナトリウムとカリウムの比を測定する機械ができました。

これは簡単なもので、いわゆる細長いところに尿を1滴落とせば、1分間で簡単にナトリウムとカリウムの尿中の比が測定できるというものでありまして、そういったものを使いま

して、東北大学の竇澤先生という方が宮城県登米市の特定健診で3年間、尿中のナトリウムを測定することによって、血圧が下がってきたということもありますし、それから、やっぱりみそ汁の回数をちょっと考えるかとか、あと塩物を減らすかと、そういう住民意識の高揚があったということの報告もありますし、それで、既にほかの自治体でも、ナトリウム計を使って指導しているところもありますので、ぜひそういうナトリウム計を20万円程度ですので購入いただいて、健康診断の際に、補助として指導に生かしていくと、そういった3点をちょっと検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 1点目の体を動かすウォーキングというところにつきまして、現在、昨年度は体育館でやっていたんですけども、状態がいろいろな方で難しかったということで、地区に出向いて今現在やっております。

最初に、保健指導員の総会の際に工藤先生に来ていただきまして、こういうことをやりますよと言ったら、各地区から依頼があって、今行くというような形で、ウォーキングだったり、こういう体の動かし方もあるみたいな形の紹介をして、それをきっかけに、体づくりということで、今現在進めております。

それから、先ほどの親子で実施したものの健康スタンプのポイントにつきましては、課のほうで検討していきたいと思いますし、減塩のナトリウムのことにつきましても、研究としてしていきたいと思っておりますので、情報提供のほうありがとうございます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） よろしく申し上げます。

それから、町長にちょっとお聞きしたいと思いますが、東北大学の都築先生がいわゆる人実験という形でもって、いわゆる日本型食生活と、それから最近の脂質の多い食事という2つに分けて実験をやったんですよね。そしたら、やっぱり日本型食生活のほうがヘモグロビンA1cが下がったということもありまして、生活習慣病の予防になるということで結果が出ております。

そういったことも含めまして、やっぱりお米を中心とした栄養バランス食を進めていくということが、1つは町民の健康にもつながりますし、また、お米の消費を増やすということは、先日、町長が発表しましたあづみ野池田スマートテロワール構想ですね、それにも合致

することにもなりますので、ぜひ、そういったこともどんどん進めていただければと思います。

それで、やはり今、健康長寿宣言をしたわけですが、やっぱり宣言だけではまずいで、やはり実際にそれを進めていくような、運動母体というのはやっぱり私はつくる必要があるんじゃないか。ですから、行政、それから議会、それから町民、その3者でやっぱり健康運動を進めようということでの協議体的なものを発足させたらどうか。

取りあえず今回の健診結果を受けて、やはりその実情を知らせてもらって、どういうふうにしたらいいかということ、生活の見直しも含めて問いかけるような、そういう講演会をぜひ今年度中、できれば来年度早めに、開いていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 様々な御提案をいただきました。

数字がやはり明らかになると、それだけ対応も迫られてくるわけでありまして、先ほどのナトカリ計という提案も非常に参考になりますし、また、そういった講演会等がいいのか、どんな協議体が、協議体をつくるにしても、今実際ある協議会の中での議論も大事だと思います。

そんなところの中で、教育長も話しましたが、こういった食事のところは、地域ぐるみ、また家族の、また今は本当に共働きの世帯が多くなって、実際、本当に一汁三菜やりたいけれども、実際できないんだと、そういった声も私も聞かれています。

町が幾らこういう目標を掲げられても、実際と乖離してきて、その人たちの自己肯定感、子供たちの自己肯定感を下げるわけにもいきませんので、やはり優しい形で、自然とそういったものが池田町は推進しているし、取り組みやすいところですね、ステップをいきなり上げるんじゃなくて、一步一步ステップを上げて、運動と、また食生活と、そしてライフスタイルと、そういったところを多方面でちょっと考えていく必要があろうかと思います。

そういったところも含めて、来年できるかどうか、また、今年中にできるかどうか分からないんですけれども、先ほど言われたとおり、教育委員会、健康福祉課、そして町、そして議会の皆さんとともに、やはり宣言に沿ったアクションプランみたいな形でできればいいのかな、また、そういった何らかの一步を踏み出すことは必要だと思っていますので、またアドバイスをいただきながら考えていきたいと思っています。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） ありがとうございます。

ぜひ、一步確実に踏み出していだきたいということを要望しまして、次の質問に移ります。

3 番目、会染保育園に民間保育園を誘致する取組の進捗状況をお聞きます。

6 月定例会で、町長は、保育園統合は予定どおり進めるが、会染保育園に新しい民間保育園を誘致する取組を開始し、1 園だけの期間を短縮するよう努めると述べました。

この施策は、会染地区の子供、保護者にとって有益であり、町人口増の観点からもよい施策と考え、実現できるように取組をお願いしたいと考えております。

取組に当たっての考え方として、民間保育園の対象児はゼロ歳児から 5 歳児とするのか、3 歳未満児を対象とするのかお聞きます。また、いつまでに民間保育園誘致のプロポーザルを行うか、目標をお聞きます。

さらに、下記の要望事項を含めた取組の基本的な考え方と進捗状況をお聞きます。

取り組み方の要望事項。

1 つ、特徴ある保育方針を有する民間保育園の誘致を積極的に働きかけてほしい。

2 点目、民間保育園の導入により、人件費の 3 分の 2 程度が国・県からの補助金として入るので、町から持ち出す費用も少なくなった例もあることなど、これは高森町なんですけれども、町民に説明し、町民の理解を進めてほしいと思います。

町長も、昨年 11 月に議会研修ということで下伊那郡の喬木村、高森町など、新しい保育園を見学しまして、未満児の専用の園庭があるなんて、非常に羨ましいなと思って帰ってきたわけですが、そのときに高森町の職員さんから、高森町も民間保育園を導入しているんですけれども、国と県から人件費の補助があるので、結果として町の持ち出し分が少なくなったという説明がありましたので、ぜひそういったことも町民に説明していただいて、理解をいただいて進めてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（横澤はま君） 矢口町長。

○ 町長（矢口 稔君） 会染保育園への民間保育園誘致の取組の関係でございます。

まず、民間保育園の対象児童はゼロ歳児から 5 歳児とするのか、3 歳未満児を対象とするのかとの質問ですけれども、7 月に学校保育課を中心に、第 1 回の会染保育園活用チームの会議を開催し議論に入りましたので、その中で検討してまいります。

また、いつまでに民間保育園誘致のプロポーザルを行うのか、目標の御質問ですけれども、

来週12日に、まず、安曇野市の2か所の民間保育園に視察に行く予定であります。

今後、会議等で検討していきますので、具体的には申し上げられませんが、6月の答弁のとおり、1園だけの期間を短縮するよう努めてまいります。また、取組に当たっての要望事項についても検討してまいります。

ただいま2つの要望事項もありました。

私も実際、高森町へ行って、民間保育園の誘致に向けて、やはりこういった考え方は重要じゃないかということも共通認識として持ったわけであります。様々な財源が限られた中で、民間を誘致することによって、3分の2の費用はまた補助があるということ、そして、先ほどもありましたとおり、今、私のところにも、視察、会染保育園を見せたいという声も届いております。

様々な考え方の方が、ユニークな考え方の方もいらっしゃいます。そういったところのお話も、そういった見学をさせてほしいという方には、ぜひ会染保育園を見ていただいて、そこに合った保育環境が整えられるような提案をいただければと思っております。いわゆる本当に特徴ある保育方針を有する民間保育園の誘致というものも、やはり視野に入れて取り組んでまいりたいと思います。

いずれにしても、こういったところをしっかりと踏まえて、何とか会染保育園をやはりしっかりとした保育園誘致に結びつけられるように、これからも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ありがとうございます。

ぜひ、町長の方針を積極的に、自信を持って前に進めていただきたいということを要望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横澤はま君） 以上で、薄井孝彦議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（横澤はま君） 休憩を閉じて再開いたします。

一般質問を続けます。

大 出 美 晴 君

○議長（横澤はま君） 8 番に、7 番の大出美晴議員。

大出議員。

〔7 番 大出美晴君 登壇〕

○7 番（大出美晴君） 7 番、大出美晴です。

9 月議会一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

午前中から行政の皆さん、大変疲れているところではありますが、私の町長に対しての質問ですので、皆さん、ゆっくり聞いていてください。

それでは、始めたいと思います。今言いましたように、町長のお考えをお聞きすることになるので、よろしくお願いいたします。

1 として、大分線期成同盟会振興部会における町長発言についてということでお願いをしたいと思います。

新聞等の報道において、協力金に対する町長発言がいまだに町民の皆さんの一部で誤解を招いているのではないかと私は考えています。

そこで、この場において、町長の本音と考え方をお示しいただきたいとともに、一方的な誤った解釈を少しでも改めてもらうためにも、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） それでは、大出議員の質問にお答えさせていただきます。

大系線利用促進輸送強化期成同盟会の負担金についてお答えをいたします。

例年、大系線の利用促進について、当町では期成同盟会の負担金 3 万円と、また別に、大系線ゆう浪漫委員会への負担金 61 万 7,000 円を支出しております。

本年度は、大系線利用促進輸送強化期成同盟会の負担金を利用促進キャンペーン実施のため、大幅に増加いたしました。このキャンペーン事業の負担金は総額 1,800 万円、長野県と新潟県が各 600 万円、加盟市町村として、市が 100 万円、町村が 50 万円となっています。御存

じのとおり、同盟会加盟の市町村で、唯一大系線の駅がないのが当町のみであります。また、振興課において把握している数字として、約99%の観光客は鉄道以外での来町となっております。

5月9日の期成同盟会総会において、私は大系線の利用促進を妨げる発言ではないと断った上で、池田町は、唯一鉄路が通っていない実態であること、今年度から町営バスの高校生無料化を実施しており、昨年度に比べ約1,000万円強のバス運行経費の負担増を実施して、大系線の利用促進を行っていることなどを発言して、キャンペーン事業費の削減を認めていただくよう配慮をお願いしたものであります。

特に、現在、町は財政緊急対応期間であります。実施計画に載っていない一般財源からの経費については極力支出しないとの考え方であり、経常経費削減の一端でもあります。期成同盟会予算の議決においても、加盟各沿線自治体の予算措置を前提とするとの条件が付されております。

そののち、関係各機関などと協議を行い、負担額について検討してまいりました。本年度の当初予算は骨格予算であり、順次補正予算の査定を行い、さらに精査をした結果、商工費全体において、経常経費が減少することが判明いたしました。また、そのタイミングで全く別の補助金決定があり、公益財団法人東日本鉄道文化財団より、岡麓終焉の家について、地方文化支援の助成金50万円の決定を受けたところであります。

以上が私の発言の趣旨でございます。

結果として、私は、様々な意見があったものの、経費の減少、助成金の決定等を総合的に判断し、議会の皆様との協議も踏まえ、今回50万円の負担金を決定し、9月定例会の補正予算において計上したものであります。

以上であります。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） ありがとうございます。

多少は町民の皆さんに理解していただく部分もあったのでないかなというふうに私は考えています。

いずれにしても、町長が今回の発言によって一石を投じたというように私は考えます。そういう点では、町長を支持していきたいというふうに考えております。そうは言っても、この協力金、負担金というものが、ここだけじゃなくて広域といいますか、いろんな市町村

と付き合いのある中で、払っていく、負担していかなければいけないという事実は避けられないというふうに思っています。

ちょっと視点が違って、答えられる範囲でよろしいんですけども、負担金率というものが、今回、大北の中のこういったものと、それからあづみ病院もありますし、それから穂高広域というようなものもあります。いろんなところに昔からの形で負担金を支払っていかなければいけないというもの、それから、それが町政にとってどれだけの負担になってくるかちょっと分かりませんが、やっぱり負担率というものは、それぞれの立場によって、もう一度見直していかなければいけないかなというふうに私は思いますけれども、町長のお考えをお聞きます。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） ただいま大出議員がおっしゃられたとおり、負担金は、本当に経常経費に徐々に加算していった、ボディーブローのように継続して、出していくときには予算を圧迫してくるといった懸念もございます。

やはりどのような目的でしっかり負担金をしていくのか、それが経常的な経費に常に毎年支出していくようになっていくのであれば、そういったところは厳しくしっかり精査をしていく必要があるかと思えます。

あくまでも一時的なところで、やはりここ、この地域全体を含めた中で活性化に資する、池田町にとってもメリットが十分あり得るということが分かれば、そういった支出については、やはり適正な価格で支出していくべきだと思います。

一件一件、池田町も広域連合をはじめいろんな一部事務組合に加盟している、1つの大きな広域化の流れでもありますので、そういったところへのやはり池田町が出せるもの、出せないものというものをしっかりと把握をして、できればそういった期成同盟会にも今後も働きかけて、どのような考え方で、事前にやはり協議をしてほしい、事前に町と話し合いをしてほしいということを念頭に置いて、話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） ぜひ働きかけていていただきたいと思います。

続いて、2番の空き家対策についてということで、池田町において年々空き家が増えていると聞きます。防犯上も、鳥獣被害対策の面からも、対策を講じなければならないはずです。

まずは、町長のお考えをお聞きますけれども、昨日も松川村に熊が出て犠牲者が出たと

ということで、非常にそういった面も危惧するところでもありますので、こういう人がいない、あるいは隠れられるところがあるということは、住んでいる町民にとっても、非常に安全面からも心配されるところでもありますので、そこら辺の考えをお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） それでは、空き家対策について、前段部分はお話をさせていただきたいと思います。

これまでも空き家バンク制度を講じて、利活用のできない空き家であっても、登録や解体をすることで住宅用地の利活用につながるよう進めてきております。

令和6年4月1日から空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法が一部改正され、第13条において「適切な管理が行われていない空き家等の所有者等に対する措置で、特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められるときは、当該状態にあると認められる空き家等に、新たに管理不全空き家等が盛り込まれました。

特定空家等になる前段で、行政が指導・勧告できるなどの実情に合った法整備がなされ、特定空家等の認定に至るまでの素地づくりがしやすくなったことにより、今年度、既に2件管理不全空き家に対し指導を行い、所有者と直接連絡がつき、解体の方向で話が進んだところであります。

6月補正予算で空き家を特定させ、所有者の意向を確認することを目的に、池田町の都市計画区域内の空き家全棟調査も今年度実施しております。また、今年度は、県からの補助を受け、空き家に対する啓発講座を3回予定しております。

空き家は、すぐに対処できればプラスに働く可能性のある不動産でもあります。昨今、高齢化が進む中、御自身が亡くなったときに放置をしない、空き家を人ごととしない意識を高めてもらう、このようなことを自覚してもらうだけでも予防につながり、空き家を減らす起因となります。現在、空き家である物件に対しては、地道に調査をかけ、さきに述べた空き家バンク登録につながるよう対応をまいります。

そのあと、大出議員からもありました熊等の被害もあります。

まずは、本当に松川村で熊の被害に遭われた方にお見舞いを申し上げたいと思います。

それと同時に、池田町にとっても人ごとではないなということを強く感じているところでもあります。また、熊という大きなものもありますけれども、今こういった空き家に関しては、町内の方からも、小動物がすみ込んでしまっていると、何とかならないかという声も聞いております。

やはりそういったところも踏まえて、空き家対策をしっかりやっていくことによって、これに移住増につながったり、様々な展開が見えてくることになりますので、地道な活動になるかもしれませんが、こういったところはしっかりと施策において空き家対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 7 番（大出美晴君） 地道な啓発活動をぜひ続けていってもらうようにお願いいたします。

3 番のほうでも、空き家対策について関連するんで、ちょっとまた元に戻るような話もあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

3 番のほうに移ります。

道路問題についてということで、県道や町道の道路インフラは、町民にとって大事な基盤の一つです。特に、町なかの道路が狭く感じたり、曲がりにくいことがあります。

道路改良について、町長の考えをお聞きします。また、県等への働きかけをしているのかどうかもお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 道路問題についてお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

道路は、身近なインフラ施設として、町民生活に欠かすことのできない重要な施設と認識しております。現状、道路施設については老朽化が進んでいる課題があり、子供たちや高齢者など誰もが安心・安全な住環境に向けて、効果的な修繕や整備に努めているところであります。

道路改良は、現状の道路幅員や交通量、交通の流れの状況、整備による効果などに地元からの要望を加味し、計画をするものとなります。また、道路改良には、地権者の大切な財産を提供いただくため、地権者の御理解・御協力が必要不可欠であり、同意が得られない場合は計画に至らないこともあります。道路改良が必要な箇所については、予算との兼ね合いもありますが、計画に沿って順次進めていく考えであります。

県等への働きかけについては、県道上生坂信濃松川停車場線及び県道宇留賀池田線において、関係する町村で道路整備期成同盟会を組織し、県への要望活動を行っております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

- 7 番（大出美晴君） いろんな要望を県のほうあるいは国のほうに、ぜひ町長の先進的な考えで進めていていただきたいと思います。

ちょっと気になるのは、やっぱり空き家の物件が、例えば県道に面して他地区へと続く道に広がっていくあるいは、この前も話をしましたけれども、工場とかそういうところにつながっていくと、その場合に、大きな車あるいはトラック等々がなかなか曲がりづらくて、よくこすったところとか信号を変える歩行者の押しボタン式のそういうものが壊されているとか、そういったところを目にします。

ですので、そういうところへの空き家対策とそれから道路の問題をつなげていていただきたいと思いますけれども、町長の考えをお聞きます。

- 議長（横澤はま君） 矢口町長。
- 町長（矢口 稔君） 道路と空き家、表裏一体みたいなところもあります。

やはりいろんなところで、今、大出議員が御指摘あったとおり、幅員が狭いために壁をこすってみたり、また、歩道等に影響があるといったところもあります。そういったところは、今回もそうですけれども、軽微なものについては町が責任を持って改良していくということで、カーブミラーとか縁石がちょっと破損しているとか穴が空いているとか、そういった補修に関しては、町が責任を持って、自治会要望を中心に今対応しております。

予算規模といたしましては、ようやく、一時財政が厳しかったときは300万円ほどまで落ちてしまったんですけれども、今回はなるべく自治会要望に応えていこうということで、道路補修等に関しましては、安全面を考えて、補正予算全部、総トータル、当初予算も入れていくと3,000万円規模まで戻ってまいりました。何とか、そういった地元の皆さんの声が大事ですし、安心・安全につながる道路改良については、これからも進めてまいりたいというふうに思います。

もう1点、空き家の関係なんですけれども、やはり町が持っている情報というのは限られておりまして、担当者、移住・定住係等が今一生懸命空き家の方にお手紙を差し上げて、返信を待っています。しかしながら、それがなかなか返信をしていただかない、届いていると思うんですけれども、返信をしていただかなくて意向が分からないという、一番それがどう次のステップまで、要するに、それで売りたいとか売らないとかアクションがあれば、次の物件にいかたりするんですけれども、なかなかそこまでいかれない物件もあります。

そんな中で、できれば議員の皆さんとか町民の皆さんで、お近くに住んでいたり知り合い

の方があれば、どうなっているんだろう、町はこういう施策を持っているよとか、そういったところを御紹介していただいて、何とかこういう担当課に情報をつなげていただいて、少しでも、結局、文書だけでは本当になかなか伝わらなくて、本当はいい施策、ばっちりな施策だと町は考えていても、届いていなければなかなか話が進まないというところもあります。そういったところも、ぜひ情報をいろんな方からいただきたいというのが担当課の願いだと思います。

また、空き家の被害としては、通学路に面したところでガラス戸が落ちてきたりとか、そういった影響もあって、やっぱり通学路にも影響がどんどん出てきているところもあります。それと最近では、多く寄せられている課題としては、植栽、道路にはみ出た木ですね、歩道を越える木とかそういったものが大きく各地区出てきておりまして、自治会要望でも何とかならないかという声をたくさんいただいております。

しかしながら、所有物が所有している方のところに生えているものに関しては、原則、その方が管理をしているといったところ、上の部分については、電柱にかかっていればNTTさんとか中部電力さんに対応していただくところもありますけれども、それはその部分だけ切ってくれるだけですので、根本的な解決には至らないといった状況もございます。

なので、そういったところを含めて、やはり総合的に安心・安全なまちにつながるには、空き家対策また道路整備、両方とも地道にやっていくしかしょうがないのかなというふうに私は考えております。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） 町長のお考え、よく分かりました。

いずれにしても、町ばかりじゃなくて、議会もそうですけれども、町民の皆さんが一緒になって改善していかないと、自分たちの安全が守れないというようなところにつながると思いますので、これは町を責めるわけじゃなくて、今回の質問もお互いに、町民の皆さんにも分かってほしいというようなところもあって、私は質問しています。ですから、誰が悪いとか責任取るとかそういうことじゃなくて、よりよい方向に持っていくために、どんな課題があるのかなということのちょっと一部だけでも、皆さんが共有できればなというふうに思いましたので、今回の質問とさせていただきます。

続いて、4のところ、これから行われるワインマルシェ、ワイン祭りについての質問をいたします。

ワイン祭りの開催を心待ちにしている町民もいます。

そこで、町長のワイン祭りに対する思いをお聞かせください。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） それでは、ワイン祭りについて、私の思い等について答弁させていただきます。

町のワインについて、年々評価が高くなっていると認識をしております。本年も、日本ワインコンクールにおいて、サッポロワイン、グランポレール安曇野池田ソーヴィニヨン・ブラン<薫るヴェール>が見事金賞を受賞いたしました。また、銀賞や銅賞を受賞したワインもあり、名実ともにワインの産地と池田町はなっていると実感しております。

ワイン祭りについては、当初の年度計画には具体的な開催等について明確な計画はありませんでした。しかし、町内外の皆様からワイン祭りについて実施を望む声が強くなり、担当課等と協議した結果、10月19日土曜日に、クラフトパーク創造館を中心に、今年はワインマルシェとして実施する方向で計画をしております。近日中に詳細を皆様にお知らせできると思います。また、来年以降については早めの準備を進めて、さらに皆様に愛されるワイン祭りとなるよう計画してまいります。

また、ワインとともに当町は日本酒でも有名な町でもあります。ワイン祭りだけでなく、日本酒についての事業も、観光協会を中心に現在計画を進めております。準備が整い次第、皆様にお知らせできるかと思っております。

地酒と地ワインを中心としたまちづくりを、これからも力強く推進してまいります。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 7 番（大出美晴君） 今朝ほども、ある生産者から、今年はどうなっているのというふうに聞かれました。私はお酒飲まないんだけど、ああいうことをぜひどんどん進めてほしいなという声もありました。

そんな中、今、これからどういう形で進めていくかということで、いろんな方向で、これだけのお酒の町であります。酒蔵が2つ、そしてワイナリーが1つということで、当然といえますが、今回、この議会で乾杯条例も私の委員会の中で進めていきます。

町長からの強い思いもあるということ、それから私たち委員の中にも、コロナ以前から進めてきたことをここで頓挫させてはいけないというようなことで、乾杯条例をぜひ制定していくんだという思いが議会の中にもあります。ですので、そういうことを基にして、こうい

ったことをどんどん進めていっていただきたいと思います。

今回も200人規模というような話がちょこちょこ聞かれるわけなんですけれども、そこら辺のところは、町長として、どういうふうに増やしていきたいのかなというところをちょっとお聞かせください。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 今、大出議員からも乾杯条例のお話もございました。議会の皆さんがそういった取組をしていただけるということは、非常に行政としてもありがたいところであります。そういった予測の話はできないですけれども、乾杯条例が成立した際には、ワインマルシェ、今年はキックオフの機会として、そういったPRにも役立たせていただければと思っております。

それと同時に、規模なんですけれども、やはり準備不足がどうしてもありまして、今年は小規模にならざるを得ないところもあります。というのは、そういう参加していただけるワイナリーの方、また、そういう様々な事業者の方との協力がなくては成り立たない、そんな面もございます。そういったところで、ちょっと今年は200人限定という話だったんですけれども、もう100人程度は何とか増やせないかということで、今計画を進めて、なるべく多くの皆さんにももちろん参加していただきたいというふうに思うわけなんですけれども、何しろ5年ぶりといいますか、5年以上、多分ワイン祭りをやってこなかったものですから、担当課の担当者もほぼ入れ替わってしまいました。

そんな中で、全く手探りの状態の中で、今一生懸命企画を練っている段階であります。なるべく早く、そういったものを公表したいと思っておりますけれども、担当課のほうの課長も熱い思いを持っていますので、ぜひちょっと答弁させていただければありがたいなと思います。

○議長（横澤はま君） 下條振興課長。

○振興課長（下條浩久君） すみません、私のほうからちょっとお話しさせていただきます。

今、計画しているのはワインマルシェということで、お店を並べて、池田町産のワインを味わっていただく、それから飲食もしていただくというようなことを、創造館の駐車場を中心に今計画を立てております。

先ほど町長からもありましたとおり、本当に課長以下、3人の係長も総入れ替えのような振興課でございますので、全く手探りの状態でやっております。

ですので、イベントもやっぱり頭の中だけで考えているとなかなか進まないところもありますので、明日の松川村のクラフトビールフェアとか、それから、長野市でも長野クラフト

ビール＆フードフェスというようなイベントが明日あさってあたりしますので、そちらを視察して、吸収して、少しでもこの10月19日のイベントに生かしていこうというようなことで進めております。

何せ時間もないところでありますが、一生懸命、今年、来年に向けて、今から準備をする、また、時期的なものも本当に10月がいいのかということもありますので、そういうような時期もあるということは、来年のために今からスタートしなくてはいけないというような考えの中で進めておりますので、あと乾杯条例のことも承知しておりますので、議員の皆様のために特別のブースを御用意したいと思いますので、そこで乾杯条例の周知・広報のほう、ぜひご協力いただければと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 7 番（大出美晴君） 何か逆にプレッシャーがかかったような感じの今答弁を受けました。

いずれにしても、職員の皆さんのあまり無理をしない範疇で、しかしながら精いっぱい努力をしていただきたいということと、予算的にもかなう範囲で行っていただきたいなというふうに思います。

本当に私のところに来る、何人も来るわけではないんですけども、そういったイベントを期待している人たちが声をかけに来ます。やっぱりそれに応えるためにも、町長はじめ皆さんが頑張っている姿をぜひ今回のイベントの中でも見せていただき、町民の皆さんが共感できるような形にしていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（横澤はま君） 以上で、大出美晴議員の一般質問は終了しました。

安 部 誠 君

○議長（横澤はま君） 9 番に、3 番の安部誠議員。

安部議員。

〔 3 番 安部 誠君 登壇 〕

○ 3 番（安部 誠君） 3 番議員、安部誠です。

池田町議会令和6年9月定例会一般質問をさせていただきます。

昨日今日と2日間にわたる各議員の一般質問でございました。9月定例会の最終質問者として、以下の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、会染地区への民間保育園誘致の進捗状況に関してでございます。

民間保育園の誘致の問題に関しては、さきの6月定例会でも、私をはじめ同僚議員が質問させていただきました。さらに、多くの町民が関心を寄せていただいている問題であります。

問1ということで、（仮称）会染保育園活用チームの活動状況に関して問います。

町長は、6月定例議会での私の質問に対し、6月中をめどに、学校保育課を中心に各課横断的な組織、（仮称）会染保育園活用チームを立ち上げますと答弁しました。

活動状況を学校保育課に確認を取りましたところ、8月に1回会議を行い、9月に安曇野市の民間保育園を2園視察する予定との報告でした。

活動が遅れているのではないのでしょうか。町長の見解を問います。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） それでは、安部議員の会染保育園への民間保育園誘致の進捗状況についてお尋ねですので、答弁させていただきます。

会染保育園への民間保育園の誘致については、安部議員のとおり、現在、教育委員会の内部に会染保育園活用チームを組織して活動を始めております。

活動が遅れているのではとの御指摘ですが、定期的に会議を開催し、私ども町長部局とも連携しながら、誘致に向けて動き出している状況であります。決して活動が遅れているということではなく、よりよい保育環境を構築する必要性もあることから、様々な点において調整等が必要になってきます。

今月予定されている安曇野市の民間保育園の視察を皮切りに、外部への視察をはじめとした活動や情報収集、課題についての研究、そして募集要項の制定に向けて、今後もスピード感を持って推進してまいります。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） 今御答弁いただきましたが、これまでに開いたチームの会議の回数と次回の予定はいつでしょうか。また、収集された情報の課題と検討された募集要項の内容に関して御報告をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 井口学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 7月に第1回を開催しておりまして、12日に安曇野市のほうへ視察に行くと、その後は、日は決まっておりますけれども、また会議をする予定でございます。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） 今、活動状況の御答弁をお伺いしましたが、やはりちょっと不安になっているといたしますか、疑問な点は、会議を開いたときに、なぜまた次の会議の予定であるとかそういうことも決定されないのか。やはりどうしても計画的にいろいろ進めていただいているのかなとちょっと不安になる面がありますが、その辺はいかがでございますでしょうか。

○議長（横澤はま君） 井口学校保育課長。

○学校保育課長（井口博貴君） 日の確定は、学校保育課内でまた調整しますので、すぐには決めませんが、皆さんの予定を聞きながら行います。

民間誘致の関係出ていますけれども、まず、令和7年度の統合に向けてが担当課としては最優先ですので、そちらを優先して今行っているところで、決してやらないんじゃないんで、優先順位もありますので、その辺、御理解いただきたいと思います。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） 統合の問題と新設の問題とで、いろいろマンパワーもあって大変かとは思いますが、ぜひ並行して計画的に進めていただきたいと思います。

続きまして、問2で、保育園施設予定地を問います。

学校保育課からは、現在の会染保育園施設は維持し、現在の施設に誘致する方向との報告を受けております。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 保育園予定地についてお答えをいたします。

現在までのところ、現在立地している場所において誘致する計画であります。また、新しい保育園の運営事業者が決まった段階で、事業者と協議を通じて、予定地については検討をしております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） 運営事業者との協議によってという答弁が出ましたが、協議によっては、現行の方向性である会染保育園の施設での設置という予定地の変更もあり得るのでしょうか。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 今、町が予定しているのは、あくまでも会染保育園のあの場所というところで、ほかに実際利用ができるような今町有地を持っていないというのが事実であります。

です。町としてはそういった方向で考える。しかしながら、民間保育園ですので、様々なアイデアもありますし、そういった立地している場所についても、ここを候補としたというところで場所の移動があるかもしれませんし、建て替えもあるかもしれませんし、そういったケースを想定しながら、町としては、今のところは、今あるところは現在立地している場所ですということで、今考えているところであります。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） 町での方向性、要望、あるいは地元民の要望というのもあるかと思いますが、おっしゃっているとおり、手を挙げてくれる民間事業者の考えもあるかと思いますが、いずれにしても、そういったものの調整という点に関してであれば、先ほど私も申しましたが、チームでの会議のときに、とにかく次の予定を立てながら、その間に視察やいろいろな情報を得た中での問題点をどんどん精査していくという、そういうような方向でやっていただければと思います。

続きまして、問3でございますが、今までの質問の流れになりますが、民間保育園の開園予定日を問います。

町長は、6月定例議会で私の質問に対し、なるべく1園だけの期間を短縮するよう精いっぱい努力してまいりますと答弁していただきました。

町長の意思を実行するには、開園予定日を定め、そこから逆算しての作業工程管理を行い、視察や保育園の規模や運営形態や募集要項の策定並びに補助金や交付金の検討など、たくさん課題に取り組んでいく必要があります。

町長の見解をお伺いします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 開園予定日についてのお尋ねでございます。

開園予定日をこちらで一方的に決定することがいいのか、相手のある事業であること、町としても初めてのチャレンジであることなど、総合的に判断しなくてはなりません。もちろん御提案された課題については、保育園活用チームにおいて検討をさせていただきたいと思っています。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） どのような事業でも、事前に、構造物であれば完成予定日にあり、イベントなどであれば開催予定日があり、その日程に向かって作業と工程を管理をし、その事業の推進を行うのではないのでしょうか。

特に、今般の民間保育園の開園に関しましては、町長自身になるべく1園だけの期間を短縮するよう精いっぱい努力していると答弁されております。その点を踏まえて、再度、開園予定日に関して御質問いたします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

ふだんのそういうイベントと今回はちょっと内容が異なっておりまして、まず、相手を探さなければいけないという状況です。そして、相手との話合いの中で、やはりいつ頃に始めたいということを、町のなるべく早く始めてほしいということを伝え、そしてそれに、ああ、ここの期日だったらできますというところで、初めて開園予定日が決まるものだと思っております。

あくまでも開園予定日が来年の4月ですよと言ったら、今度は、それしか応募される方も、本当はもっといい保育園をここにぜひ開設したいという事業者の方にとっても、そこが要するにハードルになって応募できないということもあれば、池田町にとって、どちらかというところとメリットはちょっと薄くなるかなというふうに思います。

なので、そこら辺のところは、やはり早くやりたいのは分かりますけれども、まずはしっかりとした相手を決める、それには池田町のこういったところでこういう強みを持った、今検討していますけれども、募集要項にしっかりと早くそういったものを定めて、次のステップ、プロポーザルなるのかどうか、様々な方法で、まずは相手を探して、そして相手と

の中で開園予定日を、町の要望としてはなるべく早くしてくださいといったような取組をしていく必要があろうかと思います。

先ほども御質問ありましたとおり、今決まっているのは、来年の4月の池田保育園の統合です。これはまず決まっていることありますので、そちらのほうにはやはりある程度集中していかなくては、やはりそういったところの万が一何かトラブルがあってもいけませんし、そちらのほうも新しいことです。そして、人は同じ人しかいない。

その中で、「二兎を追うものは一兎をも得ず」じゃないですけども、そういうふうにならないように、一つ一つやはりやるべきことをしっかりやって、それを同時並行していくんですけれども、そういったミスがないようにしていくのが行政の務めだと思いますので、しっかりとやっぱりそういったところを見定めながら、事務事業の執行に当たっていきいたいというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） まさに、先ほどの課長の答弁にもありましたように、統合と誘致との並行している状態の中で、行政の皆さんも努力はされていると思いますが、やはりこれに関しては地元の子育て世代であるとか、さらには、池田町の中で、会染地区にそういう子育ての環境があるとか、若い人たちが定住したり、あるいは町外に出るのではなくてそこで暮らしていける、子育てができる環境があるのかということも非常に大事だと思います。その点では、何度も言って申し訳ございませんが、町長がおっしゃっている1園だけの期間を短縮する精いっぱいの努力ということを、ぜひ役場の中、担当部署一丸となって進めていただきたいと思います。

その中で、現状で、何か事業者との問題ということも再三町長おっしゃっていただいておりますが、まだプロポーザルですとかそういうことはしていない状況ですが、午前中の同僚議員の質問の中でも若干出てまいりましたが、今現在、何か関心を持っている事業者ですとかそういった方々があれば、可能な限りで結構ですので、ちょっと御報告のほうをいただければありがたいと思います。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） お答えいたします。

関心を寄せていただいている方は、肌感覚ではあります。しかしながら、まだ正式に町が募集要項も定めていない段階の中ですので、やはりそういった方もどうやってアプローチし

ていったらいいのかというところで、お互い手探り状態みたいなのところもあります。

そして、実際、池田町のそういった状況もまだしっかりとお話もさせていただいておりませんし、まずは、そういったところをしっかりと定めて、募集要項を定めた中で、しっかりといろんな人に関心を持っていただけるようにプレスリリースも図りながら、そこで受けていくのが一番大事かなと思います。

今の段階では、会染保育園を見せてほしい、見学させてほしいという声も聞いておりますので、そういったところは、教育委員会を通じて対応ができる限り、そういったところは対応させていただいているといった状況でございます。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） そういった点では、やはり相手方があってということですが、相手方もこちらが準備・検討できるだけのものをいかに早く提示していくかということによって、相手の検討も進んでいくでしょうし、さらには1園だけの期間を短縮するという方向にもいくかと思いますので、ぜひそういう方向で進めていただければと思います。

続きまして、これから以下の質問に関しましては、民間保育園誘致の件とは異なりますが、会染保育園の現状の問題に対する対策に関することになります。

問4、会染保育園の雨漏り対策を問います。

町長は、6月定例議会での私の質問に対し、私も現場を確認してまいりました。既に使われていない場所から漏れている場所もありましたし、園児の保育室のところでも出ている場所もありましたと答弁され、さらに、園児の皆さんに影響のあるところを中心に、対応を取ってまいりたいということであると答弁されています。

雨漏り対策が非常に難しいことは承知しております。しかし、園児に影響のある箇所に対し、どのような対応を取られたかを問います。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 雨漏りに対しての関係であります。

雨漏りの関係ですが、議員おっしゃられるとおり様々な課題がございます。

まず、場所が特定できず、全体を修繕することになると多額の費用がかかることや主な箇所は比較的廊下であること等の理由から、園児に影響のある箇所に対して少ないので、特別な対応には至っておりません。しかしながら、いろんなところで雨漏りというのは、やはり工務店さんも非常に大変な作業になるということで、作業をやっても、また雨漏りが止まら

なければ、また次のところ、次のところということで、実際、どこをやっているのか分からないというところもあります。

なので、そういったところも考えれば、今現在、様子を見ているといったところが状態にあります。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） まさに、町長の御答弁、非常に雨漏りは対策が難しいということは、本当にこれが別問題でしたらもっと強く言えたりもするんですけども、あります。しかし、会染保育園施設の今後の活用として、町長は6月定例会で、避難所としての機能もあり、維持していきたいと答弁されました。

今年も、台風ですとか、さらに線状降水帯ですとか、いろいろな被害が各地で起きております。災害時に避難所としての施設利用を考えれば、早急な雨漏り対策の必要性もあるのではないかと思います。

町長のお考えをお聞きします。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 雨漏り対策の災害時の対応なんですけれども、やはりそういったところも考えているんですけども、雨漏りの起きているところが一部なわけで、全部どこの屋根も漏れているわけではありません。

なので、災害時に使うところは、そういったところを避けて十分使えますし、直接雨が滴り落ちてくるという状況では、今のところはない状況ですので、そういったところを避けて、雨漏りのところに対応していくと。

特に、躯体の関係が今一番心配なんですけれども、躯体については耐震補強を全部してありますので、あそこの建物が何か倒れてしまうとか、そういったことは今のところは考えにくいのかなというところでありますので、そういった対応をまずしているという段階の中で、そこを利活用していくといったことで考えております。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

○3番（安部 誠君） そういった面では、今のお話では、災害時に避難所として致命的な雨漏りにはなっていないというようなお話でございますが、やはり避難所としても位置づけられておりますので、そういう点では、避難時のそういう避難所としての部屋の割り振りであ

るとか誘導の問題であるとか、そういったことも踏まえて、災害時の利用の対策というものを十分やって、あるいは避難所に該当している地域への、実際避難したときには、会染保育園ではこういう利用の仕方をしてくださいというような御案内もぜひ今後していただければと思います。

次に移ります。

前の質問の流れにもなりますが、問5、会染保育園の屋根塗装の件を問います。

町長は、6月定例議会の私の質問に対し、雨漏りの解消につながるか分かりませんが、今後の施設利用を見込んで、屋根の部分塗装を検討してまいりたいと思いますと答弁され、時期に関しては、梅雨明けを待ってからになると思います。エリアが大体決まってくると思いますので、大体の規模は議会の皆様にもお知らせできるのではないかと思いますと答弁しています。

学校保育課に確認しましたところ、今年度は見送るとの報告でした。

なぜ見送りなのか、なぜ議会に何も報告がないのか、町長の見解を伺います。

○議長（横澤はま君） 矢口町長。

○町長（矢口 稔君） 屋根塗装の件ですけれども、検討した結果、塗装してもやはり雨漏りの解決にならないということが判明をいたしました。なので、今のところ見送ることとなっております。

また、議会に報告がないとの質問ですが、今話されたとおり、担当課も非常に多岐にわたる業務がある中で、各課でその都度報告になると、あれもこれもとなって、報告漏れが生じるおそれがあります。現時点では、予算が必要な場合には全協等で説明をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

特に、予算が出てくると分かるんですけれども、出てこない場合、私たちも、要するにやらないといったことをあえて言ったほうがいいのか、そうするとすごい数が出てきます。なので、やはりそういったところは、お気づきの点があれば、議員協議会、全員協議会のところでぜひお尋ねしていただくか、直接担当課でも結構ですので、あれどうなったかという話をしていただければ、こちらのほうで忘れているということは、なるべくなくしたいと思いますけれども、そういったところで御協力いただければありがたいというふうに感じております。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔3番 安部 誠君 登壇〕

- 3 番（安部 誠君） とにかくマンパワーが不足している中で、最大限のことを努力していただいているというのには深く感謝いたします。しかし、この塗装に関しては、6月の答弁の段階でも、対策に効果があるか分からないが部分塗装を検討していくと、その1つとしては、先ほどもお話ししましたが、今後の施設の利用の維持管理も含めた中ということとして理解しておりました。

そういう面では、現に空き家になっている施設ではございませんので、効果があるかどうか分からないけれども屋根塗装をするということを検討しているよということを議会で発言されて、議会でそういうことになっておるわけですから、これは、やはり地域の方ですとかあるいは現在会染保育園に通園させている親御さんたちもそういう思いかな、成果が出るかどうか分からないけれども屋根塗装はやってくれるんだなという、そういう思いもあったんじゃないかと思います。

そういう点で、やはり地域に現在あるもので、多くの人があるいはさらにそこに通っている子供たちもいる、通わせる親もいるという、そういったものに対しての情報公開の配慮というのは、ぜひしていただきたいと思います。

その点に関して、議会だけではなくて、そういう点に対して町長の見解をお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） 矢口町長。

- 町長（矢口 稔君） 実際、施設面は、私たちのところの町長部局と教育委員会部局と大きく2つに分かれているんですね。保育園の関係は、実際、日々のそういったものも含めて、お知らせ等は町長部局というよりも教育委員会のほうで担当していただいているといったところをまず御理解いただきたいと思います。

なので、どちらかという保育園のほうから、実際、現場の声や教育委員会から、行政のほうで、町部局のほうで、何とか対策をお願いしたいといったときに、初めて私たちのほうでの、それが教育と行政の2つに分かれているツートップというところがあります。

なので、細かな点については、教育委員会のほうで答弁していただければと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（横澤はま君） 山崎教育長。

- 教育長（山崎 晃君） 今、議員が言われたことについて御不安等があれば、それは申し訳なかったことだなというふうに思っております。

今後とも、保護者等また地域の方々から、疑問とか要望とかあればお声をいただいて、真

撃に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（横澤はま君） 安部議員。

〔 3 番 安部 誠君 登壇 〕

○ 3 番（安部 誠君） ぜひそういった面では、非常に多くの人に関わったり関心がある、そういう問題に関しては、ぜひとも問合せがなかったというちょっと冷たい対応ではなくて、気持ちを察してということで、ぜひ温かい気持ちで情報公開というものをしていただければ、情報公開という大げさではなくても、していただければありがたいかなと思います。

以上で、私の本日の一般質問は終了します。ありがとうございました。

○議長（横澤はま君） 以上で、安部誠議員の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問の全てを終了します。

散会の宣告

○議長（横澤はま君） これで、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1 時 5 9 分

令和 6 年 9 月 定 例 町 議 会

(第 5 号)

令和 6 年 9 月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

令和 6 年 9 月 1 9 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
 - 日程第 2 認定第 1 号より認定第 5 号、議案第 3 2 号について、討論、採決
 - 日程第 3 議案第 3 5 号について、討論、採決
 - 日程第 4 議案第 3 6 号より議案第 3 8 号について、討論、採決
 - 日程第 5 議案第 3 9 号について、討論、採決
 - 日程第 6 議案第 4 0 号について、討論、採決
 - 日程第 7 議案第 4 1 号より議案第 4 3 号について、討論、採決
 - 日程第 8 請願・陳情書について、討論、採決
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 同意第 2 号について、上程、説明、採決
 - 追加日程第 2 同意第 3 号について、上程、説明、採決
 - 追加日程第 3 諮問第 1 号について、上程、説明
 - 追加日程第 4 発議第 5 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
 - 追加日程第 5 発議第 6 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
 - 追加日程第 6 発議第 7 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
 - 追加日程第 7 発議第 8 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
 - 追加日程第 8 発議第 9 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
 - 追加日程第 9 発議第 1 0 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
 - 追加日程第 1 0 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
 - 追加日程第 1 1 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
 - 追加日程第 1 2 議員派遣の件
-

出席議員 (1 1 名)

1 番	矢 口 結 以 君	2 番	三 枝 三七子 君
3 番	安 部 誠 君	4 番	山 崎 正 治 君
5 番	大 厩 美 秋 君	6 番	中 山 眞 君
7 番	大 出 美 晴 君	8 番	和 澤 忠 志 君
9 番	薄 井 孝 彦 君	1 0 番	服 部 久 子 君
1 1 番	横 澤 は ま 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	矢 口 稔 君	副町長兼総務課長事務取扱	宮 澤 達 君
教 育 長	山 崎 晃 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
振 興 課 長	下 條 浩 久 君	建設水道課長	山 本 利 彦 君
会計管理者兼 会 計 課 長	丸 山 光 一 君	学校保育課長	井 口 博 貴 君
生涯学習課長	大 澤 孔 君	総務課長補佐 兼 総 務 係 長	滝 沢 健 彦 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 岸 寛 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	---------	-----------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（横澤はま君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、寺嶋課長、療養のため欠席との届出がありました。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

○議長（横澤はま君） 日程 1、各担当委員会に付託した案件についてを議題とします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順とします。

最初に、中山眞予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 中山 眞君 登壇〕

○予算決算特別委員長（中山 眞君） おはようございます。

令和 6 年 9 月池田町議会定例会予算決算特別委員会審議の内容を、会議規則第77条の規定により御報告いたします。

開催日、令和 6 年 9 月13日 9 時半より、池田町役場協議会室にて、出席者、議員11名、議会事務局長。

以下に説明を省略し、質疑内容を御報告します。

協議事項、認定第 1 号 令和 5 年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

意見はありませんでした。全員賛成で可決。

認定第 2 号 令和 5 年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について。

意見なし、全員賛成で可決。

認定第 3 号 令和 5 年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

意見なし、全員賛成で可決。

認定第 4 号 令和 5 年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

意見なし、全員賛成で可決。

認定第 5 号 令和 5 年度池田町水道事業会計の決算の認定について。

意見なし、全員賛成で可決。

議案第32号 令和 5 年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について。

意見なし、全員賛成で可決。

議案第42号 令和 6 年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

意見なし、全員賛成で可決。

議案第43号 令和 6 年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について。

意見なし、全員賛成で可決。

報告は以上です。

その他として、多くの意見、提案が出されましたが、付託事件外のため、ここでは省きます。

他の議員に補足の説明がありましたらお願いします。

以上。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

審議報告を求めます。

大厩美秋総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 大厩美秋君 登壇〕

○総務福祉委員長（大厩美秋君） ただいまより、予算決算特別委員会総務福祉委員会関係の委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和 6 年 9 月 9 日午前 9 時30分より、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、予算決算特別委員、議会事務局、行政側、町長、副町長、教育長並びに総務課、住民課、健康福祉課、会計課の課長及び課長補佐、係長。

9 月 9 日に審議した事件は、認定 3 件、議案 3 件であります。

以下、説明を省略し、質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合があります。御了承く

ださい。

令和6年9月池田町議会定例会予算決算特別委員会における総務福祉関係の審査報告。

協議事項1、総務課関係について、認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、行財政改革審議推進委員会について、6月補正で認められたが、いつ行うのか。

答、今年度中に着手したい。

問、結婚推進事業について、3億円削減プロジェクトで手当がなくなったが、今後は。

答、検討していく。

問、お見合い制度もそこしかないため、検討していただきたいが。

答、出会いネットから現状をお聞きしている。最低限の費用弁償になるかもしれないが、考えていく。

問、ふるさと応援基金が650万円減少したことについて、今後の対策は。

答、新たな商品開発やプロモーションで増やしていく。

問、情報セキュリティ強靱化向上事業で利便性がどのように向上したのか。

答、一つのブラウザで完結するところやURLをコピーする手間など、ワンストップで済むようになった点である。

問、基金明細について、庁舎建て替え分は分かれているのか。

答、基金の中で分かれておらず、一つの基金として管理している。

問、庁舎建て替えについて計画的な積立てをするよう、細かな管理が必要ではないか。

答、細分化も一つの方法ではある。しっかり積んでから分けていく必要があると考える。

問、備蓄品について、今後のシミュレーションの予定は。

答、最低限として町民の3分の1分を備蓄することを目指している。1日3食として、県・国の支援が来るまで二、三日は頑張らねばならない。賞味期限があるため、ストックをどうやっていくかも課題。分散配置など自主防災会も呼びかけをしており、自治会単位で備蓄品を持ってもらえないか働きかけをしていく。

問、POTEKANETの雨量計について、創造館はどうなっているのか。

答、以前、県の農政関係でついていたが、機能していない。新規で1か所を追加予定であり、場所の選定もしている。

問、移住体験ツアーの参加者や移住者の年齢について、どのくらいの方か。

答、子育て世代2組、夫婦やパートナー9組、単身50代以上7組である。結婚後の移住先

として都市圏の移住セミナーに参加された方に参加していただいている。移住者実績は53名、20代から70代までの世帯主が27名で、40代と60代が最も多く8世帯ずつであった。

続いて、議案第41号 令和6年度池田町一般会計補正予算（第3号）について。

問、役場庁舎西側などの外装改修は来年度予算化するのか。

答、来年度に向けて準備したい。

続いて、住民課関係について。

認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、青パトによる防犯パトロールの夕方の時間帯だが、下校時間と合っていないと感じる。学校との連携と対応は。

答、3時から3時半で下校時刻に合わせるよう依頼をしているが、実際実施時間について検討し実施していく。

問、年2回の美しい町づくり行動デーの参加は自治会での参加なのか。

答、あくまで個人でやっていただいております、自治会単位ではない。

問、河川等水質検査の実施について、排水水についてはどのような基準でされているのか。

答、町内2か所で例年定点観測ということで調査している。県の環境部から出ている生活環境の保全に関する環境基準から判定し、6段階中2番目のAである。排出基準を満たしているという調査結果となっている。

問、町営バスの時刻表について、いつ頃改正するのか。

答、実施時期について、今年度はこのままですが、来年3月にJRのダイヤ改正を鑑み4月1日から改正という予定で動いている。

問、バス関連のアドバイザーについて、どうなっているのか。

答、今後の在り方について、全8回の相談をしていく。

問、アドバイザーなどからの相談結果が出るのはいつか。

答、今年度中で考えている。

要望、地域公共交通会議もあるため、議会を含めて審議し、方向性を早く検討していただきたい。

認定第3号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

問、産科医療保障制度加入機関での分娩について、その医療機関はどこか。

答、出産育児一時金100万円は、国保を通じて支払われるため、求めなければ示されない状況である。

問、国民健康保険の保険証の令和５年度の未交付数は。

答、ゼロである。

認定第４号 令和５年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。

議案第41号 令和６年度池田町一般会計補正予算（第３号）について。

質疑なし。

議案第42号 令和６年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について。

質疑なし。

議案第43号 令和６年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について。

質疑なし。

続いて、健康福祉課関係について。

認定第１号 令和５年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、福祉企業センター授産事業経費の工賃収入の増減について、参加していただく企業への営業はされているのか。

答、会社の多くが古くからの付き合いのあるところである。事業所ごと増減があったり仕事がない年もある。また、突然新しい事業が始まることもあり、作業員ができる仕事、できない仕事があるため、歯がゆいところはある。一方、いいタイミングで仕事も来ており、受けることもできた。

問、多世代支援事業で、相談内容の児童虐待が190件で、そのうち小・中学生は98件であるが、解消された件数は。

答、数字は延べ件数であることと、要保護児童対策地域協議会の事務局として虐待の疑いの通告も含めた件数である。怪しいと思ったら通報をということで、予防的な観点からの数値が出ている。通告があった時点で認定をしているため、重篤な虐待があったというわけではない。

問、虐待に関して教育委員会へ苦情や相談はあるのか。

答、深刻なものについては教育委員会に連絡をいただいている。学校で把握しているものもある。事情を聞いて対応した。

意見、相談窓口の担当者だけで解決できる問題ではないため、学校、保育関係者、教育委員会も交えて対応していかなければならないと思う。

問、予定されているこども家庭センターの体制はどうなるのか。

答、教育委員会と連携しながら４月から稼働する予定であり、子供たちのためにワンストップ体制にしていく。人員配置は担当課で考えていく。

問、多世代相談センターはどうか。

答、多世代相談センターは残していく。こども家庭センターは子供たちに焦点を当てて、子供のことを気軽に相談できる体制になっていくと思う。

問、近隣含め、人との接触を持ちたがらない人も潜在的にいると思うが、相談に行けない表に現れない人については、どのように考えるか。

答、65歳前後や以上のところでは、地域包括支援センター、民生委員、自治会関係者などからつながり、サービスにつながっていったケースもある。

問、身体障害者手帳の所持状況が平成30年度から減少し続けている要因は。

答、亡くなった方が多く、新規の方はいても、それ以上に減少幅が大きいいため、数字が落ちていると考える。

認定第３号 令和５年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

問、特定健診の受診率が千本木台や高瀬橋南は特に高くなっているが、要因は。

答、特別に何かというよりは、地区としてまとまりのあるところという印象はある。

続いて、会計課関係について。

認定第１号 令和５年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。

続いて、議会事務局関係について。

認定第１号 令和５年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。

以上、総務福祉関係の質疑を申し上げました。他の委員に補足があればお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

大畠委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

引き続き、審議報告を求めます。

大出美晴振興文教委員長。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

○振興文教委員長（大出美晴君） おはようございます。

予算決算特別委員会振興文教委員会関係の審査報告を申し上げます。

日時、令和6年9月10日火曜日、午前9時30分より、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、予算決算特別委員11名、議会事務局、行政側、町長、副町長、教育長並びに振興課、建設水道課、学校保育課、生涯学習課の課長及び課長補佐、係長。

9月10日に審議した事件は、認定3件及び議案2件であります。

以下、説明を省略し、質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため、文章上変えてある場合がありますので、御了承ください。

それでは、予算決算特別委員会における振興文教関係の審査報告になります。

農業委員会、振興課関係について。

認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、農業の地域計画のアンケート結果は。

答、令和6年1月31日から2月19日までに配布した。対象者は農地所有者並びに耕作者1,239人が対象。回答人数1,009人で81.4%の回収率。2月で締めたが、20人ほど後日に提出があり、83%の最終的回収率。

一番懸念しているのは、後継者の有無だ。後継者がいないと答えた人は672人、全体の3分の2である。新農業法人の動向を見ながら、目標となる集約化を検討する。

問、農業総合費について、昨年度の成果説明書によると、職員8名いた。そして公用車1台を更新している。今年度前年比プラス1,350万円になっている。内容の説明をお願いします。

答、令和4年度は8名、4月当初では農政係課長を含めて5名、耕地林務係2名、合計7名でスタートした。途中で農政係2名が休職になり、課長の給与が水道係から出ていたことが分かった。3月末の時点では7名で回していた。トータルで給与を受けた職員は8名だった。課長の給与分が農政係からではなく水道係から出ていたため、今年度よりも少ない金額だった。今年度5名は農政係であり、耕地林務係2名と合わせて7名分となる。

問、まちなかにぎわいの施設利用者は増えたが、ランチカフェの利用者は大幅に減ったという結果だ。増えている施設利用者の把握の仕方はどうなっているのか。

答、毎週金曜日に開催している「はれるや市」に来場する方全員という人数になっている。

問、にぎわいの予約も町の公共施設のオンライン予約と連携できないか。

答、町の職員の間で予約の仕方が可能かどうか検討していきたい。

問、観光協会の組織の見直しが必要ではないか。観光は池田町の重要な税収となるのだから、町の組織の在り方を見直すときに来ているのでは。

答、観光協会の人数が減少したことと、いけ弁には人手がかかる。本業との両立を図りながら、関係者と相談し、今後の観光客の増加を図っていければと考えている。

問、観光客の減少について、コロナ以降、当町への人数が戻っていない。観光協会だけでなく、他事業者との連携が必要と思うが。

答、連絡協議会というようなまとまった組織はない状況だ。今後それぞれの施設の管理者とも相談させていただきながら検討したい。

問、スタッフ人員を回復させる可能性はあるのか。

答、10月に女性1人を採用することになっている。情報発信に力をつけているとのことなので、観光協会での活躍が見込まれる。

問、観光客を増やすことが重要だ。中小企業同士、横の連携を強めることを検討すべきでは。

答、横の関係の協議会も今までなかったので、検討する余地がある。いずれにしても、観光に力を入れていきたいが、社団法人の核を持った協会として硬直化しないように新しい体制でしっかり稼いでいただくよう、町も訴えていく。

問、大峰高原のキャンプ場は利用があるのか。また、今後どうするのか。

答、利用者数は調べるようにする。トイレが老朽化をしており、衛生的に問題がある。場合によっては集約化する可能性がある。今後利用しやすいようなキャンプ場にするために検討を重ねる。

問、農業法人の総会が近く開かれると聞いた。今どのような方向に進んでいるのか説明を願う。

答、今年5月の末に法人が立ち上がった。7月の半ばに今後の方針についての総会を開いた。そこでは今のところ社口原を含む農地を受けていく状態にはないということになった。近々開かれる総会というのは、日程は決まっていない。社長しかいないので、取締役の人数を増やすこと、監査委員を選任することをまずやってほしいという意見が出ている。そういうことを決めるために総会が開かれる予定。

問、有害鳥獣対策について現状をお聞きする。

答、大型のおりを設置し、誘引を始めた。4月、5月、6月、近辺まで大小を含め多くの猿を捕獲したことで群れが半減した。鹿、イノシシも今年度8月末には相当数確保した。ハクビシン、タヌキ等の小中型動物も確保している。

問、これからの花のハーブの里づくりの具体策と今後の戦略は。

答、花とハーブといっても抽象的過ぎると感じる。具体的にどんなハーブにするのか、花の色はどうするか、どう使うのか研究したいと考える。

認定第2号 令和5年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について。

問、空き家の活用に使えないのか。また、IT系、ゲーム会社などが古民家を改装してリモート基地として2拠点就労している企業も出てきているが、それは工場誘致の補助が使えるのか。

答、空き家活用には使えない。基本的に工場が進出してきたときに繰出金を出して運用し支援するものである。結果、見返りとして税収が見込める。このことは発想がなく考えなかったもので、今後検討する。

議案第41号 令和6年度池田町一般会計補正予算（第3号）について。

問、農地管理委託料の関係だが、社口原をどこに委託し、何をするのか。

答、未定である。法人個人関係なく、やってくれるところをお願いする。まずは草刈りや堆肥等の散布を考えている。

建設水道課関係について。

認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、大北森林間接補助金返還金はあと何年か。

答、1,000万円弱で六、七年かかる見込み。

問、高瀬川広域水道企業団負担金は、来年で終わるのか。

答、今のところ令和6年度に終わらずに、令和7年までかかる見込みである。

認定第5号 令和5年度池田町水道事業会計の決算の認定について。

問、当町における水道管耐震化率は。

答、今後、令和7年度以降、耐震化の状況を含め診断していく予定。

議案第32号 令和5年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について。

質疑なし。

議案第41号 令和6年度池田町一般会計補正予算（第3号）について。

問、ラベンダー植え替えの農道1号はどこか。

答、県道からクラフトパークへ登る道である。

学校保育課関係について。

認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、パソコンのリース料は見直しできないのか。また、デジタル教科書の普及率は。

答、5年リースを組んでいるので、途中で契約を解約できない。デジタル教科書は、数学、英語、社会と使っている。

問、保育士の特別休暇を増やしたいということだが、取得率は。

答、取得率は調査をしていないが、特別休暇、夏休みはほぼ会計年度の先生全員取っている。療養休暇は、個人差がある。

問、会染保育園には主任保育士がいない理由は。

答、主任保育士が体調を崩して休職した。復職したが、他の業務に携わっている状態である。

問、ICTの支援業務について、業務委託料として394万1,600円を支出しているが、どのような形で選定しているのか。

答、ICTの関係ですが、当初の選定では複数業者を探したが、今は継続して支援をお願いしている。

問、池田小の雨漏り設計監理料が工事費に対して12.8%、会染小学校の体育館の雨漏りの工事の工事費に対する設計監理料が25.5%、差があるのはなぜか。また、設計監理者の選定は指名競争入札なのか。

答、この設計監理委託料は、国土交通省の基準に沿っている。その基準で算出している。設計監理は随意契約である。工事そのものは入札を行った。

議案第41号 令和6年度池田町一般会計補正予算（第3号）について。

問、小学校管理経費一般修繕料で中庭のモニュメントの修理はどのようなものか。

答、中庭のモニュメントの周りのブロックの中が空洞になっていることが判明し、安全対策のための修繕である。

生涯学習課関係について。

認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、大峰マレットゴルフ場は中止にしたのか。また、今後どうするのか。

答、今年はまだ利用できる。こうした施設は今後見直しを図っていく。

問、クラフトパークの管理委託料が前年より上がっている理由は。

答、トイレの清掃員を専属に入れた。また、天候状況によるが、草取りの人を増やしたことも理由の一つである。

議案第41号 令和6年度池田町一般会計補正予算（第3号）について。

問、林中の公園の木を伐採することだが、使い勝手が悪くなるのでは。

答、現在はほとんど使用されていないので、管理しやすくしたい。

以上で、令和6年9月定例会における予算決算特別委員会振興文教関係についての報告を終わります。他の委員に補足があれば、お願いいたします。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

大出委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって、予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

大厩美秋総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 大厩美秋君 登壇〕

○総務福祉委員長（大厩美秋君） これより総務福祉委員会委員会審査報告をいたします。

本委員階に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和6年9月9日予算決算特別委員会終了後、午後2時40分より、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、総務福祉委員、議会事務局、行政側、町長、副町長、教育長、総務福祉委員会に關係する各課長。

今定例会において本委員会に付託された事件は議案4件、陳情4件であります。

以下、説明を省略し、質疑及び審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合もあります。御了承ください。

令和6年9月池田町議会定例会の総務福祉委員会の審査報告。

協議事項、議案第36号 池田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。表決の結果、全員賛成で委員会として可決。

続きまして、議案第37号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。表決の結果、全員賛成で委員会として可決。

続きまして、議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。表決の結果、全員の賛成で委員会として可決しました。

続きまして、議案第39号 池田町犯罪被害者等支援条例の制定について。

質疑なし。表決の結果、全員の賛成で委員会として可決しました。

続きまして、陳情第8号 大町の裁判所の充実を求める協議会の設立及び活動に関する陳情。

意見、陳情書で述べられているとおりである。大北地域は中山間地域も抱え、家裁調査官の常駐や庁舎機器設備も整えるべきである。

意見、住む場所によって国民の権利がないがしろにならないようにすることは当然である。

意見、お子さんがいる家庭では、お子さんにもストレスがかかる。少しでも軽減が図られることを要望し、賛成する。

表決の結果、全員の賛成で委員会として採択。

続きまして、陳情第9号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書。

意見、介護に関する仕事が見られがちであり、賃金格差が問題になっている。人員確保のために労働者の賃上げは必要。

意見、来年度には32万人もの介護職員さんが不足すると言われている。そういった面で待遇改善が必要だと思う。

意見、ベースアップ賃上げが行われても、現場レベルで2.5%も見込めない厳しい状況を鑑み、賛成する。

表決の結果、全員の賛成で委員会として採択。

意見書の提出について質疑なく、表決の結果、全員の賛成で委員会として採択されました。

続きまして、陳情第10号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書。

意見、都市圏と違い、地域密着型の小規模事業所も多く、全産業の平均6万円を下回る給与の実態が慢性的な人手不足を招いているため、国の支援を求めていく必要がある。

意見、介護報酬が引き下げられ、介護施設が潰れていることを聞いていた。小さな介護施設を維持するためにも必要である。

意見、高齢化が進み、介護職員として働く方を支えていかなければ地域が成り立っていかないため賛成する。

表決の結果、全員の賛成で委員会として採択。

意見書の提出について。標記の陳情書は北アルプス広域連合議会へも提出されており、意見書の表題について、「引き下げ撤回と」を委員会での意見により「引き下げ見直しと」に改めたとの情報提供があり、当委員会も意見を伺った。撤回ということはほとんどできない。見直しという中で柔軟に対応していく形がいいと思う。撤回ができないなら、見直しも駄目だと思うなどの意見が出されたが、「引き下げ見直し」に改めることを賛成多数で決定しました。

表決の結果につきましては、全員の賛成で委員会として採択されました。

続きまして、陳情第11号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情。

意見、国庫負担事業経営されている方、非正規雇用の方が加入されている。非常に厳しい状況で、国の負担増額を求めることは必要。1兆円あれば子供の均等割が解消できると聞いているため、国保加入者の負担軽減のため賛成する。

意見、国民健康保険の財政も厳しいところがある。国庫負担の増額は求めていくべき。

意見、池田町の議会の中でも何度も質疑がされ、町も国に求めていただきたいという話もある。経営支援となり子育て支援の大きな政策にもなってくると思う。

表決の結果、全員の賛成で委員会として採択。

意見書の提出について質疑なく、表決の結果、全員の賛成で委員会として採択されました。

続きまして、閉会中の継続調査について。

デマンド交通について主な活動をしているが、今年度中に視察研修を行い、デマンドの在り方の共通する部分について、一定の形で区切らせたい。他の調査についても委員会で検討をしていきたい。

異議なしにより閉会中の継続調査は引き続き以下の3項目とする。

- 1 池田町の町づくりと住民福祉の向上について。
- 2 デマンド交通を含めた公共交通の在り方について。

3 ゼロカーボン社会の推進に関する調査研究について。

以上で、総務福祉委員会に付託された事件の報告を終わります。他の委員に補足がありましたらお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

大出美晴振興文教委員長。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

○振興文教委員長（大出美晴君） 振興文教委員会の審査報告を申し上げます。

日時、令和6年9月10日火曜日、予算決算特別委員会終了後、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、振興文教委員6名、議会事務局、行政側、町長、副町長、教育長、振興文教委員会に関係する各課長、補佐、係長。

今定例会における本委員会に付託された事件は、議案2件、請願1件であります。

以下、説明を省略し、質疑、意見及び審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合もありますので、御了承ください。

議案第35号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

問、検討委員会をいつ開くのか、傍聴はできるのか。

答、第1回目は9月25日である。傍聴は可能にする。

問、教育委員会定例会報告の議事録を詳細が分かるようにしてほしいが。

答、どのようなつくりにするか検討をしていく。

問、メンバーの男女比については、どうなったか。

答、コミュニティとPTAの代表には入っていただきたい。男女比については公募でバラ

ンスが取れるように心がける。

採決の結果、全員の賛成で委員会として可決。

議案第40号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。採決の結果、全員の賛成で委員会として可決。

請願第12号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について。

問、紹介者に聞く、20年前からこういう動きがあって、なかなか国が動かない。その一番の理由は。

答、国会議員にも政府の方にも質問するが、慎重に審議している、勉強会をやっていますという回答しか示さない。障壁となっているのは、司法権が侵害されるのではと言われる方が多い。しかし、国連の勧告を受けても法的拘束力がないので、批准を怖がることはないという意見もある。

意見、ジェンダー平等であるべきだと思う。批准を進めるということは非常に重要なことなので採択すべき。

意見、これから育っていく日本の子供たちに、日本が差別大国ではない状況をつくっていくためにも、選択議定書の批准を求めたいので賛成する。

採決の結果、全員の賛成で委員会として採択。

意見書も同じです。

その他、閉会中の継続調査について。

地域で育む保小中の在り方について。

地酒地ワインの振興について。

地域計画を含む農業の在り方について。

美術館創造館の在り方について。

意見、乾杯条例について生産業者、飲食業者に集ってもらい、具体的な生かし方を検討すべきである。

意見、議会が業者の意見を吸い上げて、行政に具体的な要請をすることも大事である。

意見、議会の発議で終わるのではなく、これからどうするのか、また行政とどう関わるのか検討が必要。

意見、町としてもどう振興していくのか、アクションプラン等も検討し、応援と協力をしていきたい。

以上で、振興文教委員会に付託された案件の報告を終わります。他の委員に補足があれば

お願いいたします。

- 議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって、振興文教委員会の報告を終了します。

以上で、各委員会の報告を終了します。

認定第1号より認定第5号及び議案第32号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程2、認定第1号より第5号及び議案第32号を各議案ごとに討論、採決を行います。

認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

矢口結以議員。

- 1番（矢口結以君） 1番、矢口結以です。

認定第1号 令和5年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

1点目は、昨年急いで新法人を立ち上げなければならないとし、町は300万円を新法人に向け出資した件で、今年に入り設立、総会等が行われているものの、その方針はいまだ明確ではなく、不透明感を残したままであります。

2点目、美術館費3,255万2,000円で、入館者数は9,053人と令和4年度より半数以下となっております。美術館の維持管理、在り方を含め、早急な改善が必要だと考えます。クラフトパークも含めまして、池田町の重要な観光資源の一つであります。維持管理面に関しては、ブタナの除草対策等、必要な措置が施されるべきです。また、イベント推進等で池田町を盛り上げていただくことを鑑みなければなりません。

また、ふるさと納税の契約企業を増やしたものの、約650万円の減でありました。契約企業は増えたもののPR等が足りなかったのではないかと考え、これらの点から反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（横澤はま君） この議案に対して、賛成討論がありますか。

薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） 様々な問題点はあるかと思いますが、やはり基本的には問題点はあるにしても、財政的にも剰余金も出ましたし、問題ないと思いますので、私は賛成いたします。

○議長（横澤はま君） これに対し、反対討論がありますか。

三枝三七子議員。

○2番（三枝三七子君） 私は反対の立場から討論いたします。

今議会において、この決算に対して議会が審議すべきことは、行政側が予算を執行した結果として、歳入歳出の状況等を示されたものを読み、予算が適正に執行されたのか、また目的としていた行政事業効果が得られたのかを審議、確認し、認定するかどうかの判断をするというところにあります。

私は議員として2年目に入ったばかりですが、この令和5年度の決算には納得できません。なぜなら今年2月に開かれた3月議会において、新農業法人の設立に関し、4名の議員の反対もむなしく新農業法人への出資は可決されました。その結果として、今現在、法人は稼働していない状況です。この状況は、予算の執行のみが行われ、事業が行われていない状況にほかなりません。

3月議会において賛成された多数の議員の主張を聞き直しますと、今すぐに必要ということを経験の方が言われていました。しかし、現実は今、事業体として動けない状態を余儀なくされています。これでは町民からの信任を受け、税の執行審議を付託された議員といたしましては、反対活動をされた方々の危惧どおりの現実となり、申し訳なく感じる所存です。

職員の皆さんの仕事を否定するわけではありません。また、新町長に責任を問うものでもございません。ですが、この新農業法人の状態について看過することはできません。私は、この令和5年度一般会計歳入歳出決算書に、残念ですが反対を申し上げます。

以上です。

○議長（横澤はま君） この議案に対して賛成討論がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

認定第1号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

- 議長（横澤はま君） 起立多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第2号 令和5年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

認定第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第3号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

認定第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第4号 令和5年度池田町後期高齢者医療別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

認定第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第5号 令和5年度池田町水道事業特別会計の決算の認定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

認定第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

議案第32号 令和5年度池田町下水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第32号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第35号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程3、議案第35号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

矢口結以議員。

- 1番（矢口結以君） 1番の矢口結以です。

議案第35号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

義務教育の在り方について議論されることについて、委員の男女比についての課題を改善されたことも評価いたします。また、委員会でも質疑に応じていただき、必ず傍聴可能とし、全記録を残した議事録の作成することなども、情報を広く公開すること等、こちら要望をいたしまして、賛成討論といたします。

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

三枝三七子議員。

- 2 番（三枝三七子君） 私は、この議案第35号に対して、賛成の立場から討論いたします。

義務教育在り方検討委員会の設置について、現在の我が国の現状を鑑みると、国を挙げて少子化対策の強化を叫んでいる状況です。子供が減少する一途、国民全体も2050年には8,000万人となると危惧されています。また、これまでになく公教育の現場においても、教諭の不足も深刻であり、現実、通学、出席をためらう子供も増えています。子供の数がさらに減り、今までの教育体制また授業方法も見直さなければならない時期に入ってきたことは、多くの方々が認識されていることと思います。

よって、全国に先駆け、2019年より当町より実施してきた第2次教育大綱「子どもがまんなか」という、これに沿って、これから2年間という時間をかけ、実のある議論と検討がなされることを大変期待します。

しかしながら、教育委員会側の把握している当町の公教育の問題点など、できれば事前に検討事項として挙げていただきたいと思います。現場の教職員の方々の参加も必要ではないかと思われます。

1点要望するところは、誰が読んでもその会議の様子、どのような発言をされたのか分かる開かれた会議を目指され、理解しやすい議事録を速やかに開催1週間から10日で作成されることを切望します。また、審議されたことが確実に具体的に2年後にはこの町の教育に生かされる結果となることを期待し、賛成いたします。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対し賛成討論がありますか。

薄井議員。

- 9 番（薄井孝彦君） この議案は、少子化が進む中で将来を展望した小・中学校の義務教育の在り方について検討するということで、また、その委員報酬を定めるということで、私は基本的には賛成いたします。ただ、審議に当たっては、少子化の中でどういう教育環境が本当に子供にとっていいのかということが、やはり一番大切なことだと私は思いますので、その点については様々な意見があると思いますので、ぜひ委員会の中で、中間報告くらいの段階でいいかと思いますが、報告、こういう考え方を示していただいて、それを町民に知らせて、報告集会みたいなものを計画していただいて、町民の意見を聞きながら進めてい

ただきたいということと、委員会は公開でやっていただいて、議事録は町のホームページに載せていただきたい、その２点を要望して賛成いたします。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対し反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） 次に、賛成討論がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第35号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第36号より議案第38号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程4、議案第36号より議案第38号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第36号 池田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第36号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第37号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第38号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第39号について、討論、採決

○議長（横澤はま君） 日程5、議案第39号 池田町犯罪被害者等支援条例の制定について討

論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第39号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第40号について、討論、採決

○議長（横澤はま君） 日程6、議案第40号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第40号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第４１号より議案第４３号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程７、議案第41号より議案第43号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第41号 令和６年度池田町一般会計補正予算（第３号）について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第41号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第42号 令和６年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第42号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 令和６年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第43号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程8、請願、陳情書について、各請願、陳情書ごとに討論、採決を行います。

陳情第8号 大町の裁判所の充実を求める協議会の設立及び活動に関する陳情について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

陳情第8号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情第9号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

陳情第9号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情第10号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

服部議員。

- 10番（服部久子君） 陳情第10号の賛成討論を行います。

3年に一度の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられました。厚労省の資料では、訪問介護事業所の約4割が2022年度以降、3年連続で赤字であることが明らかになっております。地域で訪問介護を支える小規模事業者が経営困難で倒産し、訪問介護事業所が1件もない自治体も生まれています。

保険はあっても介護なしの状況をなくすため、国の予算を増額し、地域の介護を支えるべきと考え、この陳情に賛成いたします。

次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） 次に、賛成討論がありますか。

三枝三七子議員。

- 2番（三枝三七子君） 私は、この陳情に賛成の立場から討論いたします。

令和6年4月1日から、訪問介護報酬が引き下げられた、その根拠は、訪問介護の利益率が全介護サービスの平均を大きく上回っていたこと、2つ目は、介護事業経営実態調査で収

支差率が比較的に高いと判明したためとされています。

ですが、これは簡単に言うと、訪問介護がもうけ過ぎているから、調整として基本報酬を引き下げることでした。しかし、その実態は、一部の大規模事業所、つまり首都圏や大都市圏などのサ高住を回る、集合住宅を回る事業者が平均的な利益を押し上げているだけで、全体の36.7%が赤字になっています。訪問回数が月に2,001回以上の大規模事業所は利益率が13%台に対し、200回から400回までの小規模事業所では、1%台しか利益が出ていません。つまり、大きな開きがあるのです。

当町のある中山間地のようなところでは、高齢者の自宅を1軒1軒回るような事業所では、ガソリン代の高騰が大きく響き、しかも移動時間には報酬がつかず、回れば回るほどマイナスがかさんでいる実態です。

また、介護事業経営者によれば、今後は利用者の引き受け方を変えるしかないという声が聞こえてきています。なぜなら、同時に障害者補助と高齢者介護の依頼が来たら、介護より障害のサービスを取らざるを得なくなるという声でした。これは、介護報酬と同時に障害福祉サービスの報酬も改定され僅かながら引き上げられ、処遇改善加算については、介護保険サービス以上に手厚い対応が取られたということからです。

国のすることではありますが、一部の事業者の利益が高ければ手当を引き下げるのではなく、介護就労者への処遇改善に当てよと国が指導すべきことを、単に地域格差も考えず一律の引下げを行ったという非道な大きな矛盾です。一体誰のための福祉なのでしょう。数字しか見ていない官僚が政策立案してしまっていると私は思います。これに憤りとともに、この陳情に強く賛成をします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

陳情第10号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情第11号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

安部議員。

- 3番（安部 誠君） この陳情の趣旨にも述べられておりますとおり、国民健康保険の均等割は、未就学の子供にはかかりませんが、それ以上の子供にはかかっております。これは非常に子育ての負担になっており、現場の子育て世帯からも、その改善を求める声が多く聞こえております。

少子化対策にも通じる案件かと思います。私は国保財政への国庫負担の増額を求めるこの陳情に賛成させていただきます。

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） この陳情に対して賛成討論がありますか。

服部議員。

- 10番（服部久子君） 陳情第11号の賛成討論いたします。

国民健康保険は現役世代も退職すれば国保加入となり、ほとんどの国民が関係する保険です。しかし保険料が他の健康保険と比べ約2倍になっています。また、ゼロ歳児から均等割の負担があり、多子世帯にも大きな負担を強いています。

1984年から医療費抑制政策で50%だった国庫負担を25%まで引き下げ、国保加入者に大きな負担が課せられました。病気になれば安心して医療にかかれるため、国庫負担の増額を求め、この陳情に賛成いたします。

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

陳情第11号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定しました。

請願第12号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願について、討論を行います。

まず、この請願に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 次に、この請願に対して賛成討論がありますか。

三枝議員。

○2番（三枝三七子君） 請願第12号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願に、私は賛成の立場から討論いたします。

現在の今の日本の状況がどのように世界で思われているか、少し話をさせてください。

2023年1月31日、国連人権理事会の普遍的定期審査において、作業部会で、日本の人権状況に関する192の国連加盟国による審査が行われ、その結果、文書が7月10日、国連人権理事会で採択されました。

何が採択されたのかといいますと、世界人権宣言や人権条約等に照らして相互に審査を行い改善すべき点について115か国が日本に対して発言を行い、勧告の数は約300にも上りました。こういう状況であります。

今回のこの請願内容である女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、とても意味が重いものです。行政府はこれまでに各部門に分かれて、この選択議定書の批准には1999年から外務省と法務省で40回、その後、関係省庁に広げて13回、研究会を開催しています。25年間、研究会ばかりを開催しています。選択議定書とは、締約した条約に実行力を持たせ、締約国はそれを監視、遵守するための委員会を立ち上げ、個人通報できるようにするものです。

これを批准してこなかった行政府、主に外務省人権担当側の答弁では、批准すると国連の人権委員会に個人通報ができるようになるので、以下の3点を理由を批准をためらっているということを答弁しています。

1つ目、調査委員会から勧告が出た場合、日本の司法の独立性が失われるのではないかと

いう危惧があると答えています。ですが、これは日本の法令において、人権が国際基準で審議されるようになるという前向きな方向になることです。

2つ目、次は金銭的な賠償、補償責任を指摘された場合、国内のいかなる組織、機関からこれを行うのか該当するところが不明ということ、また答弁されていますが、これについても他国の例を引けば、その国のどのような賠償、補償内容が適当かは、締約国内で検討すればよいとなっていますので、国会で議論すればいいだけのことです。

3つ目、これが一番大きな理由だと思われませんが、実は私も今回のことで調べてみましたら、非常にショックを受けました。どういうことかといいますと、戦後日本は、これまでに国連と締約してきている人権に関する条約は、どの条約についても個人通報制度を含む議定書については一つも批准していません。日本は個人通報制度を定める基準の批准や受託をしていないため、日本で個人通報制度はできません。これは、日本が国際機関に直接人権救済を申し立てることができる手段を一切持たない希有な国と、国連からも見られていることをぜひ皆さん周知しておいてください。

そういった見地から見ても、来月、10月17日、スイス、ジュネーブで開かれる8年ぶりの国連女性差別撤廃委員会世道により、日本政府報告書審査に向けて地方議会から行政府へ選択議定書の批准を強く求め、私の賛成討論といたします。

以上です。

次に、この請願に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 次に、賛成討論がありますか。

矢口議員。

○1番（矢口結以君） 1番議員の矢口結以です。

この請願第12号に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

この選択議定書は、女性に対する差別や暴力等を根本から解決するための重要な一歩であり、私たちの社会において女性の権利を守るために必要不可欠なものです。国際社会において、日本は長年にわたり男女平等の実現に向けた努力を重ねてきましたが、2023年のジェンダーギャップ指数は、146か国中125位と過去最低を記録しました。2024年6月には118位となったものの、この現実には差別撤廃に向けさらなる行動を必要としていることを示していると考えます。

選択議定書の批准により、個人通報制度、調査制度が適用されることとなり、条約上の権

利を侵害され、国内で救済されなかった女性が、国連の女性差別撤廃委員会に直接声を上げることができるようになります。条約上の違反が認められれば調査を行い、認定された事実に関して関係締約国に勧告を行う制度であります。

このことから、女性差別撤廃に向け、大きな前進とも言えます。さらに、選択議定書の批准は、社会全体の意識を変える契機となり、私たちの子供たち、またその子供たちが安心して暮らせる社会の実現のためにも、非常に重要であると考えます。

以上の理由から、この請願に賛成をいたします。他の議員の皆様の御賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論を終わります。

- 議長（横澤はま君） 次に、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、賛成討論がありますか。

安部議員。

- 3番（安部 誠君） 請願第12号に対して、賛成の立場から述べさせていただきます。

同僚の2人の議員がかなりいろいろなことを述べさせていただきましたので、私としては、ちょっとシンプルに、日本のジェンダー平等や女性の権利の置かれているのは、世界レベルから見てもかなり低い状況にあります。この議定書の批准により、国際水準に近づき、現状の置かれている状況が改善されることが期待されます。

以上の理由をもちまして、私はこの請願第12号に賛成させていただきます。

以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 次に、この請願に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって終了します。

請願第12号を挙手により採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は採択と決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 38 分

○議長（横澤はま君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程の追加

○議長（横澤はま君） お諮りします。

追加案件として同意 2 件、諮問 1 件、発議 6 件が提出されました。

これを日程に追加して議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

同意第 2 号について、上程、説明、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程 1、同意第 2 号 池田町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 同意第 2 号 池田町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本同意は、現在、町教育委員の小林崇浩氏が令和 6 年 10 月 11 日付で任期満了になることに

伴い、引き続き町教育委員として任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。

小林氏は、これまで前任者の残任期間２年間にわたり、教育行政の推進に御尽力されており、日頃から子供たちへの深い愛情を注ぐ人格、識見ともに優れている方であります。

なお、任期につきましては、令和６年10月12日から令和10年10月11日までの４年間であります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横澤はま君） これをもって提案理由の説明を終了します。

本件は人事案件であるため、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

同意第２号を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、同意第２号は、同意することに決定しました。

同意第３号について、上程、説明、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程２、同意第３号 池田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 同意第３号 池田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本同意は、地方税法に基づき固定資産を評価するに当たり、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するために市町村に設置するものであり、従前より固定資産評価員には副町長を選任してきているところでございます。副

町長不在期間の対応として、税務担当課長である住民課長を選任しておりますが、宮澤副町長就任に伴い、今回、寺嶋住民課長に代わり、新たに宮澤副町長を固定資産評価員に選任するものであります。

なお、任期につきましては、議会議決日からとなっております。

説明は以上であります。御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横澤はま君） これをもって提案理由の説明を終了します。

本件は人事案件であるため、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

同意第3号を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

諮問第1号について、上程、説明

○議長（横澤はま君） 追加日程3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由の説明をいたします。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長は当町の住民で議会の議員の選挙権を有する者のうちから、議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することとなっております。

当町の人権擁護委員3名のうち、1名が令和6年12月31日をもって任期満了となります。

で、本定例会で委員の推薦について意見を求めるものでございます。

宮澤陽美氏は、平成15年から高瀬中学校の図書館に勤務、平成24年からは池田町教育委員会で文化財保護に関わる事務補助員として勤務をしていただいております、人権擁護委員としては現在2期目をお務めいただいております。

人格、識見が高く、社会の実情に通じており、適任と考え、推薦したいと考えます。

なお、任期につきましては、令和7年1月1日から令和9年12月31日となります。

議員の皆様の御意見をお願いし、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

発議第5号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程4、発議第5号 信州池田地酒・地ワイン・ソフトドリンクで乾杯条例の制定についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） 発議第5号 信州池田地酒・地ワイン・ソフトドリンクで乾杯条例の制定について。

信州池田地酒・地ワイン・ソフトドリンクで乾杯条例を、別紙のように制定する。

令和6年9月19日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、三枝三七子、同じく山崎正治、同じく中山眞、同じく薄井孝彦。

提案理由、池田町の地酒、地ワイン、ソフトドリンクの普及促進及び地域の活性化を図るために制定するものであります。

以上。

- 議長（横澤はま君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

これを持って趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これを持って質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

発議第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第6号について、上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 追加日程5、発議第6号 県道上生坂信濃松川停車場線（県道275号線）のトンネル整備を求める決議についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7 番、大出美晴議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

- 7 番（大出美晴君） 発議第 6 号 県道上生坂信濃松川停車場線（県道275号線）のトンネル整備を求める決議について。

県道上生坂信濃松川停車場線（県道275号線）のトンネル整備を求める決議を、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月19日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、矢口結以、同じく三枝三七子、同じく山崎正治、同じく大厩美秋、同じく中山眞、同じく和澤忠志、同じく薄井孝彦、同じく服部久子。

県道上生坂信濃松川停車場線（県道275号線）のトンネル整備を求める決議。

池田町と隣接する生坂村、松川村の 3 町村を結ぶ県道上生坂信濃松川停車場線は、国道19号と国道147号をつなぐ重要な道路として、地域の生活、文化、産業、経済、物流の発展において多大な重責を担っています。関係する 3 町村にとって、通勤通学や通院、買物など、生活を支える地域に密着し、なくてはならない生活路線であります。

しかしながら、急峻な地形の上、幅員も狭小で、急勾配、急カーブの多い道路形状のため、自動車等による通行の難度が高く、特に冬期間は一層困難となる上、近年では降雨や降雪、融雪による土砂崩落や倒木等が発生し、通行止めとなる事態が頻発しています。

このような状況から、地域住民と利用される全ての方がいつでも安全で安心して通行できる災害に強い道路環境の早期整備が必要であり、県道上生坂信濃松川停車場線のトンネル整備について、早期実現を強く要望します。

以上、決議いたします。

- 議長（横澤はま君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔 「なし」の声あり 〕

- 議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

これを持って趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

発議第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第7号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程6、発議第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

5番、大厩美秋議員。

〔5番 大厩美秋君 登壇〕

○5番（大厩美秋君） 発議第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について。

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和6年9月19日提出。

提出者、池田町議会議員、大厩美秋。

賛成者、池田町議会議員、矢口結以、同じく安部誠、同じく和澤忠志、同じく服部久子。

宛先につきましては、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、財務大臣様、総務大臣様。

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求

める意見書。

こちらにつきましては、記以下を朗読させていただきます。

1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月19日、長野県池田町議会、議長名。

○議長（横澤はま君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

発議第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第8号について、上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 追加日程 7、発議第 8 号 訪問介護報酬の引き下げ見直しと、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

5 番、大厩美秋議員。

〔 5 番 大厩美秋君 登壇 〕

- 5 番（大厩美秋君） 発議第 8 号 訪問介護報酬の引き下げ見直しと、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について。

訪問介護報酬の引き下げ見直しと、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 19 日提出。

提出者、池田町議会議員、大厩美秋。

賛成者、池田町議会議員、矢口結以、同じく安部誠、同じく和澤忠志、同じく服部久子。

宛先につきましては、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、財務大臣様。

訪問介護報酬の引き下げ見直しと、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書。

こちら、記となります。1 を読み上げさせていただきます。

1．訪問介護報酬の引き下げ見直しと、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 19 日、長野県池田町議会、議長名。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔 「なし」の声あり 〕

- 議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

発議第8号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第9号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程8、発議第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

5番、大厩美秋議員。

〔5番 大厩美秋君 登壇〕

○5番（大厩美秋君） 発議第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月19日提出。

提出者、池田町議会議員、大厩美秋。

賛成者、池田町議会議員、矢口結以、同じく安部誠、同じく和澤忠志、同じく服部久子。

宛先、内閣総理大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）様。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書。

こちらにつきましては、意見書後半の部分を朗読させていただきます。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に子供にかかる均等割は子育て支援へ

の逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子供の均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みでもあり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入、世帯構成の家族が、加入する保険が違っただけで保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月19日、長野県池田町議会、議長名。

以上です。

○議長（横澤はま君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

発議第9号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第10号について、上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 追加日程9、発議第10号 女性差別撤廃条約「選択議定書」の速やかな批准を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

- 7番（大出美晴君） 発議第10号 女性差別撤廃条約「選択議定書」の速やかな批准を求める意見書について。

女性差別撤廃条約「選択議定書」の速やかな批准を求める意見書を別紙のとおり提出します。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、三枝三七子、同じく山崎正治、同じく中山眞、同じく薄井孝彦。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣政府特命担当大臣（男女共同参画）であります。

女性差別撤廃条約「選択議定書」の速やかな批准を求める意見書。

要約いたします。

1979年、国連で女性差別撤廃条約が採択され、1985年、我が国もこれを締約し、1999年、国連ではこの条約に選択議定書が採択されました。この選択議定書が批准されなければ、差別を受けた女性が国内で救済されない場合、国連に通報することもできない状態であるため、地方自治体においてもこの選択議定書の批准は極めて重要です。日本の現状を打開し、女性のみならず人権を国際基準にする決意を世界に明示する重要な一歩となることを期待し、国会及び政府において女性差別撤廃条約「選択議定書」を速やかに批准するよう強く求めます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月19日、長野県池田町議会、議長名であります。

- 議長（横澤はま君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

発議第10号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

- 議長（横澤はま君） お諮りします。

各常任委員会より、閉会中の継続調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

- 議長（横澤はま君） 追加日程10、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件について議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いてお諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

- 議長（横澤はま君） お諮りします。

議会運営委員会より、閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の所管事務の調査の件

- 議長（横澤はま君） 追加日程11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について議題とします。

議会運営委員長から、池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

- 議長（横澤はま君） お諮りします。

議員派遣の件について、日程に追加し議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

- 議長（横澤はま君） 追加日程12、議員派遣の件について議題とします。

この件については、池田町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので申し添えます。

町長あいさつ

○議長（横澤はま君） 矢口町長より発言を求められていますので、これを許可します。

矢口町長。

〔町長 矢口 稔君 登壇〕

○町長（矢口 稔君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

9月2日から本日までの18日間にわたる長い会期での定例議会、大変御苦労さまでございました。

提案いたしましたそれぞれの議案につきまして、慎重に御審議をいただき、原案どおり認定及び御決定いただき、誠にありがとうございました。

本定例会の審議の中でいただきました御意見や御指摘は、今後の行政執行の中で生かしていくよう努力してまいります。令和6年度の事業執行も上半期が終了し、下半期の執行となります。計画された行政事務事業に職員一丸となって取り組んでまいります。

また、今定例会で議会提案により信州池田地酒・地ワイン・ソフトドリンクで乾杯条例が制定されました。町としてもこの条例にのっとり、10月19日には安曇野池田ワインマルシェを開催し、条例の周知とともに地酒、地ワイン、そしてソフトドリンクのさらなる普及促進、地産地消に取り組んでまいります。

当町も実りの秋を迎えています。田んぼでは稲刈りの時期を迎え、東山山麓ではブドウを中心とした果物の収穫時期となりました。そして、各集落では秋祭りが週末を中心に開かれております。各地のお祭りを通じて、この環境に感謝し、地域を愛する気持ちが脈々と受け継がれています。町としても伝統文化を重んじて、将来につながるよう、町づくりを引き続き進めてまいります。

体調管理も難しい季節でありますので、議員各位にはくれぐれも健康に留意され、健康で御活躍されることを御祈念を申し上げます。

定例議会の閉会に当たり一言申し上げ、御礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長あいさつ

- 議長（横澤はま君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は9月2日より本日までの18日間にわたり、令和5年度一般会計並びに各特別会計決算の認定、令和6年度各会計の補正予算等の重要案件を慎重かつ熱心に御審議いただき、議員並びに理事者、関係職員の御協力によりまして順調な議会運営ができましたことを、厚く御礼申し上げます。

令和6年度も財政が非常に厳しい状況の中、予算が執行された一般会計並びに各特別会計とも的確なる決算処理となり、理事者をはじめ職員各員の鋭意な努力に対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。また、監査委員におかれましては、長期間にわたり決算審査をいただき、大変御苦労さまでございました。

今後の行政運営に当たりましては、本定例会の審議及び審査報告等の中にありました意見、要望等に十分配慮され、事務事業の適切な執行により、町の活性化により一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

閉会の宣告

- 議長（横澤はま君） 以上をもちまして、令和6年9月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 17 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月19日

議 長 横 澤 は ま

署 名 議 員 薄 井 孝 彦

署 名 議 員 服 部 久 子